

平成二十五年十一月

東羽倉家文書史料集 一

東丸遺墨

荷田直子・いし・左仲書状集

元文元年 羽倉信名江戸在府日記

元文三年 羽倉信名江戸在府日記

元治元年 秘記

目次

序言	……………	根岸茂夫	1
東丸遺墨			
解題	……………	根岸茂夫	7
荷田直子・いし・左仲書状集			
解題	……………	石岡康子	19
元文元年 羽倉信名江戸在府日記			
解題	……………	白石愛	47
元文三年 羽倉信名江戸在府日記			
解題	……………	石岡康子	85
元治元年 秘記			
解題	……………	根岸茂夫	121

序言

根岸茂夫

本書は平成十五年から続いている「荷田春満研究会」において、翻刻・検討した史料を中心に、研究会のメンバーの翻刻・考察した成果を公開するものである。この研究会は、平成十四年國學院大學百二十周年記念の学術事業として『新編荷田春満全集』が計画され、故青木周平教授を中心に、京都市伏見区東丸神社所蔵の「東羽倉家文書」（荷田春満の生家の旧蔵史料）約七八〇〇点の史料調査・整理に参加した國學院大學を中心とした若手研究者・大学院生・関係者が集って始まった。整理・調査については平成十五年度から十八年度に科学研究費補助金基盤研究（B）「近世国学の展開と荷田春満の史料的研究」を得、平成十九年度・二十年度には國學院大學特別推進研究費、平成二十一年度には國學院大學文学部共同研究費を得ることができ、平成二十二年度からは科学研究費補助金基盤研究（B）「近世における前期国学の総合的研究」によって、京都における東丸神社調査を続けることができています。

長年の調査と研究会および参加者個々の研究成果として、研究費補助では費用の関係もあり、いままで研究論文・報告書などで公表してない成果も溜まり、とくに解読した史料がパソコンのデータに保存されたまま埋もれた翻刻史料も多くなった。本書は、そのうち重要と思われる史料の一部を國學院大學の研究費補助を得て公表するものである。

現在、研究会の目的は、国学の四大人の筆頭に位置する荷田春満の学問の実証的な検証・解析を進めて、わが国における総合的人文学の萌芽を十七世紀後期から十八世紀の近世前期国学の中に探求することと、春

満と門人さらに周縁の人々がさまざまなネットワークを形成し、それが近世社会の発展、とりわけ学問・文化・政治などに大きな影響を与えていたことを解明することにある。その基本的な史料が東羽倉家文書であり、本書はその一部の翻刻に解題を加えて刊行するものである。収録した史料は、享保九年（一七二四）から同十二年ころの荷田春満が門人で幕府書物奉行の下田師古に宛て、享保期の文教政策の一環である古典籍収集事業への協力と指導を物語る書状を綴った「東丸遺墨」を巻頭に収めた。つぎに、春満の娘荷田直子と春満の弟荷田信名の妻いしなどの消息、春満の弟で御殿預となった元文元年（一七三六）・同三年「羽倉信名江戸在府日記」、さらに幕末の成立ではあるが、東羽倉家と伏見稻荷社の年中行事と京阪神地域の信仰圏や稻荷講の様子を窺わせる元治元年（一八六四）「秘記」を収録した。それぞれの史料の詳細は解題に譲るが、荷田春満によって形成された前期国学の様相や、東羽倉家の活動が窺える重要な史料と考えている。「東丸遺墨」は根岸が翻刻して岩橋清美氏が原典校正を担当し、「荷田直子・いし・左中書状集」・元文三年「羽倉信名江戸在府日記」は石岡康子氏が個人で翻刻・校正し、元文元年「羽倉信名江戸在府日記」と元治元年「秘記」は研究会で輪読しながら翻刻したものであり、原稿の整理は白石愛氏がすべて担当し、元文元年「羽倉信名江戸在府日記」の原典校正は石岡氏が、「秘記」の原典校正は白石氏および根岸が担当して、解題は「荷田信名日記」を白石氏、「秘記」を根岸が担当し、総合的な調整と編集厚生事務を早乙女牧人氏が担当した。

なお東羽倉家は荷田氏を称し、近世には伏見稻荷社の社殿の管理や財政を扱った御殿預を世襲した家で、荷田春満（本名羽倉齋信盛）の生家に当る。稻荷社の社家に羽倉家が目代家（西羽倉家）など他にも存したため、東羽倉家とも称された（本書では解題や史料中に荷田・羽倉・東

羽倉という姓が散見するが、基本的には同一の家である。

現在の研究会は、國學院大學の教員・若手研究者・大学院生を中心に他大学の教員・研究者も加わり、少人数ではあるが精力的に活動している。本書に掲載した史料の翻刻・検討に関わったメンバーおよび現在の構成メンバーは次の通りである。

国文学研究資料館名誉教授	鈴木 淳
中村学園大学教育学部教授	古相正実
東京大学総合研究博物館特任助教	白石 愛
慶應義塾大學斯道文庫准教授	一戸 渉
東海大学文学部非常勤講師	早乙女牧人
川越市立博物館	宮原一郎
以下國學院大學	
文学部教授	根岸茂夫
法学部教授	高塩 博
神道文化学部准教授	松本久史
文学部兼任講師	中村正明
文学部兼任講師	舟木勇治
文学部兼任講師	岩橋清美
研究開発推進機構助教	渡邊 卓
研究開発推進機構客員研究員	宮部香織
神道文化学部資料室員	堀口裕美子
大学院文学研究科史学専攻後期課程	種村威史*
大学院文学研究科史学専攻後期課程	榎本 博*

大学院文学研究科史学専攻後期課程	川村由紀子
大学院文学研究科史学専攻後期課程	太田和子
大学院文学研究科史学専攻後期課程	田中文敏
大学院文学研究科史学専攻後期課程	岡谷成康
大学院文学研究科史学専攻前期課程	張 維珊*
大学院文学研究科史学専攻前期課程	秋山 愛*
大学院文学研究科史学専攻前期課程	藤井未央*
大学院文学研究科史学専攻前期課程	竹田真衣子
大学院文学研究科史学専攻前期課程	番場夏希
大学院文学研究科史学専攻前期課程	杉山哲司
文学部聴講生	石岡康子

(*の肩書は研究会参加当時のものである)

本書の刊行にあたり、刊行費用の援助をいただいた國學院大學、長年の調査にご迷惑をおかけしたにもかかわらず、たえず御支援を賜る東丸神社松村準二宮司御夫妻、調査のたびに御高配を賜る稻荷伏見大社中村陽宮司はじめ職員の方々に、心から深謝の意を表する次第である。

史料翻刻凡例

史料翻刻に当たっては近世一般の史料集に準じて、以下のようにした。

- 一 漢字は常用漢字を基本とし、その他の漢字は旧字とした。平仮名・片仮名はそのままとし、変体仮名は平仮名に改めた。ただし助詞の江・而は、漢字で示した。合字は現行の仮名に直した。
- 二 近世慣用の文字はそのままとし、誤字・脱字などは該当の文字の右傍に括弧を付してその旨を示した。
- 三 朱書は『 』で括った。
- 四 欠字は一字あけ、平出は二字あけた。
- 五 虫損などで文字が不明な場合、字数を□で示し、不明な箇所は「 」で示した。
- 六 抹消・訂正は、抹消部分を【 】で括り、その下に訂正の文字を括弧を付して補った。
- 七 付箋・異筆などは「 」で括り、その上に(付箋)・(異筆)・(後筆)などと注記した。

東丸遺墨

解題

根岸茂夫

本書は「東羽倉家文書」のうち「先人遺墨」と箱書のある木箱(A—1—1—1—3—6(四二))に収納された三巻のうち、「東丸遺書」と題簽のある卷子一卷に貼り込まれた荷田春満自筆書状八点である。すでに多くは荷田春満大人二百年記念会編『宝永四年日次記並書翰集』(昭和十二年)、菟田俊彦氏校注『神道大系』論説編二十三復古神道(一)荷田春満(昭和五十八年)に収録されているが、これらが前欠としている箇所が現存したり、本文に訂正のある箇所を提示していないなど、本来の体裁と異なる部分も多いので、あらためて原典により翻刻したものである。

卷子は、天地三五・五cm長さ四九〇cmで、五点の書状を上段に、三点を下段に並べてあり、掲載の順に何らかの基準は見いだせない。各書状には、上段の書状から順に番号を付して史料一〜五とし、つぎに下段の史料に番号を付して史料六〜八として翻刻した。箱書には左下に「後学可亭良信誌」とあり、裏に「明治十九年九月」と墨書されており、一族の羽倉可亭が装丁に関わっていたことが知られる。この明治十九年九月、修史局星野亘が史料編纂事業のため羽倉家を訪問し、史料の一部を謄写しており、剥離していた史料を繋ぎ合せて卷子に装丁したのは、この調査を契機に行われたものかもしれない。

可亭羽倉良信(一七九九—一八八七)は近世後期から明治時代の篆刻家・画家として知られ、伏見稲荷御殿預羽倉(荷田)信郷の末子延年の子に生まれ、同族の伏見稲荷目代羽倉信賢の養子となり、非蔵人・駿河守・伏見稲荷権目代に進んだが、のち職を辞して各地を遊歴し村瀬栲亭・大

窪詩佛などに学び、篆刻・絵画も学んだという。『平安人物志』には篆刻家として掲載されている。維新後、宮内省の命をうけて御璽六顆を刻し、また諸親王の印章を刻し、有栖川宮の寵遇を得たという。明治二十年八月、八九歳で死去しており、箱書を書いたのは一年前である。

荷田春満の書状は、年代未詳もあるがすべて享保十年から十二ころのもので、伏見在住の春満から幕府書物奉行下田幸太夫師古宛と、江戸との連絡のために伏見奉行北条遠江守の家臣二名に宛てたものである。八点は以下の書状であり、うち六点は『宝永四年日次記並書翰集』等に掲載されている。

一 享保十二年九月二十三日 下田師古宛荷田春満書状

一五・九×一一・三cm

二 享保十一年十二月二十一日 下田師古宛荷田春満書状

一五・四×八四・六cm

三 享保十二年閏正月二十五日 下田師古宛荷田春満書状

一六・一×七〇・五

四 年月日未詳 荷田春満書状(後欠)

一六・一×五五・九cm

五 享保十年三月八日 田中孫左衛門・宮城弥右衛門宛荷田春満書状

一五・八×八二・九cm

六 年月日未詳 荷田春満書状(後欠)

『宝永四年日次記並書翰集』六八頁

七 享保十年三月十二日 下田師古宛荷田春満書状

一五、九×一六六、五cm

一五、三×一六四、八cm

『宝永四年日次記並書翰集』六四頁(但し前欠)

八 享保九年閏四月九日 下田師古宛荷田春満書状

一五、八×一一三、二cm

『宝永四年日次記並書翰集』六六頁

これらの史料は、八代将軍徳川吉宗が、古典籍の調査・収集を積極的に進め、享保七年正月に諸国に対し散逸した古典籍の収集を命じた事業に、春満が積極的に関わった事情を物語るものである。このとき江戸の門人の一人であった旗本松平信允は、高家中条信実には有職故実の顧問として春満を推薦するとともに、春満にこの事業に携わるため江戸に下るように強く勧めた。三月、伏見を出立した春満は七月過ぎに江戸に下った。

翌享保八年三月、春満は将軍吉宗の上意により、中条信実邸において中条と奥右筆下田師古から有職故実につき諮問を受け、さらに吉宗から「和学御用」、すなわち春満の和学を下田に相伝するとともに、幕府所蔵および諸国から収集した古典籍を調査・鑑定するように命じられた。春満は、吉宗の側近である御側御用取次有馬氏倫・奥小納戸大嶋以興や中条からの故実や書籍に関する諮問にも答えた。春満は、門人となった下田と連絡を取りながら事業に参画し、その成果は『和書真偽考』からも知ることができる。五月、伏見に帰る暇乞いに来た春満に、中条は吉宗からと金一〇両と晒三疋を賞賜している。

享保八年五月江戸を去って六月に伏見に帰着した春満は、晩年の一三

年間を伏見で過ごし、家塾を開いて門人を養成した。和学御用への協力には、伏見に六月に帰ってからも続き、同年十二月に書物奉行に進んだ下田と書状を往復し、春満は京都を中心に古典籍の調査と収集を、門人の協力のもと精神的に行っている。帰国直後の享保八年六月には『和書真偽考』を著し、同年十月には『戸令俗解評』を執筆し、同年冬から翌春にかけて『出雲風土記』を校訂したのである。

掲載した史料のうち、八、享保九年閏四月九日「下田師古宛荷田春満書状」には、春満が「出雲風土記」に訓点を施し、別に考察を付して進上すると記し、また獄令に言及して『故唐律疏義』を借用して書写するので、幕府の御文庫に配架すれば御用に役立つと提案しており、この間の幕府の古典籍収集に積極的に協力するさまが見いだせる。ついで、五、享保十年三月八日「田中孫左衛門・宮城弥右衛門宛荷田春満書状」には、伏見奉行北条遠江守氏朝の用人二名に宛てた書状であり、春満が江戸を去る時、伏見奉行を通じて古典籍の調査につき江戸との連絡を取るようにと指示されたことから、京都で発見された『本朝世紀』の閲覧について連絡している。また七、享保十年三月十三日「下田師古宛荷田春満書状」によれば、下田から獄令と国忌について質問を受け、回答している。春満は同じ享保九年八月には『類聚三代格』を偽書と断じて『偽類聚三代格考』を著しており、幕府の御用への意欲を垣間見せてくれる。

二、享保十一年十二月二十一日「下田師古宛荷田春満書状」では、下田に貸与していた春満所蔵の『政事要略』『南朝紀伝』『類聚雜要』が返却されており、『政事要略』は欠本を所持している者がいるので書写するつもりと述べている。ただ春満は、享保十一年ころから持病に悩まされるようになり、この書状にも春以来「胸痛」の病に冒されて書籍の調査

も滞っているといいながら、秋には快復し『名目抄』の僻案を著述したと意欲を見せている。さらに翌年の、三、享保十二年閏正月二十五日「下田師古宛荷田春満書状」には、『政事要略』調査の結果を下田に報告しているが、これらの書状には添削の跡が甚だしく、あらためて清書しないまま下田に書状を出しているところに、病に冒されながらもやつの思いで書状を出した春満の健康状態を窺うことができる。

一、享保十二年九月二十三日「下田師古宛荷田春満書状」には、下田から『貞観儀式』『北山抄』『西宮記』『江家次第』の刊行について諮問を受けたのに対し、春満は『貞観儀式』が根本であり、他の本は末に位置するとして、『貞観儀式』と『西宮記』が刊行されれば、「倭学者」の重宝になり、それ以外にもさらに出版されれば研究が進むが、重要なのは『令集解』であり、文字などを吟味し校訂をして上梓されることを望んでいる。ここに、文献学を基礎に研究を進めようとする春満の意図が明確に示されている。

なお、四・六は年月日未詳で後欠であるが、同時期に下田からの質問に春満が回答した書状の一部で、四は弾正式についての回答であり、六の前半は律令格式の意味について、後半では冠婚葬祭の故実について回答している。律令格式については、律は「天下の法度」、令は律に背いた者への「刑罰の書」、式は令の詳細を示し「精細にて条目の様なる物」、格は令に洩れたことや後世に齟齬をきたしたとき「令を改められ、或ハ事の増減等を臨時に仰出されたる書」と、基礎を簡明に述べている。また冠婚葬祭については、朝廷のものは国史に見えるが、下々には次第に上の冠婚葬祭を簡略化しながら普及したものであり、「庶民に推し渡りたる礼書ハ本より無之」と、すべてが文献に記されているわけではないと文献学的な考察の限界を論じ、元服加冠についても、次第に冠を省略し

額髪を剃るようになり、庶民の加冠の礼が消滅したと、歴史的に解釈する態度を取っている。

これらの書状は、春満が下田師古などに宛てた原本であり、本来東羽倉家文書のうちに現存するものではない。ただ、下田が享保十三年四月に死去した後、下田が春満から借用していた『政事要略』を父の下田泉翁が春満の許に返却しており（『江戸幕府書物方日記』六）、そのときに往復の書状なども一括して戻されたものかもしれない。四、「田中孫左衛門・宮城弥右衛門宛荷田春満書状」も、伏見奉行から下田の手にわたっていたと推定され、同様の経過をたどって東羽倉家文書のうちに伝来したのであろう。

(卷子題簽)

「東丸遺墨」 「羽倉信義藏」

一 享保十二年九月二十三日 下田師古宛荷田春満書状

被 仰【聞】「下」候条々

一 貞観儀式若板行ニ成候ハ、愈延喜式の補ニも成、倭学者之為最重宝ニ可有之哉否之事、

右は在府中も略得御意候通、延喜式ニ事ハ見儀式ニ候へとも延喜

儀式無之候ニ付、其【之】「式」事闕候故学者之【歎】「迷惑」ニ候、

若貞観儀式板行ニ成候へハ、延喜式之補ニも成、倭学者之為尤重宝

【可有之】「たるへく」候と奉存候、

一 北山抄・西宮記・江次第、其外国史等之内骨を折所々を考合候ハ、

儀式の事も大概貞観儀式十分之七八も相知可申哉、但貞観儀式ハ正史

並私記等ニ載有之とハ格別之品と【可】有之哉否之事、

右国史と儀式とハ格別之品之書ニ候へハ、いか程骨を折所々を考合

候而も国史見候儀式之事ハ相知れず候、北山抄・西宮記・江次第等

と儀式と同類之記ニ候故、大概貞観儀式の事も相知候、然とも【事】

〔旧儀新儀の〕本末之【違】〔差別〕有之ニ候、貞観儀式ハ本の式ニ候、

北山・西宮・江家ハ末の記ニ候、本の式を存候へハ末の記の是非可

否を弁へ申候為ニも能候故、先貞観儀式板行ニ成候ハ、古学の為

ニ成可申と存候、

一 北山抄か西宮記之内板行ニ成候と、貞観儀式板行ニ成候とハ、いつれ

か古学仕候者のため重宝ニ可成哉否之事、

右北山抄ハ板行ニ成候も、西宮記程に重宝ニハ成申ましくと存候、

貞観儀式と西宮記との内ニテハ西宮記にハ貞観儀式ニ無之【公事臨

時之事】数多有之、巻数も多候へハ、学者にとり貞観儀式よりも西

宮記板行ニ成（以上『宝永四年日記並書翰集』ニナシ）候ハ、重宝ニ存者可有

之候、古学明証之為ニハ貞観儀式ニひろく恒例之公事・臨時之【事】

〔作法〕を存候ニハ、西宮記ニ候へハいつれとも申かたく候、【畢竟

〕とかく兩記ともに倭学者見不申候てハ事欠候間、貞観儀式・西宮

記【二部ながら】〔共に〕板行ニ成候ハ、学者至極之重宝ニ成可申

と存候、

一 貞観儀式・西宮記に限らず、古書之内ニ板行ニ成候倭学者最重宝ニ

可存書之事、

右貞観儀式よりも西宮記よりも古書之内ニ板行ニ成申候倭学者

重宝可存書は令集解ニ御座候、集解之文字等吟味之上ニ板行ニ成候

ハ、至極之重宝ニ成可申候と存候、以上、

九月廿三日

羽倉斎 拜

下田幸太夫様

二 享保十一年十二月二十一日 下田師古宛荷田春満書状

一 翰致啓上候、時分柄寒気厳烈候へとも、益御堅固可被成御勤と珍重

奉存候、

一去比御越被下候節、前度懸御目置候、

政事要略 廿五卷 一冊

南朝紀伝 三冊

右【御書写相済】御返却落手仕候、近來政事要略欠卷少々所持【伝候者】有之由伝承之候、何レの巻にても御用ニ候ハ、其來春取出し可申候、但外よりも出候御書写相済、御用ニ無之卷ニ【其内】候ハ、巻目承置申度奉存候、いつにても被仰聞可被下候、

一夏比名目抄御返却之節、名目抄之内不審之条々別紙御書付被遣【候へとも】候、拙者儀当春以來胸痛病于今全快不仕鬱【滯】候ハ、仕候節候、後発候故書籍相考候儀も怠慢かちニ罷成候ニ付、大学へ申【付】渡御不審之条々紬釈いたさせ候処、是も秋中病氣漸全快仕候、

頃日大略所見僻案等之草稿出来仕候、落字等傍添頭注【傍注不清整】候へとも、先懸【御目候】とくと清書【いたし】申付候へ

候、年内懸御目かたく候故余り及延引之【間】申付候へ仕候【致迷惑候へハ、乍草稿先懸御目先数条紬釈出来候分乍草稿懸御目候、相残候条々ハ來春中致清書可懸御目候、左様御心得可被下候、

未考之数条も追々所見【次第】僻案等可申上候、猶此上所見清書候ハ、可申進候、万喜期永春候、恐惶謹言、

十二月廿一日

羽倉齋

下田幸太夫様

三 享保十二年閏正月二十五日 下田師古宛荷田春満書状

当九日之貴束落手、忝致拜見候、弥御堅固被成御勤候由、珍重奉存候、

一【前度】日外懸御目候仮名装束抄二冊、今度御返却被遊【御戻し】受取申候、

一私所持候西宮記・北山抄之内、当分入用無之方可懸御目之由被仰下畏入族、北山抄ハ所持之本【全備不仕よろしからず候間】欠巻も有之候、非好本候間、其内学友之内【聞】承合、好本致校合可懸御目候、西宮記ハ十冊所持之本、今度懸御目候、緩々御留可被遊候、

一先書得御意候政事要略之儀、所持之方委細承候【此間所持承候へハ、】五十一 五十四 五十五 五十六 五十七 五十九 六十七 六十九 七拾 八十二

右十冊有之由御座候、然とも持主借料之品々候故【この外致秘藏、借料など出し不申候へハかし不申品御座候故】不殘急ニハ難調候、私も所望奉存候故、何とそ手ニ入申度存候間、若右之内御用筋も御入用御座候ハ、其巻可被仰聞候、私儀右之書【も】所望に存候【故】間、何とそ手ニ入、写取候以後懸御目可申候、以上【可申と奉存候】若御用筋入用之巻も御座候ハ、其内可被仰聞候、以上、

後二月廿五日、羽倉齋

下田幸太夫様

四 年月日未詳 荷田春満書状（後欠）

一弾正式車馬從者条に男官より女官の從者多き事ハ如何、

右【ハ】本朝之式も唐式に准拠せられたる次事も多候由傳來候【へとも】候ハ、此一件も唐式を見不申候故【に】准拠様、但道理の上にて、男ハ陽剛にして難押把かたく、女ハ陰柔にて易短慢ゆえ故に、車馬の從者ハ男官より女官の從者多かるへき事と被存候、然とも【是ハ車馬往還の往來に限り】道路資人の数ハ女減半と軍防令の条にみ

へ候へハ、【女】(男)官より女官の従者多き事ハ【道路往還】(軍馬)

の従者に限りたる【へく候】(事と存候)

一【彈正式】(同式程)に女子の従者の法有に、男子の従者の法なき事、

是亦道理有へき事と、賢按に蔭子を以て論せられ候事、可然奉存候、

一【女式に女孀亦四人、右亦の字の事】(同)

一【彈正式に女子の従者之法ありて、男子の従者の法なき事、是亦】

一同式条に女孀亦四人云々、此右亦の字の事、有位の人の女の女孀に成

りたるを云歟と賢按被成候【同行の文に四位五人四位五人五】(事可然

歟、但【上の文に】五位四人と御座候^而、女孀亦四人と候へハ、五位の

女の女孀になりたるに限候文も相見へ申候、

(後欠)

(異筆)

〔金百疋〕

羽倉齋

五 享保十年三月八日 田中孫左衛門・宮城弥右衛門宛荷田春満書状

御手昏忝致拜見候、然は先日致参上、弥右衛門殿へ申置候趣、孫左衛門

殿ニも被成御承知候上、遠江守様へ被達御聞候旨被仰下、忝仕合奉存候、

一六地藏柴屋嘉右衛門と申者、古キ書物致所持候段承及候間、御用筋之

儀ニ付入用ニ可有之哉、見置申度奉存候ニ付、何と申書物、巻数何程

有之物所持仕候哉、各様より御聞合被下候様仕度奉願候、然所、右書

物ハ本朝世記五冊物ニ而御座候由被仰下、承知仕候、且私見申度と申

儀尤ニハ候へとも、書物之名も存知不申候由、何と申書物^ニ候之由及

聞候間、見申度との儀ニ候得は、尤^ニハ候へとも、名をも不拝見申度

と申儀如何敷思召候由被仰下、承知仕候、私承及候ニハ、柴屋嘉右衛

門方ニ古書数多所持仕候様承候故、何と申書何部何巻所持仕候哉、此

儀各様より御聞被下候ハ、相知可申候、其上^ニ 御用筋ニ付、其書に

より一覽之儀願可申上候、本朝世記五冊物計^ニ、外之古書ハ所持不仕

候哉、弥此儀御聞合被下候様仕度候、右本朝世記計^ニ御座候ハ、御取

寄被下候ニ不及候、此世記之儀も見申度奉存候へとも、此儀ハ少様子

も御座候間、重^而可得御意候、右之趣宜預御沙汰度候、草々、

三月八日

羽倉 齋

田中孫左衛門様 (伏見奉行北条遠江守用人)

宮城側右衛門様

六 年月日未詳 荷田春満書状 (後欠)

律令格式差別之事、

右令ハ天下の法度にて万民に申渡書にて御座候、

律ハ右之令の【法度】に【違】背候へハ【の者に】罪咎をおほせ候刑

罰の書にて候、

式ハ令のくハしきものにて候、令ハ【大略にて】綱領、式ハ精細にて

条目の様なる物にて、たとへハ神祇令に仲春祈年祭と出候【へハ神祇

式】にハ祈年祭の時の【次第・進退】器物并祝詞等まで皆具に書載ら

れ候、此一条を以ても自余【を】(の令式の精意推して准知なるへく候、

格ハ令の制に迄漏たる事を後に制せられ、又ハ令の制世にさしつかへ

【有】て行れかたき事有時、【其】〔前〕令条を改められ、或ハ事の増減等を臨時に仰出されたる書にて御座候、然れハ律令【と】格とハ天下に施行ありて万民存知する書にて御座候、因茲【新令出来候へハ、古五畿七道に新令を講て万民にしらせられ候事、国史にもみへ申候、律と式とハ】天下【に施行なく】〔の人不存〕ても官司の輩【能可存知候へハ其事被行申候書故、律と式とを天下に被講候といふ事ハ国史にもみへ不申候】〔不存してハ不叶書にて御座候〕

一 官人并庶人の冠婚喪祭等の礼、古ハ本朝にも定りたる次第有之や否之事、

右冠婚喪祭ハ人倫の大礼、本朝に此礼なくハ人倫の道なきか如くに候へハ、【異国の礼儀をもちからず】此礼本邦に上古より有ること勿論候、

一 冠婚喪祭も朝廷の礼儀ハ国史令式等にて大概可被考【候へとも】、臣民の事ハ可難考哉否之事、

右国史令式等ハ、必朝廷にかきらす天下の臣民上の事も候へハ、上の礼儀考へられ候へハ下の例ハこれに准して執行れ候、

一 律令格式等を撰ハれ候ほとん文物盛りなる時節、万民に推渡りたる礼書も可有之もの二候へハ、古ハ冠婚喪祭等の礼書等有之候へとも、後世にいたり断絶候【候哉不】〔候歟、又〕ハ無之ても例に依て執行候事や否之事、

右冠婚喪祭の礼、万民に推渡りたる書有之候て断絶いたし候へハ、其古の名も有之、流布可仕事二候、書目も【愚子見あたり】〔流布せず〕不申候へハ、庶民に推し渡りたる礼書ハ本より無之ものと奉存候、惣而何事も五位以上之礼【定り】〔古証所見〕候へハ、六位以下ハ五位の礼に准して次第に【減】省略の礼をし候て執行候、無位ハ又六位以下の

【例】〔礼〕に准して段々略儀を用ひ、例にしたかひて執行ひ候へハ、冠婚喪祭庶民に推し渡る書記無之候ても、皆時代の上的礼を見習聞習分限相応に執行にて候、すてに諸記にみへ申候、

冠礼

天皇御元服も、一人の子元服も、五位以上之子の元服も、少し差別ハ御座候へとも、大法同様ニ【ハ御座】〔相見へ〕候へハ、上の礼に准拠して、下の礼ハ省略して執行事二候、因茲京都にてハ堂上に不限地下にても、五位の輩ハ今とても加冠理髪いたし作法皆本際相応の品にて冠礼執行候、元服ハ【豆】〔首〕に冠を加候礼^ニ候へハ、理髪之作法家々の口伝故実有之【執行之事】候処、冠ハ不着額髪を剃すて候を天下【一統】〔等〕の風俗ニ成候故、庶民の冠礼ハ断絶之様ニ成行候事と存候、古記【を見候へハ】〔に〕無位ハくろき冠と候へハ、昔ハ無位無官の者も冠ハ着候故冠礼なくてハ不叶事二候、

一 延喜式にも神祇の祭法ハ委く見へ候へとも、 先皇の祭礼不詳候事、右本邦ハ君臣共に天神地祇を【二元】〔本〕祖とする神国の【風儀】〔二通〕二候へハ、天神地祇の祭法も 先皇の祭法も同事^ニ御座候故

(後欠)

七 享保十年三月十三日 下田師古宛荷田春満書状

覚

一 獄令初条の義解を以て被考候へハ、左右京職に於て事発れ候罪人及び衛府より送り候罪人ハ大辟たりとも京職決候事と賢察候処、刑部之職掌にハ定刑命と有之候^而、京職にハ刑命之義無之、惣^而令の本文に京職

流死等を断候事不相見候は如何之事、

右獄令初条之義解ハ勿論、刑部卿の条之義解を以ても、京に貫属之罪人ハ徒以上にても刑部省に送らすして、京職決候事と相見へ候へとも、令条に京職【流死等】〔罪〕を断候文無之事ハ、京職ハ盜賊を禁断し所部を糾察の文に【決】〔断〕刑候事ハ約候ものと被存候、其抛ハ国司の刑を断候事ハ明白ニ候へとも、令条の文にハ京職と同じく所部を糾察とのミ有之候て、刑を断候文も無之候へハ、左右京・撰津職・国司等准抛すへへ〔符カ〕く【奉】〔被〕存候、刑部ハ専ら刑罰の職掌故、定刑名の文可有之候、太宰府の判事の職掌にも定刑名の文有之候も同事にて、職掌の専要を以て令条の文有之と被存候、

一京職にも囚獄有之候否、若ハ京職ハ諸国とちかひ刑部へ程近き事故、刑部の囚獄へ一つに入置事にや否之事、

右囚獄司ハ刑部省之被管にて候へとも、東西の二京に囚獄有之事故、左右京職に分配之故と被存候、しからすハ〔以上『宝永四年日次記並書翰集』ニナシ〕東西に囚獄有へからず候、しかれハ格別に刑部之囚獄、左右京職之囚獄といふ事ハ有ましく候、右京職に於て御不審等の儀、倭書之内所見無之候へハ、故唐律疏議の内にて、京職に相当候官人之罪人を決断いたし候文言等有之候へハ、書拔可懸御目之由、承知仕候、故唐律疏議先書申上候通、持主事之外秘藏いたし、借用申候とても一冊宛ならてハ見せ不申候故、いまた全部熟覽不仕候、右之条々見当り候へハ追書拔可懸御目候、何とそ書写仕度存、【写】〔初卷〕より一【冊】〔卷〕つゝ借用いたし、写とり候へとも、不明之老眼自筆^三而写候事故、はか取不申候、漸名例律之卷ハ遂書功候、全部三十卷書写いたし候ハ、律書之御考等にハ御用にも立可申候書と奉存候、

一古代国忌の日の礼儀御法事等ハ、如何様の執行品ニヤ、寺又ハ陵へ天皇行幸、皇太子行啓などの事も有之ヤ、若ハ御名代被仰付候事も有之哉、国忌に限らず、

先皇の御為とて右の所へ

天皇行幸等の例も有之哉否之事、

右國忌にハ、朝廷の礼儀は無所見候、国忌は治部省掌候、諸司之廢務にて候、寺にて功德を被修候事、其寺へ勅使を被遣候事ハ、国史所見例あまた御座候、東寺西寺に布施の事ハ所見御座候、猶礼儀類典にハ、国忌の条有之、諸家之記文あまた被引候由承及候、国忌の日、山陵等へ

天皇行幸、皇太子行啓の例所見無御座候、国忌の日に限らず、

先皇の御為とて、右兩所へ

天皇行幸も 皇太子行啓も例所見無御座候、即位又は御元服などを、山

陵へ告られ候 勅使之例ハ所見あまた御座候、国忌の日、齋事の起

りハ、

持統天皇二年二月乙巳、詔曰、自今以後、コトニ アタル ハテノヒニ カサス毎レ取^二国忌日^一要須^レ齋也

と日 本紀に所見候、

已上

三月十三日

幸太夫様

羽倉 齋

八 享保九年閏四月九日 下田師古宛荷田春満書状

覚

一類聚国史皿^{四十五}_{五十二}二冊、先便返上仕候処、御受取被成候由被仰下、承知仕候、

一出雲風土記訓付いたし、別考一冊相添、先便返上仕候処、御受取被成、御念入候御昏面之趣承知仕候、

一新国史一計とくと拝見仕候、貴様ニハはいかゝ思召候や、新国史と申候題号は相応仕かたく奉存候、書躰、古類聚国史之模様ニ候、若新類聚国史之題号を転写、類聚の二字を脱失いたし、新国史に成申たるにてハ御座有ましきや、所存申上候、右一冊ハ、類聚三代格返上候節返呈可仕候、

一京職断罪等之事、若近来求出候故、唐律疏議の中ニも有之候ハ、拔書可懸御目候由先書被仰聞候へとも、いまた所見無之候、俗書にてハ候へとも、保元物語卷第三左府の君たち付むほん人各遠流の条に

太政官符

心追位記事 左京職

正二位藤原朝臣兼長 出雲国

従二位藤原朝臣師長 土佐国

正三位藤原朝臣教長 常陸国

右云々

これ左京職断罪之一証とも成申しきや、猶此時節之家記とも考候て見申度候へとも、いまた見あたり不申、御考のため申上候、且故唐律疏議ハ、本邦律令のたすけに成申候、御用にも立可申書と乍憚奉存候、若御文庫ニ無御座候^而、指上候事可然思召候候ハ、書写いたし可指上哉、大島殿へも御談被遊可被仰下候、兼而申上候通、持主隠密故、本書ハ難懸御目候、野子借用仕書写いたし候儀ハ成申候、御内意

を得申候、野子真字等ハ別^而見苦候へとも、其段不苦思召候ハ、書写仕可指上候、三十卷^二_三候へとも、紙敷ハ少御座候間、遅筆ニても当年

中ニハ写功遂可申候奉存候、猶重^而可得御意候、以上、

閏四月九日

羽倉 斎

下田幸太夫様

荷田直子・いし・左仲書状集

解題

石岡康子

ここに収録した消息文は、近世まで伏見稲荷社の御殿預りを世襲した東羽倉家(荷田)家に伝来した史料であり、現在京都市伏見区東丸神社が所蔵する。直子・左仲・いし、三人の消息は五十六通現存するが、いずれも襖の下張りとなっていたものを一枚ずつはぎ取ったもので、完全な形で残ったものは少ない。

東羽倉家は荷田春満の生家で、直子(なほ・中秀・直とも書く)は春満の実子である。左仲(左中とも書く)は春満の弟宗武の嗣子荷田信満で、いしは左仲の妻である。

直子は羽倉敬尚著「荷田東丸と神田明神」(『近世学芸論考』一九九二、明治書院)によれば、生年つかめず、没年月日は芝崎氏過去帳で、明和元年七月十四日と確認され、年令六十才位とされるのである。消息の出された当時は三十二〜三才位と考えられる。村井三郎左衛門政方の、師春満旧蔵書籍についての問い合わせに対する羽倉暗丸の返書(古今伝授の儀等ニ付書状近代写)(A一七三六)によると、春満の蔵書は直子がみな受け継ぎ、春満の養子となった在満(藤之進)へは写本が伝えられたとある。元文元年七月二日に父春満が没し、忌明後直子は東羽倉家へ引き取られたが(『江戸在府之日記(六)』B一七七七)、春満の門人であった幕臣の松平権之助の計らいにより、徳川家の大奥に出仕するつもりで元文二年閏十一月江戸へ下向することになる(『江府要聞之日記(十一)』B一八五)。

左仲は後に東羽倉家を継いだ信郷の父である。杉浦比隈磨著『古字始祖略年譜』(『静岡県史資料編十四』一九八九)によれば宝永五年誕生とある

ので、消息が作成された頃は二十八歳位である。荷田在満が春満に宛てた享保十六年二月六日差出の書状(A一七八三)では、左仲は春満にも在満の養母にも親子の約束をし、在満とは兄弟の契約を結んでいる。在満は江戸で一家を立てるので、京で在満が継ぐべき遺跡は左仲に全て譲りたいと述べている。

いしは、墓碑銘(『墓碑銘拓本』D一七五四)には「丹波国并河氏宗勝之実女、大舍人助神田祐世之次女也」とあり、前出「荷田家系譜」によると直子のいとこ荷田信満に嫁ぎ、明和元年八月二十五日、四十五才で没した。元文元年には十七才である。

宛名の撰津守は直子の叔父信名のことである。信名は兄信友の養子となり東羽倉家を継ぎ、享保十三年十月十四日撰津守に任官、享保二十年四月から元文五年三月まで寺社奉行へ出訴のため在府、寛延四年四月二十四日六十七才で没する。「職原抄劄記」ほか多くの春満の講義録を残している。消息の多くが御弁に宛て書かれているが、御弁(おうもし様・伯母様と記されることもある)は信名の後室弁子で、松本久史氏のご教示によれば大津小川氏某女である。もう一人の宛名御政は信名の女で、その夫は延武である。

直子・左仲・いし三人の消息が作成された時期は、文中記事にある干支、春満の喪中・忌明などの言葉、信名の後継者となった延武が豊前守に任官した時期(元文二年二月十九日)や、在府中の信名の日記などから、直子が元文元年七月東羽倉家へ引き取られた後から同二年閏十一月江戸へ出府するまでの間と考えられる。内容の多くは出府に必要な衣類・書籍その他、準備について弁子へ連絡をするものである。

以上消息の差出人・宛先・差出時期について述べてきたが、左仲の消息(目次五〇・五一・五六)は直子が代筆したものであり、左仲の名前で出

されてはいるが筆跡・内容とも直子の消息そのものである。いしの消息も直子と連名で出されていることや、直子の出府準備のために書かれたものが殆どであることから、以下、直子を中心にしてその様相を紹介してゆく。

享保二十年から元文二年にかけての生活については、やふ入り（目次六）・出仕日（目次五一）の言葉から消息が出された当時直子は他家へ仕えていたことがわかる。『江戸在府之日記（八）』（B二一八）元文元年正月二十三日の条には「今日従伏見左仲飛札来、十三日出也、お直事京極宮之姫宮奉公之事申来也」とあり、江戸へ出府する以前二年間程京極宮の姫宮に仕えていたといえる。また直子は、伏見の内ではあるが東羽倉家の屋敷から離れた場所にある家に左仲・いし夫婦と同居していた。東羽倉家へ行くときは弁子が手配して駕籠を出した（目次五三）。下女は一人（目次三八）いるが、衣類の洗濯や仕立ほか日常生活は、東羽倉家に頼っていた。江戸下向用銀子の工面や関所通行手形の入手、衣類・夜具仕立の打ち合わせは、京で春満の遺跡を継いだ左仲が行い、東羽倉家へ度々出かけるなど面倒を見ている（目次三四・三五・四五・四八）。東羽倉家では衣類や道中のため幕府から支度金が出ると思っていたが（目次四八）、実際は出なかった（『江府要門之日記（九）』元文二年六月二十八日の条）。

直子は衣類の用意のほかに江戸へ持参する書物の準備をしている。目次九には扶桑拾葉集の貸し出しと、神事の屋長持にある平家物語と万葉集を残らず取り出すことを依頼している。目次一一・一二には御文庫の書籍の取り出しについて書かれている。目次二二には「右之書付の書物共不残留取り出し下され、大学さま三玉をたつね候へ共両題なから見え□□作例なく候て」とあり、目次二二には残らず取り出す書名として類字名所・和歌分類・類聚点取・義政公百首が挙げられ、神事屋の直子の長持にあるまま取り出すように在満に頼まれたとある。これらの消息に対して『江府要門

之日記（十二）』元文二年十一月朔日の条には、直子より在満方へ書目録を差し越したことが記され、同十二日には信名が書目録に点を掛け、点の分を持参するよう直子へ飛札を出したことが記されている。

江戸下向の目的については「何も大望之儀ハ左中へも不申」（目次四八）とあるだけで外に触れられているものはない。『江戸在府日記（九）』元文二年六月二十八日の条には「齋存生之大願直女自論奉願罷在候」とあり、父春満の、幕府へ和歌をもつて仕えるという大願を直子も持っていたといえる。

下向には在満の実父多賀道員（荷田高惟）も直子と江戸へ同行する予定であった（目次五一）。

以後下向の様子がわかる消息がないため、東羽倉家の日記により直子のその後を述べる。

多賀道員は出府予定前日の元文二年閏十一月二日に病気が再発し、妻お信と伏見に残った。同十二日、直子、在満の悴長次郎・鍋次郎、下女と考えられるお律が出府した。駕籠二丁とお供に伝内が付いた。新居関所では疋田九郎左衛門の世話により手間取らず、浜松では森民部少輔（浜松五社神社神主、春満の門人）の息兵部・籠口美仲（柳瀬小左衛門、浜松の呉服商人、春満の門人、元文五年江戸にて没）・杉浦氏（杉浦修理亮、浜松諏訪神社大祝、春満の門人、妻は春満の姪雅子）より出迎と餞別を受け、元文二年閏十一月二十五日江戸へ到着した（『江府要門之日記（十二）』元文二年『家記』B二一八〇による）。

元文二年六月二十三日松平権之助は、奥医師橋宗仙院に頼み直子を宗仙院の養女格とし、大奥中臈、利根姫方への希望を提出する旨を在満へ伝えた（『江戸在府日記（九）』）。元文三年三月二十四日松平権之助は筆跡を見るため水戸家へ封書物の歌類を認め差し出させた（『江府要門之日記（十二）』

B―1187)。同年五月二十一日水戸家大奥年寄衆の面会を受け、歌一首、万葉仮名書と平かな書で「万代遠松爾曾君…」の歌と「千とせまてかきれる松も…」の歌を書き、元文三年六月二十三日から水戸家三代目徳川綱條の世子吉孚よしとけの正室養仙院へ出仕する事になる。その際提出する親類書きには、実母には筋目が無いということで、故大西三位娘を春満の妻として書き出している。出仕場所は駒込の水戸家御守殿である。名前は「辻」となる。辻は御次という格式で、養仙院への御目見が叶う。部屋親は政野女という表使で一段上の格、相部屋の多川女は若年寄で格式は重い。辻の宛がいは本丸より下され、十五石三人扶持、四季御仕着、五菜料月に銀五拾目ずつ、炭・焼木・油等が月々に渡された。御守殿の御次は六人いた。中藤のしな女は宗仙院の姪で、親類同前の世話になった(以上『江府要門之日記(十三) B―1188』による)。

出仕後は、直子は下女や五菜を遣い衣類・化粧道具・体調不良の際の薬・傍輩や上司へ贈り物のための京都の物産・季節の贈り物の入手、学問上の質問、和歌の添削等を、里元である信名へ依頼してきた(『江府要門之日記(十四)』 B―1189・『江府要門之日録(十五) B―1190』)。

和歌をもつて大奥へ仕えることを願っていた直子は、御次という格式に納得出来ず、体調不良となり宿下がりをした。信名へはしばしば辞職の希望を伝えたが、中藤のしな女や信名に諭され水戸家の大奥へ戻った(『江府要門之日録(十六)』 B―1191)。

羽倉敬尚『荷田東丸と神田明神』によれば、直子はそのうち中藤になり、江戸神田社祠官芝崎豊後守好紀に嫁いだ。

以上が消息を主とし、日記・先行論文等からわかる直子のその後である。

(史料名の後に続くNo.は『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』東羽倉家文書目録No.166)

目次

一	元文元年七月	荷田直子消息	二四	元文二年九月〜十月	荷田直子・いし消息	四九	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息
二	元文元年七月〜九月の五日	荷田直子消息	二五	元文二年九月〜十月	荷田直子消息	五〇	元文二年十一月十二日	荷田直子代筆による 羽倉左仲消息
三	元文元年七月〜九月の十三日	荷田直子消息	二六	元文二年十月九日	荷田直子消息	五一	元文二年十一月十二日	荷田直子代筆による 羽倉左仲消息
四	元文元年八月	荷田直子消息	二七	元文二年十月十二日	荷田直子消息	五二	元文元年七月〜同二年閏十一月	荷田直子・いし 消息
五	元文二年七月	荷田直子消息	二八	元文二年十月十六日	荷田直子消息	五三	元文元年七月〜同二年閏十一月	荷田直子消息
六	元文二年七月〜八月	荷田直子消息	二九	元文二年十月	荷田直子消息	五四	元文元年七月〜同二年閏十一月	荷田直子消息
七	元文二年八月十三日	荷田直子消息	三〇	元文二年十月	荷田直子消息	五五	元文元年七月〜同二年閏十一月	荷田直子消息
八	元文二年八月	荷田直子・いし消息	三一	元文二年十月	荷田直子消息	五六	元文元年七月〜同二年閏十一月	荷田直子代筆 による羽倉左仲消息
九	元文二年八月	荷田直子消息	三二	元文二年八月〜十一月の十七日	荷田直子消息			
一〇	元文二年八月	荷田直子消息	三三	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
一一	元文二年八月	荷田いし消息	三四	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
一二	元文二年八月	荷田直子消息	三五	元文二年八月〜十一月	荷田いし消息			
一三	元文二年八月	荷田直子消息	三六	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
一四	元文二年八月〜九月	荷田いし消息	三七	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
一五	元文二年八月〜九月	荷田直子消息	三八	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
一六	元文二年八月〜九月	荷田直子消息	三九	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
一七	元文二年八月〜九月	荷田直子消息	四〇	元文二年八月〜十一月	荷田いし消息			
一八	元文二年九月二十一日	荷田いし消息	四一	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
一九	元文二年九月	荷田直子消息	四二	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
二〇	元文二年九月〜十月	荷田直子消息	四三	元文二年八月〜十一月	荷田直子・いし消息			
二一	元文二年九月〜十月	荷田直子消息	四四	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
二二	元文二年九月〜十月	荷田直子消息	四五	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
二三	元文二年九月〜十月	二一に附属	四六	元文二年八月〜十一月	荷田直子・いし消息			
二四	元文二年九月〜十月	荷田直子消息	四七	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			
			四八	元文二年八月〜十一月	荷田直子消息			

一元文元年七月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A 11141 (九六〇14〇)

五日

又申上まいらせ候、おまささまより御文下され候へとも暮及候ノ故返事も申入す、跡より申ノ上へ候まゝ、よろしく御心得ノ遊し被下へくたのみ上候、ノかつまた大学様より此たひノはま松より御到来被成候ノ

御弁さま 中秀

御政さま

二元文元年七月ノ九月の五日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A 11119 (九六〇135)

「」ノよく御さ「」ノよろしく御申上下されへく候、ノおたきさまいよノ御心よくいまノほとつねニ御なり被成候や、ノ其後御たつねも不申上いかノおハし申し候や、承度存まいらせ候、ノめてたくかしく

「」ノ御心やすく思しめし被成ノ候へく候、しかれハ先比御ノもとし申候かたひら、またノ御世話さまながら北田の□ノ方並白帷子此者えノおこし下され候へく候、先比之ノすゝしさにてハ中々節句ノなとかたひらハ入申ましくノそんし候て、小袖にてよくノ候へとも、此ころの気色にハノ小袖にてハなりかたく候故ノ申上まいらせ候、御世話さまながらノ御こし下され候へく候、右ノ申上たく文して申まいらせ候、ノおもしなからとなたさまへもノよろしくたのミあけまいらせ候、ノめてたくかしく

三元文元年七月ノ九月の十二日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A 11127 (九六〇17)

尚々はさま御はしめノとなたさまへもよろしく御事つてノ御心得まし下され候へく候、たのみ上候、ノ猶其内委しく申上候へく候、ノ肥前さま之かた北にしともノいよノ御かはりも御さ有ましくとノそんしまいらせ候、おいくさま御出被成候ハ、ノよろしく御心得ましノ下され候へく候、たのみ上まいらせ候、ノかたひらハちしろをノ御こし下され候へく候、ノ御ふるしき壹ツノ御もとし申まいらせ候、御請取下され

手紙にて申上まいらせ候、ノこん日はおもノ敷天氣ノ相にて御坐候へとも、いよノ御始となたさまもノ御きけんよく入らせられ候哉、ノ承たく存まいらせ候、こゝもとノ何れもかはり御さなく候まゝノ御心やすく覚しめし被下ノ候へく候、わたくし事夕もしはノあまり都合すき候て、ノよほど日もたけ、わたくし義ハノ道すゝしく候てよろしく候へ共、ノおくりの者さためし夜入ノ帰候ハんと存まいらせ候、しかれハノ私帷子壹ツあはせノ此人へ御こしなされ被下ノ候へく候、御世話ノなからたのみ上まいらせ候、ノめて度かしく

十二日

御弁さま 直

人々申上給へ

四元文元年八月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一三三二(九六〇一三)

尚々昨日江戸へ御状出候よし、／わたくしかたよりも一封御たのミ／
申まいらせ候、御届申へくとそんしまいらせ候、／御つかハし被下候
や承たく／そんしまいらせ候、／となたさまへもよろしく／たのミ上
候、こゝもと／兩人もわたくしより／文まし申上候様ニと申されまい
らせ候、／めてたくかしく

手紙にて申上まいらせ候、いよ／御かはりも御さなく候ハんと／うれ
しく存まいらせ候、此かた相替／儀御さなく、左中義も道員様／御くすり
ニて一昨日より段々と心よく／くらし被申候、追日快気申／されへくと何
れも悦申事／御座候、しかれハこゝもと来月／七日八日比ニハ忌中も明
候ニ付、／忌中明候ハ、屋敷かたの／衆ニ振舞いたされ候ニ付、／こゝも
とハ吸物宛よろしきの／御座なく候ニ付、隠居ニ御さ候内／何れ成共かし
候様ニと申され候間、／御世話さまながら黒吸物／わん此者へ御かし下さ
れ候ハ、／かたしけなくそんしまいらせ候、／まい度／何のかのと申上
御事多／御中、御世話さまとかたしけなく／そんしまいらせ候、かつまた
九日ハ／神事ニ付、もハや小袖入まいらせ候／まゝ、ちりめんの小そてニ
色／なからこん日御こし下され「」／「」

御弁さま
人々申上給へ

五元文二年七月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A一三六七(九六〇一五)

「」／之内これよりも文して御たのミ申／入へくと申上ま

いらせ候、／左中も何かといたしいまた／「」れすよく日／「」
せ被下候、かつ／藤之進殿へ私かたより／遣し候返事、摂津守さま／
より御まへさままで／申きたりまいらせ候よし、／なるほと左候へは
よろしく御さ候、／左中帰られ候ハ、御申下されへく候、／
「」

「」多中態々御人被下候／よし、よくそ忝存まいらせ候、／仰之こと
くことの外ひえ／しく候へとも、いよ／御かはりなく御くらし被成
候／「」めてたく存まいらせ候、／こゝもと何れも無事候、左中も
／打続心よく、昨日たん波へ／参り申され候、帰られ候日の／儀御たつね
そこの儀ハ申置れ／す、しかれハ先比こゝもとより／申進しまいらせ候御
返事共委／御「」忝存／「」

六元文二年七月八月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一三三八(九六〇一三)

候、／たのみ「」御取出し／ちよと御こし被下候へく

「」たの□□伯父□□／嘸々愁端遊へ
くとさつし上候、／此御事などにて御気力もつき、／もし御病氣ニも成候
ハ、大かた／ならず御心もとなくまい日／御便をまち上居申候、御事
のたび／此前もケ様ニ御便間遠て／となた／も御きつかひ被成候所ニ、
／御きけんの御文登り候故、又／此度も其例ノまゝ色々御噂／のミ申出し
御心もとなく存／まいらせ候、御兩人さま嘸御きもしニ／覚しめし候ハ
と存まいらせ候、／御はさまへもよろしくおもしながら／御事つて仰上さ
せられ可被下候、／かつまた此間小袖の儀仰／下され忝存申まいらせ候、

先日の小袖／早々多くハ御つかはし下され候／よしニ候へ共、おしんさま
思し召入／□義共御さ候との御事にて、いま一／度江戸よりの文登り次第
／御仕立被下へくのよし、御もつ共の／御事ニ存上まいらせ候、なるほと
左ノ様ニ仰られ候て其向ニ被成置かれ／可被下候、おしんさまニハとかく
前々より／袖をとめ候様ニとたひ／仰られ候／御事候へハ、此度猶更さ
やうニも／仰られへくと存まいらせ候、猶近日／江戸より御文も登り次第
の上ニて／決定いたし申へく候ハん故／其内の事と先こゝもとの□ノ小袖
共手をつけ不申候、大かたハ／袖とめてニてハ有ましくそんし候、／其上先
此節などそてを留／まいらせ候御事ハ私もこのミ不申候へ共、／何事も御
左右したひと存まいらせ候、／猶々委ハ其内御めにかゝり候て申／上まい
らせ候へく候、たけ叶候ハ、／さそ／御事多御にき／しく入られ候／
ハんと見申事おし計、御噂の／ミ申上くらしまいらせ候、たけも／首尾よ
く御すミ成され候や承たく／存まいらせ候、となたさまへもすい分／御き
けんよく御入遊候へく候、／めてたくかしく／

伯母さま

直

人々申上給へ

七 元文二年八月十三日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一二二〇(九六〇一三〇)

「御文登りまいらせ候よしにてこゝもと／御
とゞけ下され忝、御きけんの／御便ニて御同じニ御めてたくうれしく／
そんしまいらせ候、先比御便御さ候趣、／たえ／しきなから何など成
御くわし／上申候所、折節御切目の所へ／参候とて、山々御悦こゝもと
へも／仰下され、数々の御礼共いたみ／入まいらせ候、先とや御礼申上

候半ハ、／御事多候中御心へかけ被為、／喪中御見廻と仰られ候て、／
何よりの御重御内意下され／数々忝なさ、さつそく靈前へも／備申へく
と御心さし一入と悦／まいらせ候、仰下され候ことく／志雲院義もほと
なく明日ハ／月忌ニなり、跡月の此比の事共／存出し、噂のミ申くらし
居／申事御さ候、智光院さま御はしめ／となたさまへもよろしく御礼／
仰られ下され候へく候、たのミ上候、

一筆者申上まいらせ候、弥御かはりなく／うれしく候、わたくし無事ニ／
如仰ひろ／と能やふ入致し／悦入まいらせ候、しかれハ先比申／上候
かたひらおもしひとへ物御／取揃御こし下され、かたしけ／なく、何も
／たしかニうけ取／申候、かうかいかいも出来候よしにて／御こし下され、
かたしけなく／そんしまいらせ候、おひ／わた御／入御くけおかせら
れ下され候よし、／忝何事も／其内帰委御礼／申上候へく候、御使ま
たせ候故／早々申とめまいらせ候、申残し候も／数々ながら御免可被下
候「」／御返事申上候へく候、／めてたくかしく

十三日

撰津守様

なほ

御うもしさま

御返事申上給へ

八 元文二年八月 荷田直子・いし消息

襖下張 切続紙 A一二二六(九六〇一六)

尚々御はゝさまへもよろしく御申／上下され候へく候、左中事／きつ
かひの儀ニハ無之よし／仰られ候まゝ、となたさまニもかならず／
／御きもし下されましくと、／豊前守さま御まささまへも／よろしく

御入筆申／上候よし仰くたくさせられ／被下候へく候、何も／又かさ
ねて申／「さほとも／御状被下候へとも、大かく
さま御帛被成文まし／候やうす□□、又下され候へとそんし候、／
御返事御ふさた為し／御免被下へく候、めてたくかしく

御事多御中二両度迄御文ニ／預り忝存まいらせ候、いよ／そこもと／と
なたさまニも御かへらせなく被為入候／由、けさほど大学様御出被下／委
御便承喜しく存上候、／こゝもと左中義まい度御たつね／被下忝、これも
何と致し被成／長引、其上此度ハ是迄ニなき／□起りニて御さ候所、昨夜
ニこ／「」つ「」存□／之通しろとはかりにて、大かたな
らす／きつかひいたし申候段、御さつし被下／候へく候、夫故道員さま御
よひまゝ／進し候所、さつそく御見舞／被下、少もきつかひなきよし被仰
／候て、いづれも安堵いたしまいらせ候、／とかく夜ニ入あしく候故、道
員様／今一度御見舞被下候様ニ申／上候ニ付、先ほど又々御出被下悦／申、
今朝ほどより打続候て先快／かたニ御さ候まゝ、何とそこよひハ／さし起
り申さぬ様ニいたしたく／存事ニ御さ候、そこもとさまニても御聞／下さ
れ、御兩人さま御きつかひ被下候／よしニて、けさほど大学様遠／方御苦
勞御見舞遊し被下、／左中始いづれもかたしけなく／存まいらせ候、乍去
たゝ今之事／ニ候へハ何之御あいそとも御さなく、／殊更不自由の所ニて
何を上／申へく候物も御さなく、おかしき／物ながら手近ニ御さ候ニ付、
何など／上申され候所、御帛被成御ふいちやう／下され候よしニて、かす
／の御礼／いたみ入まいらせ候、喪中も今日一日ニ／なりまいらせ候まゝ、
ひろ／成候てまた／御出下され候様ニ、よろしく仰／上被為可被下
候、其外となたさまも／御入筆の御礼能たのミ上候、暮及／候故そふ／
文跡先能候たん／めてたくかしく

御弁さま

いし

御返事申上給へ なほ

九元文二年八月 荷田直子消息

襖下張 折紙 A二四七(九四八二〇)

尚々いつかたへも文ハしんし／不申候まゝ、いづれもさま御出候時分
／よろしく御心へまし下へく候、／御はさまはしめとなたさまへも文
まし／よろしくたのミ上候事候、／お岩さまへハ先頃より文して御た
つね申／たくそんしなから、／打たへくらしまいらせ候、見舞状ニて
候／故さしたる事も御さなく候まゝ、／かさね／ニても御返事／下
され候故御申つたへ／被下候へく候、いよ／御ひたちの御事ハ／か
ねてかす／うれしく／そんしまいらせ候、御となりよりもかへらす
／御出被成候や、御出候節ひせんさま／おいしさまへもよろしく御申
つたへ／下され候へく候、おいしさま御きそく／御つゝき心よく候や
承たく／そんしまいらせ候、しやうせんさま御かた／おたきさま御つ
かへもいよ／御つゝき被成候哉、／御心よく御くらし被成候や、こ
れまた承たく／「」心「」こゝもと兩人も「」くらし／よろ
しく御入筆申上へくのよし／「」の申まいらせ候、めてたくかしく、
／「」て申まいらせ候、早々御もとし申／宮内さまへ御納たく申候
様百人一首／同事に左中見／申度のよしニ御さ候まゝ、／こん日御か
し被下候様／御申上下され候へく候
一昨日かた便ニて文して申／上まいらせ候、御届申候、先は／昨日こん日
ハまた立帰り／この外の思召ニておハしました候／へとも、いよ／御揃
御きけん／よく御くらし被成候や、うけ給／たくそんしまいらせ候、こゝ
もとひま／なくくらしまいらせ候、御心やすく／覚しめし下され候へく候、
先とや／此間ハ江戸より文登りまいらせ候／所、私義悦はしき事申／来う

れしく候所、それニ付書物共／入用御さ候まゝ、ちか比御事多／中御世話
さまなから此中／申上候書物共不残此人へ／御こし下され候へく候、かつ
また／豊前守様御申上／扶桑拾葉集卷より／七卷め迄こん日御かし下候
／様御申上遊され被下候へく候、／□あきまいらせ候ハ、／尚々もし御
留主ニて候ハ、／おまささまへ此よし仰られかならず／御こし下さ
れ候へく候、又大学様へも／御頼まし下されへく候、神事の屋／長持へ平
家物かたり十二冊／入置候まゝ、何も／御取出し御／こし成下され候様
たのミ／上候、／くれ／も小そてたんす内ニ／万葉集と御さ候分ハ不
残御／こし下され候へく候、たとへさ／御さなく候ても半紙本ハ皆／万葉
ニて候まゝ、引出共不残／御引いたし被成御とり出し被下／へく候、何事
／も又かさねて申／上候へく候、又追々入用候物共／申上候事も御さ候
ハんまゝ、御世話ながら／たのミ／上まいらせ候、めてたくかしく

おち様

直

御うもしさまへ給へ

一〇 元文二年八月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A二二四二(九六〇四三)

尚々候へく候、南北御かはりなく／おいわさまいよ／御ひたちうれ
しく／御申上たく被下候へく候、／□□たさまへも□入筆／「」
くたの□□こゝもと／「」申候よし申上候へくの／「」腰掛
さまよりこん日／□はしめより御珍しき一品進しられ、／□節御心か
けさせられ候段山々悦／「」

幸便ニ任手紙にて申上まいらせ候、／いよ／おかハリも御座有ましく
存まいらせ候、こゝもとかはり／□く左中義持病氣ニ候へ共、／□度ハよ

ほとかろく御さ候間□御きもし／「」ましく候、しかれハ度々／御
世話の御事なからわたくし／小袖たんすに万葉集と／「」

御弁さま

なほ

人々申上給へ

一一 元文二年八月 荷田いし消息

襖下張 断簡 A二二六八(九六〇五二)

「」／□□のよし御事つてかたしけなく存候、／猶又よ
く／たのみ上候、／はさみはこふんこたしかに／受取まいらせ候、
左中もよく／申上候やうニと申されまいらせ候、／いそきわけい
かゝ御免可被下候、／おなほさま御ひえ進まいらせ候、／御受取可被
下候、めてたくかしく

「」参られ候やうニと／仰下され候、なる程かしこまり候／よ
しニて、お直さま御こし候はんも／御まへさまいかい／御せわニて大
かた出来させられ候よし、／左中物かたりニてうけ給り、／扱々御事多中
御せわさま／のたん筆ニて申つくしかたく、／左中初私共もおなし事ニ／
「」

一二 元文二年八月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二二六(九六〇三九)

尚々こもんの小そて御したて／被下候ハ、袖下ハ壹尺壹寸ニ御仕／立
被下候へく候、何か／御世話のたん／山々かたしけなく存／まいら
せ候、こゝもと左中もわたくし共／よりよろしく相心へく／申上へく

のむね申され／まいらせ候、かつ御大事の御／ふんこ御かし被下かたし／けなく御もとし申まいらせ候、／しきしふんこ御ふくさ／壺つ御もとしまいらせ候、御うけ／取下され候へく候、此ちりめんの／うらハたけもみしかく／ふりもみしかく御さ候故、／先日のもんのうらに／いたし申へく存まいらせ候、左様／心得被下へく候、此ちりめんの小そて／ふりハ表たけのとほりにニ／」

此間はこま／との御文被下／忝拝けん、仰せのことくしたひニ／朝夕この外ひえ／しくなり／まいらせ候へとも、いよ／／そこもと御／とり／さま御機けんよくふし／御産婦さまニも御障も御さなくや、／承たく存まいらせ候、こゝも何も／相かわりなくらしまいらせ候まゝと、／先日は左中義久々ニて参／申され、となたさまへもゆる／御／目にかかり、其上品々御地走共／なり申され候よしにて帰られ、／山々悦被甲、わたくし共同し御事ニ／忝存上まいらせ候、となたさまも／よろしく御礼たのみ上候たんは／」

一三元文二年八月 荷田直子消息

襖下張 切紙 A二二五二(九六〇一)一

尚々こん日ハふせん守様／御出下されいづれも御めにかゝり／うれしく存上候、去ながら／たゝいまの事ニ候故／いつとても何之御いそ／も／御座なく御帰被成、御残多／そんしまいらせ候、左中かたへも／御事つて仰下され申／聞候所 かたしけなきよし、／又よろしくわた／くし共より／御礼申上へくの旨／申されまいらせ候、沢野かたへ／御心御かけさせられ、まい度／御事つて遊し下されかたし／けなく申きかせ候へハ有かたかり／又御礼よろしく申上呉候様にと／申まい

らせ候、あら／御返事まで／めてたくかし／

御事多御中こま／との御文下され、かたしけなく／拜見いたし申候、仰之通／此一兩日ハうち続不勝／の天気相ニて、何かたも同じ／御事ニ難義いたしまいらせ候、／いよ／／そこ御もと様となたさまも／御揃被成、御きけんよく御くらし被成候／よし、何より御めてたく／御喜しく存まいらせ候、道員さま／御かたも御かはり御さなきよし、／これまた同じ御事うれしく／存まいらせ候、此かたも何れも／無事ニくらしまいらせ候、し／かし／なから左中義ハ先頃より／」

一四元文二年八月九月 荷田いし消息

襖下張 続紙 A二二五四(九六〇一)六

尚々花主院さま御方へ／御差□□よろしく御礼／仰上られ可被下候、／扱ハ御きとよりやう／何ほと上候てよろしく候はんや、／かさねて仰可被下候

わさと人して申上まいらせ候、／こん日も殊外のあつさニ／おハしまし候へとも、いよ／御かはりも御座なく／御きけんよく入らせられ候や、／うけ給り度存まいらせ候、／こゝも相かはる事も／御座なく、お直さまいよ／御きけんよく御座なされ候、／扱ハ左中事も御念もしさまニ／御たつね遊し下され／かたしけなくそんしまいらせ候、／道員さま御かけにて段々／快、こん日なとハつねの通ニ／おハまし、しよ／く事も／つねの通ニ給申され候まゝ、／おもしなから心やすく／覚しめし可被下候

一花主院さま御方の事／御事多中ニわさ／御つかい遣され下され候／よしニて、御状御見せ／下され、山々忝そんしまいらせ候、／御かけニ

てたん／＼快／さん／＼かたしけなき御事／とそんしあけまいらせ候、
／「」御せわさまのたん／ふてにて御礼■申つくし／かたく存まい
らせ候、きのふ／道員さま御出下され候せつ／御返事御礼申上度そんし
／まいらせ候へとも、折ふし／きやく御座候て、其上たん／はより人參
り、其のかへし／何かと取込、存ながら御ふさたニ／なりまいらせ候、
そのたん御ゆるし／可被下候、筆末ながら／となたさまへもよろしく／
御心得まし、たのみ上まいらせ候、／左中もよろしく申上候やうニと／
申されまいらせ候、いそき／あら／＼わけいか／＼候、／めてたくかし
く

一五 元文二年八月／九月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A一三二二六 (九六〇二二八)

尚々こゝもと兩人も、私より／よろしく相心え申／上候へく候の旨申
付まいらせ候、／御は／＼さまへも文まし／よく／＼御事つて仰上られ
／被下候へく候、願上まいらせ候、／腰掛さまかた御揃御きけん／
「」
序ながら一筆申上まいらせ候、／いよ／＼御かわりも御さなく候／ハんと
喜しく存まいらせ候、／こゝもと左仲儀も打続／快方ニて、夜前もことの
外／しつかニ御さ候て、けさに成候ても／「」

伯父様

御うもしさま 直

申上給へ

一六 元文二年八月／九月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A一三二二七 (九六〇二二九)

尚々こゝもと兩人も／よろしく申上へく候の旨／申上まいらせ候、めて
たくかし／

切かみにて申上まいらせ候、こん日は不勝候天氣にて／おハしまし候へと
も、いよ／＼御とり／＼さま／御揃、御さハリなく入せられ候や／承度存
申まいらせ候、こゝもと／相かハリなく、左仲儀も打／
「」

御弁さま 直

人々御中申上給へ

一七 元文二年八月／九月 荷田直子消息

襖下張 切紙 A一三二二九 (九六〇二一〇)

尚々わたくしおひ／＼御事多／御中ニ、ひとひ御まへさま御事□□／
遊し被下、御くけ上置せられ下され候／よし仰被下かたしけなく／そ
んしまいらせ候、もはや時節入用ニ／御さ候ま／此者へおこし／被遊
被下候へく候、たのミ上まいらせ候、／追々豊前守さま／御羽織二つ
袴こん日／もたせ上候、御うけ取／被下候へく候

手紙にて申上まいらせ候、こん日ハ殊／外ひえ／＼しくおハしまし候へ共、
／いよ／＼御かはりも御さ有ましくと／御喜しく存上まいらせ候、こゝも
と無事／くらしまいらせ候、昨日ハ久々ニ左中／參申されとなたさまへ□
御めにかゝり、／其上数々の御地走□□ニ成／被申候よしにて帰られ、こ
ま／＼ふいちやういたし悦被□、文上被／申す候ま、私よりよろしく
相心得／御礼義ニても申上へく候の旨申され候、／かつまた豊前守様へ仰

上られ／被下候へく候、先日の扶桑集／八より十三迄こん日御かし被下候／様御申上遊し下され候へく候、□□／もしならたのミ上まいらせ候、となたさまも／文ましよく／御心得まし遊し被下／候へく候、めてたくかしく

御弁さま 直

御申上

一八 元文二年九月二十一日 荷田いし消息

襖下張 断簡 A二二六九(九六〇一五八)

尚々道員さま御夫婦さまへも／「」／「」／「」／よして歌之題二首何とそ／兩人共よみ候様ニ仰被下御心さし／かたしけなくハ存上候へとも、／左中儀ハ明後日たん／「」／「」／尚々くれ／も御事多御中／忝、幸明日月忌ニても候へハ書外へ／備候ハ、と山々御心さし／忝存、猶跡より申／「」／「」／江戸より進□□書状／いたし可申のよし申上候へとも／あのほうより二三日中ニハ／返事参申へくと／存まいらせ候故、返事／参登からと／「」／「」御心御かけられ何よりの御重物下され、／おほしめしよりこま／どの御文被下忝、いまたおはさぬ／□□御さ候へともいよ／御揃／「」／「」／そんしまいらせ候、先とや／ひとひハ参ゆる／と／御めにか／りことさら／御事多中ニいろ／御／ちそうニあつかり山々／「」／「」／「」／「」わた御こし／下されへく、もしわたことの外／そこね居申様の御事ニ候て／また裕にいたし可申や／其内御申こし下事／めてたくかしく、 以上

(端裏書)

「巳九月廿一日之返事」

一九 元文二年九月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二六一(九六〇一四二)

尚々左中もよろしく／申上候様との事御さ候、沢野之内／家内のもの共へ御入筆申きけ候て／山々有かたかり、又よろしく／申上くれ候様ニと申事も候、／道員さま御かた御そく才のよし／うれしく／となたさまよりも／御事つてかたしけなく、／又よくだのみ上まいらせ候、／何事も／私よりめてたくかしく

た々今これより人にて申／上へくと存候て、文した／め／居申候所へ御入下されかたしけ／なく拜見、いよ／其御もと／御揃御きけんよく御入被遊候／よしニ付うれしく存上まいらせ候、／こ／もと留主中かはりなく御使見申通、た々いま左中も／帰り被申すい分無事ニ御さ候／ま、おもしなから御心やすく／覚しめし可被下候、しかれば／江戸よりも当十九日出候御／文共廿五日ニ相届申候よし、先／あなたにておちさま初まいらせられ、／御揃御きけんの御便にておハし／まし、御同くうれしく存上まいらせ候、／京よりの文いまた老通も／此月文相と々き不申、御きつ／かひニ覚「」／「」

二〇 元文二年九月十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二三(九六〇一)

尚々御はさまはしめとなたさまへも／よろしく仰せられ／下され候へく候、／御は々さまニハ秋冷の御さハリも／御さなく、いよ／

御きけんよく／御せんも御上り被成候や、承たく／そんなしまいらせ候、江戸よりも／いまた御文登り不申候や、／これまた承たく／そんなしまいらせ候、おくめゆかへも／おもしなからよろしく／御心え下され候へく候、／かつわたくし／くんないのふとん、／ちかき内御世話ながら／御あらはり置せられ下され候へく候、／たのみ／上まいらせ候、／めてたくかしく、／大炊殿かた書状／御遣し下され候故、／返事取帰候様ニ／御申付下され候へく候、／此よし御たのみ申上候様との事、かしく

手紙にて申上候、此一兩日は／ことの外朝夕ひえ／しくおハし／まし候へとも、弥御はゝさま御はしめ／となたさまも御さわりなく御くらし／なされ候や、承たく存まいらせ候、／こゝもとニもとり／無事ニ暮し申候、／左中義も道員様御かけて／打続心よく暮し被申候まゝ、／おもしなから御心やすく覺し召／被下候へく候、しかれハ先日は／小袖共御こし下され、忝たしかニ／請取申候、御帷子共ハこん日御もとし／申候間御請取下され候へく候、／且又御事多御中度々御世話／の御事ながら、此者ニ神事の屋へ／御座候矢箱御こし下され候へく候、／江戸よりの御疑問のかき付／並ニ御用向の書状共御さ候故、／此かたニ居申候内揃置申度／存候ニ付、申上まいらせ候、且たん／すの小引出しニ八雲立伝の事／と書付、朱なと引候て、みの紙／二枚三枚にてしたゝめ御さ候／を、入置候様覺しまいらせ候、これ又／御めんとうながら御たつね出し／御こし下され候ハ、忝存上まいらせ候、／もし見え不申候ハ、不残たんす共／御引出し御らん下され候へく候／

一先比豊前守様かた左中かたより／御たのみ申上られ候大炊頭殿／□□のしたゝめ物之義、いよ／／そこもとさま迄參不申候や、參居／候ハ、此者御こし下され候へく候、／□□候物にて御さ候間、もしいまた／參

らす候ハ、そこなとより□□へ御人御／登せ被成候節ちよと御より／下され、其元様迄御とり寄せ／被仰候ハ、かたしけなく存まいらせ候、／則文認こん日そなたさま迄／進しまいらせ候間、御世話ながら／□候趣御たのミ申上候様ニと、左中／申されまいらせ候

一先日御預申上候金子、わたくし／帯を御取下されへく様仰られ候か、／最早御とり下され候や、もしいまた／御取不被下候様の御事二候ハ、少々／入用之義御座候間、金子共／こん日御こし下され候へく候、たのミ／上まいらせ候、御便之度ことニ色々の／御事共申上、御世話さまのたん／忝そんし申まいらせ候、こゝもと兩人も／よろしく文ましわたくしより／相心得共申上へくの旨申され候、／めてたくかしく

御弁さま なほ

人々申上給へ

二二 元文二年九月十月 荷田尊亨消息

襖下張 切続紙 A—二四五(九六〇—四七)

尚々こゝもと兩人も／御心得申上へく、文申し候／のむね申されまいらせ候、こゝもと無事、／しかれハまい度御世話の御事／ながら、右之態人して申上まいらせ候、弥／御かはりも御座有ましくとうれしく／存ま

いらせ候、こゝもと無事、／しかれハまい度御世話の御事／ながら、右之書付の書物共／不残御取出し御こし被成下され／へく候、大学さまより遣され候／□共□□しより三玉をたつね／□へく候へ共両題ながら見え／

御弁さま 直

人々申上給へ

二三 元文二年九月十月 一二に附属

襖下張 切続紙 A二二五五(九六〇一九)

印本

表紙黒

類字名所 伊呂波わけにて

小本^{二冊}御さ候、八九冊二覚え申候

印本

和歌分類 小本^{三冊}八冊ほとと覚え申候、表紙雲取紙、右ハ御世話ながら神事屋私ノ長持ニ有之候儘大学様へ御頼まし下され、御取出しノ御こし下されまいらせ候へく候

かきほん、いつき筆にて御さ候

一類聚点取 三冊

一義政公百首 壹冊

右ハ御まへさまも御存知ニ御さ候、ノわたくし折々見申、御まへさまへも御めにかけまいらせ候、御覚え御さ有ノへく存まいらせ候、御尋被下、右之通御ノこし下され候へく候、たのみ上候、ノめてたくかしく

二三 元文二年九月十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二五九(九六〇二二七)

「」ノまして先とや昨日ハ帷子ノ共御こし下され

忝、かつ又ノ御染させ下され候物出来候ノ由にて御みせ被下忝奉存候、ノ美しきこもんニそめ上り候、ノよろしく出来候様ニ存かたしノけなく存ま

いらせ候、いかひノ御世話ノのたん数々悦奉申候、しかれハ先比豊前守様かたへ左仲ノかたより御たのミ申上候青山殿へノ文、もハや御達し下されへくとノ存まいらせ候、返事ハいまた参ノ不申候や、参持申候ハ、此者ノ御こし被下候へく候、たのミノ上まいらせ候、となたさまへもよろしく御心えノまし下されへく候、めてたくかしく

二四 元文二年九月十月 荷田直子いし消息

襖下張 切続紙 A二二三二(九六〇二二〇)

尚々となたさまよりも御事つてノ忝、又よろしくたのミ上まいらせ候、かつまた大炊かみの方ノ文の事もんのだんにて仰被下ノ忝き、明日御たより御さ候よし、ノ参候ハ、御世話さまなから早々ノ御こし被下候へハ忝そんしまいらせ候、少々ノ此節ノ入用ニ欠候故かく申上まいらせ候、ノ此間ハ色々御こし被下かたしノけなくそんしまいらせ候、わたくしたんすニノはたき御さ候、よこれ居申候ハ、ノ御あらハせ、ちかき内ノ御こし被下たのミ上まいらせ候、たのミ申上候、めてたくかしく、ノ又わたくし白のうらちあしくノなく候よしにて、こもんニノ御そめさせ被下候よしノ忝き、左内参次第御ちやノ下されへくよし、かたしノけなく被仰候、御世話さまの事ノかたしけなくそんしまいらせ候

御事多候中覚しめしノよらせられ、こまノ御文ノ下され忝拜けん、如仰昨日よりハノまた立かへりことの外暑ノおハしまし候へとも、いよノそこもとノとなたさまも御揃御きけんよくノ御入被成候由、委御便承うれしくノ存まいらせ候、江戸よりも一昨日七ノ月廿日出の御状登りまいらせ候ノよし、さためしハ御書たかへノ被成候故と存、八月の御文ノ

さつし上まいらせ候、御いもしニ御さ候／よしにてたゞ一筆登りまいらせ候／由、先御きけんの御事何よりうれしく／存まいらせ候、さてはこゝもと／左中義度々御たつね被下忝／存まいらせ候、先比より道員様／御くすりにて打続心よく御さ候所、一昨日例のかたいちにて是非ニ／湯へ入被申候所、其晩より不出／来にて、昨夜ちかき比ニ覚え／被申ぬ大おこりにて、わたくし／おとろきまいらせ候、それ」

御弁さま

いし

御返事申上給へ なほ

二五 元文二年九月十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一二五二(九六〇一三)

「／おおいし殿へ御事つて／申まいらせ候所／忝よし、またよく／相心え／御礼申上へくのよし／申され候、となたへも／たのミまいらせ候、めてたくかしく

「／」存まいらせ候／私かたより次第二日もつまり候／故心せき候と申上候儀、御／ふしんのよし御たつね被成候／御文委拜けん申候、此のかたハ／何之儀も江戸より申参らす候／故存す候へ共、撰津守さまより左中かたへの／御文ニ、十月廿日比迄二くめんさへ／出来候へハ何とそさしくたし給候／様ニとの御文にておハしまし候を／拜けん申候儘にて御さ候、銀子の／くめんハ左中いたされ候事故／衣類の儀さへ出来、其上／江戸よりも追いよ／さ様ニ仰／こされへく候と存申進し候事ニ／御さ候、先先たつての御文ニ／十月廿日比までと仰下され候ハ、何事も外広々いたし置候て、／しそんし申候も有ましまし

事と存、／こゝもとにてハゆのしニ遣し候物も／もハや遣し、ことさらちりめん／など仕立候事ハひま入申へく故、／急候所御ふしんたてられ／御尤ニ存まいらせ候、なるほどそこもと／さまかた覚しめしの通相心得／まいらせ候、又表向のねかひの儀／と御たつね被下候、此儀切手の／事ニ御さ候や、か様の事ハわたくしハ／存」左中帰られ候て御たつね／可被成候、不調法の事申上候て／委御たつね、きのとくニ存まいらせ候、／さやうニ候ハ、何も急候事にてハ／御さなく候ま、左様覚しめし／可被下候、かつもみの事も委／仰被下拜見申候、御まへさま覚しめしニハ／左□□の時分の事ニ御くらへ被成、／地合きんニ被成候ハ、ひつときにても／四五十めもしてハ有ましまし、／左中へ□先日御物かたり被下候／よし、御もつともニ存まいらせ候、／」

二六 元文二年十月九日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一二一七(九六〇一五)

尚々江戸よりも久しく／御文登り不申候、いかゝ心もとなく／こゝもとても噂のミ申くらしまいらせ候、／先月十九日のまゝにて／おハしまし候哉、其後いまた壹通も／登り不申候や承たく存まいらせ候此間ハ不勝のんきに／いつかたも御同くこまりまいらせ候、／いよ／御揃被成御きけんよく／御入被成候やうけ給りたく／存上まいらせ候、しかれハ先日／御もとし申上候様ニ文ニしたゝめ／取落しまいらせ候御書物返進／申上候、御うけ取遊され被下候／へく候、右申上たく手紙にて／申上まいらせ候、めてたくかしく

無神月九日

御弁さま

兩人より

人々申上給へ

二七 元文二年十月十二日 荷田直子消息

襖下張 切紙 A二二一八(九六〇一二)

追先比承候へハさやの表参り候よし、もんもよろしく出来まいらせ候様ニ承りうれしく存/まいらせ候、そこもとさまもこの時分/何か御いもし二もおハしまし候ハん故、/こゝもとにて御仕立被下へくのよし/御さ候まゝ、こん日御おこされ被下候/へく候、うらもみ取まいらせ候ニも、/ふりたけ見不申候ては取かたく/存候まゝ、何れの道先御こし被成/被下候へく候、しまのおもても/先比よりゆのしに遣し置、ことの外/ゑりあふら付居申故、油/をぬきけし候故いまた参り/不申候、何さま近日ニ参り候/わんと存まいらせ候、以上

(端裏書)

「十月十二日暮時分来ル」

二八 元文二年十月十六日 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二二五(九六〇二二)

「となさまも御きつかひ被下/」
/帰り可申と申候へ共両□□ハ/ことの外とめられ、天気上り/次第むかへの者御こし被遊/下され候様ニ申上へくの旨/被申候まゝ、明日にても上り候ハ、御世話ながら左様遊し被下候/へく候、かつまた左中事仰/下され候御文の通、後ほと申/聞へく候、御使見申通きやく/御さ候て取込居被申候、そこもとさま/御とり/さまかたより御事つて/忝、また

よろしくたのミ候、/めてたくかしく

御へん様 直

御返事申上給へ

十月十六日

二九 元文二年十月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二四九(九六〇一五)

尚々おまささまへも文まし/よろしく仰られ下され候へく候、/にし北とも御そく才ニ御さ候や、おいわさまへも/御きけんよく御くらし被成、其後/そこ御もとさまへも御出遊し候や、/御出候てよろしく御事/かす/たのミまいらせ候、/うねめ様ニも御下り被成候や、/そこもとへ御出被成候ハ、よろしく御事つて/仰られ下され候へく候、/この外ひせん様おいくさまかたへも/同じ御事御たのミ上候、/追御めんとうなからわたくし/りやうしはこニかミニつゝみ置候様ニ覚へ/まいらせ候、奉書ニ武蔵野ゝと申/歌かき一枚、ならひニ奉書よこ折ニ/「認候□□上」

此間は御返事ながらこま/との御文被下かたしけなく拝けん、/したひニことの外のひえ/しきニ/おハしまし候へとも、いよ/おはさま/はしめさせられとなたさまも/御揃被成御機けんよく御入あそハし候、/御承たく存上まいらせ候、こゝもと/いつれもかはりなくくらしまいらせ候、/まいとや江戸よりも十九□後/いまた御状寄通も登り/申さす候よし、いか/いたし候御事ニや、/承候へハ井上様も御病氣ハ/ほんぶくなく去月御かくれ被成」

尚々此間小ものふり袖の義／仰下され御文之通心得まいらせ候、
中々／われにてか様の小そてなどふたんき申／事にてハ御さなく、あ
の通にてハきもいた／されましく、あまりあかつき申候故／こゝもと
にてせんたくいたし申へくとそんし、取／よせまいらせ候へ共、もし
水へ入候て小もんなど二ても／はけ申へくやと先見合せ申まいらせ候、
それ共／此度水へ入候事無用と覺しめし候ハ、便へ／仰下され候へ
く候、たのミ申上候

又申上候、此間は御世話之儀／申上候所へ、よくそや／不残／御取揃御
こし下され忝／そんし候、何も／うけ取／申候、又御世話ながら其内／
源氏并長持ニ御さ候／無点千字文壹さつ、／御こし被下候へく候、たのミ
／上まいらせ候

御弁さま 直

三四 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一二十六二(九六〇四二)

尚々御本御返申まいらせ候、／御うけ取下され候へく候、此間／かた
ひら共御もとし申まいらせ候、御うけ取／遊され被下候ハんと／存ま
いらせ候、ふんこ御もとし被下候へく候、／島のうらもみ追／そこ
もとさまより御取／御こし被下へく候、／袖下ハ此間御書つけまいら
せ候通／御とけ下され候へく候、／いづれもさま様ニ仕たてまいらせ
候つもりにて、／此うらもそんふんニとりまいらせ候、／さやのおも
ての袖ももハや／御きり被成す、有たけニ／うら御とり下され候へく
候、／たのみ上まいらせ候、／となたさまへもよろしく／たのみ上ま

いらせ候、めてたくかしく、／前々お信さまへの文其元さまより／御
とけ被下□申上候も用事にて／」

左中かたより人して申上られ候／まゝ、序ながら文にて申上まいらせ候、
／此一兩日はことの外ひえ／しく／おはしまし候へとも、いよ／御揃
／御さハリもなく入らせられ候哉、／承たく存まいらせ候、こゝもと無事
に／くらしまいらせ候、おもしながら御心や／すぐ覺しめし被下候へく候、
／しかれハ此間ハ左中参られ／まい度御事多候中御地走ニ／なりと申候て
帰られ、いづれも忝／そんしまいらせ候、其節何か／御相たん共仰ら
れ候て、御たかひニ／悦入まいらせ候、もみの儀ハこゝもとへ／相調候様
にと仰られ候よしにて、こん日／こふくやへもたつね見申され候／
」

三五 元文二年八月十一月 荷田いし消息

襖下張 切続紙 A一二十六五(九六〇四九)

「／この度ハぬい入御さな□□様」／御
たのみ下され候へく候、そこもとニ御さ候／さやの表も、ふりハ二
尺二寸ニ／御仕たて下されへくたのみ上まいらせ候

「／ひと」／御かたの儀御事多御中
いかひ／御世話遊し下され、一昨は態々／御人遣し被下候由にて、
御札為持／下され候半と覺しめし候所、／此かたより人進しまいらせ候
ニ付、御こし／下され山々御世話のたなかたしけ／なく存上まいらせ候、
御念入／御文迄御見せ被下候、則御もとし申／上候
一筆石申上候、此間ハ左中参られ／何角／わたくし義共御相談／被下候
よし、御たかひニ御喜しく／」

三六 元文二年八月〜十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二六六(九六〇一五〇)

「左中」の文□共／一日比ニハ相届申へくよし申／され候まゝ、もハや相届御あん／と被成へくと存まいらせ候、お逸殿／より文こし被申候よしにて御とゞけ／遊し被下忝存まいらせ候、おちさまより／いつれもへ御事つて仰下され候／よし、忝兩人へも申上げまいらせ候

一先比ハ御ねんの入もみ御／ミせ下され忝、此かたよりも／御めにつけ申へく様ニ申上候所、こゝもとのこふくや何といたし候や、／此中よりまぢかねまいらせ候へとも／参り不申、やうやくたゝいま／参候故、もたせ御めにかくへく／存候所、御人忝存まいらせ候もみの／儀、先比申上候よりハこん日／御めにつけ候ハねたんもはあり／ちかひ、そこもとさまより御ミせ／「」

三七 元文二年八月〜十一月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A二二四三(九六〇一四五)

「」／追て申上候、本書ニもみの義／こゝもとにてハ其もとにて御とり被下候／よりハことの外もやすく候て、大て／いののみ御さ候故、これより取進し／「」

御弁さま 中ひて

三八 元文二年八月〜十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二六三(九六〇一四四)

「」／存まいらせ候、さためし追々江戸／よりも文登り申へくと存まいらせ候、／それニ付衣類の事共すいふん／そこもとにて御くめん下され／へくのよしかたしけなく／御喜しく存まいらせ候御世話／ながら頼上候、先いま差あたり／こゝもとニ御さ候ちりめんの小袖／御染被下候、さやの表ねり島／皆うら御さなく候ニ付、うらもみ／そこもとさまにて御取被下候よりハ／もみも大徳にて、こゝもとにてハよほともやすく／つき申候ニ付、才覚いたされ候／銀子にて、三ツのうらこゝもとにて取／申へく候のよし左中被申候間、／左様御心得被下候へく候、それニ付／此表ゆのしニ遣され被下候て、参次／第何とそ御信さまへ御したて直し／被下候様御たのミまし被下候へく候、／此度の儀ニ候へハ南二ても御いもしの／義ハ存居申候へとも、とうそ／御世話御くろうながら御たのミまし被下候へく候、此かたよりもかさねて文して／御信さまへも御たのミ申上へく候／まゝ、此よし御序ニ先仰置され／被下候へく候、うらハ取したひ御信さまへ／進し申へく候、さやの表ハもハや／出来申へく候、しかれハ其御元も／御縫事御いもしの御義きのとくニ存候／へとも、御まへ様御くろうながら御／したて被下候へく候、これもちか／こゝもとにてハ御さ候上、そこもとさま之／おほしめしの外いもしの事ニ候へハ／こゝもとにてハ数多ハ得出来不申候、／そこもとニ御さ候島と、先日御こし／下され候こもんとハこれに仕／立申へく候まゝ、此□表／「」

三九 元文二年八月〜十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二一六〇(九六〇一三八)

まへも／此よし能々仰られ被下へく候、たのミ／上候、以上

「しなから其元さまより／同しね

四一 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二一五六(九六〇一三三)

たん位ニて大ていのみみ／おはしまし候ハ、其もとさまニて「／なり共下されへく候、先日左中へ／御物語被下候ニハ」／もみハよほとむつかしく、こん日／五十目くらいニてハもみのひつ／とき有へく候よし仰られ候よし／帰物かたりニて御さ候、それ故／こゝもとニても承合、あたらし／きもみ大ていの三丈ニて／三十三匁ニてハ御さ候、もみも成／ほと取よせ見申候、同じく候ハ、皆あたらしきをつけ申度候／故、こゝもとニも御取被下候様左中へも／申候所御さ候へとも、「物」／「そこもとさまニても有」／「れ候／なりともしかるへく様ニいたし／申へく候、御返事承たく存候まゝ、／わたの義も先日左中へ御物語／被遊候よしニ候へとも、わたもこゝ共□／はも承申見候所、其御もとさまより／も御やすく存られ候か、これ□／調申へくや御返事仰られ／たく存まいらせ候、ちりめんの小そて／本書ニ上候様申まいらせ候へとも、／こゝもとニてゆのしニつかハしまいらせ候／まゝ、左様心得下され候へく候、／しまの表ハこゝ江御こし／被下へく候、以上

四〇 元文二年八月十一月 荷田いし消息

襖下張 切紙 A二一六四(九六〇一四八)

追追これは石申上候、弥／御きけん克入らせら悦上／まいらせ候、さてハわたの事こふくやへ／申つけ候へとも于今参不申候、／先日のちりめんの中入／もハや入申へくと存候へとも／参不申、きのとくニ存まいらせ候、／一兩日中ニハ参申へくと存まいらせ候、／左様心得被下へく候、お信さ

「／下され候、もみよりハ色も地も／一くらひよろしく候へとも、先日／申候よりハ少ねたんもむつかしく候／まゝ、そこもとニて御調可被下候、／御文之通左中へもミセ申候、／もみ之儀ハそこほとニて御取／下され候様ニ申上へく候のよし、／左中も申され候まゝ、さ様ニ覚し／めし下され候へく候、いつれの道ニ／いたしても三ツのうらハ取／不申候てハなにかたく候まゝ、／三ツうら共そこもとニて御とり／下されへく候、夫故此かたより／のみみハもハや御めにかけ不申、／こゝもとニ御さ候ちりめん、表長／めニいたして四尺三寸、袖下二尺二寸／ニておハしまし候、さためし三丈／一端ニてハたり申ましく候まゝ、／左様覚しめし下され候へく候、島表も長四尺二寸、袖下／二尺二寸ニて御さ候、右之うら共／御とり遊し、ちかき内ニしまの／うら御こし被下へく候、たのミ／上候、／さやのうらハよろしからず候てくるしからず候／まゝ、卅五六匁のみみニても／御とり下され、袖下ハ二尺二寸ニ／御仕立遊し下されへくたのミ／上まいらせ候、もミの儀御世話／」

四二 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二一五八(九六〇一三三)

「／相まちぬまいらせ候／様ニ覚しめし可被下候、／折ふし取込早々わけいかゝ、御免可被下候

「まいらせ候、こゝもと相かはる事も御座なく候まゝ御心安覺しめし下されへ候、しかれハ昨日たいこへも御見舞二人遣しまいらせ候所、うこん殿ニも段々御快気なされ候よしにて、御自筆にて御返事被下、数々めてたく御喜しく御同前二悦入まいらせ候

一先日仰られ候ぬき出わたの義、こゝもと八町目くたり聞合申候所、其御程にて仰られ候よりハむつ／＼かしく御座候間、御世話さま／＼ながらこゝもと二て御納あそハし可被下候、かつ又もみの義も先日／＼こゝもと二て相ととの候、やう二と仰られ候へとも、其もとにて御覽／＼なされ候よりハよほと／＼むつかしく御座候間、先日於猶々

御見せ下され候もみ御取下さるへ候、何も御世話さまなから／＼たのみ上まいらせ候、さし／＼たる事も候ハねとも右申上たくわさと／＼人して申上まいらせ候、折ふし客おハしまし候故かりふて二て申／＼上まいらせ候、御免可被下候、めてたくかしく

四三元文二年八月十一月 荷田直子・いし消息

襖下張 断簡 A二二四六(九六〇一五三)

尚々いし申上候、此間わたこの儀わたくしかたより「」御文忝御かはり事なく「」

いし

御弁さま なほ

御返事申上給へ

四四 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A二二三三(九六〇一五五)

「たつね被下御こし被下候へ候、それ故態人して申まいらせ候、かつ昨日の書状「」まいらせ候、御返事御申し被下候へ候、おもても此者へ御わたし「」いつれもさまへよろしくたの「」かしく

御弁さま 直

四五 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二四四(九六〇一四六)

「下され」 「ましく候へともすい分そこもさま御くめん被下、お信さまおりへさまかた御たのミまし被遊被下候へ候、たのミ上候、かつまたりんすのふとんの儀／＼うらよろしからす候二付、おもてハふたん／＼の帯二被成下されへ候、うらはミ／＼えにく御さ候、こもんのうら二たしを被成下され候て御したて被下へ候、思しめし之よし、委仰被下／＼山々御世話なから右之儀しかるへく／＼様御はからひ被成、おもてハなる程／＼帯二被成下され候へ候、夜之物ハ／＼なるほど道中はかりの儀二候へハ、／＼こもも二御さ候とんす夜着／＼ふとんハしまにてくるしからす候、かつまた下着裕ちはんよしあし／＼三つ程ハこゝもと二て、何とそおいしさまへ御相たん申候てこしらへ候様／＼仰被下、なるほど【爰元】(左様)いたし申候へ候まゝ御きつかひ被下ましく候、何か御世話共と存上候、よろしくたのミ上まいらせ候、めてたくかしく

御弁さま いし
なほ

御返事申給へ

四六 元文二年八月十一月 荷田直子・いし消息

襖下張 切紙 A一二三四(九六〇一二)

「それ故うらの事毎度申上候事／御さ候、はたきもおいしさま／御世話にてよしあし三ツ／いたし置まいらせ候、その段ハ御きつ／かひ下されましく候、急早々／御返事わけいかゝ、めてたくかしく

御弁さま 兩人より

御返事申上給へ

四七 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一二二四(九六〇一二)

「当□日文遣し申候、其段／御たのみ申置候まゝ、
／明日ニてもそこもさまより／御もたせへく候、下され／候へく候、
かつまた先日／申進し候わた／此者ニ御こし下され候へく候

「／よりハことの外むつかしく候／二付、右之一反
はかりこゝもとにて／相とゝのへ被申候、残は御世話ながら／そなたにて
御調遊し被下へく候、／右之もみ島ニつけまいらせ候ハ、／あまり色も
よろしく候てをしく存候／故、此中のちりめんニ付申度／存候故、こん日
上まいらせ候まゝ、／御世話さまなから多々御たのミ／被成下され候へく
候、すなはち／文添まいらせ候、御まへさまニも常さへ／御事多き御中、

時下柄と申／其上松の時節にて一入御／にき／しく、御ひまなく御取込
／ニおハしまし候ハん御中ニ、此間／左仲物かたりにて承まいらせ候□、
私／ふたんき共御世話被成、不残／最早御仕立置下され候／よし、帰られ
候て申きけれ、／千万／御心さしのほと不浅／忝、何れもかんし入ま
いらせ候、／したひニひえ／しさもつよく、／無何かと御いそかハしく
御入被成候／ハんとおしはかり、こゝもとにても／御噂のミ申くらしまい
らせ候、もハヤ／仕立候小そてと申候ても／二たツ計ニ候へハ、これハそ
こもとさま／御いもしの御中ニ候間、二ツ共おしんさまへ／御たのみまし
遊し被下候へく候、／先あら／なから右之御礼かた／申上たく、文
して申上まいらせ候、／めてたくかしく

御弁さま 人々申上給へ

なほ

四八 元文二年八月十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A一二三九(九六〇一三)

「聞合被成候所三丈□四十匁／と申候よしにて、御ね
んの入もミ／御ミセ下されかたしけなく、／なるほと色もよろしく見えま
いらせ候、／こゝもとよりも二三日中ニハもたせ／進し申へく候まゝ、御
らんの上にて／そ御もとの心安覚しめし候ハ、／そこもとにて御取被
下へく候、もみの／ひとつときの儀ハ何とそ御無用に／可被下候、とても
義二地合あしく／候ても、色よろしからすても、あたらしきハ／よく御さ
候、又ひとつときと申候ても／けつくむつかしき物にて、同しほと／もみの
引ときハいたし候よしニ御さ候、／ちりめんなどのうら二ひとつとき／など
付候事ハ私ハ好不申候、かつ／出羽守さま杯御申候ニハ、調候銀子／大か

れ候ハ、猶々／忝存まいらせ候、ちりめんも追て／参候らはん故、お信さまへ御たのミ／申へくと存まいらせ候、したひ二日も／つまり候故急申候事おはしまし候、／さやいまた参不申候よし、扱々／きのとくさ、何とそ早もとし候様／すい分御せかめ下され候へく候、／参候ハ、御世話ながら御仕立／被下候へく候、何事も直跡より／追々申上へく候、となたさまへも／よろしくたのミ上まいらせ候、／めてたくかしく

御弁さま

はくら左ちうより

御返事申上給へ

十一月十二日

五二 元文二年十一月十二日 荷田直子代筆による羽倉左仲消息

襖下張 切続紙 A二二二二 (九六〇三二六)

「忝かり申候、又よく申／たきの旨申まいらせ候、／あら／かしく

「入らせられうれしく存まいらせ候、／こゝもと無事にくらしまいらせ候、／しかれハ東武よりも昨日御状／登り、御たかひニ悦入まいらせ候、／道員殿お直もいよ／支度／出来したひ出立のよし申参候／二付、こん日豊前守殿御相／たんニ御出被成へく覚しめし之／よしの所ニ、御きやくニて其儀／なく御□候よし、御もつともニ存候、／それ故わたくし儀参り候／様ニ仰下され候へとも、こん日は／出仕日ニて御さ候故後参上仕らす候／まゝ、さやうニ覚しめし被下候、／支度出来まいらせ候ハ、寒空ニ／ならさるうち、一日も早御たゝせ／被下たく覚しめし候よし、私／儀も同事に存まいらせ候へとも、こん日ハ／やしきへ参候故ひま取候二付、／そこもとへハ参りかたく候まゝ、／そなた御き

やく御しまひ被成／したひ、豊前守殿御出被下候／やう仰られ被下候へく候、右申／上候とほり故あら／代筆之／御返事申上まいらせ候、めてたくかしく

十五

五二 元文元年七月同日 二年閏十一月 荷田直子いし消息

襖下張 断簡 A二二三五 (九六〇二二七)

「よろしく／御礼仰られ下され候へく候、／たのミ／上まいらせ候、縷／御返事申上たく候へ共とも、【□不□□申上】(暮及候故早々申／残しまいらせ候、／めてたくかしく

撰津守様

いし

御うもしさま

なほ

御返事申上給へ

より

五二 元文元年七月同日 二年閏十一月 荷田直子消息

襖下張 切続紙 A二二四八 (九六〇四)

尚々幸事まいと／御ねんもし／御たつねあそはし被下、かたしけなく／そんし上まいらせ候、すい分御返□□成人いたし／まいらせ候、里よりもしなから／心やすく思しめし被下へく候、／何事も／あら／申／残しまいらせ候、めてたくかしく、／おまささまへもよく／御心得被下へく候、／おはさまニもわけて御文上申たく／存られ候へ共、右取込居／被申候故其儀なく、／よろしく／相心得、御心得申／上くれ候様と被申候

よくそや御ねん入させられ／御人下され忝存上まいらせ候、／弥其もと御
そろひ被遊／となたさまも御きけんよく／御入あそはしうれしく存上まい
らせ候、／こゝもといつれも無事ニくらしまいらせ候、／御心やすく覚し
めし／被下へく候、しかれハ私儀／こん日ハ帰り申へくのよし、此／聞申
上候ニ付、御人下され候様／おほしめし候所、今朝より／雨天ニなり御見
合被遊候／へとも、何とやらんはれニ候空も／おほつかなく、それ故迎の
人／御遣し下されへく候や否哉／御たつね仰られ候て、態々／御人下され
かたしけなく／存まいらせ候、わたくし儀もてんきも／よろしく候ハ、帰
り申へく覚／悟ニ存候所、あしき空ニ成／扱々きのとくニ存まいらせ候、
こん日／いつれの道ニいたし候てもかこにて／帰候覚悟ニおはしまし候故
／けさほとよりこゝもとにてもいかゞ致候／へくやと存まいらせ候所へ／
御使忝、てんきよろしく空も／「」

五四 元文元年七月、同二年閏十一月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A二二五〇(九六〇一九)

又申上候、明日もか様のてんきにて／大ふりいたし不申候ハ、お勝手ニ／
迎御こし下されへく候、かこは／こゝもとよりおくらせ申候よし／申され
候まゝ、左様覚しめし／被下候へく候、已上

五五 元文元年七月、同二年閏十一月 荷田直子消息

襖下張 断簡 A二二五三(九六〇一四)

「」 「御いもしニ候てこゝもと／おくられ候て参申へく候まゝ、／ち
よとまた御申こし下され候へく候、／御こし下され候ハ、すい分／たの

ミ上候、／はゞさまへも此よしたのミ上候、帰候のたん／おはしまし候て
こゝもとも／しやうじん日をよけ候へ共／さ様にてハ御さなく候故左申上
候、／急早々めてたくかしく

五六 元文元年七月、同二年閏十一月 荷田直子代筆による羽倉左仲消息

襖下張 切紙 A二二六五(九六〇一五五)

尚々筆末ながら／ち光院さまはしめとなたさまへも／よろしく／お
心得まし／たのみ上まいらせ候、／筆者もよく／申上度／存まいら
せ候、かつ又此間／「」
一筆申上まいらせ候、ことの外／ひへ／敷おはしまし候／へとも、いよ
／お揃あそはし、御きけん克入らせられ候／や、かす／うけ給りたく
／「」

御弁さま はくら左中より

申上給へ

元文元年

羽倉信名江戸在府日記

解題

白石 愛

本日記は、山城国紀伊郡深草の稻荷社（現、伏見稻荷大社）御殿預である羽倉（荷田）信名が江戸滞在中に記した元文元年（一七三六）六月から九月までの自筆日記である。「江戸在府之日記（六）」（B―一七七―一五二四）は、縦二四・〇cm、横一七・三cm、表紙共全八九丁、墨付八五丁である。

信名は享保二十年（一七三五）四月十三日に江戸へ到着（同三日京都出立）してから、元文五年（一七四〇）三月十九日に出立（四月二日京都到着）するまでの約五年間、江戸に滞在していた。その間に「江戸在府中要門之日記（巻）」から「在府之内元文五庚申年三月十三ヨリ之日記并道中之記四月二日京着迄之記（二十一）」まで二十一冊の日記を執筆した。本書はそのうち、六冊目に当たる。

信名の江戸滞在の目的は、稻荷社司と社地内にあつた愛染寺との訴訟のためである。社司側は愛染寺を寺としては認めず、社中の会所であると主張した。その根拠として徳川将軍家から発給される朱印状には「社家中」とあり、僧徒の文字がないことを挙げ、進止権は社家のみに限るように願い上げた。それに対し、愛染寺は元禄七年（一六九四）に当時の京都町奉行小出守秀から出された下知状には社頭諸色や修復などへの関与を認められていることを根拠として、寺としての正統性を主張したものである。訴訟の経緯については、本報告書石岡康子氏「元文三年「江府要門之日記（十二）」の解題に詳しいので、参照されたい。

本日記の期間、担当であつた奏者番兼寺社奉行井上正之が病気のため、

訴訟が滞っていた。元文元年六月七日、井上は病により両職の辞職を願っているが、許されず、在職のまま翌元文二年九月十七日に卒去する。信名は元文元年六月十三日頃から井上が快方に向かっていることを聞いており、事実同八月十五日に一旦復帰した。しかしながら、全快ではなく、その後も審議が行われることはなかった。本日記中では信名が関係者から井上の容態などの情報を収集する様子が記されている。なかでも井上の治療に当たった長尾文哲が阿部益庵の師であつたため、益庵を通し正確な情報を入力している。同時に荷田在満と文哲とが懇意にしていたことにより、両者が面会し信名の長期にわたる在府を訴えるといった伝手を駆使している。

一方、直接井上邸へも頻繁に訪れている。復帰前は取次の用人へ病状を伺うとともに、下吟味を要請している。復帰後は吟味再開の有無を尋ねつつ、再開を懇願し、とりわけ、愛染寺を江戸へ召し寄せるように強く要望している。井上の病気により裁判が中断されていることで、信名には進まない訴訟に対する焦りなどもあつたと推察されよう。

さて、本日記には様々な人物が登場する。日記に記された人名から、春満と交流のあつた人物の動向を知ることが出来る。西久保に居住している春満の養子在満を筆頭に、在満の妹逸（荷田蒼生子）、逸の夫西湖字、信舎の弟北条権之進氏章などの親戚との交流が記されている。江戸にいる春満門人としては、神田明神神主の芝崎好寛、木村師親、鳳閣寺の東湖和尚、松平権之助信富、根本大炊頭胤満、秋田民部博芳などが日記中に登場する。その他、浜松の籠口（柳瀬）美仲、大坂の勝見奎之助正景などの名前が散見している。

荷田在満は時々登城していることから、当時幕府の御用を勤めていたことがわかる。八月二十八日には閏月に関して質問を受けている。九月二十日には三代実録の「内考」（令制で、内長上・内分番の者の勤務成績の判定）

について問われた。九月二十一日には、日本紀略十三冊・扶桑略記三冊が書物方より返却された。春満の後を継いで故実や和学の御用を勤めている様子がわかる。また、個人的に在満への依頼もあった。陸奥国磐城平城主内藤備後守政樹に依頼され、七月二日と十日、八月四日に令義解の講義を行っている。八月十五日、奏者番兼寺社奉行牧野越中守貞通家中田中小左衛門より信名が呼び出され、法曹至要抄の改点・改字がついている本を在満より借用したいなどといった依頼を受けている。牧野貞通は寺社奉行であつたために、信名は訴訟に関する呼び出しと思つたが、全く違つたために心外ではあつたが、九月九日在満が法曹至要抄の改点を朱でもつて写している。

信名は現在の湯島三丁目にあつた樹木谷に旅宿を構えていた。神田明神に近い場所を拠点として選んだものと考えられる。同神主芝崎氏へはしばしば訪問している。芝崎は内藤政樹へ神代卷の講義を行つている（八月八日条）。東湖のいる鳳閣寺は元文元年当時湯島聖堂の脇にあり、信名は神田明神と同様頻りに訪れていた。西城新番頭である松平権之助信富からは、井上正之の病状を聞いている（六月一日・七日・八日条）。上総国市原郡菊間村の八幡神社神主で、松嶋稻荷神主兼帯の根本大炊頭胤満は雨天により帰国できずにいたところ、病気になり江戸に滞在していた。根本とは中将棋を見物している（六月十七日・二十二日条）。秋田民部博芳とは、春満死後思い出話や詠歌について歓談している（八月七日・二十五日条）。

春満門人の杉浦国頭の養子縁組に関し、籠口（柳瀬）美仲と書状のやり取りをしている様子が記されている。当初延武が国頭の養子となる予定であつたが、享保二十年に信名の嫡男信章が死去したことにより、延武は信名の養子となつた経緯がある。そこで、美仲が仲介して国頭も納得し、渡辺立円が杉浦大学と改称し、大学は六月二十四日春満の元へ勤学のため出

発したとある。そこで大学は春満の最後の弟子として春満の死に立ち会ふことになる。勝見奎之助正景は老中本多忠良家中に親類浅野孫四郎がおり、その関係で信名は本多家家老梶次郎九郎とも面会している。立場上力添えはできないとのことであつたが、信名は親切に感謝している。

荷田（東羽倉）家に関連しては、六月十七日に延武の権御殿預入職（同十九日条）、多賀道員の中気発症（六月八日条）、春満の子である夏麻呂を信名の実子とすること（七月十六日条）などが記されている。

最後に、本日記中で最も特記すべきことは、荷田春満が死去した記事である。信名は春満の実弟であり、兄としてまた師として春満を尊敬していた。春満は六月朔日に中気症を再発、翌二日午下刻（午後一時頃）に死去した。信名の元に春満病氣再発の一報が届いたのは七月十日、悲報が届いたのは翌十一日である。

留守を預かつていた権御殿預羽倉延武の日記（B―二―七四（九九三））には、春満の最期の様子について、朔日の再発後も、同日午前中は鈴木重経や杉浦国香へ「我道之学筋」について気情に物語していたが、七年来の病根に加え、大暑のなかで、薬力も効なく、次第に静かになつていき、ただ死を待つばかりであつたとある。三日夜に入棺、直ちに殯が行われ、翌四日葬儀が執り行われた。見送りをした者は、目代羽倉信舎、羽倉信満、鈴木重経、延武、および門弟の備前守、松本為寛、祓川宮内、同東親、遠州浜松杉浦大学、同所森兵部であつた。信満、重経、在満子息長次郎は御供をした。

延武も「別前信名・藤之進丈二八御一別已来久々不奉伺尊顔候へは、別前之秋傷御残念之御儀」と察しているように、信名の悲嘆は筆舌に尽くしがたいものであつた。八月初旬まで連日大いなる秋鬱、故郷への寂寥の情を書き綴っている。

(改装表紙)

「六」

(原裝表紙)

「元文元年歳次丙辰

江戸在府之日記 (俗文俗語可憐他見者也)

稻荷社正預

夏六月朔日 正五位下行撰津守荷田宿禰信(花押「名」)

大 八月 十一月 十二月

小 六月 七月 九月 十月

夏六月朔日

一朔日甲子、雨降、今日午ノ刻過改衣服、妻恋稻荷社^{*1}・神田明神^{*2}等へ参詣如例、於路次浅井宇右衛門^{*3}二出合、乗馬之処即刻下馬、長在府之義深切之挨拶、乍立須臾談話、東西へ相別去、芝崎氏^{*4}・木村氏^{*5}へ訪訊、申置、正因へ相尋、他行、夫より帰路鳳閣寺^{*6}・東湖和尚^{*7}等へ訪訊、申置、夫より天満宮^{*8}へ参詣而帰宿、自是先垂水屋清右衛門へ文通、井上公^{*9}。頃日之御様子尋二遣、他行之由無返事

一申ノ下刻計、從洪谷氏^{*10} 公用人書状来、御息女お造酒殿弥快気、今日食事・小用等通し快旨為知来也、即答

一今日在満^{*11} 松平権之助^{*12} 殿江被参、入夜帰宿、権之助殿伝言、井上河

牧公病床被揚弥快方之趣^三而、諸方へ病氣見舞之返礼状被出之由、予若御見舞伺公之節は、悦ヲモ可相述哉、為心得被相伝旨也、岡本宗好^{*13} 歌一册借用、且近代百人一首之書も有之、在満借用而帰【也】(宿)也

*1 現文京区湯島三丁目。妻恋坂の坂上北側に位置する。江戸時代には妻恋稻荷社(「神社備考」等)、あるいは妻恋明神社(「江戸名所図会」等)と称された。社伝によると、万治年中(二六五八―六二)の火災で類焼したため当地に移転したという。江戸時代には関東惣社の一つとなり、多くの人々の信仰を集めた(「妻恋神社」、『日本歴史地名大系』)。

*2 現千代田区外神田二丁目に鎮座。通称神田明神。古くは江戸芝崎村の鎮守社で、別当は芝崎道場日輪寺(時宗、のち浅草へ移転)。江戸城大拡張に伴い、慶長八年(一六〇三)頃に神田橋御門内から駿河台に移転、元和二年(一六一六)現在地に移された(「神田神社」、『国史大辞典』)。

*3 松平右京大夫輝貞(老中格、上野国高崎城主七万二千石)の用人出頭。松平輝貞屋敷は小川町(『東京市史稿』十九卷一六二―一六三頁)。

*4 芝崎好寛。主税、宮内大輔。江戸神田明神神職。江戸の春満門人の中心となった芝崎好高の息子。享保八年十一月から同十五年末まで春満へ留学。寛延二年八月二十四日卒、四十六歳。

*5 木村師親。左膳。江戸神田明神下社家。元禄十六年三月十二日春満へ入門(松本久史「荷田春満門人一覧稿」、『近世における前期国学の総合的研究』、平成二十年度國學院大學特別推進研究、根岸茂夫研究代表、二〇〇九年)。享保十一年九月、図書から隼人へ改名。

*6 諸国修験の総綱である戒定惠院鳳閣寺は、京都二宝院醍醐寺末触頭で、延享三年九月二十八日、湯島聖堂脇南の方、河岸通り明地の内(現文京区湯島一丁目)にて千坪の寺院となったが、寛政十年に湯島聖堂が拡張される際に御用地として召上げられ、聖堂の敷地内に入った。鳳閣寺は青山南町四丁目(現港区南青

山(二丁目)に移転した『御府内備考』、『日本歴史地名大系』。

*7 東湖は鳳閣寺和尚。「或人云、妻恋の細道の坂は享保の頃東湖和尚の築きたりし」と云【改撰江戸志】『御府内備考』巻二十九。

*8 現文京区湯島二丁目。切通坂の南の崖上にある。湯島天神の名で知られる。湯島郷の鎮守とされ、社伝によれば、文和年間(一二五二―一五五六)の創建で、文明十年(一四七八)太田道灌の再興と伝える。天正十九年(一五九二)には徳川家康から湯島郷内で高五石の朱印地を与えられ、近世には天台宗喜見院が別当寺であった(寺社備考、『日本歴史地名大系』)。

*9 井上河内守正之。奏者番兼寺社奉行。初正仲、正如。元禄九年生まれ。常陸国笠間藩主六万石。雁間。元文元年六月七日病により兩職辭職を願うが許されず。二年九月十七日卒去。年四十一『寛政重修諸家譜』以下『寛政譜』四卷二五六頁。享保八年四月朔日、屋敷を松平乗邑と入れ替え、小石川御殿跡地千坪(『東京市史稿』市街篇十八卷六〇三頁、二十卷六七二頁)。

*10 渋谷和泉守良信。御側。下野国都賀郡内采地六百石、布衣。宝暦四年五月七日死去。年七十三。法名嚴生、四谷戒行寺に葬る『寛政譜』二十一卷一八八頁。屋敷は半蔵御門外、式千八百八拾九坪、内建家長屋塗垂共に四百二十坪(『東京市史稿』二十一卷六四二頁)。下屋敷は深川、式千坪(『同書』二十一卷八九〇頁)。

*11 荷田在満。江戸中期の国学者。宝永三年(一七〇六)生まれ。荷田高惟の息で、春満の甥。春満の養子となり、家学を継いだ。通称東之進、大学。字持之、号仁良斎・三峯。享保十三年(一七二八)江戸に下り、幕府に仕え、ついで田安宗武に出仕。元文四年閉門。延享三年(一七四六)頃、賀茂真淵を後任に推挙して田安家から退隠。宝暦元年(一七五二)八月四日没、四十六歳。葬地は浅草金童寺。著書に『本朝度制略考』、『羽倉考』、『大嘗会便蒙』、『国歌八論』など(大久保正『荷田在満』、『国史大辞典』)。

*12 松平権之助信寛。西城新番頭。また信綿、初信允、甚吉、権之助。上総国山辺

等郡内采地二千石。寛延三年正月十四日死去。年七十二。法名悟遂。葬地は牛込法正寺(『寛政譜』一卷二二六頁)。屋敷は小川町八百五拾坪(『東京市史稿』十三卷八八九頁)。

*13 岡本宗好。江戸前期の国学者。京都生まれ。号は露底軒。松永貞徳・中院通茂に学び、水戸光圀に仕えた。著書に『宗好詠草』がある。延宝九年(一六八一)没(『和学者総覧』)。

一二日乙丑、雨、今朝垂水屋方へ昨日之返事取二遣之処、則来書云、井上公晦日より御病床ヲ被揚、弥御快氣、当月末・来月初頃御出勤の様子也、吉田喜六へ昨日寛々對話之由、夫二付直談ニ可申聞義有之旨示来也、仍早速罷越面話之処、蜜談云、荷山之一件兩度迄於、御城直ニ被経、御前候処、兎角今迄之通ニ可差措旨、上意之由、然共河牧公左様ニ御朱印之衆相立不申候、河内守へ奉行職被為、仰付被置上は、其俣ニは難差置義ニ奉存旨再応御返答故、不応、御機嫌、外出入之事も夫より何角御サツト入、先其通被押置候、夫故如此打捨被置、中々六ヶ敷様子、此上社司之理順ニも成候へハ大幸、夫共ニ難計、急々ニは相濟間敷、何方より取入達、上聞迄如此之様子ニ候哉難心得義、予折角尽心気河牧公御祈禱迄遂誠祈之由候処、氣之毒成義との内意之趣也、言語道断如何共難信用義共也、乍然惣而役人之口振、長沢殿方之口振等、兎角大成差支有之様子ニ存候処、今日之毒有沙汰令脳骨髓、一向何之存付も無之、只鬱然失申方計也

一今日井上公へ為御見舞參上、取次迄申置也、弥御快氣之由挨拶也、夫より直ニ渡辺玄隆方へ參、一昨日子息玄昌被參候、為挨拶口上申置歸也、路次之難渋難筆記、只泥中ヲ如踏也、午ノ刻過帰宿、今日垂水之悪説閉胸肝、飲食無味鬱陶打臥而已

一三日丙寅、陰天漸霽、朝飯後森三大夫方へ訪訊、對話、歌学之雑談、

被勸酒肴、午ノ刻過迄詠歌之義等談話矣

一未ノ刻計外出、奈良土佐*1・栗本駿河*2・大久保主水*3方へ訪訊ス、各他出、路次難渋、難頭筆端耳、戸田氏へ訪訊、此間之悪説等示談、令痛心肝旨談話、且一件之之義耳示談、及暮堀家主税*4旅宿二到、先達^⑧以使今夜一宿之旨申達候処、無障候間可罷越旨二付、則到旅店、幸手屋茂兵衛方二到、直二一件之義耳評談、子ノ刻計迄両吟雜話、被勸酒食等也、頃日之雨湿為相散、明朝欲煎湯、令止宿也

*1幕府御用時絵師。

*2幕府御用時絵師。栗本は幸阿弥家六代長清が小田原に残した栗本幸阿弥の子孫。

五十俵二人扶持、皆川町一丁目住(『武鑑』)。

*3幕府御用菓子屋。初代大久保藤五郎忠行は江戸水道の開設者、家康の江戸入部の際、上水道を見立てたことにより、「主水」の名を与えられ、水の濁るのを忌む意味で「モント」と清音で読むように命じられたという。藤五郎は菓子の製造を好み、家康にもしばしば献じた。元和三年(一六一七)の死後知行三百石を収公され、代りに町屋敷が与えられ、幕府御用達の菓子司として町人身分となり、子孫代々この職を世襲した(村井益男「大久保藤五郎」、『国史大辞典』)。

*4備中国吉備津宮(吉備の中山西麓にある吉備国総鎮守、備中国の一宮)社家頭。

堀家氏は系譜によると、地主神の留玉(留玉)臣命を氏祖とする。中世には小吉上・上横箭・下横箭などの神官職は堀家一族が世襲していた。近世になり、社家を統轄する家を社家頭とよんだ。享保二年以後、藤井高利家・藤井重安家・藤井重末家・堀家清政家・堀家末政家の五家が、幕府から社家頭に任ぜられた。

また、多くの社家から江戸時代に好學の人が輩出し、社家集団が備中地域の文化活動の中心的役割を果している。(岡山市吉備津神社、『日本歴史地名大系』) 一四日丁卯、霽、今朝沐煎湯、伝馬町幸手や方より堀家氏同伴、朝飯堀家氏方^三饗応、彼国之社式・法例等之事伝聞、巳ノ刻過迄談話、巳ノ下刻

計歸樹木谷*1【歸】也、如例本山遙拝等修事、気分不勝故暫平臥矣

一夕飯後為保養近所へ出ル、森三天夫・正因・成田定羽各他出、空歸宿矣 *1樹木谷は湯島三丁目(現文京区湯島一丁目)の横小路(御府内備考)卷二十九。

名前の由来は不明で、ときに地獄谷とよばれた(『日本歴史地名大系』)。信名は享保二十年四月十三日に江戸に到着した当初、荷田在満の居宅(西久保天徳寺裏門前吹出町)の二階に宿泊していたが、同年六月五日に、「湯嶋樹木谷坂上りたてより六七軒北、小普請畔柳助九郎北」に宿替えした(『江戸在府日記』一)。 寺社奉行への届書によると、旅宿は大屋清助方であった。

一五日戊辰、陰天、時々小雨、今日堀家氏へ昨夕止宿・馳走之謝礼状遣、即答、戸田氏より一件之義二付書通、井上公蜜々之沙汰、深谷氏*1蜜談之趣申来、兎角御退役之御断可有之由、且王延山出入之事ハ松伊豆守公*2御差図^三、御病中二候へ共、御相役二被渡候由、因茲権門之筋相働間敷否之義内意之義申来ル、即酬、在満示談之处、難心得筋共有之也、追^而以在満承合啓也

一今日渋谷公用人中村・助川両氏より書通、御息女御造酒殿いまた暁とハ全快無之候へ共、先快方之旨為知也、即答、雨天故終日在宿、鬱鬱之独居難忍也

*1深谷市(一)郎右衛門。井上正之家の江戸留守居。

*2松平伊豆守信祝。老中。初信高。従四位下侍従。遠江国浜松城主七万石。延享元年四月十四日卒去。年六十二(『寛政譜』四卷四〇八頁)。屋敷は享保十六年四月十一日、北新堀、九百三十坪(『東京市史稿』二十二卷六三三頁)。

一六日己巳、陰天、午ノ刻ヨリ晴、今日京都へ状出ス、昨日認置也、橘や宗七*1へ頼、母人*2・出羽守*3・弁*4・民部・右近へ荻生氏述作之書銘書付遣也、且出羽守へ在満頼之高倉家此度元服*5。二付禁色被聴之義実否問二遣也

一今日上野護国院*6・同隠居へ見舞、常慈院*7對話、果子等被勸之也、帰路申ノ刻計地震、近年之大震也

一今夕、大藏卿*8来入、鳳閣寺事加州白山*9御代參、当十五日比公発之由為知也、一件之事等示談

*1『在府日記』享保二十年五月朔日条に、京都への飛札は三五七之日以外の日は、全て橋屋宗七方へ遣すとある。柳橋磯野八郎兵衛宅の向かい。

*2信名の養母。羽倉信友(信名養父、兄)妻の深尾休意斎女ナベ子(智光院)。

*3羽倉出羽守信舎。目代家。母は信詮長女茂子。信名の甥。

*4羽倉弁。信名の妻。

*5高倉永秀(一七二八—一九九)。享保十三年五月一日誕生。正五位下侍従(橋本政宣『公家事典』六三四頁)。

*6寛永寺の子院の一つ。寛永七年創建。正順大僧正(開山・開基、森越中守檀越、幕府待遇は白書院独礼(横田知恵子「寛永寺の寺務組織について」、『学習院史学』三号、一九六六年、四二頁、五四表Ⅱ・Ⅶ)。西側清水門方面にあつた(『日本歴史地名大系』)。

*7上野護国院隠居(『在府日記』一、享保二十年六月二十七日条)。

*8鳳閣寺弟子。

*9石川・岐阜県境にまたがり、両白山地にある火山。白山火山帯の盟主で、古来、富士山、立山とともに日本三名山のひとつとして名高く、信仰登山の靈山として知られる。雪深い白山は古来「しらやま」といわれ、詩歌に詠まれた(白山『日本大百科全書』)。

一七日庚午、陰天、午ノ刻より晴、今日如例妻恋稲荷社・神田明神末社等へ詣、明神之地内天王社今日祭礼之由^ニ甚群參也

一渋谷公用人より例之通御息女容体為知状来、留主故返答自是為持遣也、其序明石氏*1へも書通

一今日正因方へ尋、客来有之故即刻帰ル、夫より直ニ鳳閣寺へ昨夕大藏卿来入之為返謝罷越申置也、中雨湿候哉發熱・頭痛不快故早速帰宿、雖然諸方へ之書認、夕飯後諸方へ出ス也

一今日京都より状来ル、五月廿四日・廿八日之日付一度二届、川々満水故相滞候旨飛脚宿より添断状越也、従明神芝崎氏被達也、母人・出羽守・弁・民部・左仲*2・お岩より、且肥州*3・豆州*4・伊州よりも来ル、金子一兩差下ス也、去月十六日之状、廿五日二届候由也、下し物共無相違到着也、

富樫求馬女岩事、五月廿七日京都より引取、予子分ニいたし、母・弁始親子兄弟之祝盃等相濟候旨申来也、今度予一人在府ニ付、尾崎新之丞父子・次郎右衛門・小嶋や由兵へ取立、惣家来共より為見舞太田伝内可差下旨相決、去月十六日出足仕管候処、愛染寺上着仕*5、悪説申触し、予も追付帰京之沙汰有之ニ付、先相止候内、出羽守聞付堅無用之旨指止候由、此度之便ニ申来也、夫々之者如此之実意令感涙者也、去年大變不幸已来社中より責^ニ飛脚一人は差下し可申之処、不及沙汰之遺恨于今難忘失、然処家来共之忠意幾許令感得計也、予年来一統ニ令憐助之芳情、此節感通之所歎、人心之実意は不期尊卑者也

一今日松平権之助殿より在満方へ為御知井上公御役御願之処、病氣間も無之義、且年若ニも有之候間致養生御役可相勤旨被為 仰出候由也、先は御首尾不悪故と忝悦仕者也

一今日大岡助七郎*6京より之返事来ル、留主見舞人遣候、幸便ニ来ル也

*1明石勝右衛門は御側衆渋谷和泉守良信(下野都賀郡内三千石)家老。

*2羽倉信満。父は並河宗武。初名宗基。左仲。明和六年九月六日没。六十二歳。

妻は石子。実家に帰り羽倉を称し、伏見に住む。

*3正福宜大西肥前守規定。

*4 松本伊豆守為寛。上社禰耳。享保二十年に信名と共に江戸にいたが、母の病氣看病のため、元文元年三月から同二年三月までの一年間帰京している(寺社奉行所宛松本為寛「口上之寛」、巳三月七日、「在府中御奉行所上書付之留」B—二一七三(二五—一八))。

*5 愛染寺は享保二十年五月十三(十四)日頃江戸へ到着、江戸桜田久保町柳屋彦右衛門裏屋に借店。

*6 大岡助七郎忠利。大番。山城国相楽郡内采地三百石。元文五年十二月十三日番を辞し、寛保三年閏四月十七日死去。年六十一。法名良忠。葬地は四谷(のち麻布)湖雲寺。『寛政譜』十六卷二一八頁。

一八日辛未、晴、未ノ刻ヨリ陰天、今日大久保主水江訪訊、頼度旨趣有之故、乞面会候処、他行之由、息藤五郎も当分不快之由故、不能面話申置也、夫より谷隆得^{*1}へ尋問、在宿面話、井上公之御容体、且一件之事等示談、井上公之御病氣中々急々御出勤は有間敷旨也、自夫堀家氏へ先日之礼旁尋問面話、互二一件之歎話而已、午ノ刻過帰宅

一今日戸田治部右衛門江書通、豆州より差越候状請取遣、返章云、壬延山之出入・高田穴八幡^{*2}之出入松伊豆守公・渋谷公御両所之御吹拳^三井上公より御相役へ被渡相濟候由被示聞也、如何難信用義也

一今夕橘屋宗七来訪云、京道員公^{*3}去比片身不順、中氣之症発病之由、去廿九日之便市郎兵衛より告来候由也、初而聞之驚入也、左半身不順之趣也、日比是耳無心元氣遣候処、令痛心肝事而已也、此間荷山より之書便へは態相蜜不申越者歟

一今夕夜二入、垂水屋清右衛門より書通、井上公昨日於御城被仰出候義為知也、松平権之助殿より為知之通也

*1 谷隆得は松平伊豆守信祝隨身医。
*2 高田八幡宮。高田八幡宮は牛込の総鎮守で、寛永三年(一六三六)に幕府弓

隊の射術練習のため当地に的山を築造し、八幡宮が源家の宗廟で弓箭の守護神であるので勧請した。同一八年に中野宝泉寺の良昌を社僧として招き草庵を建てようと山裾を削ると窟中から阿弥陀像が出てきたことから、俗に穴八幡と称する(江戸名所図会(牛込高田町、『日本歴史地名大系』)。

*3 多賀高惟。幼名久馬介、始信近、称道員。羽倉信詮三男、信名の兄。元文三年七月十四日没、六十八歳。養寿院道作門弟多賀(乙島ともいふ)道勺の養子となり医を業とし、道員と号す、坂本延暦寺中北谷華王院住(為多賀道句養子業医)。

一九日壬申、晴、今日京都へ書状出ス、道員殿病氣之由無心元二付為見舞在満兩人共道員殿へ飛札遣、且荷山へも母人初出羽・弁・民部へ連名一通遣也、橘屋へ頼、今夕奈須春悦へ訪訊、一件之義二付示談之用有之、一時計示談、及黄昏帰宿矣

一今夕北条権之進^{*1}昨日着府之由^三来訪、珍敷対面、積鬱一時計寛話、今年中も在府之様子、来府之節遠州浜松へも立寄、安否儘成便演説、安堵、国頭^{*2}方相続人も大方相定り候趣演説也、国頭不了簡も自然得心有之段令安堵也、夜二入五ツ時退去也、近日又可令参合旨相約也

一今日栗本駿河来入、申置也

*1 北条権之進氏章。若狭小浜藩酒井家家臣。信舎の弟(荷田春満門人一覧稿)。
*2 杉浦国頭。遠江国浜松諏訪社大祝。藤原姓。元禄十六年五月六日春満へ入門。元文五年没(荷田春満門人一覧稿)。

一十日癸酉、晴、今日鳳閣寺へ書通、加州白山登山発足之餞別祝物遣、服部上たはこ^{*1}一斤、緞手拭三巾贈遣也、役僧勝福院へも指扇二本遣也、各厚謝之返酬来ル、奈須春悦へも昨日一件之義二付寛談之謝礼状^并一件之書付一冊遣也、即酬、夕飯後正因方へ訪訊、一件之書付頼、黄昏迄一件一卷之義示談、随分懇切実意之義共示談也、青蓮院宮御手跡之御門弟

之願之事頼也

*1 江戸前期、摂津国島上郡服部村（大阪府高槻市）を中心とした地域に多くつくられた煙草。『農業全書』（一六九七）、『撰陽群談』（一七〇二）、『和漢三才図会』

（二七二）などにもみえ、日本第一の質・量ともに優れた煙草で、香味とも芳しとしているが、味は辛いという。（小林茂「服部煙草」、『日本大百科全書』）

一 十一日甲戌、晴、今日土用二入也、今日今村三大夫へ訪訊、当番、申置也、深尾多仲*1へ見舞、お房病氣否相尋、当分の病症也、三輪執斎*2へ訪訊対話、一件之事等示談、未ノ刻計帰宿、自是先鳳閣寺へ暇乞ニ参、口上迷置也、帰宿之砌為返礼使僧来ル也、及晩景奈須氏来入、香霽散*3一袋持参、口上被迷置也

*1 深尾多仲は大久保山城守忠胤（下野国烏山城主三万石、父は老中大久保常春）家中。享保十二年頃、左源治（次）から多仲へ改名した（荷田春満宛松平権之助書状、「史料荷田春満宛書状」、『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』、平成一五年度～一八年度科学研究費補助金成果報告書、根岸茂夫研究代表、二〇〇七年）。

*2 江戸時代中期の儒者。名は希賢、通称善蔵、号は執斎・躬耕廬。寛文九年（一六六九）京都生まれ。祖先は大和三輪神社の神職という。貞享四年（一六八七）、江戸で山崎闇斎門の佐藤直方に師事。講舎明倫堂を開設、門人多教をかぞえた。延享元年（一七四四）正月二十五日没。七十六歳。『伝習録』を標注翻刻し、『日

用心法』『大学俗解』などの著がある（水田紀久「三輪執斎」、『国史大辞典』）。

*3 香霽散。陰干にしたナギナタコウジュの粉末で作る薬。暑氣払いの薬。江戸時代には、霍乱の薬として、旅行者の多くがこれを携行した（『日本国語大辞典』）。

一 十二日乙亥、晴、今日京都へ之書状出ス、橘やへ頼、仍終日在宿、書認、社中へ連名、母人・出羽・弁・民部へ連状、羽州へ正因頼之事別状、肥州・伊州へ連返状、豆州へ返状、左仲へ返状遣也

一 芝崎氏より餅菓子一重被贈与也、奈須氏へ書通、即答来

一 十三日丙子、快晴、今日近所暑氣安否相【答】（問）、先到長沢老岐守*1亭、用人小嶋幸助対話、一件之義等示談、且井上氏所勞之義相【答】（問）、

打続快復之旨相答、次二長田山城守*2亭二到、用人瀬戸繁右衛門対話、一件之義而已示談、因右訴状之一卷可差遣之旨約諾焉、次二松平記伊守

*3 邸二到、窺安否而退去、次到牧野越中守*4 邸、窺安否退去、次井上河牧之安否相問、先快通之旨取次相答、述悦之旨退出、然テ帰路加納家

*5 家司・用人・目付三人（但、吉川源大夫家老也、金子文次郎用人也、永井兵右衛門目付役也）、右三人訪訊、午ノ下刻計帰樹木谷畢

一 今日松平伊豆守隨身医谷隆得方へ【■】贈書翰并京素麵一箱也、祝着之返酬也

*1 長沢老岐守資親。高家、肝煎。初博宣。外山大納言光顯一男。元禄十二年閏九月十五日寄合に列した際、家を起こし長沢を称す。武蔵国入間郡内采地千四百石。従四位上少将、寛延二年五月二十一日卒去（『寛政譜』二十一卷一一一頁）。屋敷は御茶ノ水元空き地（『東京市史稿』十六卷一〇二頁）。

*2 長田山城守元輔。御小性。従五位下。下総国豊田、香取、海上郡内九八〇石。安永四年閏十二月十二日致仕。五年七月十七日死去。年七十七（『寛政譜』二十卷二二七頁）。屋敷は御茶ノ水拝借地、五百四十一坪（『東京市史稿』二十一卷八五七頁）。

*3 松平紀伊守信岑。奏者番兼寺社奉行。摂津国高槻城主五万石。従五位下。帝鑑間。元禄九年生まれ。元文四年三月四日寺社の職を辞す。宝暦十三年十一月二十日龜山において卒去。年六十八（『寛政譜』一卷三二二頁）。屋敷は一ツ橋外、四千五百七十二坪、内西ノ方行留り道三百七十二坪共（『東京市史稿』十八卷九八三頁）。

*4 牧野越中守貞通。奏者番兼寺社奉行。日向国延岡城主八万石。従五位下。宝永

四年生まれ。寛延二年九月十三日京都にて卒去。年四十三〔寛政譜〕六卷一七九頁。屋敷は深川、四千九百九十二坪四合〔東京市史稿〕十五卷五七三頁。

*5 加納遠江守久通。御側。延宝元年紀伊国に生まれる。享保元年吉宗が本城に入部の際、御家人に列す。伊勢国三重郡内一万石。寛延元年七月十一日病により辭職を乞うが許されず。八月十九日卒去。年七十六。江山久報院と号す。四谷の戒行寺に葬る〔寛政譜〕二十一卷二三八頁。屋敷は呉服橋御門之内三千坪

〔東京市史稿〕同九四二頁。

一十四日丁丑、晴、申ノ刻計夕立、今日鳳閣寺二到、大藏卿^江對話、鳳閣寺述発足之祝詞、須臾示談、先達約諾之古実拾葉初卷一冊在滿依他借又借遣、甚怡悦之旨也、到柳橋磯野八郎兵衛*1宅、八郎兵へ京都之安否ヲ問、留主居者答、当四日京着、道中無難之旨、此間便通有之旨申之也、向橋屋宗七方京都之便通無之哉、道員病氣之沙汰不申来哉否相問、先日後一度便通等雖有之、道員病氣之義は不申越旨相答、及黄昏帰宅矣

*1 磯野八郎兵衛。江戸の人。享保七年、福井奥右衛門とともに西廻り海運の捷路

として、円山川と市川を利用して日本海と瀬戸内海を結ぶ舟運輸送路を造成し

ようと計画した(川名登「円山川・市川連絡通船計画について」、『千葉経済論

叢』三六、三一―五四頁、二〇〇七年。

一十五日戊寅、晴、今日諸方暑氣安否相問、先如例改衣服天満宮・妻恋稲荷・神田明神末社等迄参詣、直二芝崎氏へ訪訊、則對話^并叔父今沢山城守面話、山州は甲陽氏神八幡之神主棟領也、予経廿五年再会、一件之義等談話焉、

今日松平対馬守*1用人葵生川平兵衛宅ニ訪訊、雖所勞面話、去夏已来之謝事一件歎信章不幸之事等談話、予助神忠大麥之節不相馳在府之志等感歎賞賛之挨拶、且一件之義必不可退屈理順必定之趣其益理等教訓也、因鬱胸^胸矣

一奈良土佐・栗本駿河方へ暑氣安否相問、各他出也、到戸田氏宅、休息、帰路金保安元*2・北尾源兵衛*3方ニ到、安元は当番登城、北尾在宿面話、只一件之義耳示談、未ノ刻計掃樹木谷畢

一根本大炊頭*4より手束并赤飯一器到来、去月晦日帰国之義依雨天延引之内病氣発症、因于今滞留、今日良辰故松嶋町稲荷*5。正一位之額寄進之輩有之、祭祀之義執行、為祝物右一器所贈焉旨也

*1 松平対馬守近貞。豊後国天分郡高松城主二万二千二百石、雁間詰。初昭峯。元禄

二年生まれ。延享二年九月十八日致仕。宝暦七年五月十三日卒去。年六十九〔寛政譜〕一卷八四頁。屋敷は小日向上水端三千百一坪七合八勺〔東京市史稿〕

十八卷二二七頁。

*2 金保(兼保)安元。御医者。

*3 北尾源兵衛は上林宮兵衛手代。

*4 根本大炊頭胤滿。治胤。信胤。上総国市原郡菊間村の八幡神社神主。明和元年

没(荷田春満門人一覽稿)。八幡神社は白鳳期の創祀と伝え、中世には若宮八

幡とも称していた(菊間村『日本歴史地名大系』)。

*5 松島稲荷。現松島神社。松島町(現中央区日本橋人形町二丁目)の町名は北東

に松島稲荷があることによる〔日本歴史地名大系〕。

一十六日己卯、陰天、時々小雨降、雷少鳴、予不快、終日在宿、森三大夫来入、依不快不能面話、申ノ刻計堀家氏来訪、不快少快故面話、須臾一件之事示談帰去也

一今日葵生川平兵衛へ昨日之挨拶書通并差鯖五差贈之、且瀬戸繁右衛門へ書通、一件之書付并差鯖五差遣之也、各返答有之、今日上賀茂鳥居大路出羽守・岡本右京権大夫・東辻修理大夫より書翰到来、五月十二日之書也

一十七日庚辰、晴、今日大久保主水方ニ到、他行不能面話、渡辺玄隆方ニ

到、父子共面話、一件之義深切之示談也、松平左近將監^{*1}公へ予相見之事公用人牧野十郎左衛門へ申談候処、出入二付出府輩^江相見候事遠慮之家法故難申出旨、祈願所之義重^而出府之節於有之は速可有御相見趣牧野氏返答之旨玄隆演説也、玄隆妻病疾此節別^而急難之容体、因茲神慮之妙護祈啓之義願也、予承諾、果子等饗応、父子共懇切之義共也、橘屋宗七店二到、信物等之事示談、酒食等饗応、午ノ刻過松嶋町稲荷神主兼常根本大炊頭宅二到、神拜等畢^而新番組大津助之進^{*2}宅二同道、中小将棋共上手之由、因茲予見物旁罷越面話、及暮帰宿矣

一 從瀬戸氏昨日之返翰到来也、一件之書付落手之旨也

^{*1}松平左近將監兼邑。老中。下総国佐倉城主六万石。初兼益。從四位下侍從。元文二年に勝手掛老中となり幕府財政の再建に取り組む。延享元年には享保改革期の年貢徴収量のピークを示すが、強引な年貢増収政策は各層からの反発を招き、同二年突如罷免され、八丁堀の邸宅に蟄居。三年四月十六日卒去。年六十六

一 『寛政譜』一卷六一頁。大石学、『日本近世人名辞典』竹内誠・深井雅海編、吉川弘文館、二〇〇五年。

^{*2}大津助之進勝澄。西城御書院番士。宝曆十二年五月二十七日辞職。明和元年四月二十八日死去。年七十一 『寛政譜』十八卷一八九頁。

一 十八日辛巳、晴、今日不快故不為他出、因奈良土佐・垂水屋方へ京素麵壹箱宛書翰指添贈之、井上河牧之安否相問、各他出、無即答也、及晚景不快治、因萩原宗陸亭二到乞面話、對話一件之義略演説^而書付一卷差遣、松平右京大夫公出頭用人浅井宇右衛門^江伝言之義等頼之、右一卷亦被相達之義令示談、及黄昏帰宿、帰路正因方へ立寄、他行不能面也

一 十九日壬午、晴、今日亦不快、因不為他行、今已刻計伏見左仲方ヨリ当月十一日出之飛札到着、伏見荷山等無難之旨示来、且延武^{*1}入職之催凡十七八日之節令沙汰之趣告来、安堵之義也

一 今日正因来入、挽茶一棗持参、一件之事等須臾示談、阿部伊勢守^{*2}祈祷愛染寺相勤候事表向^二而一向無沙汰趣也

一 根本大炊頭来入、予他行之跡暫待居、帰宅之節對話、今度復常磐橋町奉行所鎮守之稲荷本山より神靈安鎮之義願也、任松嶋町之前例許諾畢、且廿二日於松嶋町之亭大津助之進出會之義約之也

一 今日芝崎氏へ暑氣訪訊之文通、甘瓜甘贈之、即酬、後刻為返謝素麵廿把・鮓一桶到来也

一 夕飯後諸方暑氣訪訊之贈物用二付到橘屋宗七方、手代宇兵衛面談、從夫戸田氏方二訪訊、被勸酒、從夫堀家主税方^江訪訊、先日之謝礼之意ヲ以京都より到来之服部煙草少与之、對話及黄昏帰宿矣

一 今日井出半兵^{*3}ヨリ使札到来、渡辺玄隆へ頼之事、委細之返答玄隆紙面等為一覽来、即酬、一件之書付可相達哉之義問来、病婦快復之節相達可給旨申報也

一 今晚景京都より飛札下シ物等到着、芝崎氏より相達、当七日・十日兩日之飛札今日一度二相達、然磯野八郎兵衛今月四日荷山^江尋来、信舎・為寛・延武出會、当地之様子面話之安堵之旨申来、廿日・晦日・廿四日、五月中自是差登書翰不殘相達之由、雖然竹坊大藏十日迄不相尋、書状等不相達之旨告来、不審之到也

一 母人・弁・出羽守・民部・求馬・右近・七右衛門^{*4}・政・梅方より七日・十日^江入交書状到来、十日之書中云、民部事杉浦修理亮方ヨリ得心状到来二付、入職之義来ル十三日言上書可差上、十八日社中親族祝宴可相催旨告来也、求馬女岩事予為養女祓川宮内親直妻二縁談相熟、当四日祓川家ヨリ結納来之由、翌五日親族祝會之旨彼是嘉祝之義共告来、安悦而已

一 今日在滿深谷氏^江對話、一件之事示談候処、決定未被相窺旨放辞談話、井上河牧病氣追日快復、辞退御役之事は未決之旨也、先今時之通^二而は七

月中旬比極而出勤之体相顕旨也、是第一之安気也

*1羽倉延武。信名養子。実は目代羽倉信元の末男。母は羽倉信詮の季子勢子。元

文元年六月十七日権御殿預入職、元文二年二月十九日豊前守叙任。延享三年六月十九日卒去、三十九歳。

*2阿部伊勢守正福。備後国福山城主十万石。従五位下。延享二年大坂城代。寛延

元年十一月十九日致仕、明和六年十月十日卒去。年七十〔寛政譜〕十卷三三三頁。

*3井出半兵衛政武。大番組頭。廩米二百俵。元文五年二月二十九日辞職。六月十

四日死去。年七十五〔寛政譜〕十七卷一〇一頁。

*4鈴木七右衛門重経。信元三男、母は信詮女茂子、信名の甥に当たる。三河吉田

城主松平豊後守に勤仕目付役、幼名伊織、浜松藩主本庄氏家臣鈴木惣左衛門の養子（荷田春満門人二覧稿）。

一廿日癸未、晴、今日京荷山へ昨日之返状遣、十七屋*1へ申付、本七日切

運料荷山払百五十銅之定也、母人・弁・出羽守・民部へ連名、左仲・七

右衛門へ返状、道員公・花王院へ民部義相濟謝礼状、大西肥前守へ同断

一今日渡辺玄隆方へ書通、京素麵一箱遣、即酬妻女病気快方之旨返報【也】

（申）来也、今日申ノ刻計栗本駿河来尋也

*1陰曆十七夜の月を立待月というところから、飛脚便が「たちまち着き」ともじ

つた称。江戸日本橋、室町にあつた飛脚屋（『日本国語大辞典』）。

一廿一日甲申、晴、今日渋谷公（人形）問暑氣之安否、京素麵二十把持参焉、用助

川小半太對話、今朝予方へも暑氣之安否訪訊之書被出之筈、則直二被渡

須臾物語而退出、明石勝右衛門宅ニ到、素麵十把入一箱遣之、中村皆右

衛門・助川小半太両用人へ持扇五本宛遣之、中村氏在宿面話矣、

今日向井伊州*1公（人形）暑氣見舞ニ参申置、於玄関組与力石黒二十郎へ面話

于今在府ニ候哉と挨拶也、帰路之節到彼旅宅、訪訊旨令口述也、且細井

藤左衛門*2・中条大和守殿*3・松平権之助丈父子へも暑氣見舞之口述申置也、

今日大久保主水方へ書通、甘瓜二十贈之、且加納家吉川源太夫・金子文次郎へ書通音信遣、大久保方へ憑吉川氏へ之音信は無用之旨（人形）主水より返却、金子へは可相達旨示来也

*1向井伊賀守政暉。京都町奉行。上野国群馬郡等采地九百石。元文四年七月二日京師にて死去。年五十六。彼地の常楽寺に葬る（『寛政譜』二卷一八九頁）。

*2細井藤左衛門安定。小十人頭。布衣。元文元年遺跡を継ぎ（武蔵国比企郡・遠

江国佐野郡内采地八百石）、三年三月十五日小普請奉行。宝暦元年七月二十九日

辞職、寄合、八年四月二十五日死去。年七十二〔寛政譜〕二十一卷五四頁。

*3中条大和守信実。高家、肝煎従四位上少将。下総国都賀・河内郡内采地千石。

元文四年四月十九日卒去。年六十四〔寛政譜〕二十一卷九三頁。

一廿二日乙酉、晴、今日遠州浜松杉浦修理亮、籠口美仲*1方延武事納得無

為二同心之謝辞申贈也、堀留溜屋吉兵衛方へ頼遣、午ノ刻過松嶋町稻荷

社根本氏宅ニ到、大津助之進出會、終日中将棋・碁有之、予見物、大炊

頭宅ニ一宿畢

*1柳瀬美仲（みちいえ、一六八五—一七四〇）。江戸中期の歌人。浜松の呉服商人、

屋号丸屋、通称小左衛門、雅名方塾。名は美仲、号を隠口翁（こもりくのおき

な）。しばしば京都に遊学、荷田春満の門にも出入りする（享保七年門人。賀

茂真淵・杉浦国頭らと遠江国に歌壇を形成。元文四年、友人のすすめで江戸に

出て和歌を講習、多くの門人が集まったが、翌年病没した。著書に「秋夜隨筆」、

「遠津淡海名所和歌集」（『コンサイス日本人名事典』）。

一廿三日丙戌、晴、嚴暑難堪、巳ノ刻過従大炊頭宅帰宿、大久保主水より

手束来、今夕暮時分間暇之旨示来、予不快、僕吉平病氣、因茲断申遣也、

小川舍人方へ文通、先日之返答也

一今日大藏卿より手束并桃五ツ所贈、一件之書付共鳳閣寺発足之節依所申置不残返却也

一今日荷山より十五日出之状到来、半紙・卷紙・金子一両来ル、竹坊大藏当九日訊来之由也、延武入職官位等之願書十二日差上候旨申来也、安堵焉、母人・弁・政・出羽守より計之書通也

一廿四日丁亥、晴、今日平賀玄純・梶次郎九郎并問暑氣之安否、贈与糲三袋平賀氏、贈京素麵二箱于梶氏、梶氏は依断返却、従平賀氏は為返謝清暑巻包所与之、各返事有之也

一今日京師へ昨日之返状出ス、例之通四人連名、求馬へ返状、上賀茂鳥居大路・岡本氏・東辻氏へ返翰遺、磯野八郎兵へ書翰等荷山迄遣之也、橋屋宗七二頼、申ノ刻計夕立、涼氣少生、遠方雷鳴也、

一今日根本氏昨日之礼状遺、橋屋方へも素麵之事二付書通、各返事来也
一廿五日戊子、晴、今日上野護国院・常慈院へ問暑氣安否、路次池端到于成田定羽宅、服部煙草三把贈与焉、夫婦共對話、近夕為納涼可令来話旨相約而出去、到于上野護国院、糲三袋贈、服部煙草七把贈于常慈院也、

先慈院對話、一件之事等示談、夕飯名酒饗応、深見新兵衛*1相見之事頼置也、一時計雑談而移于国院、對話一件之事耳示談、松平伊賀守*2・秋元但馬守*3手寄之事頼置、宜伝手有之旨懇切之挨拶、茗果等食而歸去矣、

今日於護国院從岩花王院之書柬掌握、今月八日之書也、北条茂兵衛来于樹木谷与在満對話、和学・歌学等之事示談而入夜歸于神田橋酒井家之邸畢

一今日御目付駒井鞞負*4家臣木村忠大夫来云、鞞負宅稻荷安鎮之義願望之旨弥可頼之由、且予訪訊之節駒井氏相見可有之旨也

*1深見新兵衛有隣、儒者、書物奉行。致仕後号右翁、廩米二百俵。元文四年十二月十八日御書籍校合のことを承りしにより黄金三枚を賜る。書物奉行在職三十

余年に及び、『類聚国史』の校訂、『一条家日次記』書写校訂、紅葉山文庫買上図書の上申などにあたつた。明和二年西城御裏間番、明和六年十二月四日致仕、安永二年二月十五日死去。年八十三。『寛政譜』二十二卷三五二頁。山本武夫『日本近世人名辞典』。

*2松平伊賀守忠愛。奏者番。信濃国上田城主五万三千石。寛延二年八月二日致仕、大内記。宝曆八年三月六日卒去。年五十九。西久保天徳寺に葬る。『寛政譜』一卷五二頁。

*3秋元但馬守喬房。奏者番。武蔵国川越城主六万石。元文三年九月五日卒去。年五十六。『寛政譜』十五卷一九三頁。

*4駒井鞞負寿正。目付(元文元年五月十五日)。廩米三百俵。安永二年十一月十四日死去。年八十。『寛政譜』三卷二一九頁。

一廿六日己丑、晴、今日諸方へ問暑氣安否、先到渋谷殿之邸、先日給信物述謝辞、家老勝右衛門宅二到問安否、并右之謝詞等述之、次大岡助七郎宅二到問留守中之安否、次到于木村佐左衛門宅、汗取三巾与之、對話、次到于龜田三郎大夫宅、糲二袋与之、依病氣不能面話旨懇懇之返答也、次到于西窪稻垣太郎左衛門宅問安否、次阿部益庵宅二入、須臾對話、一件之義耳問答、井上河牧殿病氣実否相問、益庵師長尾文哲療治、因茲実説分明也、弥病氣快癒之旨、且役儀等辞退之事亦有之間敷旨示談也、次到于朽木和泉守*1殿亭問安否、次家老到于進藤氏宅、暫休息、進藤氏他行、然而甥才三郎對話、夕飯饗応也、次到于小林義右衛門*2宅糲二袋与焉、須臾對話、物部茂卿述作之書板梓入金二百足渡之、六諭自之過【也】(分)追而返却之約諾也、然而傍輩波多八郎兵衛面話之義相問之処他出故不能其義也、次到于板倉相模守*3殿邸、取次平野茂左衛門出向、令口述置退出、置也、次到于板倉相模守*3殿邸、取次平野茂左衛門出向、令口述置退出、次渡辺伝兵衛・長井兵左衛門父子方二到、問安否、次到于小池寛之右衛

門宅、菓子一包・汗取三巾与之、夫婦相共對話、果餅饗応、一件之義耳
示談歸去、次到于梶次郎九郎宅、問安否、次町年寄三人奈良や市右衛
門・樽屋藤左衛門・喜多村彦右衛門宅二人、各問安否、次谷隆得方二到、
問安否、各無難之旨也、申ノ刻計歸樹木谷也、自是先今朝自荻原宗隆手
柬・新茶半式袋到来、令即答畢、且鳳閣寺大藏卿へ問安否、甘瓜二十与
之、返章并挽拔蕎麦一袋計来、在滿両方へ所贈旨也

一今日留守之内松平権之助より先日問暑氣之安否返礼書翰到来也、且福田
佐右衛門と云仁不意之口状認置、其旨は本庄中ノ郷契源尼丘伝言之義有
之也、此辺へ往返依幸便伝言之旨被示置也、且根本氏より廿八日延引之
義書束来也、大津氏宅へハ廿九日可令来会旨也

*1朽木和泉守直綱。大番頭。從五位下。延享二年六月二十五日死去。年五十二(寛政譜)七卷一五四頁。

*2牧野駿河守忠寿(享保八)十四年奏者番、越後国長岡城主六万石余、享保二十
年十月二日卒去)近習儒者。老父友右衛門は藤屋小左衛門叔父。

*3板倉相模守勝澄。志摩国鳥羽城主五万石。延享元年備中国松山城主。初重規。
享保元年鳥羽に生まれる。元文元年四月十八日初めて城地へ行く。宝暦元年九
月二十三日致仕、明和六年五月四日卒去。年五十四(寛政譜)二卷一四四頁。

一廿七日庚寅、雨、不時涼氣着綿入、稀有之時令也、今日垂水や清右衛門
先日之返章来届状落手、井上殿病氣全快、可令安心旨示来也、芝崎宮内
大輔訪訊、被甲置也、瀬戸繁右衛門手柬并交肴一籠七ヶ被贈与、即報遣也、
今日深谷一郎右衛門へ自在満書通并京素麵廿把贈遣之、有返答、尤予方へ
深切之伝言也、根本大炊頭へ昨日之返答遣、明後廿九日大津氏へ可罷越
旨相答、昨夜より不快、終日打臥矣

一廿八日辛卯、雨、正因ヨリ書通、被問安否、即答、先日之茶器返却焉、
北条茂兵衛より手柬并煎茶一袋到来、不快故不能即酬也、終日打臥、不

快、因例式之社参等令懈怠也、

一廿九日壬辰、晴、今日大久保山城守*1殿(問)(窺)暑氣安否、深尾多
仲詰合取次也、用人宇津次郎左衛門宅へも訪訊、申置也、三輪執斎へも
訪訊申置也、夫より松嶋町稻荷社参詣、大津助之進宅へ到、終日中将棋
見物焉、及夜帰宿矣

一今日日本庄中郷契源尼丘へ大久保豊前守*2殿面謁之事二付書通者也
一今日荷山より十九日出之状到来、延武入職・内婚儀等十八日首尾能相濟
候旨告来、母人・弁・出羽守・右近・左仲・鈴木七右衛門・富樫求馬・
岩より各祝書来也、民部より祝物金百疋下ス、右近より宝積寺宮御染筆
物一枚為祝儀下ス、家系相統之慶義社中諸役人へ披露等首尾能相濟事、
安堵開鬱胸也、心中之歎意難頭而已

*1大久保山城守忠胤。下野国鳥山城主三万石。雁間詰。寛永七年生まれ。宝暦九
年五月三日致仕。安永八年八月二日卒去。年七十(寛政譜)十一卷三頁。享
保十三年十月二十六日(宝暦三年二月四日大坂加番。

*2大久保豊前守忠宜。書院番頭。采地五千石。元文元年九月二十八日故あつて職
を奪われ、出仕を止められ、十一月二十一日許される。宝暦十二年五月十三日
致仕、安永六年六月二日死去(寛政譜)十二卷一頁。

七月小

一朔日癸巳、快晴、今日在満家内江予家系相統人無滞相極入職并内婚儀等相
調二付勸祝酒肴也、夕飯後例之通近所之神社江参詣、神田明神々主亭二
訪訊、須臾對話一件之事等示談歸宅

一今日從洪谷殿使札到来、息女迷女少々不快之处、早速快氣之旨弥無難之
祈啓頼来也、家老明石氏手柬并夏袴地一反・干鯨三十本所贈与、先頃妻女
病氣二付祈啓之義所頼早速快氣、此謝礼也

一今日遠州浜松籠口美仲書翰并干鯨廿尾所差越、延武事国頭納得、杉浦家相
続人亦相極旨為将知焉一封到来、美仲尽誠美国頭夫婦へ熟談之旨示来也、
渡辺立円、杉浦大学と改称而為勤学荷山春満方江登京、先月廿四日浜松發
出、即日其旨予方江令告知之一封也

一今日荷山へ之返状認、不快未勝故不能全認也、森二大夫訪訊

一二日甲午、晴、今朝垂水屋方江文通、井上殿問安否、愈快復之旨相答、
上野常慈院ヨリ使札并インケン・小角豆・ひしほ一器所贈与之、且先日
御書物奉行深見新兵衛面謁之事頼置、因去月廿九日自常慈院通達之處、
當時御書籍虫払御用日々出勤、依無公暇追而暇日之節予方直通可有之旨
深切之返翰可為一覽旨以所差越也、進藤源之允来訊、面話須與雜談而歸
去

一今日井上殿窺安否、弥順快之旨取次答之、午ノ刻計帰宿、從京荷山飛札・
干鯨三拾本到着、從弁書翰一封来、廿日出也

一今夕送于京荷山書、母公・弁女・信舎・延武・鈴木七右衛門・右近・左
仲・大西肥州父子・正官四人連名、右悉延武入職之札詞嘉儀等申達也、

頼橋屋宗七遣也、

今日在満後脱到于内藤備守*₁殿邸、令講令義解、夜二入帰宅也

*₁内藤備後守政樹、陸奥国磐城平城主七万石、延享四年日向国延岡城主、宝曆六
年十月二十一日致仕、明和三年九月二十四日卒去、年六十四〔寛政譜〕十三卷

一八九頁。

一三日乙未、晴、今日諸方へ文通、問残暑之安否、長沢老岐守殿用人兩士
〔河村郡平・小嶋幸助〕文通、京素麵一箱二十把入贈之、井上士へ持扇三
柄宛与之、即答、老岐守殿少中暑之由、井上河牧病氣追日快氣之旨示来
也、

大久保主水へ書翰并從京都到来之干鯨五本与之、他行無返答、贈于北尾源

兵衛書翰・干鯨七本・醬一壺・扇二柄贈、扇は息才二郎也、即酬、御目
付駒并靱負殿相見之事二付家臣贈木村忠大夫書并浜塩鯨十五遣之、明後
五日可罷越旨返答也

一今日從上野護国院使僧来、醬一器被贈与焉、深尾多仲より手束来、近日
帰国之旨示来也

一四日丙申、晴、今日贈于深尾多仲手束・錢別汗取五巾、明後日為主人之
迎供奉出足之由示来也、

今日西湖学*₁為病氣見舞贈書札・干鯨・料理昆布等、逸女へ汗取式巾贈
与焉、湖学因他行從逸女返答来也

一今日北条茂兵衛方二到、扇子三柄与之、終日往事等雜談、一件之手寄之
事等示談、申ノ刻過帰宅矣

一今日木村忠大夫来入、明日弥予可来于駒并氏殿亭旨、且為昨日之謝礼来
義之旨、予留主故在満面話、伝言等有之也

*₁西小角・西小学とも、松平大隅守近習、在満和学之門弟、荷田蒼生子在満妹、
逸女の夫。

一五日丁酉、晴、今已ノ半刻計到于駒并靱負殿亭初而面会、当社安鎮之義
頼也、且一件之義深切之挨拶、自今無隔意可令人旨懇切之義共大慶之
至也、在満年来懇志之謝礼等相述也、五明*₁五本持參焉

一今日從荷山飛札到来、母公・弁女・延武・政事きほ・左仲・七右衛門・
求馬・宮内・近江守・■備後守・三河守・肥州・甲州・豆州より延武

入職之嘉詞、お岩先月廿四日祓川家へ遣候義為知状等也、先月廿五日也、
三神主*₁は十九日之日付、予方より先月二日之書状不達先之文也、

今夕飯後奈須春悦へ訪訊、他行故不能面会也、酉ノ刻過地震

一今日明石氏女令問病氣、煎餅少・人形參ッ贈与之、快方之旨也、
*₁扇の異称。

*2 稻荷社祀官の内、下社神主大西近江守親友、中社神主安田備後守親冬、上社神

主毛利三河守公広を指す。なお、元文元年その他の稻荷社職は以下の通り。御

殿預羽倉撰津守信名、目代羽倉出羽守信舎、正禰宜大西肥前守親定、正祝松本

播磨守為胤、權禰宜安田長門守親安、權祝、祓川佐渡守親茂、下社禰宜大西相

模守親盛、中社禰宜大西下総守親方、上社禰宜松本伊豆守為寛、中社祝松本和

泉守高任、上社祝松本駿河守為雄、田中社祝松本伊豆守為以、權御殿預羽倉延

武、權目代欠、愛染寺龍山(美名寛盛)、前正祝毛利美濃守治建、前權禰宜松本

兵部為長。

一六日戊戌、晴、今朝到于駒井氏殿亭、昨日相見之謝儀申述、家臣忠大夫

出向、須臾面話^而歸去、帰路之節到于松平權之助殿亭、問残暑之安否、

家臣宮下万右衛門面話、於京都予家系相統相極ル之義申談、可預演說旨

令示談也、次長沢氏殿問中暑之安否、快氣^二昨日出勤候由取次答之也、

留主之中從北尾源兵衛為残暑之見舞鯉一尾来ル、早速令差身食焉、經一

時^而魚毒発物身如赤頰、頭痛発、心魂如醉酒也、因魚毒消解之薬等服用、

忽醒治【也】(矣)

一北条茂兵衛方へ送書翰、一件之書付一卷也、即答、明日可為来入旨示来

也、北尾氏返状遣、戸田治部右衛門へ送書柬・素麵廿五把也、在滿他行

終日独居、厳烈之残暑不堪忍也、入夜戸田氏来訪、勸酒食、亥ノ刻計帰

去也

一七日己亥、晴、今日淮荷山之嘉例在滿家内令祝饗、北条茂兵衛依兼約来

入也、如何改衣服妻恋稻荷社^江参拝矣

一今日鳳閣寺大藏卿為祝賀来入、且芝崎平馬来入、大藏卿へは為返礼到于

彼寺也、北条氏同伴^而不忍池蓮花之最中令見物、及黄昏帰宅矣

一八日庚子、晴、今日神田明神^并末社等拝礼畢、芝崎氏へ昨日之祝詞申入、

且舍弟平馬訪訊之謝詞相述、宮内大輔他行故不能面会也、木村隼人方へ

訊問、病氣過半快氣因面話、依灸治如此快復之由也、自其到正因方面話

先頃面話之牡丹花老人撰集之歌書令一覽、伊呂波ヲ以為字頭歌詞之注解

也、世間通例之注解強^而可令秘藏非書歟、表題号紅葉集也

一今日遠州浜松籠口美仲方返状出之、幸使杉浦氏へ送一柬、如例溜屋方へ

相頼也、到于堀家氏旅店問安否、面話、麦飯饗心也、及黄昏到于両国橋

納涼^而入夜帰宅矣

一九日辛丑、陰天、今日朝飯後之刻伏見妙源院還俗^而号柴嶋喜兵衛、從四

五ヶ年已前依在滿惠情当所在留、小笠原右近將監¹殿料理方勤仕、予始

^而面会、談古郷之往事互二落涙畢、

今日到于秋田民部²宅問安否、無難之由、依他出不能面話也、從京都到

来之料理昆布一袋与之、次到于吉川民部宅問安否、口述^而退去、到于上

野護国院・常慈院、問残暑之安否、国院他行、慈院在庵面会、料理こん

ふ一袋・新濃茶半二与之也、折節慈院弟子涼泉院来会、初^而面談、切麦・

名酒等饗心、一時計雜談^而歸去矣、未刻計從渋谷和泉守殿為使者(原文空

白)来入、渋谷殿親子無難之義祈啓之加護二所思食之旨口上也、且從用

人兩人手束来ル、使者口上之通也

*1 小笠原右近將監帶基、豊前国小倉城主十五万石。從四位下侍從。初清貞、清遠

忠暹、忠晴。天和二年生まれ。宝曆二年二月五日卒去。浅草の海禪寺に葬る(寛

政譜三卷三九七頁)。

*2 秋田民部博芳。江戸に住む春満門人、神職か。当年四十九歳。

一十日壬寅、晴、今朝從上野常慈院使札来、府中熟瓜一籠名物故被贈与焉、

即答遣也

一渡辺玄隆^江遣手束、妻女病氣相訪之処死去之様子、忌中故無返酬旨也

一今日芝崎氏より延武入職為嘉儀書札・大砲五ツ所贈之也、且京都より之

下し物被達焉

一今日從京師荷山飛札到來、当月二日之日付也、朔日より齋公病氣再発、大切之様子、信舎・信満・延武連状到來、失十方也、去年來僕一ヶ半年之間如此不幸患難相繞事心中殆生惑耳、大西肥州・相州より延武入職之祝詞來ル、從肥州砂糖漬柿一箱被贈与、芳情感得令落涙義也、御信女*1・直女*2よりも祝詞申來、齋殿病氣再発已前之書認也、延武方より金老両差下ス也

一垂水屋清右衛門江手東并大蛇三ツ贈与之、依他出無返答【■】

一未ノ刻過到于渋谷和泉守殿邸、申昨日使者給之謝礼、折節御在邸御相見一件之義等御懇切之挨拶也、大嶋近江守*3江も御噂被下之旨御示談也、且息女方弥残暑無障様之祈啓之義御頼也、向後御勝手御用部屋迄來入無隔意可相心得旨御深切之御挨拶共、大慶至極令歡喜也、明石勝右衛門・助川小半太取次須臾對話而退出矣

一今日在滿到于内藤備後守殿令講令義解、其序備州殿所談曰、井上河牧病氣雖為本快可為寺社奉行職辭退事治定、然其跡役三浦志摩守*4衆人指所也、予可有其用意旨御懇切之内意也、三浦家此節頻ニ寺社奉行職競望之由、因茲手入等甚所相働ニ奉行之輩・御小性・御小納戸衆度々招請、饗宴等被催之流布專之義云云

*1多賀道員室。

*2荷田春満実娘。神田明神芝崎豊後守好全の妻。元文三年江戸に出、同年五月、

幕臣松平権之助の紹介により養仙院（水府の女公子）に仕え中臈となる。明和

二年七月十四日没（大貫真浦『荷田東廬翁』、法文館書店、一九二一年、六三頁）。

*3大嶋近江守以興（これおき）。小納戸頭取。安房国安房・朝夷郡内采地千石。布衣。從五位下。初め紀伊家に仕え、享保元年徳川吉宗に隨い御家人に列する。

延享二年四月二十五日死去。年六十三（『寛政譜』二卷一〇〇頁）。

*4三浦志摩守義理。三河国刈屋城主二万三千石。從五位下。延享元年奏者番、同

四年三河国西尾城主。宝曆六年七月二日卒。年六十一（『寛政譜』九卷四三頁）。

一十一日癸卯、晴、今朝垂水屋より昨日之返状來ル、井上河牧公御病氣弥御快復、御肥立迄之由申來也、今午ノ刻計於淺草川水馬槽古依有之、於京都希有之義令見物、鞍置馬・はたか馬入交乘渡也、帶弓箭河中二射術之稽古等有之也、未ノ刻計帰宅

（脚部異筆付箋 『春丸公逝去ノ報到着』）

一今日未ノ刻過從荷山飛札來ル、春丸公療術不相叶当二日午ノ刻過落命之旨赴來、四日出之飛札也、進退失途、忘前後計也、心中之悲歎難筆記焉、去夏四月三日不意一別遠離之端、往事積年之愛憐無寸分之孝志、剩如此之遠離【■】如断腸割肝胆耳、自是先昨日之返翰相認、欲既差発処右凶事赴來因一封ニ認添、飛札本七日切差発、出羽守・左仲・民部・直女方計遣之也、十七屋へ申付ル、本七日切賃錢京私、

抑我国古今和学之宗師春麻呂齡六十八歲天命之尽期不及神助妙扶、今月二日帰天之事、荷氏一統門葉類族之慈悲、就中予一孤之大歎不可過之、心中之悲歎愁鬱不弁闡明耳

一十二日甲辰、晴、今日諸方へ春麻呂不幸之義相赴、且予忌中之旨相断、先渋谷和泉守公家老明石氏へ書通、不幸之義相断、彼家御祈啓之事本山清身之者へ相与奪、予清身之期迄於本山祈啓誠勤不可怠、旨祈使祝詞等申達之旨申遣也、尤一昨日御相見之御礼昨日参上之義無之誤、右不幸ニ付不任所存故断遣也

一芝崎宮内大輔へ書通、即酬、進藤源之允・横井源八・北条茂兵へ、其外戸田氏・橘屋等迄用事ニ付相兼文通

一秋田民部為残暑見舞來入、在滿對話、春麻呂不幸之事相告也、入夜進藤源之允為弔悔來入、面話、戌ノ刻計帰去也、老人遠方之來訪深切之意也
一大岡助七郎より当月二日之書翰來、進藤氏より被達也

一從京都五日出之状来ル、母人・弁・民部・宮内より計、從社中金子四兩下ル、春麻呂公葬礼四日未ノ刻ニ無障相勤之旨示来也、菓子昆布拾本来ル

一今日京荷山へ飛札出ス、渡十七屋本七日切賃錢百五拾銅荷山払、母人・弁へ、出羽守・左仲・民部・花王院へ連状、春麻呂殿忌中之事忌明後（大徳）□直女本家へ引取之事書籍等之事申遣也、延武へ別書安鎮之事洪谷殿方祈啓之事等申遣、且本章ニ杉浦大学勤学之事今年中も可為在京旨出羽守已下連名中へ申遣者也

一松井豊太為弔悔来入、松平宇門*1使所為伝言之弔悔也

*1松平権之助（信實、信綿、西城新番頭）の子息。

一十三日乙巳、晴、巳ノ刻過小雨降、今日松平権之助殿為弔悔来入、在満予面談、深切之厚志堪感慨者也、須臾一件之義等談話有之、歸去也、申ノ刻計木村忠大夫来、弔為贈物餅菓子一重持参也、兩人共面話矣

一從北条茂兵衛為訪訊素麵拾五把・餅一重来ル、在満より返状遣也

一今日在満支配平賀甚右衛門、在満方へ被【相問也】（問越）云、在満実父多賀道員他家為養子哉否、在満忌服之事林大学頭へ被問合之処、実父他家養子之訳ニ付忌服差別有之旨問来、珍説難信用義也、因在満其趣相答也、当時公義之服忌令元禄年中御改之令法被用也、稻荷社法之令式は古法之令也、於公義は元禄之改令之外不被用也、可覚悟事候歟

一十四日丙午、晴、今朝從成田定羽弔悔書柬到来、甚愁歎之意也、申刻計深谷一郎右衛門訪訊、春丸之不幸所聞、因即刻弔悔之口述有之也、終日閑居、愁意相募不堪忍而已

一今日從木村隼人・松屋伊織悔章来也、酉ノ刻計奈須春悦為弔悔来入也、戸田治部右衛門為弔悔来訪也、丑ノ刻過天神前横町出火、町家ニ軒焼失一十五日丁未、晴、今日堀家主税より書翰・大砲五貝到来、即酬遣、井上

河牧殿安否聞及候哉否所問之、仍項故障蟄居之旨相答也、終日荷山へ之書認焉、且杉浦修理亮江返翰差遣、溜屋吉兵衛へ頼明日令出之也、日付亦明十六日と記置也

一十六日戊申、晴、今日在満親類書相認、田安御殿へ差上ル、然去六月春麻呂妾腹男子出生、蜜伝聞、仍今度在満相談而予為妻子、号夏麻呂、親類書ニ載之也、尤京都信舎・延武・信満方へは右之旨申達也

一今日甫喜山道寿（神田明神社家隠居）・書林杉浦三左衛門、春丸為弔悔来入也、本庄お房*1方へ春丸凶事相赴也、戸田氏より為忌中贈物名香六種所贈与（園城寺・乙女・白梅・若菜・松嶋・初音也）、当時大切之名香過量之益也、

申ノ刻計從芝崎氏使者贈物到来、在満へ繡二袋、予方へ干うんとん一折拾式把口述贈答矣

一今日送荷山飛札合到于京都多賀氏之宅、從多賀氏令伝達也、因先一封送于道員公、在満同断、於荷山母公・弁女・信舎・延武・信満連名一封、延武別封、三神主・禰宜・祝等一封、予交代之儀類存発之旨二付、三神主之内耆人可為交代旨申達焉、大西肥前守・松本伊豆守各一封、交代之事申達也、姪直女へ一封、且信舎以下へ直女于本家引取之事、去夏春丸公妾小畑出産之男子之事予為妻子可号夏麻呂、在満親類書如右相認差上之旨申達之也、十七屋方へ申付道中本七日切、運錢此元払百式拾銅令渡之、尤京着可届多賀家旨申渡畢

*1本所猿江に住む。羽倉家の親戚か。猿江村は現東京都江東区・墨田区。小名木川北岸の村。

一十七日己酉、晴、今日送于根本大炊頭書柬、八町堀龜嶋伊勢屋重兵衛伝達之、今朝奈須春悦より贈物到来、在満連名書札来、即酬、未刻計從小林儀右衛門贈物到来、在満連名即酬、且物部茂卿*1著述之弁道*2書板梓

出来被贈越也、右先達^(而世)合入銀置者也、申ノ刻計堀家主税為弔悔来入、兩人共對話一件之義等談話須臾^而歸去也、猿江房女より悔状来、即酬

*1 荻生徂徠。江戸時代前期—中期の儒者。寛文六年江戸生まれ。三河物部氏を先祖とし、修姓して物とも称す。朱子学から出発しながらそれを超える古文辞学を提唱。茅場町に護園塾をひらき、太宰春台、服部南郭ら多くの逸材を出した。

八代将軍徳川吉宗に「政談」を提出した。享保十三年一月十九日死去。六十三歳。名は双松。字は茂卿。通称は惣右衛門。別号に護園。著作に「訳文箋歸」

「論語徴」「弁道」「弁名」など『日本人名大辞典』。

*2 江戸中期の儒学書。一卷二冊。荻生徂徠著。享保二年(一七一七)成立。元文二年(一七三七)刊。全二五条。儒学は聖賢の「道」に関する学問であり、その「道」を究明するには古文辞の知識が不可欠であるとして、宋儒の理学を排撃している。徂徠の代表的著述の一つで、本居宣長の国学成立に大きな影響を及ぼした。「弁名」とあわせて「二弁」といわれる(『日本国語大辞典』)。

一十八日庚戌、晴、従松平権之助殿書翰^并切麦二重被送、于在満姪直女事被相問、若仕官之望有之哉否、在満答、春満存在之旨趣未嘗聞、若去年来遺言之旨有之乎、逆此節従予方荷山親族共二尋遺旨相報、右忌明後面会之節可令謝酬旨相報也、尤於予伝言之加筆亦深切也

一従中条大和守殿在満方へ悔章来、自翰也、予方へ加筆有之也、従深谷一郎右衛門予・在満方へ為見舞野菜種被贈之也、入夜成田定羽為弔悔来入、春丸帰天残意之義耳愁話、亥刻歸去也

一十九日辛亥、晴、風立終日無事、独居寂寥・慕意・愁鬱難筆記焉、橘屋宗七近日帰京之旨告来、古郷之慕意弥頻也

一廿日壬子、晴、今日従伏見左仲飛札到来、十三日出也、書中之日付十二日也、当二日出之飛札十一日到着之旨告来、其再答也、春丸公没後愁歎之義耳示来也、従荷山亦十二日出之飛【到】(札)来、従芝崎氏被相達

母人・弁・出羽守・民部・七右衛門・杉浦大学書状等来、当一日之飛札十【一】日達之旨告来也、従出羽守正因願之返答申来、青門主入木道御門弟入之礼式依出羽守吹挙、減少之略式書付到来、御門主江白銀式枚、坊官*1中へ方金式百宛、執筆*2へ青銅三拾疋也、例年年始扇子代金百疋、暑寒之御窺は書通計也、右之通坊官鳥居小路大藏卿被參越之書翰則為一覽差越也、早速送遣于正因方焉、^并従為寛一封相達也

一此便越後縮帷一衿・割鯛一袋・干菓子少差下、従為寛金山寺醬一曲所贈焉、無書翰也

一今日逸女為弔悔従八貫町*3来、菓餅等持參矣、未ノ刻計正因為弔悔来入也、夜丑ノ刻計夕立、急雨降矣

*1 房官とも書き、僧の住房の官人の意。殿上法師ともいい、御所や門跡寺院などに仕えた在家の法師である。大臣や殿上人など身分の高い者の子息が多くこの任にあたり、剃髪し僧衣に白袴を着しているが、腰刀をさし肉食帯も許されていた。また浄行の僧ではなくても法印などに叙せられ、父の官名や坊号で呼称された。その起源については、宇多天皇の時といわれる(『国史大辞典』)。鳥居小路家は歴代青蓮院宮の坊官。

*2 叙位・除目の儀を執り行う最も重要な役。正月の叙位・春除目(県石除目)・京官除目では原則として一上(第一の大臣)が勤める。執筆の役目は、提出された多数の申文・挙状などや先例を勘案して加階・任官の予定者を選び、天皇あるいは摂政・関白の承認を得て、その結果を、叙位の場合は料紙に列記して叙位簿とし、除目の場合は大問書に書き込むことである(『国史大辞典』)。

*3 八貫町。八官町、八間丁とも表記。現東京都中央区銀座八丁目。町名は元和年間(一六一五—一四)にハチクワンという阿蘭陀人に宅地が与えられたことから付いたとされ(京橋警署日記)、またこのハチクワンを支那人八官と説明しているものもある(大日本国誌)(『日本歴史地名大系』)。

一廿一日癸丑、晴、今日癸于荷山飛札侍橋屋宗七也、母人・弁・出羽守・

民部・杉浦大學・道員室信女等へ贈之也、入夜而宗七來入、近日上京為暇乞來訪、須與面話而歸去也

一廿二日甲寅、晴、今日忌明、因茲預弔悔近所述返謝、先到于芝崎宮内大輔亭對話、次下社家到于甫喜山主殿・木村隼人・甫喜山道寿方、返謝相述焉、次到于正因方、面話暫雜談而出去也

一今日垂水屋清右衛門相訪、他行之由也、次到于鳳閣寺、問安否・歸府之日限、取次云、寺内無異鳳閣寺十八日歸府之旨相答畢、口述而出去也、到于杉浦三左衛門方面話、須與亡兄之愁意【等】(互)相語而歸去矣、及晚頭到奈須春悅之亭述謝礼、他行之由也

一廿三日乙卯、晴、今朝從明石勝右衛門手束到來、漬蕨一桶被差越、從泉州公為使後刻來入之旨申來、因予忌明二付為返礼諸方出勤、追付令出宅之間來入之義用捨有之、可給旨斷申遣也、朝飯後出宅、先到于松平權之助殿亭、以取次先頃為弔悔來入之謝礼等相述、宮下方右衛門・上代彦左衛門へも弔悔伝言之返詞申置也、次到于中条大和殿邸、返謝諫置也、次木村忠大夫へ返謝面話、次到于渋谷和泉守公邸、謝礼之義口狀認取次へ述置也、明石氏宅二人之処先達而為使者出宅之由、今朝之断狀已前出發候由故藤谷平藏自途中差戻也、次到于平賀玄純亭、殘暑問安否、他出之由也、次到于進藤源之允宅、他行故口述演也、次小林儀右衛門方二到、上邸出勤故口述演置也、在満金子入之封狀家來へ相渡置也、次到于西小字方、出番、逸女面話而歸去畢

一今日井上河牧公問安否、弥快復之旨也、次到渡辺玄隆方問忌中之安否、今日三日妻女死去之由也、次到于戸田治部右衛門宅、述弔悔之返謝、冷飯饗心也、次到于堀家氏旅宿、他行故口述置也、帰路到于大久保主水方、折節菱田甚右衛門來会面話、被勸酒肴、一件之事耳示談而午ノ刻過

帰宿矣

一今日予留主之間明石勝右衛門來入、從和泉守公為御訪訊漬蕨一桶被下之也、在満對話而予出勤之断令談之由、素麴・酒肴等所勸之、予外聞祝着之持成令安悦也、松井豊太より名酒一瓶被贈也

一今日從京道員殿九日出之飛札橋屋方より相達、齋殿死去之義二付予秋鬱發病等仕間敷旨所示教之書翰、弥催落涙耳、橋屋市郎兵衛より悔章來也、及黄昏從鳳閣寺使僧來、土産物品々所贈焉

一廿四日丙辰、晴、今日鳳閣寺昨夕預使僧土産礼狀遣【也】(送)、于菱田甚右衛門書為宅替之祝義、五明五柄・干鱈五枚与之

一今日從杉浦修理亮・籠口美仲書束到來、從修理亮干鱈二尾所贈也、十九日之飛札也、彼国之神官等集会而春満靈祭修行可有之旨示來也、

一明石勝右衛門へ送書翰、昨日從渋谷公為使來入之謝礼相述遣也、小川舍人へ礼狀遣、松井豊太へ返章遣也、菱田甚右衛門より返狀態為持來也
一申ノ刻計西小学來入、藤之進家内各面話、夜二入歸去也
一廿五日丁巳(巳)、晴、巳ノ刻計夕立少雨、大久保山城守公御參府為悦參上*、用人宇津次郎左衛門・近習頭山崎宇内方へも令口述也、深尾多仲無事二歸府對話而歸也

一今日從荷山十六日之飛札到來、母人・弁・民部夫婦・お直・お岩・お信殿より計之狀也、即酬出ス、母人・弁・出羽守連名、民部へ安産符之事、渋谷公御祈禱之事別章民部遣、お直へ一筆遣、秋田民部香儀金子入書狀差登ス、本七日切此方弘十七屋へ申付ル也、磯野八郎兵へ書狀、助川小半太より之書伝狀同人へ式通一所二遣也、お逸よりお直へ之狀も登ス
一秋田民部より在満兩人へ見舞狀・下野久我素麴(原文五百)被送也、お直方へ香奠金子入書狀被越、則差登也、深尾多仲より書狀土産色半切式百枚來ル也

一 渋谷公用人両士より書状、一昨日參上之義昨日勝右衛門へ申入候礼に洩達之旨返答也、【■】且助川氏より磯野八郎兵衛方へ之書状式通頼来、則今日荷山飛脚出ス

一 鳳閣寺より昨日之返状来、遠州浜松国頭・美仲へ之返状出ス、昨日之日付^三今日出ス、尤溜や吉兵衛方へ頼遣也、橘や宗七明日出京之由故暇乞人遣、市郎兵衛へ返状遣也

一 今日從板倉相模守公窺暑氣御安否之御返礼状到来、使之足輕へ請取遣、名所御使衆と書之也、遠州より頼来候高力権七^{*}殿家来梅沢清兵衛二、国頭より之書状為持遣也、所は四谷御門外堀通右之方へ壹町半計下ル也
一 今日從松平宇門殿在滿方^江示来、井上河牧殿病氣弥快復、来月は可有出勤御役再願等可被差出沙汰無之旨、于予可有伝達旨也、懇志之兼令感悦也

*1 下野国烏山藩は、普通一月に帰国、八月に江戸に參府した『藩史大事典』二、雄山閣、一九八九年、一七八頁。当年は、七月廿五日に江戸へ到着している。

*2 高力権七長島。下総国匝瑳海上郡内采地三千石。安永九年十二月十九日致仕、天明六年三月十三日死去。『寛政譜』八卷三四二頁。

一 廿六日戊午、晴、到于成田定羽方謝忘中音信等之懇志、夫婦共面話及更愁歎之落涙、須臾亡兄長別遺念、後悔之義等雜談^而、神代卷且万葉集中春麻呂発輝之事二三ヶ条令面授者也、次到于秋田民部宅、述謝詞帰宅矣
一 從遠州杉浦氏当十六日之飛札相達、故返章来、大学事来秋冬迄在府之旨趣細ニ被申聞也、

今日森三大夫為弔悔来入也、正因へ文通、他行無返事

一 廿七日己未、晴、今日森三大夫為昨日来入之謝礼到于彼宅面話、次到于正因方面話、養子大木四郎左衛門仕官相濟旨也、一件之書付一冊請取帰也

一 北条茂兵衛来訪、未ノ刻より入夜迄面話、入夜帰去也、今日日本庄房女方より見舞【被】(状)と物等到来也、予留主故不能即答也、自是先已ノ刻計三輪執齋訪訊面話、一件之義等示談^而帰去也

一 廿八日庚申、晴、今日到于鳳閣寺帰府之悦且土産之謝義相述也、師弟共面会雜談^而帰也、

今日日本庄猿江房女方へ送返書、再酬来、從松山軍司書翰来也

一 今夕從京都飛札到来、廿日出、母人・弁・民部計之書状也、安産符一封来ル也

一 廿九日辛酉、晴、今朝從鳳閣寺在麻呂方為忌中訪訊、使僧勝福院来入、干菓子五袋被贈之也、予昨日示談恃置一物調達之由、則持參也、

一 【■】(午ノ刻計)今朝從鳳閣寺預使僧、予頼之義就相調右為返謝書翰^并切妻五重送之也

一 從大久保山城守公先日御悦參上為御返礼使来ル、口状持參也

一 今日京都^江出飛札、昨日飛札到着之返翰也、母人・弁・民部計^江遣、安産神符今一通急々可差下旨申達也、蓮乘庵^江送一封、勝手向之義預懇切之世話、因謝礼申遣也、橘屋宗七へ書通、荷山へ之書状頼遣也

一 大岡助七郎留主、家来高木郡司^江遣書翰、予約諾之安産神符一通贈与^并大岡氏在番所^江送書翰也、大岡氏妻女ヨリ厚謝之伝言、高木方より申来也

一 送于川崎作左衛門*夫婦書翰^并果子一器、即酬、椎茸少所贈越也

*1 川崎作左衛門室律女は、信名妻弁の妹。

八月大

一 朔日壬戌、晴、未除亡兄之喪服故任本山之社例不詣神社也、閑居鬱悶古郷慕意弥頻也、巳ノ刻過一件之義ニ付欲談事依有之、到于奈須春悦亭、不快之由^而不能面話也

一今日大御番組久貝十左衛門訪訊面話、勸酒須臾雜談而歸去也、今日大木正因^江為祝物扇子二柄・青銅二十疋贈与焉、息四郎左衛門仕官相濟故勞其嘉儀日比書写之礼相兼遣之也

一二日癸亥、晴、申ノ刻計夕立、今日大木正因ヨリ昨日之返書到来、書付之写本料紙共落手、近々書認可有之旨返答也、自鳳閣寺書翰^并府中名物之熟瓜拾被贈与之也、成田定羽未ノ刻計来訊、依春麻呂忌日追悼之深志、夜亥ノ刻時分迄雜談、春滿徳功之義共慕談^而歸去也、予夜前ヨリ甚不快、夜前丑ノ刻時分怪異之氣分寒熱往来、不意之乱也、午ノ刻過迄平臥、丸散藥服用、忽相治終不覺病症也、將為瘡疾之初発歟

一三日甲子、辰ノ下刻迄夕立、巳ノ刻ヨリ晴、今日在滿忌明、因支配之方^江為届出勤、其外弔悔之方々^江返礼所勤焉、奈須春悦^江書翰^并久我素麵三把贈与焉、不快少快治之旨返酬来也、今村三大夫^江書翰^并素麵拾五把贈之、当番無返答也

一深尾多仲^江書翰^并当地開繆二拾本贈焉、且一件之書付一卷遣之、大久保山州公入御一覽候義頼遣、其上^三山州公・牧野越州公^江御取成之御挨拶被下候義、近習頭山崎宇内ヲ以相願之基也

一四日乙丑、晴、今日鳳閣寺^江藤之進借用之金二両返納焉、以書翰演謝辞、在滿他行、終日予独居、怪異残暑不堪忍也、送于京師荷山書翰、母公・弁・信舎・延武計、銀子・扇子等之義申遣也、侍橋屋店也

一今日在滿到于内藤家、如例令講令書、其次備州公所談、先所司代牧野河州在役之中放逸之所業、僑奢甚、以家中之扶持米一切不相渡、因茲家中之面々弥横逆之所業相募、家老古川某為張本人數輩之諸士示合、諸寺或町人百姓等之金銀夥押借奪^而不返弁、其惡行漸相顯、先張本人古川甚右衛門令籠居之由、牧野河牧放逸、乱行之沙汰今猶流布有之旨也

一五日丙寅、雨降、涼氣始發残暑少退、今朝送于垂水屋書、問井上河牧公

安否焉、病氣打続御快復、然去月廿九日少風邪御感冒之由、御出勤今月末比可有之哉之旨答来也

一長沢彦岐守殿^江贈干鱈五本・漬蕨一桶、用人両士へ書通、即報来、井上殿容体亦相問処弥無障旨示来也、谷隆得贈書翰^并服部長命草八把、近来宅替也、呉服橋一町目之横町也、

秋田氏へ左仲書翰一封相達処即酬有之也

一【六】(今) 日夕飯後禪僧東湖師方へ訪訊對話、折節来客在^而面話、長崎君所(傍書「当地^三は平序」)と申仁也、京都住居之由、先年東丸方へ来入之由也、上野意成院寮二在府之由、一派之儒者之在府中、可令参会旨約諾焉、須臾雜談^而予立去也、次到于鳳閣寺先比之義共述謝辞、師弟共面話、果餅・酒肴等饗応、雜談^而歸宅矣

一今日從荷山去廿五日之飛札到着、母人・弁・出羽守・左仲・七右衛門ヨリ書翰到来、松本伊豆守子竹丸罹痢疾落命之義申来、絶言語計也、自是差登去月十六日之【状】(飛)札廿三日相達候由也、親友・親冬も病氣之旨申来也、左仲ヨリ秋田民部へ書状二封来也

一六日丁卯、終日雨、今日小池覚之右衛門^江先月安産有之悦状^并昆布拾本・干鱈三本贈遣、小林儀右衛門へ同祝義之書通、在滿連名^三鱈節十・餅一文匣贈遣、各返答来也

一本多中務公*家老梶次郎九郎ヨリ書翰来、有面話度義二付明日・明後日之内可罷越旨示来也、即酬遣、畑治左衛門ヨリ書翰^并素麵廿把被贈与、即答、珍事

一鳳閣寺ヨリ書翰^并梅肉二品所贈与焉

一從根本大炊頭飛脚到来、東丸之弔悔書翰到来、為香奠方金百疋被贈焉、^并煎茶一袋被贈也、彼方二も先月廿三日養母死去之由示来也、明題部類借用有之度旨、若無所持は書林^三相調可遣旨頼来、則杉浦三左衛門^江申

達雖令求之、近所書店ニ無之旨ニ付不相調也、即酬遣、彼方忌中為訪訊素麴十七把遣之也、及晚景松嶋町伊勢や久兵衛方迄為持遣也、飛使有彼方明日帰国仕旨也

一今日京師へ昨日之返状出ス、侍橋屋店、母人・弁・出羽・民部・左仲・松本伊豆守へ、根本氏香奠左仲方へ遣也、此度凶事之用途又は直女用事可用之旨示贈也、民部方へ春麻呂公靈祭之事、弥修封之義、且家秘之伝等令【伝】(書) 伝也、此次信章靈も延武為祭主可令修封之旨申達焉
春麻呂公靈号在満示談^而定之

イッオキノ
敵 興 靈

信章靈号

ハヤタケ(左)サタケ
早 武 靈

右於彼地尚又令評議、為念於有之は可相答旨申遣也

*1本多中務大輔忠良。老中。下野国古河城主五万石。従四位下侍従。帝鑑問詰。

宝曆元年七月十五日卒去。年六十二(寛政譜)十一卷三二頁。

一七日戊辰、陰天、卯ノ半刻計到于梶次郎九郎宅面話、次郎九郎云、予願之事可添力之处、中務公御役柄故却^而寺社奉行所等之通達遠慮不任所存之由、尤中務公御聞ニは雜談之様ニ入置之旨、乍然寺社奉行衆之筋より不及沙汰内は一向無益之出方故、折角勝見氏*1より雖頼来、何之便ニも不罷成事遺念之由、因茲松平庄次郎公之家中ニ河野新左衛門と申仁、惣^而ケ様之筋功者^二而、第一牧野越中守公家老種村貞右衛門別懇、其外井上公へも心安出入、諸大名・旗本方手広知人多、随分美德頼母敷仁、梶氏別懇ニ付此仁^江引入合置可申間、一件之事無遠慮可申談、則先達^而委細申談一件之書付も相渡し置有之間、今日ニも可罷越、梶氏へハ来月五日交

代^二而^一帰国之由、留主中梶氏ニ相代り被添力給様ニと頼置被呉候由、深切之義共、此段可被相談趣昨日書通有之との懇切也、且勝見氏親類之内(原文空白)孫四郎と申仁来月交代^二而^一出府、目付役故外人へは出会遠慮之大方二候へ共、予事は各別之義二候条、被遂断出候様ニ可申置之旨也、厚述謝辞退散、直ニ河野新左衛門宅ニ到^而面話之处、外事は辞退之挨拶^二而^一、牧野公家老谷村氏へ之通達一通急々可相達旨也、先達^而予事手寄有之ニ付、谷村氏へも達し置候旨申談也、弥頼入候旨示談^而歸去矣

一今日井上公為窺御安否伺公、取次山脇弥次右衛門へ申達、弥御快氣之旨挨拶也、帰路之節谷隆得宅ニ到面話、民部入職之義申達也、且井上公御容体相尋処、最早無氣成御容子、当月中ニは御出勤可有之旨也、暫時雜談^而歸去矣

一未ノ刻計秋田民部来入、酉刻計歸去也、春麻呂之義且歌書等詠歌之事示談也、左仲・直方へ之書翰持参也

*1勝見奎之助正景。浪人。春満縁者に当たるとうだが、出自や経歴は不明。大坂・京都などを往来し、豊富な古典の知識を持つて春満の書籍収集を助け、さまざま

まな知人を介して情報収集に当たっていた(史料荷田春満宛書状)。

一八日己巳、陰晴不決、今朝梶次郎九郎・河野新左衛門^江送書翰、昨日之謝礼相述也、且小林儀右衛門^江贈書翰、梶氏・河野氏両土依深切、牧野越中守公家老種村貞右衛門^江一件之事頼込可給之旨予曾^而不存寄、昨日両士演説^二而^一承之ニ付、二重ニ予種村氏へ頼込候様ニ被存及候^而は分難相立故、右之訳淵底申遣也、波多八郎兵衛ヲ以先達^而段々申達置候処、又此度河野氏頼込可被呉との事故、其訳断申達波多氏へも右之趣演説可給旨申達候処、念入候義少も無障之旨懇切実意之返酬来也

一今日上野東漸院^江訪訊、扇子三柄持参、他出故不能面話也、右は花王院移転之義ニ付予頼入度義有之故乞親睦也、且谷中意成院前僧正^江面【話】

(云)之義等先達^二賴置也、因茲先東漸院^二到、次到于谷中意成院則面會、甚懇切之示談也、元來稻荷信仰之由ヲ以予訪訊之事祝悅之意也、花王院^江も法縁之由緒有之由也、先年狐託人怪異靈驗之義共有之旨雜談^二及黄昏迄面話^而歸去矣、扇子二本持參、自是先長崎平舒旅亭へ訪訊、汗取二巾遣、先日面會後無間暇故、予事前僧正^江不申達之由也、難心得人質也、歸路之節亦他行^二不能面話也

一今日芝崎氏・大木氏へ訪訊、芝崎氏は内藤備後守殿へ神代卷講日^二而出宅之折也、因於玄関面話、此間荷山之届物被相達、諫謝詞計也、大木正因は他行不能面也、歸宅之節堀家主税来入、井上公当月廿日前御出勤之筈内意実説所聞焉、此旨予^二為令告来入之由深切之意也

一今日上野凌雲院大僧正へ問安否、無難之由申置也
一九日庚午、陰天、午ノ刻晴、今日例之通信友公正忌故禁足、終日在宿、尤初ノ午禁煎茶也

一今日京都へ書翰出ス、橘屋へ頼、母人・弁・出羽・民部・大学連状、七右衛門へ別紙、大西近州へ見舞状、大坂勝見奎之助へ梶氏此間之懇切之義申達也、牡丹之事等申遣也、鳳閣寺へ書通、此間之返謝遣也、大木正因へ書通、書付取二遣、未出来旨返答也

一十日辛未、雨降、巳ノ刻計遠州浜松杉浦氏より書翰到来、今三日出鳳閣寺へ書状、高力権七へ之届物油紙包老箱来ル、即刻為持遣也、右受取、去月廿五日之請取一所^二今日則返書認浜松へ差遣、溜屋主兵衛方へ頼也、森民部へも返状遣也

一上野東漸院より一昨日之返礼使僧来ル也
一十一日壬申、陰晴不決、京都より三日出之飛札昨夜芝崎氏迄相達候由^二今朝被相達也、延武計一封安産之神符着便二差下ス也
一明石氏へ書通、酒一樽式升贈焉、即酬来也

一今日長沢彦岐守殿へ参窺安否之処、少々不快之由因無御相見之旨用人小嶋幸助對話、井上殿出勤之義相尋之処、未相知今月中^二も可有之哉之旨也、歸路之次奈須春悦へ訪訊面話、須臾雜談^而及黄昏帰宿矣

一十二日癸酉、雨降、今朝五ツ時計垂水屋清右衛門より書柬到来、井上殿明十三日御出勤之由為知也、即答安堵大悦之義也、乍然昨日長沢殿^二用人面話之節、今月中^二も可有出勤哉之様子二挨拶之処、火急之義難心得故、小嶋幸助方へ実否尋二遣、即酬弥実説之由、兼^而相知有之候へ共出勤之上ならてハ遠慮之由^二而被差扣不及噂旨申来也

一大岡助七郎留主へ安産之神符一封遣之処、雲州妻女は流産之由^二返却也、家来高木郡司方より申越也

一今日大岡越前守*¹殿寺社奉行被為 仰付、二千石御加増、四千石御足高被下之由也、町奉行二松波筑後守*²殿、御勘定奉行二河野勘右衛門*³、小普請奉行本多弥八*⁴、新御番頭佐野右兵衛尉*⁵殿、尤御代替之義在満方へ諸方より告来、予は先達^而於鳳閣寺通知之大岡公之事古今未曾有之例、拔群之立身有功之名譽相頭也

一進藤源之允より書翰到来、右代替之義為知来ル也、留主故不能即酬、堀家主税へ井上公御出勤且大岡公之事為知書翰遣、即答来ル也

*1大岡越前守忠相。八月十二日寺社奉行就任。評定所は兼務。前職は町奉行。同日上野国邑楽等郡内二千石加恩で、官俸を添えて万石以上格となる。十二月二十八日雁間末席。万石以下の旗本で奏者番ではない忠相が寺社奉行となるのは、異例の出世であつた。寛延元年奏者番兼帯、三河国西大平采地一万石。宝暦元年十二月十九日卒去。年七十五。『寛政譜』十六卷二〇七頁。大石慎二郎、『日本近世人名辞典』。

*2松波筑後守正春。八月十二日町奉行就任。前職は勘定奉行。上総国山辺郡等采地二百石。元文四年大目付、采地千石。延享元年六月二日死去。年七十。『寛政

譜』十四卷四〇七頁。

*3 河野勘右衛門通喬。八月十二日勘定奉行就任、御船手兼務。十二月十六日從五位下豊前守叙任。前職は小普請奉行。下野芳賀郡等内采地千石。寛保二年大目付。宝曆六年十二月八日死去。年六十四。『寛政譜』十卷二六頁。

*4 本多弥八郎正庸。八月十二日小普請奉行就任。十二月十六日從五位下近江守叙任。前職は新番頭。下野国塩谷郡等内三千石。元文四年作事奉行。寛延三年致仕。明和二年六月二十四日死去。年七十三。『寛政譜』十一卷一四四頁。

*5 佐野右兵衛尉茂承。八月十二日新番頭就任。前職は御小性。下総国香取等郡内采地三千石。元文二年御小性組番頭。安永三年四千石。天明六年九月七日死去。

年八十四。『寛政譜』十四卷一九頁。

一十三日【甲】(甲) 戊、雨降、京都より書翰・下し物等到着、芝崎氏より被達之、母人御直筆疫犬之薬之事被仰下、尾州辺迄時花候由也、疫犬喰付候節其儘酢ヲ吞、カミ付候上之方ヲ其まゝくゝりしめ候事、其くらひ口早々不癒様ニ悪血ヲ随分取、毒氣ヲ発散之蒸氣服用之事被仰越也、くらひ口はやくいやし候へハ必毒氣内衰ニ落、急変難治之卒病と成之由也、弁・民部・直女より書状来ル、大坂勝見木工之助娘園女先月十一日病死之由告来ル、出羽守・伊豆守より芝崎氏へ之状箱紙包等到来、則相達也。一京都へ書状出ス、寺社御奉行之事井上公御出勤之事社中へ連名、母人・弁・出羽守・民部へ連名、且返書四日出候下し物届候義申遣也、花王院へも書状遣、東漸院・意成院之事申遣也、大岡助七郎へ祝状遣也、本日切京松十七屋へ申付也

一正因へ書通、書付先一冊来ル也

一長沢老岐守殿用人小嶋幸助へ書通、今日弥井上河内守殿御出勤首尾能相濟候哉否之事尋ニ遣、弥御出勤相濟無御障旨申来也

一鳳閣寺より書翰、草花・名酒被贈与也、今日大岡越前守殿へ為悦出勤之

由示来也、芝崎氏より書翰到来、寺社奉行之事為知来也

一十四日乙亥、朝之間陰天、午ノ刻計晴、今日諸方廻ル、先芝崎氏亭ニ到、宮内大輔他行、舎弟一学面話、大岡殿・井上殿へ之悦之義相問、大岡殿へは昨日井上殿へは今日来賀之由也、且京都より之達物之義并先頃齋不幸ニ付香儀被指登之旨延武より相達候ニ付、右謝礼之事等申置也、果餅等被出須臾雜談立去矣

一明神門前宮木勾当方ニ到面会、一件之事等示談、大岡殿へは三十年來之懇意之旨、仍予事以折取成噂可申旨深切之挨拶也、次に正因方面話、書付之義等示談立去矣

一今日菱田甚右衛門方ニ到面話、一件之書付一卷遣之、一件之事等懇切之示談也、菓子等出ル也、次隣家奈良土佐方ニ到問安否、且井上殿之悦等演置也、次到大久保主水方此間隱居願首尾能相濟候旨菱田方ニ聞焉、仍述祝詞也、次に干堀家氏旅宿須臾面会、大岡殿・井上殿祝詞來賀之事示談西ノ刻計帰宅矣

一今夕奈須春悦・木村忠大夫来入、大岡殿・井上殿事等雜談、木村氏云、昨日井上殿御出勤之処又俄御病発ニ付、松平豆州公邸より御帰宅之由沙汰有之旨也、甚不審、今日堀家氏方ニ之沙汰評定所へは無御出席之旨也、先日垂水屋物語云、十三日直ニ評定所御出席之由也、然処無御出席之事御病發実説敷、仍鳳閣寺・垂水方へ様子聞合ニ遣、自是先予留主中鳳閣寺より書翰来、今日井上殿へ御出勤御悦ニ出候旨示来也、其返報ニ右之沙汰相問之処、曾無沙汰義、今日彼御家役人對話之処、明十五日登城之由也、予為御悦伺公之事可然旨示来也

一木村忠大夫談曰、主人駒井氏頼之案鎮之事、予服中故遷宮執行難勤、心寄之門弟亦故障ニ付其方如何様共心安執行可有之旨申談之処、彼方願も其趣重疊之義、御璽物到着次第彼方へ可差遣旨約諾ニ付、則木村氏へ

改火等之事申伝、当日前夜潔斎之様子示教、木村氏へも奉納之之執事可有之旨申談也

一十五日丙子、陰晴不決、今五ツ時計垂水屋清右衛門より昨夜之返事来ル、井上殿御出勤弥無障相濟、昨日為嘉義伺公之処、御祝物等拝領仕候旨示来也

一辰ノ刻計牧野越中守公役人從田中小右衛門書翰来、被尋度事有之候条今明中玄関迄可罷越旨也、即答遣也、来復之書面如左

少々御尋申度義 有之候間、明日 中玄関迄御越 可被成候、以上

八月十五日

牧野越中守内

京稻荷社司

田中小右衛門

表書

羽倉撰津様

御尋被成義御座候間、 今明日中御玄関迄 参上可仕旨奉得其意候、 今日参上可仕候、 以上

八月十五日

京稻荷社司

牧越中守様御内

羽倉撰津守

田中小右衛門様

一巳ノ刻計牧野越州公江伺公、田中小右衛門対談之処、当社一件之義ニは無之、外事之御尋也、今度撰州西成郡之内六条八幡と申社家と坊主出入、御当地及出訴之処は右社家官位申罷在段、吉田家之外三官位等申義有之哉否、且口 宣案等之事不案内之由故蜜々予ニ被相尋之旨也、因答、諸社之神職限吉田家執達之事一向無之義、既廿二社ヲ始其外幾許之神社不随吉田家事奉難員義、当社則神祇伯白川家之伝 奏之旨、伊勢より已

下通例之義共申談之処、甚是迄之覚悟と相違之旨也、一向吉田家之外ケ様之取次は不相叶之義と覚悟之由故、曾而非其義誤証例申答之処祝着之旨也、且口 宣案 二通被出弥如此之物ニ候哉否被尋焉、拜見之上無相違之旨相答、二枚之訳被尋、位口 宣案・官宣二通之旨相答、扱補任状二通被出、古物之状也、元来右八幡社僧徒附属之処時之社職円心と申僧、依不行跡不勤社頭等荒廢、因茲所改補橘某之旨補任状ニ書記有之也、後宇多院弘安年中之補任状也、扱右之問答相畢、和学古実等之義ニ付藤之進出会候義年来心掛之処、公務繁劇ニ付不任所存、別而寺社方御用ニ付差支候、不考之事而已有之ニ付何とそ被得間暇候ハ、有出会度、且不審之事等被相尋度との事也、当用法會至要抄*一等時々引合之処、文段義理等不相通事多端、何とそ改点改字等之所持之書恩借之頼也、且武蔵風土記之内拔萃不相濟事有之由二、何とそ相考遣事在満江頼度旨三拔萃被渡也、向後何分古実和学等之事ニ付時々無心之事藤之進へ頼越度趣段々之頼也、予在留中は相応之義ニ申通、其後は氏家多官方より可被相通委細特之旨可申談置旨相答也、全自分之問ニは無之、越州公御内証より之御尋と相聞ル也

一今日井上公へ御出勤之御悦二伺公、申置也、次大岡越州公へ為御悦参上、例之通旅宿書付之名札差置也、夫より到西小角方、昼飯食之、暫休息之後退去矣

一今日小林義右衛門方ニ到面話、波多八郎兵衛へ面会三之義申談而後到八郎兵衛方初而面話、扇子ニ柄持参、牧野越州公江之義深切ニ申談也、種村貞右衛門江尚可有示談旨也、一件之義而已申談退去矣

一進藤源之允方ニ到面話、暫雜談而去、次阿部益庵方ニ相訪、他行不能面話也、帰路吉野忠左衛門・畑治左衛門方へ到訪訊之口述而帰宅、留主之内北尾源兵衛来入、且小林儀右衛門より産婦三七夜之祝物赤飯交肴等被

贈与也、藤之進連名^三書翰來、即酬、在滿方より有之、奈須春悦より書翰來ル也

* 1平安時代末期ないし鎌倉時代初期に成つた明法字の書、三卷。撰者については

二説あり、坂上明兼(久安三年(一一四七)歿)説と、明兼の孫坂上明兼(承

元四年(一一二〇)歿)とする説がある。

一十六日丁丑、雨、奈須春悦へ昨日之返状遣也、三浦志摩守殿家老人引合之事申來ルニ付、廿日比迄要用差支旨断遣也

一今日長沢殿へ井上殿御出勤之御悦ニ參、及晚景故申置罷歸也、森三天夫宅ニ到歌之雜談及初更夜食酒肴等種々饗応也、亥ノ刻計歸宿矣

一十七日戊寅、晴陰不決、折々小雨降、三輪執斎方ニ訪訊、問安否、無異

之由也、次に深尾多仲方面話、先頃頼遣候一件之書付大久保山州公入御覽之處、牧野越州公へ御挨拶之事は堅不成之旨、近習頭山崎宇内より多仲方之書通有之、則予令披見也、次磯野八郎兵衛留主問安否、且歸府之日限等相尋之處、度々便通雖有之歸府之事未相知旨、留守居之老嫗相答也、到堀家主稅旅宅面話、十五日井上公為御悦參上之砌役人松嶋氏へ對話之處、御出勤^二も出入方之事中々御取捌之義難被成、出来不出来有之

二付中々近々御吟味杯之沙汰は有之間敷旨、勿論節々窺ニ罷出候も及間敷旨返答之由也、苦々敷次第互悲歎令愁鬱候計也、冷飯・酒等饗応也、次に戸田氏方酒肴等饗応也、子息勝三郎出府、初^而面話才発之容貌也、舎弟次郎左衛門來会、暫雜談、未ノ下刻計歸宅矣

八十七日

一今日明石勝右衛門より書通、被問安否、次ニ内用之事申來也、即酬

一今申ノ刻計十人御目付駒井朝負殿より為使者家老木村忠大夫來入、今度安鎮之義令許授約諾^而其璽物到着之旨伝承ニ付為謝礼被差越、并為幣料方金貳百足献上也、一件事等懇切之尋也、須臾雜談^而歸去也

一鳳閣寺へ書通^并寒晒餅粉式袋贈之、先日之花桶返却焉、即答、為福佳茗少到來也、今夜子ノ刻過より風吹、近年之大風、寅ノ下刻計止也

一十八日己卯、晴、未ノ刻計北尾源兵衛方ニ到面話、内用之義等相談、明石氏書通直ニ一覽、及黄昏歸宿矣

一今日在滿深谷氏對話、井上公之事委示談、十三日無登、城事實説也、木村氏物語之通途中より御不快^三歸宅之由也、十五日御、登城御札相濟、

今日牧野公へ内寄会ニも少之間御出席迄之由、全体快復と申^三は無之由、然共予願之事先窺ニ可罷出、其上外よりの催足情ニ入候ハ、可然旨深切之内意也、近日在滿中将棋^二來会之筈也、河牧公御全快無之内ニ下吟味之事役人方へ可令催足旨也

八十八

一今日大久保主水隱居之祝物贈与、三升樽・饗節十遣之、他行之由無返事也

一十九日庚辰、晴、今日井上公^江為御窺伺公、林喜左衛門對話、先河牧公御出勤之御悦申述、其次二願之義申談也、大病後故いまた出来不出来有之ニ付御用向中々御取掛無之由、其内ニは可及御沙汰、長之在府之事此方ニも氣之毒ニ御存知之義、追^而愛染寺も可被呼下、其節左右可有之との事也、何とそ先愛染寺御召寄之義成共奉願旨、且於京都浮説惡説杯申触し候趣申入【也】(一)之 處、何様雜説申候^而も無益之事却^而不宜旨挨拶也、先申入置退出矣

一今日三浦志摩守殿家老并狩半左衛門宅到、初^而面会、扇子五本持參、以酒肴饗応及暮歸宅、右并狩氏は種荷信心異于他予面会之事甚祝着之旨也、奈須春悦年來之懇意故引合也、一件事等深切之義共有之也、留主之内へ菱田甚右衛門來訪也

一今夕明石勝右衛門へ文通、即答有之也

一廿日辛巳、晴、今日諸方徘徊、先【奥御祐筆】(御広敷御用人)飯高孫大夫*殿家老須田清大夫方二到、初_二面会、一件之義二付諸方手寄之仁故奈須氏以懇志近付二成也、一件之事等深切之挨拶、飯高氏二は奥向随分御懇意之御方々有之候由二候条、一件之事も可申聞、其内面会可仕旨懇切二被申談也、夫より駒井氏殿亭二到、先日木村氏為使被差越初穂等奉納之義為挨拶口述申置也、則木村氏被出合面談_二立去也

一今日渋谷和州公へ残暑為見舞參、家老明石氏・用人助川氏へ對話、明石氏へは内用之義申談頼之義相調遣也、殊外之喜悅也、次二大岡助七郎宅二到問安否、家老高木郡司出向面談_二立去、次龜田三郎大夫方へ立寄問安否、取次少人出ル故名札渡し訪訊之旨書置也、甚無礼之振舞不弁礼儀、龜田不徳之人質、世上之流布実説と相聞ル也、次阿部益庵宅へ到面話、一件之事等示談、長尾文哲殿へ之頼之事申談置也、并狩半左衛門方へ昨日之挨拶状遣也

一今夜北条茂兵衛來訪、須臾面会_二歸去也、奈須春悅へ書通、今日須田氏へ面話之義申達也

*1飯高孫大夫胤壽。享保十九年御広敷用人。前職は奥御祐筆組頭。布衣。禄五百俵。寛延三年六月十八日死去。年七十六。〔寛政譜〕十八卷二一九頁。

一廿一日壬午、晴、今日須田清大夫方へ一件之書付遣、他行無返事也、大久保主水方へ訪訊、他行、次堀家主税方二到面話一件之事等示談_二深川八幡宮*へ參詣、大楯大明神開帳見物群參驚目計也、歸路又寄小伝馬町堀家氏旅宿、夕飯饗応也、及暮歸宿、今日両国橋辺_二予左之手脈所さそり蜂飛來_二さす、不慮之毒疾甚難堪、終日令痛惱也

一今日深谷氏へ明後廿二日在満方へ来会之事申達、可有来_二合旨也

*1富岡八幡宮。深川八幡ともいう。東京都江東区富岡一丁目に鎮座。寛永元年(一六二四)創立、同四年に社殿再建、永代寺を別当寺院とし、当社周辺六万五

八坪を埋め立て、宝永四年(一七〇七)社殿を再建、『江戸名所図会』七にあるような江戸第一の広大な神社となった。八月十五日が例祭、江戸時代は各町の山車が各町を渡御するのが有名。江戸勸進大相撲の興行や、弓の競技が開催された(『国史大辞典』)。

一廿二日癸未、晴、午ノ下刻計雨降_二陰天、今巳刻計中川長古方二到面話、今般隱居之嘉祝等相述也、幸今日主水家督祝義之披露有之由_二而飯饗応也、金子文次郎へ之通達之事頼置也、近日書付可差遣旨約諾也、夫より谷隆得宅二到、又宅替也、当番故不能面謁也

一従大木正因手柬來、昨日風氣二付書付今日より認之間、廿六七日比出来之旨申來也

一従大久保主水手東家督祝義之赤飯一重來ル也、今夕荻原宗陸_二書翰并岩城素麵拾五把贈焉、即答、先頃之一件書付松右京大夫【殿】(公)用人出頭浅井宇右衛門へ伝達之事頼置也、近日序之節可相達旨返答也、奈須春悅江赤飯一重贈之、此間彼是手寄之伝手預懇切謝辞申述序也、即答有之

一廿三日甲申、陰晴不決、少風立、今日兼約_二深谷一郎右衛門來云、在満と中将棋有之、一件之事等示談、十月二は井上公月番も可有御勤之趣也、折節堀家主税來入、終日面話、中将棋見物、入夜初更比歸去也

一今日垂水屋清右衛門來訪、客來故被申置也

一廿四日乙酉、陰晴不決、今日正因方_二問不快之安否、餅菓子一器贈焉、快復之旨申來、書付之事廿六日七日迄是非出来之旨返答也

一長沢殿へ參、用人小嶋氏へ對話、河牧公_二従長沢殿御催足之事頼入也、歸路奈須氏へ寄、此間引合之謝礼共申述也、須臾面話_二歸去、鳳閣寺より書翰并五斗みそ一器被贈也

一夕飯後芝崎氏被訪訊面話、一件之事等示談、三木松盛安否相問之処久彼方へも無通路旨也、一件事等三木氏へ催足之事頼置歸宅矣

一 三木松盛へ書翰并干饅飽拾把贈焉、他行子息松泉返書来也、根本大炊頭へ書翰認、近日從在滿便通有之也、倭錦封入遣之【也】(安) 鎮之事申遣也

一 廿五日丙戌、陰天、今日在滿依御召登 城、六ツ半時出宅也、今朝大岡越前守殿用人山本左右太へ在滿より書通并海老十頭贈之返事来ル也、堀家主税より一昨日之礼状来、即酬遣也、夕飯後到于上野山東漸院、折節月次歌会秋田氏来会同席面話、須與物語院主懇切之挨拶被勸酒、歌会故遠慮早速歸去矣

一 涼泉院^江訪訊面話、金山寺味噌一曲、京師より到来故与焉、先年予方^三令介抱小僧大貳坊成長^而当院二附屬之由、忘失面貌從彼方名乗出在京之節之事謝辞、往事如曾懷旧催愁淚、今称禪凌坊由也、問常慈院・護国院之安否、無難之由也、歸路到于鳳閣寺師弟相共面話、一件【之】耳示談、果餅・佳酒等被勸之也、入夜歸宿在滿未帰、仍予独居、荷山之便通甚経日不審多端、慕意頻也、仍入寢所打伏也

一 廿六日丁亥、晴、今日到于本庄猿江松山軍司方、家内各面会、美濃茗茶一袋小・干鯔拾本贈与、房女^并【息】(二人)之女子へ少々贈物遣、食夕飯折節番町妹三木女来会、初^而相見矣、未ノ刻計歸去、歸路到于堀家氏方面話、此間深谷氏歸路示談之事等相問、堀家氏甚悦謝辞有之也、申ノ刻計歸宅、小林儀右衛門来入面話、即刻歸去也、阿部益庵より書翰来ル、長尾文哲より被相達由也、一件之義二付頼置事有之処、面話有之度旨近日可相尋旨示来也

一 從京師荷山飛札来ル、当九日出之飛札今日十八日振相達不審也、道員殿身上向之事二付在滿・予へ信舎・信滿・延武連状、信舎・信滿各別紙、母人・弁・政より状到来、無難之旨申来、開爵胸耳、連名状之旨趣は、道員殿医業難成故常産無之二付、荷山予別業春滿殿閑居之所^江被引越、

本家より三人扶持合力、在滿方より三人扶持差登、当分御夫婦・二孫・下女壠人被召仕隱居有之度旨二付、予・在滿^江三人より及相談也、妄なき事相応之所へ聞立在付、其後荷山隱居^江被引越度旨也

一 廿七日戊子、晴、申ノ下刻計雨、今日阿部益庵方^江參面話、益庵云、先日頼置長尾文哲殿之事、此間申談候処被相心得、乍然藤之進事并上家^江懇意之訳無之哉否、於然は從文哲催足之事却^而不可然間、其訳予二可相尋從文哲被申入義は、何とそ其由緒無之^而は如何可有之歟、仍文哲方^江も藤之進懇意之筋ヲ以、予長在府之義藤之進歎痛之事每度被聞及二付、取合有之旨被申込可給趣也、然は藤之進二も近内長尾氏^江相尋面会有之可然旨益庵示談也、深切之義共令感得計也、歌学之物語等有之、果餅饗応也、未ノ刻計退去矣、歸路北条茂兵衛長屋二到面話、出羽守より之状相渡ス、且二男事荷山出羽守方へ引取度旨之伝言申談、將又藤之進方金子三両是非晦日迄当分借用之事相働可申旨頼置也、食湯漬須與物語^而歸宅一今日留主之内平賀玄純殿より書翰^并初穂金三百疋到来、安鎮之事頼来也、在滿明廿八日依御用 御本丸^江御召也

一 廿八日巳丑、終日雨、今日井上公へ參御願、林喜左衛門不被詰合故松嶋久兵衛面談之処、井上公雖御出勤未被成全快故御用向無御取掛旨也、何とそ役人中下御吟味成共願度旨、且相手方先被召寄之義等奉願旨申入之処、百姓方之分は秋納之義相仕舞可被呼寄、寺社方は野業之障も無之事二候へハ其前三可被呼寄之趣被申也、喜左衛門へ委細可申達旨也

一 今日在滿登 城、御用之義は朔旦冬至之後有閏月事、七月八月為閏月例古法之旨中根丈右衛門記皇和通曆置事何故之古法歟、所見考案等有之哉否御尋之由也、通曆之文引中右記之条先中右記可相考之間、御本御下ケ可被成旨言上之処、右之記無御文庫由也、大治四年之記二有之由、其年記無之由故、京城中根氏名跡之者へ可尋遣大嶋氏殿被申渡候由也

一 今夕堀家主税方へ文通、且幸手屋八兵衛へ書状^并餅一文匣贈与、妻安産之祝義也

九月小

一 廿九日庚寅、雨、今日從京荷山飛札到着、十五日出昨夜神田明神迄相達

之由也、母人・弁・民部・お信殿・直・豆州・宮内より、相模守より在滿連名悔状来也、民部方より書付二冊到、雷こんふ・扇子等差下ス、銀子三十錢目下之也

一 朔日壬辰、終日予服中故不為諸社參詣、鬱然独居不堪忍、古郷之慕意頻也

一 二日癸巳、陰天、巳ノ半刻計齋、今日辰ノ刻過在滿長尾文哲殿^江頼遣也、巳ノ刻帰宿、文哲殿對話、井上河牧公へ之催足之事承諾之由深切ニ被申談旨也

一 今日京都へ当月八日之返事連名状遣、出羽守・左仲・民部へ道員殿相談

之事得其意候旨申答、出羽・民部へ別紙安鎮之事等申遣、民部へ別紙十五日之下し物相達候旨申遣也、十七屋へ申付ル、本七日切京払

一 今日駒井靱負使家老木村忠大夫御璽物為御迎來入、則外箱二入被串八本相添渡之、奉納之式令口授也、明三日午ノ日故仍被奉安直管也

一 平賀玄純殿へ返状遣、井上公へ之頼之事頼遣也

一 晦日辛卯、陰天、今日金子文次郎・奈良土佐方^江書札、葡萄壹箱宛贈焉、

各怡悦之旨返事来、奈良氏方よりは井上公之事深切之返答也、河野新左衛門へ書翰・匏五員遣之、返状病人有之由^二而^一走筆之旨申来也

一 今日三浦志磨^磨守殿江戸留主居千賀甚五左衛門方ニ到、扇子三柄持參則於上屋敷之広間面会、用人馬場木工^江も面会、須臾一件之物語^而退去、次井狩氏へ訪訊、病人之安否相尋、少快方之旨取次申之、令口述帰去矣

一 從鳳閣寺食籠五重品々被贈与之也、在滿^江は銘酒一瓶被贈焉、松本伊豆守^江書東式封被恃越也

一 今日牧野越中守公^江參對話、田中小左衛門武州風土記之事不相知旨且偽書之訊申談、神社之義共四五ヶ条被問之、一々返答、実事承知之由^而甚怡悦感心也、在滿^江風土記者之謝礼厚被相報也、法曹至要抄之事一冊宛予在留中在滿考案之本引合、書人等令写可遣旨約諾、甚感悦重^而彼方へ本可被差越旨也、一時計面話^而退出、次ニ牧野民部少輔殿家老稻垣太郎

一 今日從荷山廿一日・廿二日之飛札一所へ到来、芝崎より被相達也、十六日・十七日風雨烈々、宇治・淀川筋近年之洪水之由也、荷山辺無難之旨申来、駒井氏殿頼之安鎮御璽到着也、塩川彦五郎より書状来ル、荷山より届之、十九日之日付、磯野八郎参会ニ付謝章可差遣旨恃来也、且河州筋添検見之方相知候ハ、塩川氏事頼吳候様ニとの事頼来也

左衛門宅へ到、次男(原文空白)對話、其後親父對話、一件之事越州公へ噂之義等深切ニ被申談也、果餅等饗心也、退去帰路阿部益庵宅ニ到面話、今日在滿文哲殿へ罷越候事等示談、一件之義共物語^而帰去、申ノ下刻計帰宿矣

一 今日西川忠次郎來入、在滿對話、忠次郎は當時之天学者曆術之達人、長崎之産也、御医師長尾文哲老別懇、因茲先比一件之事阿部益庵ヲ以予頼込候事ニ付、在滿來尋有之候様ニ文哲殿より内意之義申来、甚懇切実意之義、於予祝着多端也、因在滿来二日可罷越旨返答内意申遣也

一 今日進藤源之允來入、帰宿之節面会、大岡氏之事等申談、早速帰去也
一 三日甲午、晴、今日奈須春悦宅ニ到面話、昨日千賀氏・馬場氏へ面会之事等申談帰去、次ニ須田清大夫方へ往面話、一件之事示談、甚長引可申旨了簡之筋共談話也、内用事有之旨^二而^一二時計相待、一件之事共少々示談^而帰去矣

一今日駒井鞞負殿より安鎮之謝礼為祝義赤飯一重・肴代百疋・書翰来也、
帰宅之後返状遣、木村忠大夫へも書翰遣也

一今日侍在滿大岡越州公用人山本左右太へ一件届之内意申遣也、在滿則大
岡公於広間山本氏へ對話之処、六日を除勝^而次第可罷出、左右太へ可致
面談旨可申込之旨也

一四日乙未、晴、今朝正因方より書付来ル、不快之由延引之旨断来也、因
又書直し之事頼遣也、出来候付則此方書付御朱印之写等令修覆、明日大
岡公へ持参候用意拵置也

一今日中川長古へ文通、葡萄一籠贈遣、且金子氏へ之書付一冊頼遣、他行
無返事、

向坂新五兵衛へも菓子籠返ス、序ふとう一籠・書状遣也、即酬来也

一戸田氏より書状来、自是も子息来着之祝義肴代・手拭等遣也

一今日京都へ状出ス、晦日之返状、母人・弁へ一通、出羽・民部へ連状、

社中へ一通、肥州・豆州へ各一通、銀子之事申遣也、民部へ別通安鎮之

書付水引等之事駒井殿書状初穂紙等奉納之為遣、大坂勝見氏悔状、塩川

彦五郎へ返事、磯野氏へ書状塩川氏へ一所二遣、朔日之日付^二遣也、

民部へ之別通ハ橋やへ頼遣也、外之書状壺封は十七屋へ本七日切二申付

ル也、

堀家主税へ豆州より之状届也

一五日丙申、晴、未刻より雨降、今日駒井鞞負殿へ一昨日預祝物為返礼参、

家司木村氏へ對話、口状述置也

一今日大岡越前守殿へ一件之書付持参、去卯七月廿井上殿へ差上候口状迄
ヲ一冊二認、御代々之御朱印之写一冊・小出殿下知状一卷差上ル也、寺
社役山本左右太へ面話相渡也、所書有之名札差添也

一今日井上殿へ伺公、林喜左衛門對話之処、先日願出候口状之趣松嶋久兵

衛被相達委細承知、則井上殿へ被申上候処、追^而可有御沙汰との事也、

弥奉願旨相述退出、夫より谷隆得方へ相尋、当番故申置也、帰路堀家主
税旅宿幸手屋茂兵衛方へ到、主税対井上様様子等直二示談、夕飯麦飯被
申付由^二饗心、申ノ下刻迄雑談^而帰宿矣

一今日留主之内田中小右衛門より法曹至要抄被差越、手翰相添、且従大久
保山城守殿近羽^三山崎宇内書来、山州公奥方妊娠、霜月臨月二付安産
之祈禱神符等之事頼来也、為初穂文金貳百疋来ル也

一六日丁酉、晴、今朝大久保山城守殿^江之返翰遣之、付山崎宇内也、御祈
禱之札神符等達本山到着之節可令進上之旨相報也

(脚部異筆付箋) 『クネル』

一田中小右衛門^江遣昨日之返翰、且女郎花ノ一時ヲクネルノ事、古今集之
序文二初テ出テ外ニ無所見、詞右クネルト云義ハ秋ノ野ニ奈麻免紀立乎美
奈倍之阿南可之加満子花藻一時ト云歌ニモトツキテイヘル義ニテ、女郎
花のなまけるをそしりかるしめたる義をくねるといふたる事と伝来旨、

かるしめ【たる義】(るとい)ふ事をくねるとハ何とていふたるそと云義

ハ、別に語釈の口伝ある事故難書解旨申遣也

一北条茂兵衛方へ昨日之返状遣也、内用之無心相調達也、返状来ル、荷山

へ之書状等認掛り終日在宿矣

一七日戊戌、陰天、今朝従正因書翰来、此間大岡殿へ之書付無障差出候哉

否之義尋来、即答

一成田定羽方へ訪訊、東丸靈号等之事申談、且秋田氏先日被為見懷紙誤字

題意之事申談、自夫上野護国院・常慈院二到、国院他行、慈院客来故不
能面謁也、於国院は林光院^江愛宕長床坊寄宿之可否相尋、練禪坊云無沙
汰旨也、仍猶委聞合可給、珍来山^三坊人之内足助東善と申者隨身下向仕

哉否一兩日中聞合可給旨具二頼置也、帰路上野広小路へ出、直二正因方

二到、問不快之安否、則面話快方之旨也、一件之事等示談^而歸去畢

一今日大屋清助始在滿家來等へ遣祝物、各品有之也

〔脚部異筆付箋 〔法曹至要抄〕〕

一八日己亥、〔雨〕（陰天）、今日在滿間暇依有之法曹至要抄校合焉、一時計上卷一冊相濟畢、申ノ刻より雨降也

一九日庚子、晴、依田中小右衛門頼法曹至要抄在滿改点之本以朱写点焉

午ノ刻計堀家主税來入、勸飯酒、互二一件之義而已、愁鬱之談話雜談^而歸去也、未ノ刻計湯嶋天神・神田明神之辺為鬱散徘徊、依便宜芝崎氏・

木村隼人等^江訪訊、令口述置也

一今日從渋谷和泉守殿為見舞用人中村氏・助川氏より手束到來、即酬、北尾才次郎來尋被申置也

一十日辛丑、晴、今日渋谷殿・向井殿へ參、先向井殿与力石黒二十郎旅宿

二到、令口述置也、廿二日比發足之趣家來申之也、夫より向井伊賀守殿

へ參口上申置、取次ニ上京之義相尋之処、廿日過之趣申之也、次細井藤

左衛門殿方ニ到、裏四番町へ被移也、次渋谷和泉守殿^江參、昨日預御尋

謝礼等申述、家老勝右衛門・用人助川小半太對話、一件之事等須臾雜談

^而退出、渋谷殿より御懇切之御返答也、夫より麴町天神辺見物、勸進相

撲有之ニ付甚榮饒之体也、歸路一ヶ谷八幡宮へ參、社地等拝見^而申ノ下

刻計帰樹木谷也

一十一日壬寅、晴、午ノ刻より風立、今日北条茂兵衛來入、天神上野辺同

伴見物、申ノ刻計歸去也、在滿他行也

一木村忠大夫來入面話、一件之事等雜談^而歸去也

一今日從荷山飛札到來、自芝崎氏被屈、当月一日出之状廿八日・廿九日之

日付也、此序從芝崎氏祭祀之供物赤飯一折被贈与也

一今朝長尾文哲殿息全庵より在滿方へ書翰來、文哲直談有之度義有之条、

其内朝五ツ時分迄之内在滿可令來訪之旨也、先達^而頼入候井上殿へ之一件之義ニ付示談之事と令推察也、明後十三日在滿可有來訪との事也

一十二日癸卯、晴、今日浜松鈴木七右衛門より狀來ル、朔日之日付也、京

都より八月廿四日着之由、〔也〕（塩）田久助へ瀧田氏へ之事得度面談ニ

頼込置候由也、京都へ之書狀共認終日在宿矣

一八町堀伊勢や重兵へ死去、為悔人遣、薯蕷十かぶ遣也、吉兵へより返事

差越、此序豆州より之狀相達也、堀家氏^江書通、即酬^并豆州方へ之返狀來

ル也

一今日護国院より使僧來、先日之挨拶^并花王院へ之書狀來ル也

一十三日甲辰、晴、今日京都^江出飛札十七屋へ申付、本七日切京拵、母人・

弁・直へ連名、出羽守・民部へ連札、各別書社中伊賀へ連名、出羽守・

肥州・伊州添連名書、豆州へ返狀、長門守・相模守へ書通、花王院へ返

狀、護国院書狀も遣也

一今日須田清大夫來入、一件之義ニ付松平紀伊守殿社役人へ頼込委細談

候処、兎角井上殿寺社役人へ手入等有之候ハ、可仕、少々金子入候ハ、

来月中比迄ニハ可相濟手段有之旨、則今日右之仁同道いたし來候条、天

神前茶店^ニ出會可申旨也、予答懇切之働難尽謝辞、乍然今日は亡父正忌

日故如是乱髮禁足之事ニ候条、折角深切之義ニ候へ共其仁へ出云難成候、

重^而自是可申入旨相答、其仁仮名如何問、宇津権大夫と申寺社役人之由

也、言語道斷之虛妄、苦々敷義也、全不実之振舞故不及熟談故不首尾之

体^ニ歸去也

一今朝長尾文哲^江在滿致尋問之処、文哲云、一件之事先林喜左衛門へ相談

云云之処、喜左衛門答、其段は未吟味之由^ニ中々事相濟候事ニは無之、

尤大筋頼ハ相付社家之理順ニ相聞候得共いまた微細之吟味不相濟、只今

及御頼候^而も無詮義、霜月比月番も可被相勤歟、其節之義^ニも可有之哉

之旨依申之、先達^而承知之趣とハ相違之事故、先井上殿へ之頼之事相止置候との事也、追^而深谷氏へ在満示談之上左右可申旨^而歸去也、中々不及沙汰趣令痛心肝計也

一今日三輪執齋來尋也、一件之事等示談、子息三嶋神主も願之事有之出府之由也

一今夜晴天、為月見不忍池端成田定羽方二到、在満夫婦同伴、月夜之夜行慰旅情、且催愁慕之感慨也、種々饗応被勸酒食、定羽夫婦深切之馳走也、夜半計歸宿矣

一十一【五】(四) 日乙巳、晴、今日井上殿^江參、林氏他行之由^而近藤吉左衛門對話、兎角此方出入之義入組候事^而余程六ヶ敷故、一二度之吟味有之^而事濟義二は無之、小出氏下知状有之故御奉行衆了簡計^而も難被為成裁判趣^而、中々急々二被取掛候事二は無之旨、其上井上殿今以出来不出来も有之故近々二御沙汰は有之間敷間、今暫相待可申旨、難心得挨拶共令痛心肝計也、歸路芝崎氏方へ見舞、服中故^而明日遠慮之旨^而申置、晴天之嘉儀相述置也

一今朝垂水屋清右衛門より書状・ひらめ七枚到来、即答遣、右肴直二三輪執齋へ贈遣也、即酬來

一鳳閣寺より書状等重箱物四重被贈与也

一小川舍人より書状、鱸尾尾被贈也、直二明日神田明神祭礼渡御為拝見、吉文字や治兵へと申藤之進方出入町人有之、罷越約束故右為音物遣之也

一十五日丙午、晴、今辰ノ上刻より神田新白銀町吉文字や治兵衛方へ行、明神之祭礼行列等拝見焉、在満妻つや女同道、近年甚衰微之行列也、神主宮内大輔束帯板輿垂簾^而供奉也、下社家等悉騎馬裝束之体異相之裝束也、巳ノ上刻計より午ノ刻計二渡り仕舞、午ノ下刻計予歸樹木谷留守矣

一今日奈須春悦來入、幸二一昨日須田氏來入之義申談之処、須田氏へ春悦

面談無用之旨可被申談との義^而、一件之事等甚深切之示談也

一十六日丁未、雨降、未ノ刻計齋、今日鳳閣寺垂水屋清右衛門書通、各葡萄志籠宛遣焉、即酬來也、小川舍人方へも返状也

一今申下刻從渋谷和泉守公用人書翰來、今度勢州へ代參被立二付、乍序稻荷本山へも代參可被立之間、予方より留主居之者へ書状志封可差遣旨御頼之義申來也、家老明石氏よりも別紙來、其旨申來、先達^而民部方へ内通仕、代參之節年番宜様二いたしくれ候様ニと申來也、仍權預延武方へ一封遣、用人中村氏・助川氏へ連名返状、明石氏へも返状、代參津田兵大夫明十七日發足之由故兵大夫へも書翰遣、於京都用事等有之候ハ、無遠慮民部へ可被申談、止宿等之事も予方二滞留可有之旨申遣也

一浜松修理亮・籠口美仲・鈴木七右衛門へ書状遣、七右衛門・美仲へは先日之返状也、吉田之塩田久助へも書状遣、一件之事瀧田氏へ弥頼可給旨申遣也、溜や吉兵衛へ頼遣也

一今夕從芝崎氏昨日祭礼之節【從】三丸様^{*}御拝覽被成、御菓子拝領之由^而蒸菓子一重被贈与也

* 1 徳川綱吉妾お伝。父は黒鞆者小谷権兵衛忠榮。通称御袋様。五之丸様。三之丸様。法号瑞春院。生児鶴娘。徳松。生没万治元(元文三)八一歳。(徳川將軍妻妾一覽、『徳川幕府事典』、東京堂出版、二〇〇三年、三九一頁)。

一十七日戊申、晴、芝崎氏亭二到、祭礼首尾能相濟述嘉詞、昨日菓子恵与之謝礼等相述則對話、神事之次第等物語^而歸去矣、木村隼人へ訪訊面談、病氣追日快復之体也、次正因方二到面談^而立去、次到鳳閣寺【向】(問)大藏卿病氣之安否、師弟共對話、揚餅等饗応也、須臾一件之義共示談、未ノ刻計歸宿矣

一今夕從荷山延武方飛札到来、諸社奉納之太刀之義愛宕山祇園社之分申越也、自是之飛札共未相達二付不安心旨申越也、諸親類無難之旨申來亦悦

焉

一十八日己酉、晴、今日京荷山へ出飛札、十七屋ニ申付本七日切京、民部計へ遣、渋谷公より代参之事急卒ニ申遣也、終日在宿、在満亦在宿故至要抄校合上ノ下巻相済也

一十九日庚戌、晴、申ノ刻時雨少降、今日在満夫婦同道^三深川八幡宮へ参詣、夫より直二本庄五百羅漢寺*^一へ廻覽、筋違橋*^二より上下船申ノ下刻計帰宿、終日雇切之船賃貳百五十銅也、去年来予依約諾此一興相催也、仍船賃は予令出脚也

一今朝鳳閣寺器物借用ニ遣候処、煮しめ・取肴・ひたし物等今日之用意ニ被贈与也

*¹天恩山五百大阿羅漢禪寺。本所五目、堅川より南にあり。黄檗派の禪林にして、

河東第一の名藍たり。開山は鉄眼禪師(鉄眼道光、一六三〇—一八二)、中興は象

先和尚(象先浄歴、一六七六—一七四八)、また松雲禪師(松雲元慶、一六四八

—一七二〇)をもつて開基の大祖と称す(江戸名所図会、七)。

*²東京都千代田区神田の神田川に、筋違いに架けられていた橋。万世橋の下手に

あつた。明治初年撤去(『日本国語大辞典』)。

一廿日辛亥、晴、今日向井伊賀守殿へ上京之悦申入、取次大嶋九郎左衛門へ申置也、石黒三十郎へも嘉詞申述之処、則伊賀守殿屋敷へ被出面話、深切之挨拶也、於途中瀬戸繁右衛門ニ出會、一件之事耳示談^而相別也

一今日從荷山十二日出之飛札到来、母人・弁・民部・直・岩、且右近より

も来ル、外ニ肥州・長州より来ル、大岡助七郎より八月廿五日之日付^三

先月十三日之返状来也、奉納大方之事ニ付下御靈出雲路撰津守より祓川老岐方へ之書状見せ二来ル、奈佐清大夫・大岡助七郎・藤森善左衛門・小羽和多右衛門・水谷茂右衛門より民部へ之状見せ二来也、安鎮御靈物来、其外卷紙・油・雪駄・割こんふ等下ス也、右近よりも料理こんふ一

袋下ス也、

浜松修理亮方^三齋公靈祭執行也、式之写来ル也

一今日鳳閣寺へ昨日借用之器物共令返納、勝福院へ手紙謝礼申遣、且鳳閣寺へも昨日之返礼状遣、食籠返納故直為土産かちくり・むかこ等贈遣也、勝福院より返事来也

一今日在満御召二付四ツ半時登、城之処、御用之義は三代実録之内考之義被為、仰出也、退出之節深谷一郎右衛門方ニ訪訊之処深切之内意共有之也、長尾氏申込之事来月朔日・二日比可約之旨差函也

一廿一日壬子、晴、夜亥ノ刻計地震少震也、今日京都町奉行向井伊賀守殿へ在満より餞別服部煙草貳斤被贈也、丁寧之返書来也

一今日和州三輪之社司高宮民部初^而来入、予嚙三輪執斎より被聞及ニ付訪訊也、御修理料願之義ニ付四年來在府之由、予一件之事等示談

一三輪社*^一祭礼之事四月卯ノ日上下之時ハ中ノ卯日、上下之時上ノ卯ノ日之由、荷山之祭日同日之義実説分明也、三月午ノ日も花鎮之祭と号有之処中絶之由、旧記ニは右神事執行之事記録有之由示談、当社之祭日同日之事古実相殘義令感悦也、御諸社合祭無疑事弥古実之遺風可奉拜者也

(脚部異筆付箋 『稻荷社位階ノコト』)

一今日從、御本丸在満方へ御本十六冊下ル、大嶋近江守殿手紙添御文匣二入、日本記略十三冊・扶桑略記三冊、但合冊敷、因日本紀略一冊拜見之処、不思議ニ稻荷之神位之義所見

延喜元年九月十五日授從三位稻荷神正三位云々

天慶【元】(『三三』)年九月四日奉贈正一位稻荷神從一位云々

(異筆挿入紙 『天慶元年ハ誤、三年【八】正』)

右ニケ事所見大慶々々、先年所見之処忘失、重^而可令拔萃、雖掛念頭今日迄延引之処、於遠国之旅亭如此之所見是不可説之義也

*1大神神社。奈良県桜井市三輪の三輪山(三諸山)に鎮座する大和国一宮、旧官幣大社。三輪神社・三輪明神とも称する。江戸時代には朱印地六十石のほか、

百数十石の社領を有した。例祭は、貞観以来四月上卯(三卯のときは中卯)日

とされてきたが、明治以降四月九日に一定、その他に饗遺祭(二月元旦)・御田

植祭(二月六日)・鎮花祭(四月十八日)など特殊神事がある(『国史大辞典』)。

一廿二日癸丑、晴、今日井上殿江為伺参、林氏依所旁松嶋久兵衛対談、願之旨申述置也、夫より加納殿家老用人中へ問安否、無難之由也、次問渡辺玄隆安否、父子共無難依他行不能面、次到于松嶋町根本氏へ対話、東丸物古候義・一件之事互之不辛之義共示談、帰路之節戸田氏・堀家氏方

二到一件之秋鬱耳示談而未ノ刻過帰宿矣

一今夜酉ノ下刻計従大岡越前守殿役人手束到来、如左

申談儀有之候間、

大岡越前守

九月廿二日

役人

京稻荷社司

羽倉撰津守殿

右之通大屋清助方へ迄来、返書如左

被仰談候義御座候間、明廿三日朝五ツ時 参上可仕旨御紙 面之趣

奉承知候、已上

九月廿二日

表書 大 越前守様

京稻荷社司

御役人中

羽倉撰津守

何等之義敷不存寄也、明朝明六ツ出宅ニ付今夜より支度用意焉

一廿三日甲【卯】(寅)、終日雨、今明六ツ時出宅、到于大岡殿邸、例之通

手札持参、以取次申入之処役人山本左右太面談、先達而被差出候一件之書付此方掛りニ而無之、書付請取被置候而は越度候故、何方より之書付も

不被差留候、則書付共被差戻候間請取可申旨也、予答被仰聞趣承知仕、

御尤二候御義、乍然是迄新御役之御方々へ悉差上来、越中守様・紀伊守

様二も被差留置候、且京都別官共二も早速越前守様へも差上置之旨申達

候処、只今御差戻しニて御座候而ハ何との不審二も安心も不仕様ニ奉存

候、於拙者迷惑仕り候、尤何之御子細も無之義二候へとも外々様二も被

差置被下候事二候条、各御役所ニ成共被差留被置給間敷哉と再三申談候

へとも、兎角一統ニケ様之書付は不被請取義二候へハ不罷成義、先日よ

り間も有之ニ付越前守殿二も一通は御一覽も被成候趣之挨拶也、因無辞

退請取長々之義殊外難義仕段敷之口述申置退出仕也、一統之義と有之上

は不可及子細事ながら、何等之存寄も有之哉、難心得令痛心胸也

一今日正因方より呼ニ来ニ付相尋、序宮城勾当且垂水屋へ相尋候処、何も

他行申置也、到于正因方新蕎麦饗応也、池田玄益と申医師出会、申ノ刻

計帰宿矣

一今日大久保山城守公へ御奥方御安産之御祈禱之札守神符等進上、山崎宇

内へ書翰遣也、札箱ニ入釘しめ御守安産神符一所ニ小箱ニ入水引結而札

箱之上ニ置、台一ツ而差遣也、外箱芝崎氏方而借用、上書等芝崎宮内大

輔舎第一学へ頼也、宇内他行之由而無返答也

一今日自荷山十五日出之飛札、母人・弁・直・祓川宮内より之書翰計来也、

延武松茸御用而出京之由故書状不来也、鮎塩引五【疋】(本)・水引上巻

帖、宮内より御所御菓子少来也、根本氏へ左仲より先頃香儀之謝礼状来

也

一廿四日乙【辰】(卯)、晴、今朝正因方へ礼状遣、即酬来也

一渋谷和泉守殿へ雨のうを塩引三本進上、明石氏へ書通、ことの外御満悦

之旨返事来也、

一 今夕松平宇門殿来尋、須臾雜談、曳燭之比御歸去也

一 大久保山城守殿近習山崎宇内より昨日之返事来也、山州公日光御代參首尾能御勤之由申来也

一 廿五日丙辰、晴、今日井出半兵へ殿・契源尼丘へ書通、何も無難之由返事来ル

一 渡辺玄隆来尋面話、無音之断也、今日在滿を侍長尾文哲殿へ遣也、先日深谷氏内意之義頼遣也、終日京状認焉

一 荷山へ書状出ス、豆州急々出府之事申遣、正官・禰宜・祝・氏人中・伊州へ連状、母人・弁・直へ連状、出羽守・民部・宮内・豆州へ各別状、豆州へ大炊頭状遣、宮内方へ長州之孫三郎請取遣也

一 今日以在滿長尾文哲老へ深谷内意之義頼遣候処、深切ニ承諾、廿七八日之比幸序有之旨藤森左大夫へ被申談事別而致能との趣也、且先日將棋參会有之節、文哲序有之ニ付、稻荷之出入之義は如何未相濟哉と被相尋候処、井上殿御答大ことくと計^三而何之品も不被談由也、然は容易ニ裁判難被成差支有之義、垂水屋清右衛門蜜語実事歟、不安心之義共、令痛胸肝事而已也

一 今夕從鳳閣寺書翰^非赤飯一重被贈与也、即酬遣也

一 廿六日丁【午】(巳)、晴、今日長沢老岐守殿^江參、持病不被相勝ニ付、先比より御引込之由也、用人幸助へ面話、井上公へ之願之事委頼入也、老岐守殿来朔日は御出勤も可被成との様子也、帰路奈須春悅へ立寄寛談、一件之義而已示談、多田二閑と申公儀御教寄屋方坊主衆之隠居、松右京公・松左近公御意入之伽坊主、世間広老人之由、予ニ対話いたし置可然旨懇志之義共感悦之到也、午ノ刻過歸宿矣

一 今日不忍池端多田二閑方へ參、則面話、扇子三柄持參、被勸酒肴也、一

件之事等略物語、深切之挨拶也、申ノ刻計歸宿、在滿三代実録急々校合、文字脱字等被改ニ付、予も令助筆、夜寅ノ刻計ニ終也、松井豊太も立合助筆【也】(止)宿也、子ノ刻計雨降也

一 廿七日戊【未】(午)、陰天、今日駒井鞞負殿へ御守式通、鯨塩引老尺進上之、家老木村氏へも守ニ通遣也、木村氏へ文通、鞞負殿登城之由也一本多中務大輔殿家中浅野孫四郎へ文通、懇切之返状来也、孫四郎は勝負李之助親類故兼^而互ニ聞及也

一 今日多田二閑へ昨日之礼状遣也

一 廿八日己【申】(未)、晴、今日井上公^江參、林喜左衛門病氣未快ニ付無出勤、松嶋久兵衛對話、右之旨被申聞也、因久兵衛^江申達御吟味之義何とぞ奉願、尤相手之者之義先被召寄被下候義幾重ニも奉願候、至御吟味之節被召寄被下候^而は參府之間も通達等之行程ニ廿日も相掛り候、左候へハ弥遲滞ニ罷成候逆、及御吟味候義御座候へハ先相手之者成共此間ニ被召寄被下候義偏奉願候、於京都色々浮説ヲ申触し、私旅用調達之手支ニも罷成候義共有之候、何分最早不及御沙汰、此儘ニ被差置候旨申触し候由故、再度社中より拙者方^江其美否之義承度旨飛札差置、社司惣心安心不仕迷惑難渋之義共御座候条、何分先相手之者被召寄被下候義奉願旨申談候処、委細承知之段喜左衛門へも可申達、定^而追^而可及吟味候へハ其節は是非召寄可被申との挨拶、睨と何時比御取掛り之様子も不相聞也

一 今日和州三輪神主高宮民部旅宿木挽町広小路具足師春田播磨方ニ到、相尋之処民部對話、三輪社社式・社格・祠堂之様子等相尋、願筋互之一件之事等須臾示談、折節御用之具足見分有之由^而來客之体故歸去矣

一 松嶋町根本氏別業ニ到、他行、留守居宗閑へ正因・左仲状相渡置也、帰路戸田氏方ニ尋、在宿、冷飯等饗心也、一件之秋鬱而已物語^而歸去、堀家氏方へ尋、他行故令口述置也

一 渋谷和泉守公【より】(用人) 兩人より書翰来、予安否預御尋也

一 廿九日庚申、晴、今朝飯後早々諸方尋問、先到于垂水屋清右衛門對話、

明日井上公へ出札之節吉田氏へ頼込之事吳々示談、坊主被召寄之事往来

三十日も手間取候間、何とそ来月早々にも被召寄之義頼入也、清右衛門

談云、今度京・大坂・南都へ又直訴箱被出、毎年百日目付入替之節関東

へ直二持參、封之儘入、上覽候義此度新二被仰出候由也、御明評之御

義難在御政務之処、当社之願等如此御延引之事如何之御事歟、神運も不

至歟、次菱田甚右衛門・奈良土佐・栗本駿河・中川長古・三輪執齋方二

尋問、悉他行故令口述置、已ノ刻計帰宅矣

一 今日奈須氏へ此間二閑方へ罷越候義謝礼申遣、且鳳閣寺へ井上公御月番
之事義之尋二遣、暄と不知也

一 明石氏より書通返状、序二昨日用人中へ之返事も遣也、予除服之事尋二
来、令除服候ハ、弥祈啓之事御頼之旨申来也

一 今日半田丹下方へ書通、細井因州殿長崎発足、伏見着之事尋二遣之処、

先月六日之飛札廿日二到来、因幡守殿以之外之病氣之由、因茲藤左衛門

殿願被申看病、下向廿二日発足之由申来也、兼而九月廿四日比出發、十

月十五六日比伏見着之由也、無心元様子絶言語計也

元文三年

羽倉信名江戸在府日記

解題

石岡康子

山城国紀伊郡深草の稲荷社（現在の伏見稲荷大社）の御殿預を歴代勤めた東羽倉家の当主である羽倉信名による日記の全文翻刻である。東丸神社所蔵東羽倉家文書のうち、近世前期から明治期にわたる羽倉家代々の日記四四五冊のうちの一冊で、稲荷社法旧式混雑を寺社奉行へ訴えるために江戸に滞在した期間と帰京後の日記全三五冊のうちの一冊目である。『江戸要門之日記』（B―一八七（一五三〇））は元文三年正月朔日から三月晦日までの日記で、形態は袋綴、料紙は楮紙。縦二四・五cm、横一七cm、表紙共全九四丁、墨付九〇丁となっている。改装表紙の右下角に十二と書かれている。本紙には「神田明神楼門」「万葉云」「神楽再興」「三代実録校合」等数ヶ所に朱書の付箋が貼られている。

筆者信名は羽倉信詮の八男として貞享二年に誕生。母は熊本藩細川家の家臣深尾盛長の女貝子、信詮の次男である荷田春満の同母弟である。父を継ぎ御殿預かりとなった異母兄信友の養子となり、享保元年八月九日信友の卒去に伴い同二年十月五日権御殿預から御殿預に転任、東羽倉家を相続した。民部と名乗っていたが同八年二月十三日に河内守、同十三年十月十四日に摂津守を名乗った。宝永二年従五位下、享保二年従五位上、享保十年に正五位下、元文五年に従四位下に叙任、寛延四年四月二十四日六十七歳で没した。

江戸の寺社奉行へ出訴した期間中の私的日記である事から、裁判の成り行きや訴訟のために近付きになった人々に関する記事が主となる。

稲荷社司と稲荷社本願所預かり愛染寺の争いは、元禄七年五月、稲荷社

の修理中、社家中が残らず京都町奉行小出淡路守有利に呼び出され、幕府から下された修復料の請取に、愛染寺を社中の列に加え押印した請取書を差し出す様命じられた事から始まる。淡路守は同年十月には社用向諸事相談するようにと愛染寺の名を加えた書付を見せ、承知する旨の請書を差し出させた。その後社司の抗議により淡路守は命令の撤回を約束したが、実行されなかった。しかし社法は古式の通り行われていた。

社司方は愛染寺を、稲荷社に置いた会所の留守居・境内の掃除役と認識していたが、慶安元年に愛染寺天阿は上人号の綸旨を賜り、元禄七年十二月には同じく周雄は修復の御礼言上のため社司と共に江戸へ下り將軍へ御目見をしている。また幕府役人の中には愛染寺の旦那となる者もいた。

享保十六年十一月、大西親盛が愛染寺龍山（実名寛盛）の所業について詰問状を出し、同十七年正月、牧野河内守が京都所司代在役中、社家惣中は龍山の非違を京都町奉行所へ出訴した。享保十七年六月に社司と愛染寺の出入は和順し、正官五人と愛染寺立合の上で万端を処理する事を約したが、同十九年十月、稲荷社一件につき社司から再び訴え出る事となった。両町奉行や所司代の側では享保十七年の和順で事済みとなっており、何が何でも江戸で解決したいなら添翰を出すから江戸へ下向せよという事であった。享保二十年閏三月九日、京都町奉行からの添翰を携え、上社祢宜松本伊豆守為寛・権預羽倉石見守信章（信名の代理・氏人安田大学親春が江戸へ出発、閏三月二十二日、月番の寺社奉行井上河内守正之へ訴状を提出、四月六日裏判頂戴となった。信名は一刻も早く裁判が行われるよう信章・大学の帰京を待たずに出府、そのまま足かけ六年在府する事になる。信章・大学は裏判を伏見へ持参、裏判の請取書案文とともに龍山へ渡した。龍山は五月三日出府し、同年五月二十七日・七月二十日、河内守邸において稲荷社司・愛染寺の双方が尋問を受けた。「稲荷社は社家の支配に極り相見」

との河内守の意見が示されたが裁判は決着に至らなかった。元文元年四月十六日以降は河内守病気のため、遠国より訴訟のため出府中の者達へ帰国するよう申渡もあり裁判は滞ったままであった。元文二年河内守は回復し、三月七日・三月十三日、河内守の寺社役深谷一郎右衛門による内吟味が行われ、「寺号等之事今迄有来候者之義河州公御一存二而被改候義は難成、御窺二成候」との申分であった。河内守は病が再発し九月十七日に卒去した。

元文二年十月七日、鬮引で稲荷社の出入は牧野越中守貞通が掛りと決まり、寺社役新(荒)井伊左衛門が稲荷社の担当となった。同年十二月十九日在府中の為寛と信名が召し出され、稲荷山の絵図・会所の留主居として愛染寺を置いた理由・愛染寺の基立と寺号・愛染寺出府修復願の留書・小出淡路守の定書を請けた事・会所または本願所の性格・享保十七年の和順書・和順書連判の五人中二人が出府した理由・愛染寺の社司へ対する下知・神印の札の板行・稲荷社修理職を称した事・仏像を取り出し開帳場を開いた事・諸方勧進など龍山が行った事・留主居として差し置く際の証文・元禄以来の連名の座次について牧野越中守から尋問があった。

『江府要門之日記』(B—1—187 (二五三〇))は、この後の出来事が記されている。

元文三年三月十日、伏見より御召の輩安田備後守親冬・大西下総守親方・松本内蔵助為寛・安田大学に代り祓川宮内直親が参着した。元文三年三月十四日、寺社役新井伊左衛門により親冬・親方・直親への尋問が行われ、「小出之下知状可被相立趣」という見解が示された。同年三月十六日牧野越中守の吟味では、「下知状和順書難改」口振で、「社は唯一、境内は習合之地之由被申之」というものであった。

三月二十七日には大岡越前守屋敷で行われる内寄合へ召し出され、寺社奉行全員、牧野越中守・松平紀伊守・大岡越前守から、唯一の社地へ社司

側自ら坊主を置いた事、元禄の請書、享保の和順書について権柄づくにしかりつけられながらの尋問があった。これに対し信名は、朱印状に書かれた朱印地は稲荷社に下されたもので、愛染寺はその中には入っていない。元禄の「小出之下知状」の内容は、朱印状の内容に反すると主張し、社法式が小出之下知状の出される以前の古法通りになるよう訴えた。牧野越中守・大岡越前守も小出之下知状と朱印状の内容については追って吟味が必要との見解を示し、社司達は内寄合から退出した。

信名やほかの社司達は、幕府の役人や寺社奉行へ親しく御出入する人々を通じて、幕府の重臣や寺社役から裁判の進捗状況や論点について情報を得る事は出来たが、幕府の実力者、特に裁判に関係する役職の者が出訴中の者へ接する事はなかった。裁判は奉行にしかりつけられ権柄づくに行われたが、訴える側・訴えられる側双方が、持っている証拠に基づき、公平に、寺社奉行三人の内寄合にまで呼び出され丁寧に行われたといえるが、最後は將軍吉宗の意向が強く反映される事がわかる。

日記にはこのほか信名の在府中に依頼された稲荷安鎮・御札の配布などの信仰に関する記述、春満の養子在満とその妻子・在満の実妹蒼生子(民子・楓里等と記される事もある)・大奥へ出仕するつもりで出府してきた春満の女直子・そのほか江戸在住の羽倉家の親類、在満や出訴中の信名を頼り出府してきた岡部三四(賀茂真淵)と万葉の会講、秋田民部博芳・根本大炊頭為胤・杉浦修理亮国頭・芝崎宮内大輔好寛・東湖など荷田春満の門人達の動向、幕府に関する噂話、江戸の年中行事、神田明神の神楽再興などが記されている。

(掲載史料は石岡康子が翻刻し校正したものである)。

(改装表紙)

「十二」

(原裝表紙)

元文三年歲次戊午春正月

江府要門之日記 (俗文俗字可憚他見者也)

稻荷社正預

正五位下行撰津守荷田宿禰信 (花押「名」)

小	正 ^甲	四 ^癸	六 ^壬	八 ^辛	十 ^庚	十二 ^己
大	二 ^癸	三 ^癸	五 ^壬	七 ^辛	九 ^庚	十一 ^己
初午日	正 ^午	二 ^上	三 ^六	四 ^七	五 ^七	六 ^期
	七 ^八	八 ^百	九 ^九	十 ^百	十一 ^百	十二 ^百

*元文三年の社家は次の通り。下社神主：大西近江守親友、中社神主：安田備後守親冬 (訴状に名を連ね元文三年三月十日江戸へ到着)、上社神主：毛利三河守公広、御殿預：羽倉撰津守信名 (訴状に名を連ね享保二十年四月より在府)、目代：羽倉出羽守信舎、正禰宜：大西肥前守親定、正祝：松本播磨守為胤、權禰宜：安田長門守親安、權祝：祓川佐渡守親茂、下社禰宜：大西相模守親盛、中社禰宜：大西下総守親方 (訴状に名を連ね元文三年三月十日江戸へ到着)、上社禰宜：松本伊豆守為寛 (出訴のため享保二十年閏三月權御殿預羽倉信章と出府、信章のみ帰京、享保二十年四月十四日、為寛の官名が老中と同名であるため内蔵助と改

めるよう寺社役の林喜左衛門から差図、元文元年三月母の病氣により帰京、元文二年三月帰府、再び母病氣のため同二年十二月帰京、同三月十日江戸へ到着、中社祝：松本和泉守高任、上社祝：松本駿河守為雄、田中社祝：松本申斐守為以、權御殿預：羽倉豊前守延武 (羽倉信章享保二十年十二月卒、延武元文二年二月就任)、氏人安田大学親春 (訴状に名を連ねたが元文三年正月十五日卒、代わりに祓川宮内直親が三月十日江戸へ到着)。本願所：愛染寺、住持は龍山 (実名寛盛)。
 『伏見大社年表』・信名在府中の日記による)

*日記中の寺社奉行と寺社役・家中役人。

『寛政重修諸家譜』・『江戸在府之日記』『江府要門之日記』等の在府中の日記により作成。寺社奉行家臣の役職名は日記による。役職不明の家臣は家臣とした。

寺社奉行

板倉伊予守勝清 (享保二十年五月二日〜享保二十年六月五日)

江戸留主役↓寺社役：小池寛之右衛門

井上河内守正之 (享保十三年七月六日〜元文二年九月十七日)

寺社役人：山根弥次右衛門・林喜左衛門・松嶋久兵衛・近藤吉左衛門

江戸留守居：深谷一郎右衛門 (元文二年正月林喜左衛門の跡役寺社役人となる)

側用人：藤森左大夫、家臣：辻大膳大夫

稻荷社の訴状を受け取った井上河内守が元文二年九月十七日に卒去し、同年十月六日稻荷社訴訟の担当は關引きで牧野越中守に決まった。

牧野越中守貞通 (享保二十年五月二日〜寛保二年六月朔日)

側用人・寺社方惣宰：芥川健二郎

寺社役・用人：田中小右衛門・新(菟)井伊左衛門 (稻荷の出入担当)

寺社役：中川善左衛門・古(中丸)川善左衛門・須藤文左衛門

取次：仁賀保多宮

家老：種村貞右衛門・谷村氏、家臣：川崎忠右衛門

松平紀伊守信岑（享保二十年六月二十二日〜元文四年三月四日）

取次：箕田源右衛門、役人：山本又右衛門、用人：大橋九郎右衛門

大岡越前守忠相（元文元年八月十一日〜寛延四年十一月二日）

用人・寺社役：山本左右太、取次：酒井源大夫

小正月朔日甲寅

一朔日、快晴、卯上刻洗手灌口向于西南方拜於荷山之神*1、次内侍所・賀茂下上之神・丹州之一宮出雲社*2等遙拜、次伊勢両宮遙拜、次向東方遙拜東照宮、次当所之諸神遙拜祈禱之事畢、後食雜煮、飲祝酒矣、自是在満*3寅下刻出勤也

一巳下刻許改衣服近所之神社參詣、先当屋敷地内之鎮守稻荷小社拜礼、後湯嶋天神*4、自路頭拜礼、次妻恋稻荷*5拜礼、畢、神主村本因幡江年始嘉儀申込也、次參詣神田明神*6、小社等拜揖、到于芝崎氏*7亭、舍弟一学面話嘉詞相述、雜煮吸等被勸祝也、当十五日御礼之節杉浦修理亮*8、父子登城之節烏帽子狩衣一頭、一給借用之事頼置也、領掌之旨也、須臾雜談、而歸去之、砌社家方一兩家并向坂新五兵衛方へ年礼申入也、宮城勾当・垂水屋江も同断、帰路到于奈須春悦方述嘉詞置也

一未刻許鈴木平八*9、為年礼來賀也、予今月中別居等之事、直女招請之事*10等示談、而歸去也

一今日從荷山飛札下シ物等到着、極月十九日出也、一家中無難道員殿*11、快方之旨申越、安悦也

*1 稻荷之神：伏見稻荷大社の祭神は古來諺説があるが、現今は、宇迦之御魂大神

（うかのみたまのおおかみ、下社・中央座）・佐田彦大神（さだひこのおおかみ、中社・北座）・大宮能売大神（おおみやのめのおおかみ、上社・南座）・田

中大神（たなかのおおかみ、田中社・最北座）・四大神（しのおおかみ、四大神社・最南座）の合わせて五座で、これを稻荷大神、あるいは稻荷五社大明神と称している（『神道史大辞典』二〇〇四、吉川弘文館）。

*2 丹州之一宮出雲社：出雲大神宮。京都府亀岡市千歳町に鎮座。旧国幣中社出雲神社。祭神は大国主命と三穗津姫命の二柱。創立年代は不詳であるが、古代出雲国杵築神を遷し奉ったという。（『神道史大辞典』）

*3 在満：『江戸在府之日記』（B-1177（1524））元文元年六月朔日*11を参照のこと。（以後『江戸在府之日記』（B-1177（1524））は文書番号を省略する。）

*4 湯嶋天神：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*8を参照のこと。

*5 妻恋稻荷：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*1を参照のこと。

*6 神田明神：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*2を参照のこと。

*7 芝崎氏：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*4を参照のこと。

*8 杉浦修理亮：杉浦国頭。『江戸在府之日記』六月九日*2を参照のこと。

*9 鈴木平八：元文二年八月十一日七右衛門から平八へ名を改める。信名の姉の男子、羽倉伯耆守信元の三男、三州吉田城主松平豊後守に仕え目付役を勤める。

（『江戸在府要聞之日記』（B-1169（1519））享保二十年四月十五日の条・『江戸要聞之日記』（B-1184（1528））元文二年八月十二日の条。）

*10 直子招請：直子は春満の門人であつた幕臣の松平権之助の計らいにより、徳川家の大奥に出仕するつもりで元文二年閏十一月江戸へ下向し、義兄在満宅に同居中（『江戸要聞之日記』（B-1183（1527））元文二年六月廿三日の条・『江戸要聞之日記』（B-1185（1529））元文二年閏十一月廿三日の条）。

*11 道員：『江戸在府之日記』元文元年六月八日*3を参照のこと。

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

一二日、晴、從鳳閣寺*1書状、年玉扇子三柄并酒肴入之提重一組被贈也、

今日京都へ之年始状認、先母公・出羽守・弁・豊前守夫婦・大西肥州父子へ連名、社中へ連名状認之也、夜二入雨降、近所火事之沙汰本郷通甚騒動、火元何方歟不知、須臾而相静也

一今日從荷山旧臘廿三日之飛札到着、鳥犀円*2先月廿一日相達之旨申来、豊前守より一封計也、道員殿病氣次第快旨申来也

*1鳳閣寺：『江戸在府之日記』元文元年六月初日の条*6を参照のこと。

*2鳥犀円：鳥犀角（うさいかく）の粉末で製した解熱剤（『日本国語大辞典』）。

元文二年十二月十一日在滿の願いにより御小納戸番頭取大嶋近江守を通じ拝領し、翌日伏見へ送った。（『江府要聞之日記』（B 1185（1529））。

一三日、陰天、岡部三四*来入談云、旧冬神田明神社樓門造立二付大神樂之式興立之處、其樂譜等神主家不伝、折節荷山之祝松本伊豆守奏為寛在府寄寓二付、為寛家於荷山代々神樂預之職、古実之神樂之式家伝有之二付、幸ニ為寛令相伝、浪人荷山多仲樂譜達人、芝崎家音楽之為師範二付、相談之上今度正月廿一日興行之神樂再興、因此旨趣和文序二記、神樂之図式奉納、右図式之序三四作文之事神山氏依懇望述作之由、草案被為見也、存寄雖有之先令閉口、作文可無失錯旨申談、乍然為寛家伝之神樂之式令伝受之事不甘心也、古実神樂之本式歟、甚無覺束也、若猿樂神樂之笛譜等誤、伝之事後世荷山之汚名難計耳

一荷山へ書状等今日亦書認頼通也

*岡部三四（おかべそし）：賀茂真淵、遠州浜松郷士、杉浦国頭・荷田春満の門人。元文二年三月十四日江戸の信名・在滿の元へ来入、同一年十一月二十日春満の門人である松嶋町稻荷社の根本大炊頭治胤へ借宅。（『江戸在府日記』B 1185（1529））

一四日、晴、今日近所年札相勤、先書林杉浦三左衛門、次鳳閣寺・荻原宗陸殿・大久保山城守公*1并深尾多仲*2・宇津次郎左衛門・山崎宇内・宮

代茂兵衛告申置也、山州公取次石川孫助へ申達、山崎宇内は於内玄関面話、夫より柳橋花井三郎左衛門・磯野八郎兵衛*3申置也、到于鈴木平八方祝酒湯漬等被勸之、松嶋町出宅之事等示談之處不同心、松屋方似合敷所可有之趣噂也、是非於出宅は平八方二大学一所二寄寓可然旨被勸之相談未決、尚在滿相談之上可相決旨申談歸去、帰路兼保安元殿・北尾氏・松屋伊織等年札相勤入夜帰宿矣

一今日京都へ書状出ス、母人公・弁・豊前守夫婦・出羽守・伏見左仲・花王院・大西肥州父子・松本豆州・社中接掘旦・道員公御夫婦連名、大坂勝見木工之助、右数通十七や*4と橘や宗七*5方一封宛相分遣、十七や方本八日切京弘申付也

*1大久保山城守忠胤：『江戸在府之日記』元文元年六月廿九日*1を参照のこと。

*2深尾多仲：『江戸在府之日記』元文元年六月十一日*1を参照のこと。

*3磯野八郎兵衛：『江戸在府之日記』元文元年六月十四日*1を参照のこと。

*4十七屋：江戸の定飛脚問屋（『国史大辞典』）。

*5橘屋：飛脚問屋。江戸と京に店を持ち陸上輸送のほか廻船による輸送も行った。

『江府要聞之日記』B 1185（1529）元文二年閏十一月六日の条。

一五日、晴、今日往于鈴木平八方、例年諸旦家^江授与之神札相認、平八誦書始之由本庄へ被參終日留主、酉ノ刻計帰本郷春木町*也

一今日長尾全庵殿より書束来、明日明後日之内晩方予可罷出、分析殿直談有度義有之旨申来也

*本郷春木町：在滿は、湯島樹木谷坂上たてより六七軒北の小普請畔柳助九郎地から、元文二年十一月二十四日に本郷春木町二丁目同心組拝借地の内にある古家を買い求め転居した。同年八月から同居した妹民子や、伏見から出府する在滿の二人の息子や直子のためと考えられる（『江府要聞之日記』B 1185（1529））。

一六日、快晴、今朝長尾全庵殿^江昨夕之返状遣、明七日七ツ時可參旨申相

答也

一 今日直女・楓里女^{*1}兩姪連往于鈴木平八方、長二郎同伴、於平八方夕飯雜煮等饗心也、未ノ刻過歸去、歸路淺草辺遊行至黄昏歸宿矣、留主之中深谷一郎右衛門來賀、在満面會、一件之様子深切ニ被相尋、略在満演説之処深谷氏了簡右之御尋等可有之義、御裁判は四分愛染寺、六分社中之理順との申分也、大筋は御朱印ニ約り有之、其外之枝葉之義一通御吟味御不審可有之との事、右之御不審共御裁判ニ相拘義は有之間敷趣之挨拶之由也

一 根本大炊頭^{*2}來祝、一件之事等在満面談之由、來ル十日歸國之由、杉浦修理亮狩衣之事可被用立旨尊有之由也

一 井出新三郎殿^{*3}より書翰餅一器來也、在満より返し有之也、小川舍人より書狀來、鈴木平八同道^ニ可罷出、其節前日一左右可申遣之旨頼來也

*1 楓里女：荷田蒼生子、春満の弟多賀道員的女、在満の妹、逸・楓里・楓林・民子とも。享保二十年十一月二十七日兄在満の門人である松平大隅守近習西湖學と結婚、元文二年八月離縁、在満宅に同居中（『江戸在府中要門之日記』B一・二七二（二五二二）・『江府要門之日記』B一・一八四（二五二八））。

*2 根本大炊頭治胤：上総菊間八幡神社と江戸松嶋町稻荷社の神主を兼帯。上総と江戸とを往復している。明和元年没。（『江戸在府之日記』元文元年六月十七日

の条・平成二十年度国学院大学特別推進研究「近世における前期国学の総合的研究」成果報告書掲載の松本久史著「荷田春満門人一覽稿」

*3 井出新三郎延政：書院新番組（『江戸在府中要門之日記』B一・二六九（二五一

九）享保二十年四月二十六日の条）。

一 七日、晴、今夕飯後長尾分哲老^{江*}參、扇子五柄持參先年始之嘉詞申入、急病人有之父子共近所迄他出之由、追付可有帰宅之間暫可相待旨也、仍近所故松平紀伊守公^江年礼相勤帰、長尾氏之宅弟子小野方安・浪人津村

主水兩人挨拶、焼餅吸物酒肴等種々饗心也、次男左門面話酉刻計先全庵帰宅面話須臾雑談、夜ニ入分哲殿帰宿、一件之義示談也、此間牧越牧公御方又々様子被聞合之処、兎角中比之和順書邪魔^ニ中々存分ニは御裁許難成趣、四分六分程ニ相済可申敷之様子ニ相聞之由、予所存は如何存候哉、何とそ願立之筋了簡は無之哉、又奥向手段之思案有之間敷哉、藤之進働ヲ以奥向手寄之義は未被取組敷、兎角十分ニハ難相済可有之、尤小出之下知状彼儘ニは被指置間敷候へとも、先は四分六分程之義ニ相聞之間、予所存之処如何可被聞度旨也、仍予存分之義共不殘申談也

第一御朱印之御表不立義、是迄忽來候義は時之御奉行之權威を重し候^而之義、既御当地迄出訴ニ成候上は社中一統流罪死刑ニ被行候迄も本古之社法相立候様ニ願詰候覚悟之趣、随分尽道理申談也、兎角小出氏之下知状彼儘ニ可被差置哉否之様子は不相知敷否之義再応相尋之処、其段是非差略可有之趣ニ相聞之由、乍然百年來余有來候者之事今更取除候義は何分難成様子、先奉行之両度迄被捌置候事は難被改故十分ニは難成との義也、右之段為可被申聞今夕被招候との義、不殘所懇切芳慮共難頭紙面而已、夜ニ入帰宅、在満先達^而帰宿今夕之様子令演説也、今夕在満亦被相尋^分否、哲殿直談可給旨申談也

*長尾分（文）哲：御医師（『江戸在府之日記』元文元年八月廿九日の条）。

一 八日、晴、今日諸方年礼相勤、先大木正因次三河町辺奈良土佐^{*1}・菱田甚右衛門・栗本駿河^{*2}・大久保主水^{*3}、次喜多村彦右衛門・樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門・谷隆得^{*4}・渡辺玄隆^{*5}・土方七郎右衛門、次八町堀筋詣、龜嶋之銚子稻荷社・吉田政右衛門・藤田清兵衛・大嶋長円扇子三柄持參、堀宗右衛門殿、夫より明石勝右衛門^{*6}方ニ往、扇子二本、家内面話雑煮酒等出也、夫より浜町三輪文之丞方ニ往面話、当廿日過上京之由也、暫時雑談^而歸去、歸路嶋助之進方細井佐右衛門殿年礼相勤、

到于鈴木平八方休息夕飯等被振舞 自是松嶋町稻荷社へ参根本氏・岡部氏面会、万葉之会講之事・同宿之事等示談之処、根本氏方何時^ニも罷越旨許諾也、岡部氏同宿之事甚悦懇望也、申下刻計平八方帰去、帰路三木松盛万年礼相勤入夜帰春木町也

* 1 奈良土佐：『江戸在府之日記』元文元年六月三日* 1を参照のこと。

* 2 栗本駿河：『江戸在府之日記』元文元年六月三日* 2を参照のこと。

* 3 大久保主水：『江戸在府之日記』元文元年六月三日* 3を参照のこと。

* 4 谷隆得：松平伊豆守信祝の隨身医（『江戸在府之日記』元文元年六月十三日の条）。

* 5 渡辺玄隆：松平左近将監公扶持医（『江戸在府之日記』B 一七六（一五三）元文元年五月十二日の条）。

* 6 明石勝右衛門：『江戸在府之日記』六月七日* 1を参照のこと。

一 九日、晴、例年差遣諸願主方へ之御札相認、不快故終日在宿、及黄昏之崎宮内大輔為年賀来入面話、修理亮頼之烏帽子・狩衣・指貫之事頼入之処承諾可被借との事也

一 今朝北尾源兵衛方へ例年通祈禱之札為持遣也、取次之方へも頼遣也、即酬来也

一 十日、晴、今日杉浦修理亮・大学* 1到着ニ付家来幸助為迎芝札辻迄差遣、松や伊織* 2同伴、未刻過到着之由、幸介罷帰也、鈴木平八旅宿へ到着也、仍自今朝吉平遣也

一 根本大炊頭へ書通、案鎮御璽物令授与* 3也、為初穂方金百疋奉納也

一 今夕在満長尾分哲殿へ頼遣、牧野越牧公直談之口振無覆藏演説給義頼遣之処、先達^ニ而度予へ示談之口振相違之義無之、只小出之下知状難被改趣也、越牧公之御聞込社司之不運無是非様子令痛心肝計也、兎角百年來有来上小出氏之定書有之、其後和順書有之ニ付何分此所難取除、社司之

存分ニは裁許難被成趣、小出氏之定書可被立之趣也、在満段々尽理分哲殿へも又々頼込被置之由、今日亦越牧公へ被参之間可被申込との事也

* 1 杉浦大学：杉浦国頭の養子。渡辺立円から杉浦大学と改称（『江戸在府之日記』元文元年七月朔日の条）。

* 2 松屋伊織：旅宿経営、神田鍛冶町式町目（『御箱願之扣』C 一三二―一四五（二〇二））。

* 3 案鎮御璽物令授与：伏見稻荷の勸請にあたって様々な形態が見受けられるが、基本的には四角柱または八角柱の神璽と「正一位稻荷大明神安鎮之事」と記された勸請証書とが授与された（『正一位稻荷大明神』榎本直樹、一九九七年、岩田書院）。

一 十一日、晴風烈、在満年礼他出、因予不為他行、不快加保養、明日出礼之用意支度之也

一 從芝崎氏書状并從 御本丸神樂献上之備物之赤飯一重被贈之、即答

一 今日在満年礼被相勤節加納遠江守公^江* 被参、目付役（原文空白）小平太對話、予一件之事被聞合之処、愛染寺方より出入之様子曾^而不聞之旨、卯年之比は東寺尼寺多門院毎度往来^ニ、遠州公へ直々申入候義は難計、其後は疑敷義曾^而無之由、何分彼方より之手入被防給候様ニ頼置之由也

* 加納遠江守久通：『江戸在府之日記』元文元年六月十三日* 5を参照のこと。

一 十二日、晴、今日諸方年礼勤、先長沢壱岐守殿* 1へ参、折節御出掛故於玄闕御面談申、当月五日御出都御発足之由也、用人河村郡平對話一件之事等示談^而退去、長田山城守殿* 2へ参、瀬戸・吉田両氏へ之伝言申置也、次松平備後守殿* 3・同宇門殿へ申入、家中宮下氏・上代氏・松井豊太へ申入、次中条大和守公* 4、次駒井鞆負殿* 5、^江参、御札扇子五柄持参、木村忠太へも申置也、次芦田善藏面話、次細井藤左衛門殿* 6、心涼院殿、次渋谷公* 7、御札箱扇子五柄持参、家中酒井新兵衛・中村皆右衛門へも申

入置也、次大岡助七*殿、次龜田三郎大夫*。扇子三柄遣、木村佐左衛門殿扇子二本持参、平賀玄純老・稻垣太郎左衛門・阿部益庵・朽木和泉守殿*10・進藤源之允、朽木殿へ之御札并進藤氏へ之札扇子二本持参面話、雑煮飯等被振舞一件之事共示談^而退去、秋山藏人・長沢四郎左衛門・小林儀右衛門扇子二本遣、波多八郎兵衛扇子二本遣、河崎作左衛門扇子二本白砂糖一曲遣、妻女へ面談^而退去、次大岡越前守公、次板倉相模守公如例御札箱上、取次中村五郎右衛門へ申入置也、家老渡辺伝兵衛へ札扇子三本遣、長井兵左衛門へ扇子三本、何も只今之所書遣也、次牧野越中守公、次深谷一郎右衛門白砂糖一曲一斤入遣之面話、一件之義共委細尋問懇切之義共示談^而退去、次河野新左衛門、次加納公家中吉川氏・金子氏・永井氏記帳面也、三浦志摩守公家中井狩半左衛門・千賀甚五左衛門へ申入置也、西ノ刻計帰宅矣

一留主中從鳳閣寺書状、漬物煮^ル物等品々被贈也

*1長沢老岐守資親：『江戸在府之日記』元文元年六月十三日*1参照のこと。

*2長田山城守元鋪：『江戸在府之日記』元文元年六月十三日*2参照のこと。

*3松平備後守信綿：宝永二年六月、春満から神代巻の講義を受ける。享保八年三月將軍吉宗の上意により、御側御用取次有馬兵庫頭の指示で高家中条大和守邸において、春満が大和守・奥祐筆下田幸太夫から有職故実についての諮問をうけ、諸国から上がった旧記和書の不審吟味をするなど御書物の儀につき御用の儀を仰せ付けられるまでの道筋をつける。また春満の女直子が大奥へ出仕出来るよう取り計らう。元文二年閏十一月西城御小姓組の番頭にすすみ、十二月十六日從五位下備後守に叙任する。右(宇)門は信綿の息、その妻は中条大和守信実の女、『宝永四年日次記並書翰集』・「松平権之助書簡」・『寛政重修諸家譜』一巻一三四頁、以後『寛政重修諸家譜』を『寛政譜』と略す。

*4中条大和守信実：『江戸在府之日記』元文元年六月廿一日*2を参照のこと。

*5駒井軻負：『江戸在府之日記』元文元年六月廿五日*4を参照のこと。

*6細井藤左衛門安定：『江戸在府之日記』元文元年六月廿一日*3を参照のこと。

*7渋谷和泉守良信：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日*10を参照のこと。

*8大岡助七郎忠利：『江戸在府之日記』元文元年六月七日*6を参照のこと。

*9龜田三郎大夫：紀州小十人『江戸在府之日記』B 一七六(一五三)元文元年四月二十九日の条。

*10朽木和泉守直綱：『江戸在府之日記』元文元年六月廿六日*1を参照のこと。

一十三日、晴、今朝鳳閣寺へ昨日之礼状遣、自京伏見両方より年始状到来、豊前守方四日出左仲方三日出也、一度二相達也、母人・弁・出羽守・豊前守夫婦より之状、左仲より一封来迄也、極月廿三日出之状二日二相届由也

一杉浦修理亮・大学来入、往事後来之義共示談、大学初^而面会之処徳実之人品也、三四月比迄滞留之様子物語也、須臾一件之義等雜談^而歸去也

一荻原宗陸へ書通例之通年始之札扇子等遣之、即酬来

一板倉相模守公*より昨日之返礼状来也

*板倉相模守：『江戸在府之日記』元文元年六月廿六日*3を参照のこと。

一十四日、晴烈風終日不止、今日京都江書状出ス、数通故橋屋宗七・十七屋両所へ出ス、十七屋本八日切京扱、母人公・弁・出羽守・豊前守夫婦連名^而昨日の返状、外二用事向別書、出羽守・豊前連名一通、弁へ一通且伏見左仲へ返状遣也、藤之進方より諸方へ之状共両方へ分登ス也

一十五日、陰天申刻計小雨降、如例今日諸方へ年始祈禱之御札差遣、三年寄銘々口状相添扇子三本宛相添札台へ載遣也、奈良土佐・栗本駿河・菱田甚右衛門へハ立文式本物扇子式本宛札文匣^三遣、大久保主水方へは扇子三本遣、加納公へ之札・金子氏へ之札頼遣申候

一今朝大久保山城守公へ如例年御札進上、箱入台二載山崎宇内へ書状扇子

三本遣之也、早速披露之旨即答来也

一加納遠江守公へ御札進上、箱二入台二載用人頭金子文次郎江書状相添、自分へも御札扇子五本包三ツ打へき二載大文匣二一所二入大久保主水方へ向頼遣之処、早速被相達主水方へ金子氏より之返事為見二来也、諸方共首尾能相達安氣之至也

一如例近所神社参詣、到于芝崎宮内大輔方面話、菓子等被出此度再興之神樂之凶面装束等被為見也、明夜於神前修礼有之由蜜々一覽之義令約諾及黄昏帰宅矣

一今未刻過自杉浦大学使札来、白衣返却也、今朝登 城御目見首尾能相濟之旨申来也

一十六日、晴、今日日本庄筋年礼勤、先鈴木平八方江立寄之処修理亮父子今早天亦登 城故不能面、平八へ申置夫より長谷川庄五郎殿申置、次竹垣治部右衛門、次井出新三郎、次奈佐清五郎、井出氏へは扇子二本菓子一文匣持参申置也、次到于猿江松山軍治*方、直女・楓林方へ参同伴、予・直兩人より土産物有之、家内不残面会、雑煮飯酒等種々饗応也、一刻半計雑談而退去、夫より五百羅漢・梅屋敷・亀井戸天神等拜礼而路次より乗船而到于筋違見付着岸、直二神田明神社へ参、今夜神樂之修礼有之、講中之外拜見無之由故、直女・楓林女は甚平へ内談別居^ニ而拜見、予・長二郎於幣殿拜見、今度荷山之大神樂之拍子等相加松本伊豆守為寛相談^ニ而興行之神樂也、聊古実之式ニは無之俗間之樂器等也、都合七座男女之巫拜舞之式有之趣也、二座修行畢而退出、帰本郷亥刻下刻計帰宅矣

一今日大久保山城守公留主居役中村清兵衛より書状来、今朝御札進上仕御返礼清兵衛方より申来也

一今夕松本伊豆・堀家主税*方より之飛札芝崎氏方^ニ而落手、昨夕到着之由兩人共五日ニ上着之由六日出之飛札也、兩人共道中無難、伊勢参宮有之

由^ニ而從堀家氏は抽誠祈之信手奴麻一封被贈之実意之懇志令感得者也

*1松山軍司：長崎奉行細井因幡守の家中。深尾先多仲妻の里元である松山義伯の息。深尾多仲は大久保山城守公家中で、信名の養母にあたる兄信友未亡人なへ子の甥孫。先多仲後室は房女（『江戸在府中要門之日記』B-169（二五）一九）享保二十年四月廿六日・五月七日の条。

*2堀家主税：備中国吉備津宮社家頭。賀茂との出入・普請願いにより出府。（『江戸在府中要門之日記』B-183（二五二七）元文二年五月十一日の条）

一十七日、雨降、従平賀玄純殿書束来、先日年礼之返札等申来、且西丸新徒頭朝倉仁左衛門殿屋敷当社安鎮之義頼来也、即答

一進藤源之允為年礼来入、面話一件之事等示談、先日頼置愛宕之寺中真如院方^ニ而*愛染寺沙汰之事如何相尋之処曾^ニ而善悪沙汰無之旨也

一今夕荷山へ飛札出ス、平賀氏より頼之義来月初午前修封御璽物差下候様二申遣、豊前守一人へ只一封且万葉集十六卷より廿卷迄五冊長沢殿帰府之節可差下旨申遣也、仍大西肥州へ右之義頼状一封遣之也、十七屋へ申付本八日切也、賃錢此方^ニ而相渡也

*愛宕真如院：現港区愛宕二丁目にある愛宕神社の寺中。愛宕神社は慶長八年に仮殿、同十年に本殿・幣殿・拜殿が建てられ、元和三年社領白石を豊島区王子村に与えられた。別当は真言宗田福寺で寺中に金剛院など五院をかかえた。（『江戸在府之日記』B-183（二五二七）元文二年五月廿六日・『日本歴史地名大系』

一十八日、晴、在満会始門弟六七輩来会、鈴木平八・杉浦大学来入、会後夕飯済右兩人同道^ニ而松や伊織方江往、借宅之義令示談之処、家主不仕合之事有之ニ付今少見合可申旨也、扇子糸等相調修理亮方^江見舞、路次幸手や方へ相尋、夫より到于米沢町修理亮面話、彼社御修理之義此方一件之事等雑談飯酒等被振舞、戌刻計帰于本郷春木町、在満次男鍋次郎夜前より発熱抱瘡之催敷

一今日垂水屋清右衛門来入乞面話仍面会之處、一件之義示談前後無正体物語共也、井上公*₁存命之節兎角其儘二可差置旨再三之上意有之趣、吉田喜六へ河牧公御直談之由、難心得物語共也

一秋田朴翁*₁方より旧臘一件之義為知之返事今日来也、円珠院*₂へも被相達給之旨於用事之義可申入旨深切之書柬、即酬遣

一栗本駿河より十五日之返状来ル、初穂銀壹包口塩鱈一尾被贈也

一今日寺社奉行所内寄合定日之處、竹千代君*₃被為入御本丸因茲明十日迄延引也

*1井上公：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日の条*9を参照のこと。

*2円珠院：寛永寺の子院、毛利綱広創建、承応年中建立『日本歴史地名大系』。

*3竹千代：後の徳川家治。『元文三年正月十八日 大納言殿』竹千代君本城にのぼらせたまふ。溜語。高家。雁間話はじめ上直の群臣。みな竹千代君に拜謁せり。『徳川実紀』

*4秋田朴翁：春満の門人。『江戸要門之日記』(B-1785(1529))元文二年閏十一月三日の条「朴翁民部事」とある。森銚三「土師熊文」『人物くさぐさ』一九八八年二月小沢書店、所収)に、立原翠軒の隨筆「千慮一得」には生駒熊文の師氏家多宮広覽とあり、氏家多宮は後に本姓に戻り秋田朴翁となる。秋田朴翁は本多中務家臣とある。『賀茂真淵全集』二二卷四二九頁「賀茂翁家集拾遺」には秋田朴翁母五十年忌に際して真淵が秋懷旧と題して詠じている。元文二年八月二十五日の在満方歌会には岡部三四(賀茂真淵)と秋田父子も来会している(『江戸要門之日記』B-1784(1528))。

一十九日、雨申刻ヨリ霽、今日北尾源兵衛・磯野八郎兵衛江書通、北尾氏へは細井佐治右衛門殿へ之例年之通札頼遣也、磯野方へも例年之通遣之處、坂倉源次郎へも頂戴有度旨申来也

一夕飯後芝崎氏方へ見舞、明後廿一日之支度相調哉否令相尋也、平馬面会

須臾雑談而帰宅矣

*坂倉源次(二郎)：江戸時代の鉾山師。江戸幕府の金座役人後藤庄三郎の使用人。幕府から鉾山開発の名をうけ、元文元年と翌年蝦夷地を調査、松前の産物・地理・アイヌの風俗言語などを「北海隨筆」に記録し、のちの蝦夷地開拓論に影響を与えた(『日本人名大辞典』講談社)。

一廿日、雨、今日上野辺年礼勤、先成田定羽方へ往、夫より谷中意成院殿・護国院*₁、各扇子三柄持参申置也、常慈院*₂へ白砂糖一曲乍病中面話而退去、次円珠院浅草のり拾枚持参、他行、申置也、御本坊*₃次凌雲院*₄・東漸院*₅、何も申置也、凌雲院^二乞木戸切手坂下ヲ通吉川式部卿方へ参扇子三柄持参申置、次秋田朴翁方へ寄、客来故不能面話旨断之、帰路東湖方へ寄申置也、申刻計帰春木町、杉浦修理亮来入有之面会、昨十九日寺社奉行所内寄会之様子等被談申刻計帰去也

一今日従本庄房女使来、先日之返礼、直・ふり・予方へ、書状・塩鱈・寒之餅等被贈也

*1護国院：寛永寺の子院、生順創建、檀越は森越中守。寛永年中建立(『日本歴史地名大系』)。

*2常慈院：『江戸在府之日記』元文元年六月六日の条*7を参照のこと。

*3御本坊：東叡山寛永寺円頓院(『台東区史沿革』一九六六)。

*4凌雲院：寛永寺の子院、堀直寄創建、学頭寺、寛永年中建立(『日本歴史地名大系』)。

*5東漸院：寛永寺の子院、水谷勝隆創建、正保から慶安年中に建立。(『日本歴史地名大系』)。

*6東湖：『江戸在府之日記』元文元年六月朔日の条*7を参照のこと。

一廿一日、晴、今日神田明神再興之神楽執行因参向、於神殿終日拝見、七座共無失錯社内無為執行、夥敷群参也、於神主好寛亭赤飯且夕饗等被振

舞、杉浦【修理】(大学)も来会四座拜見而退去也

一今日於明神 公儀御医者大八木伝安殿初而面会、一件之事等物語之処懇切之示談也、申刻計相濟帰宅矣

一上野常慈院より使来、昨日之返礼蒸菓子一重被贈也、返答状遣也、夜二入成田定羽来入也

一在満次男鍋次郎弥痘疹相頭也

一廿二日、晴、今日牧野公江御窺二参、先神田明神二参詣到于芝崎氏方、昨日首尾能相濟祝詞并謝詞等申置也、到于牧野公邸古川善左衛門面話先祝詞申述、松本内蔵助帰着仕候処老母病氣急々本快可仕躰二無御座、難見放御座候故早々出府之義仕兼迷惑仕候、出入御吟味之事御憐愍ヲ以私老人相勤候様二奉願候、何とそ御吟味被成下候様二奉願旨申入之処、善左衛門云、今月は月番旁故御吟味等之事は未被取掛候、一人^二吟味之義可相濟哉、先達^而兩人出訴之義二候へハ其段難計、何二も荒井伊左衛門へ右之趣も可申談之間、重^而可窺之旨^二退出

正廿二

一今日金座役人年寄坂倉源二郎方江年始之札并扇子三柄遣之、磯野八郎兵衛方へ向遣之也

一夕飯後往于鈴木平八方借店之事示談、明日松や方へも頼可給旨申談入夜帰春木町也

一廿三日、晴、今日相残所々年礼相勤、大沢養因方へ寄、他行故名札隣家二頼置也、梶金平方二往申置、浅野孫四郎へ之状頼置也、次小池覚之右衛門扇子三柄、内室へ絹糸一包遣申置、畑治左衛門・吉野忠左衛門各扇子三柄遣之申置也、次采女ヶ原春田丹波方二往、他出、高宮民部*面話一件之事等雑談^而退去、夫より樋口や・橘屋宗七方二往、各面話^而退去、帰路到于修理亮方、父子・平八面談、夕飯饗心也、明後廿五日深川へ修

理亮誘引之義等示談^而夜二入帰宅矣

*高宮民部：和州三輪之社司(『江戸在府之日記』元文元年九月廿一日の条)、彼社之願当十八日首尾能相濟御修理料金三百兩被下(『江戸要聞之日記』B一、二八九(一五三九)元文三年八月二十八日の条)。

一廿四日、晴、牧野公へ参荒井伊左衛門面話年始祝詞ヲ述、予云先日善左衛門江申入候通内蔵助義無事二帰国仕候、病人義中々急二本快可仕躰二無御座候故難見放御座候故、早速参府仕候義も難仕仕合迷惑仕候、御吟味之義何とそ御憐愍ヲ以拙者一人^二相勤候様二奉願候、然共一人^二は御吟味難被成識二も御座候ハ、社司之内何成共早々出府仕候様二可仕候、如何可仕哉此段奉窺候、召寄候義二御座候へハ往来之日数も御座候故何とそ急々召寄候様二仕度、小知*困究之社司共長々之在府至極之難義二御座候へハ、何とそ乍不調法下官一人^二一日も早ク御吟味被成下候様二奉願旨申入之処、伊左衛門云、先日其趣も致承知候、今月は御用番年始御祝義事耳二被取込出入之義等は不及頓着候、一人^二吟味可相濟哉其段も申聞置候条追^而可相窺、何^二も今月中は不及沙汰之旨可相心得との事也、予又云旧冬申上候宗門帳面・松茸献上之帳面等之義今月は差上候^而も不可及御沙汰候へハ態差扣申候、来月二入差上可申之間左様二御心得可被下旨申入之処、成程其通之事二候条、来月へ入勝手次第可差出との事^二退出仕也

一今日到于修理亮方小谷与一兵衛来入、終日歌学和学等之義雑談、夕飯饗心入夜帰宅矣、留主之内奈須春悦殿より書状大鮎鮒一被贈也、帰宅後返酬遣、鍋二郎打続次第能容躰也

一今日於途中春田丹波出合一件之義二付懇切之内意有之、近日面談可申旨也、明日明後之内可罷越旨令約諾相別也

*小知：稲荷明神社領は山城国紀伊郡社廻百六石、境内諸役等免除(『御箱願之扣』)

一廿五日、雨、今朝從春田丹波書札來、今日在宿之間予可令來談旨示來、後刻可參旨口答、朝飯後往于春田氏方高宮民部兩人共面談、一件之義相談、牧野公旧臘之御吟味之筋井上公とハ雲泥之相違、井上公^三は高下之差別分明ニ相聞之処、全平均平等之御裁判之様子甚不理順之趣ニ被存旨丹波了簡尤之義共、因茲所詮達、上聞其上之義は不可有遺念義、外之末様之義は最早行届間敷、何分予存分之通書立直ニ入上覽候筋可聞出、丹波手筋ニは慥ニ達、上聞筋有之旨、善惡之差別は不相知申間ニ正理被隔理有之事、何ヶ条も速ニ其正理相顯之由、丹波慥ニ被存知之義有之間兎角此筋へ有躰之書付差遣何分達上聞置之事可然との示談、至極深切之義也、牛込辺ニ金田三左衛門と申根來同心有之、此仁へ頼書付渡候へハ何筋より相達候哉兎角達上聞之由也、丹波兼^而懇意之由故先自丹波内意可申通之間、追^而書付相認可令持參旨示合也、夕飯麦飯被振舞、未ノ下刻計退去、帰春木町、杉浦修理亮來入、明日天氣次第深川辺可同道之旨申約申刻計歸去也

一今日三年前方より如例年初穂銀老封宛來也

一廿六日、晴、今朝飯後直・長二郎召連深川八幡へ參、兼^而修理亮同伴之約束誘引也、因先修理亮方へ參、然処修理亮今早朝松左近將監公^江被參、昨夜從將監公狩衣被下ニ付右為御礼出勤之由、須臾相待処帰宅、右狩衣給即席詠作等之雜談有之也、支度之内大学叔父山本十^{【右衛門】}助^一來入、初^而面話、已ノ刻過各同伴^三大橋際より乗船、到本庄齋藤伊左衛門、木場修理亮歌門弟齋藤源八出向、於木場面話其辺遊行、齋藤伊左衛門別業^三酒飯等饗^心也、夫より深川洲崎八幡等遊行、於八幡一軒茶屋被勸酒、悉源八振舞也、夫より亦乘船帰大橋入平八方休息^而入夜帰本郷春木町也、今日之同伴修理亮・予・平八・大学・長次郎・直女・平八隣家之者父子、

其外家來共都合十三人也

一今日從東湖和尚書來、今日可令來入哉之旨示來、依他出不能即答也、自是先春田丹波方へ昨日之礼狀遣也、他行之由無返事

一今日從京都荷山飛札來、十七日出也、出羽守・豊前守よりハ何之故歟書狀不越、母人・弁・伊織・花王院・宮内・大西肥州父子・毛利伊州・尾崎隼人・庭瀬衛守・河州・塩川彦五郎より書狀來也、塩川氏より扇子代白銀一封被與也、諸方へ之届狀頼來也

* 松平左近將監兼色：『江戸在府之日記』元文元年六月十七日*1を参照のこと。
一廿七日、晴、今日京都^江飛札出、母人公・弁連名、出羽守・豊前守へ連名計也、届狀共差遣、本日日切十七屋ニ申付京私

一今日杉浦修理亮へ書通昨日之礼帰国之餞別等差遣也、他出無返事
一塩川彦五郎より頼來、杉岡佐渡守殿*1・玉虫左兵衛殿*2家中親世大夫へ之書狀届也、各受取來也、芝崎宮内大輔へ書通京狀扇子等達也

一鳳閣寺より書通音物來、即答遣也

*1 杉岡佐渡守能連：勘定奉行。安房国平上総国天羽兩郡の内に采地五〇〇石。布衣。從五位下。元文三年七月二日死す。年七十。『寛政譜』一九卷(二二頁)。

*2 玉虫左兵衛茂喜：留守居番。慶米三百俵。布衣。延享四年四月十七日死す。七
十『寛政譜』八卷三五三頁。

一廿八日、晴、如例近所社へ參詣到于芝崎氏方一学面話、上京之事相尋之処日限未決旨也、須臾物語^而退去、自是先從宮内大輔昨日之返狀來、今日家來幸助雇度旨申來、因差遣也

一今日到于東湖禪僧庵、色半切式百枚持參面話、兼約之大黒天之凶画出來ニ付被為授与也、須臾雜談^而帰宅矣、留主之内京都出羽守・豊前守より飛札來、廿日本七日切也、和泉や甚兵衛方より栗名渡海一日相止ニ付日延之断申越也、一件之義ニ付為寛歸京後社中衆談之上追訴之案紙來也、

其外証明ニ可成帳面書付等ニ三通差下ス也、十七日出ニ兩人書狀不出事
右書付案紙不調故也

正廿八

一 今夕飯後往修理亮方明日出足之暇乞也、面話被勸酒肴弥明日發駕之支度
也、松屋伊織來会、予借宅之義相談及暮伊織同道而歸去、路次ニ借宅調
之事等申談也、入夜歸春木町也

一 廿九日、晴壬午、今日川勝勘右衛門殿^江書通ちりめんさ^二少遣之、延
武より之書狀相達也、即酬来自旧冬病氣之由頃日快方之旨申來也

一 小川舍人方^江書通、京都母人・不破右近より狀遣也、即答來

一 今日巳ノ刻計かや町無縁寺坂より出火加州之別家松平出雲守殿^{*}屋敷類
焼、未刻計相靜夥敷騒動、春木町辺悉家財方付也、鈴木平八為見舞來入
火靜^而後同道松屋方^江往、路次火消之群集正平之内警固之方角火消衆屯之
行粧驚目計也、暫見物^而到于松屋方、伊織同道^而借店之家主方へ平八相共
二行、源太左衛門在宿故初^而令面話旧冬得心意札相述也、須臾物語^而退去
亦伊織方^ニ而^ニ拈家之事示談^而帰、夫よりかや町成田定羽方へ火事見舞往、
家内他出口上置也、帰路火事場一見^而申下刻計帰春木町也

一 留主之内上野護国院常慈院より見舞之使來也

* 1川勝勘右衛門光隆：享保十五年二月七日大番組頭。廣米四百俵〔寛政譜〕一
八卷一六〇頁。

* 2加州之別家松平出雲守：加賀国大聖寺を藩庁とした藩。藩主前田氏。七万石。
この時の藩主は五代目前田利通〔国史大辞典〕。元文三年正月二十九日江戸
守屋敷類焼〔藩史大事典〕。

大二月朔日癸未

一 朔日、快晴、如例近所神社參詣到于芝崎氏方於部屋一学面話、上京之事

弥治定之由、雖然出足日限は未相定由也、夫より到于平八方終日一件之
追訴書付相認、平八・大学他行、午ノ刻計兩人共歸宅、夕飯被振舞也、
入夜歸宅矣

一 今日本庄房女方へ先日之札狀遣也、松山儀伯は此方へ來尋也、昨日近辺
火災之見舞也、且栗本駿河為昨日之見舞來入、畑治左衛門より年始之返
札昨日火事之見舞狀來也

一 二日、晴風烈午刻ヨリ雨降、朝飯後往于正因方面話借店之義頼置也、自
是先甚平來、芝崎一学上京之事來ル五日比發足之旨申之也、平八來入借
店之義等示談^而歸去也

一 今日京都^江書狀出、信舎・延武計へ一封遣、先月廿日之飛札到着之返事、
且延武方へ花井三郎左衛門全【龍】籠之金子為替流用之事申遣也、
風烈雨降故終日在宿一件之書付案文相綴也

一 三日、晴、朝飯後往于平八方、平八他行、一件之書付案紙相綴、松屋伊
織來入借店之義相談拈家之事兎角此方直付之通不同心之由也、夕飯被振
舞申下刻計平八歸宅、明後日甚平出足仕事申談夜ニ入歸也、子ノ刻過迄
京都書狀認也

一 四日、雨降、今朝鳳閣寺へ書通先日之花筒返却、総州郷中より献上残之
由^ニ而^ニ昨日樋口や妙三持參之大午房老本贈遣也、葉際^ニ而^ニ太サ尺廻り有之也、
希有物也

一 今日芝崎一学方^江餞別遣、明五日參宮發足之由為寛家來山路甚平供^ニ而^ニ上
京仕也、為暇乞來、因京都へ之書狀事伝遣也、母人公・弁・出羽守・豊
前守へ一紙連名、大西肥州へ一封、不破右近・尾崎隼人へ返狀、堀家主
税へ之返狀も差登也、母人公へかちくり一箱上也、豊前守方へ從藤之進
三代実録二冊返し被登也、何も一学へ頼也、夕飯後為暇乞到于芝崎氏方、
兄弟三人共面話、但一学は他行帰路之節於途中面話令暇乞也、於部屋被

勸酒也、須臾雜談而退去、夫より到于米沢町平八方一件之書付案紙相綴一宿矣

一五日、晴余寒烈、於平八方朝飯饗応也、午ノ下刻迄一件之書付案文綴、然処松屋方より借店私家之返事来、持主不同心之由申来也、因茲帰本郷、歸路借店共令一覽之処相応之借店一ヶ所も無之也、未刻計帰春木町也
一今日從川崎作左衛門*使来、干菓子式袋被贈也、口上^ニ申来、京都へ之紙包老ツ内室律女より被越也

*川崎作左衛門：千駄ヶ谷伊藤修理亮殿下屋敷川崎作左衛門宅、作左衛門妻律女は信名の妻弁子の妹^ニ江戶在府中要門之日記」B一六九(二五一九)享保二千年六月九日の条より。

一六日、晴、今日高宮民部来入面話、春田丹波より伝言有之被相達、丹州隙入二付先日頼置候金田三左衛門へ面会之事漸当三日被參之処、他行之由^ニ被申置之由、此方書付出来候は何時^ニ可罷越、同道又は手紙可被差添之条前日可令案内旨深切ニ被申越也、暫し談^ニ歸去也

一今日從京都飛札到来、先月廿七日出也、母人公・豊前守より計書状来、豊前守書中云、下神主上階之願祢宜祝三人正四位之願先月廿七日差出之由也、大義之一件未落着殊旧臘之首尾不相勝、予一人碎肝胆之時節右一件之義は心頭^ニも不掛、誰一人為扶助下向之評議も無之、自分之位階等之義ハ如此出情^ニ、予四品之義は我意ヲ以先年より差押候輩も有之*、予方へ一応之挨拶も無之如是之振舞共時宜礼節も無之義共無是非、次御社之御運不開も不可歎社中之心底絶言語計也

金田氏番日之覺

七日・十一日・十五日・十九日

*信名の官位昇進については平成二十一年度國學院大學文学部共同研究「近世における前期国学の史的研究」成果報告書掲載の谷川 愛著「羽倉信名の官位昇進を

めぐる動向」を参照されたい。

一七日、雨、今日從京都飛札到着、正月廿七日出、道中十日切大坂や茂兵衛方より達也、弁・お信殿・左仲・不破右近より之書状来、扇子・手拭等下ス也、平八来入一件之書付示談、且大学へ頼置書付出来之由、又一卷頼遣也、花井氏へ為替金之請取証文遣、夕飯後平八歸去也、申ノ刻計從鳳閣寺書状音物来也即答

一八日、晴、往于平八方一件之書付案文相綴終日書認夜二入帰宿、留主之内秋田朴翁来訪之由、直女方へ菓子一箱被贈也、根本大炊頭より使来、此間出府之由也、今日平八方へ松屋伊織より書通、売家之義先方より可相払旨申来由也

一今日從北条茂兵衛年始状来也
一九日、晴、平賀玄純老^江書通、先比頼之安鎮御璽物為持遣之処、玄純老為年頭返礼此方へ来入面話、一件之義等申談歸去也、今日も終日追訴案文相綴大方出来也

一十日、陰天、高宮民部来入春田氏より伝言有之、明後十二日天氣次第金田氏へ同道可給旨申来也、深切之内意共被申聞也、五ツ半時彼辺神明社^ニ待合之義申来也、須臾一許之物語^ニ歸去也、右之義二付今明日中書付相認清書一卷直女令相認答也、杉浦大学^江頼置一件始終之書付為吟味平八方^江往之処、未出来二付明朝迄二出来可給旨約之、痰咳指発不快故於平八方休息、夕飯被振舞也、書付之義示談^ニ及暮帰本郷也

一今日花井氏より為替金四兩式步請取也、留守之内明石勝右衛門より書通上屋敷へ帰參之由為知也

一十一日、晴、今日松平備後守殿^江例年之通富井扇子五柄包遣、宮下方右衛門方へ口状添遣也、且明石勝右衛門へ昨日之返事遣也

一今日往于平八方一件之書付等校合仕立之事頼、且明後日可差上覺悟故右

書付侍、大学并京状認終日、在満入夜帰宿

一今日京都へ書状出ス橘やへ頼、只老通母人公・出羽守・弁・豊前守連名計也、吉野や源兵へ状・おふり状差登ス、塩川彦五郎へ之状今日差出也
一明日金田三左衛門へ参、書付直女書認、奉行所へ差出置候一件始終之書付証明書等大学へ頼書認各出来也、音物等相調置也

一今日金座年寄坂倉源次郎より、年始祈禱之札遣候為返謝初穂金貳百疋献上也、磯野氏より相達也

一成田定羽方より御富頂戴之義申来也

一十二日、快晴、今日初午也、江戸中稻荷社数百ヶ所之祭祀驚目計也

一今日辰刻許出宅川田久保根来同心金田三左衛門方へ往、春田丹波同道

被組屋敷之入口神明社^ニ待合一時許春田氏来着、同道^ニ到于三左衛門方

饅頭五十入折老ツ・扇子二本包持参之、鎮守之稻荷有之、今日祭祀之構

也、在宿^ニ面話一件之義有増談、委細之口上書一卷一件始終之帳面一冊

相渡之処、甚深切之申分速^ニ可達上聞旨請合也、祝義之赤飯被振舞、稻

荷社拜礼畢^ニ一件之義耳雜談^ニ帰去也、帰路今村覚左衛門方へ寄、年礼也、

扇子三柄持参面話一件之義等雜談^ニ帰去矣

一今日在満山本左右太へ示談、一件之事熟談被頼込之処、山本氏領掌深切

之義共也、尤荷担之義ヲ非頼、被経上裁節明白^ニ御吟味不相残様^ニ越前

守公へ被申上可給之義頼込也、書付之案紙一覽事長故重^ニ要門之事計認

可遣旨也、井上公御卒去後諸事格違候て、寺社御奉行御三人毎度熟談之

上被経 上裁之由、至^ニ微細明白之由也

一夕飯後近所稻荷へ参詣、芝崎氏部屋へ寄向坂新五兵へ出向須臾雜談^ニ帰

也

一十三日、晴、今辰ノ刻許向坂新五兵衛来云、今早朝從牧野越中守様御召

状来候、取次之者不案内^ニ二付少間違之義有之候へとも、今日中伺公之御

請書之返状相遣呉候由也、右之義難心得義、為寛帰国之砌宮内大輔^{江直}

談^ニ予頼置、只今迄之通御召状等参候ハ、為請取可給旨頼置之処、被得
其意候との事^ニ有之処如何之間違^ニ候や、仮雖無其約束来節は如何様共
取計此方へ被相達可給之義、殊面談^ニ頼置候^ニ如何共難心得義也、新五
兵へ云、重^ニも兎角此方へ向御召状等被遣候様^ニ於御役所も可申置、此
後自分相心得罷在候得は間違無之様^ニ可仕旨深切^ニ申、因弥頼入之旨述
謝礼帰ス也

一牧野公より御召状如左

被達儀有之間、今日中可被相越旨越中守被申候

以上

二月十三日

表書

羽倉撰津殿

田中小右衛門

中川善左衛門

新井伊左衛門

右之通申来、返事は於芝崎氏方相認、奉得其意旨被申遣被呉候由也、因

茲已ノ刻計参上且追訴書付証明之帳面等も悉持参、尤別目錄相認相添也、

新井伊左衛門被出被申渡趣は、先達^ニ内蔵助出府之義、病人不相勝^ニ二付

其元老^人^ニ被遂吟味裁許をも被請度との願、又何分不被召呼候^ニは難叶

訳^ニ候ハ、書通往復之日数も有之間、有無可申達之旨委細申上候処、

何分吟味之義^ニ候故彼是不被召呼候^ニは難成、則御同役中へも相談之上

差紙をも被出候事^ニ候、此間申入候処旅宿之義如何いたし候や、間違候

て不相知^ニ二付段々致吟味候^ニ漸今朝神田神主方^ニ相知候之旨被申之、予

相答、先旅宿之義旧冬内蔵助ヲ以御届申上置候通、霜月迄は樹木谷^ニ罷

在候へとも、霜月已後旅宿相改神田社内美濃屋十兵衛方^ニ相極置申候、
然共親類共近所^ニ罷在候故他宿仕候義も御座候故、御召状等之義明神芝

崎宮内大輔玄関へ向被遣被下候様ニと御断申上置候、拙者義先頃已来御
窺ニも参上可仕之処、五七日已来風氣^ニ引籠罷在、御窺之義も延引仕候
不慮之間違ニ罷成候と申、扱御召状被渡候二付、いたゞき候て拜見之上
如元たゞミ扇をひろげ其上ニ置、御差紙候之通奉拜見奉請取候、早速差
越可申候、然共先達^ニ御断申上候通社家共不殘御所御奉公相兼罷在候故、
出府仕候へハ御暇ヲ申上悉浪人仕罷下り候義何共迷惑至極ニ奉存候へ共、
先達^ニ御断申上候上ニ被仰出候御義、何分不被召寄候^ニは不被為相叶義と
奉存候へハ、違背可仕様無御座候、早速差出し可申候様入候へとも御日
付九日と被成下候、旅宿間違之義は不及是非義ニ御座候へハ、右御差紙
今日御請申即刻差登候^ニも是迄之延引、拙者惣中之為惣代参府仕罷在、
何共社中之者共へ申分も無御座義迷惑仕候、其上大学義は四年已前出府
仕、御裏判頂戴帰京後地疫相煩耳不自由ニ罷成候二付、井上河内守様御
掛之節も御断申上候へハ御聞届被下、兩人^ニ兩度迄対決被仰付段々御吟
味も兩人^ニ被聞召被下候、且称宜・祝之内^ニ人□□□□之旨ニ御座候へ
共、松本内蔵助義は別称宜・祝之内^ニ、最初参府之義も正官は拙者惣代、
称宜・祝之物代ニ内蔵助参府仕候義ニ御座候、社家中不殘御奉公相勤、
下拙・内蔵助は不相勤ニ付先参府仕候義ニ御座候、何とそ老人成共小人
数^ニ御聞届被成下候様ニ奉願旨申之処、然は□一通も先可申聞□□□人
も有之ニ付差紙二日限も不限候、支度用意之間も有之義ニ御座候故、御
暇出次第出府有之様ニ可申遣、何分ニも不被召呼候^ニは不相成故、御同
役之御方へも御列座之上^ニ相定り候義ニ候へハ、名当之通ハ兎角不被出
候^ニは成間敷旨被申也、扱予云、明日は何時参可仕候哉、御差紙頂戴之
上は即刻差出し可申御大切之御印形物ニ候へハ熊飛脚ヲ仕立可申義ニ御
座候へ共、ことの外困究之在府之義ニ御座候へハ町飛脚便^ニ差上し申度
候間、此段も左様ニ御心得可被下旨申之処、成程念入之断、町飛脚^ニ少

も不苦候間、勝手次第ニ可差登旨被申也

一御差紙之一義相濟、扱旧冬被 仰出候証明帳面等之義差上申度、則右二
付其証抛之御断書老通并目錄ヲ以差上申旨申之、帳面等引合次第〳〵其
義ヲ解相渡し畢予云、此義は証明ニ成候義^ニハ無御座候へ共旧臘御前^ニ
申上候義故、其元迄掛御目申候、先年愛染寺灌頂之節御伝 奏白川家
より下知状被差出候下知状之写、且社中へ被出候書状之本紙掛御目候旨
申、写本紙并乘龍請取之本紙向井左忠より五人へ之書状之本紙等為見候
処、此義も本紙計可被差置、越州公へ可被入御覧との旨^ニ、惣帳面書付
等一所ニ被請取之、且又社付之事年号印形も無之物ニ御座候へとも、此
義は元禄之後享保十六年迄京都百日御在留之御目付方へ毎年差出し置候
条、其御方々へ御尋被下御引合可被下旨申置也、明日勝手次第可罷出旨
被申退出仕也

一今日京都へ急状出、本七日切十七屋へ申付、飛脚料青銅二百五十疋京私、
今夕より七日目ニ相届筈也、正官中・称宜祝中・豆州・大学へ之宛名^ニ、
御差紙之表名之人數之旨先内意申遣也

一今日初午之祝義相催故鈴木平八・大学被参、夕飯振舞、酒肴等藤之進家
上下へ予振舞也、今日途中^ニ春田氏へ出合今日之様子申談、昨日之謝礼
ニ可参覚悟之処、右急事ニ付延引之段断相述也

一今夕芝崎宮内大輔より今日之首尾之義為見舞書状来也、入夜故不能返事
也

一十四日、雨、今辰刻牧野公江参巳半刻計新井氏被出差紙被渡拜見、如左
相尋義有之候間早々可致出府者也

午二月十四日越中守判

京稻荷

三神主之内卷人

同

祢宜祝之内耆人

同社司

松本内蔵助

安田大学

上包ニ差紙と有之、新井氏云、昨日予申入之通越牧公へも被申入候へ共、
大学事耳不自由ニ候も訴状ニ載候へは兎角不被召呼候は難成、多人數
出府之義可為難義候へ共、後代迄之裁判之事ニ候へハ三神主之内祢宜祝
之内ニも重異乱之義可有之も不知、左候へハ時之奉行之無念ニ成候事
故、何分御大法如此無之候は不罷成義、相手方よりハ惣出入之習何
之出入も大勢をも呼寄候様ニ願事ニ候へ共、其段は下之痛義得度相考
不呼寄候は不叶人數計被召寄候事ニ候旨委被申聞也

一 予申、先達申上候通右御召之輩不殘皆 禁裏御奉公人ニ候へハ御暇
之義末々之仕官と違五日七日ニは御免之程難計候、然は段々経數日候義
迷惑仕候、何とぞ拙者老人も御吟味被成筋之義、御尋等義は右之者
共参府不仕候内御吟味をも被成下候様ニ奉願候、右之輩相揃御吟味不被
遊候は不叶義は不及是非候、拙者一人事濟候義は何とぞ御吟味奉願
候旨申入処、成程其段此間中其沙汰有之候吟味之儀ハ其内此方手透次第
被相尋義可有之候間、其節は案内可有之との事也、差紙文匣ニ入退出矣
一新井氏待居候内田中小右衛門面話被尋、又たともの方ニ白山明神を崇敬
仕義は由来有之事歟否被問也、答云曾目録無之義何之書ニも見聞不及
義と申答、難下抄之事借用有度旨也、重可遣旨相答、宅替之事被申故
神田明神社内美濃や重兵へ方ニ相極、旧冬御断申置候旨申之、重御
召状等は芝崎宮内大輔方へ向被遣被下候様ニと申談也、尤新井伊左衛門
へも已来御召状被遣候ハ、芝崎氏方へ向被遣可被下旨断置之処、承諾之

由且藤之進宅之義も申置二付、被留置也

一 今日頼在満深谷一郎右衛門・山本左右太へ今度社中御召之事聞合之処、
兩人共極有之事、吉備津宮等之出入とハ甚相違事六ヶ敷義、其上彼社
は先裁判ヲ被用候事故一人事濟候、荷山之義は小出之下知状何も此
度品付候事ニ候へハ別段職名之輩は可被召寄義、相手之願も有之間敷
差極り候義何分事動出御裁許近寄之義と相聞旨兩人共之口振同事也、内
蔵助・大学事は其人ヲ被差候事ニ候へハ病氣等候ハ、断相立可申候
外々は仲間不殘病氣とハ不被申立事、御奉公之御暇不出杯申立候事は甚
不罷成義、若左様之事ニ成候ハ、伝奏へ被申達權付ニ被召呼候格之由
也

一 今日帰路寄芝崎氏方宮内大輔面話、昨日より之次第申談已来弥召状等之
事此元へ可申来之間、即日参上之義ニ無之候ハ、御請返答いたし可給、
若又即日御召之書面ニ候ハ、案内被添藤之進方へ被差越可給之旨頼置之
処承諾之旨也

一 十五日、陰天、如例近所神社参詣、於神田明神は到于芝崎氏方平馬對話、
此中之義申談、寺社奉行所より召状等来候ハ、返状之義直ニ相認被遣給
候様ニ頼置、若又当日御召之節は下部被添春木町へ被差越可給之旨頼置
之処承諾之旨也、帰路到于鳳閣寺師弟共面話、一件之義此間之義共申談、
如何之首尾ニ可有之哉之義相尋之処、及裁許二付被召寄義相極候事と各
被申也、尤愛染寺方より願候も可有之候へとも大法如此可有之義との
申分也、酒餅等被振舞須臾一件之義耳示談帰春木町也

一 根本大炊頭来入面話、本式安鎮之義式通被頼也、四月上旬迄ニ到着之積
ニ被頼之也

一 兼田三左衛門方江先日之礼状遣、他行無返事、秋田朴翁方へ書通、此間
之義申達円珠院へ頼度義内意申遣也、且如例年御札扇子等遣之也

一十六日、晴、今日明石勝右衛門方へ上屋敷詰之悦状并酒壺樽贈遣、即答来也

一今日從京都当七日之飛札到来、母人公・弁・豊前守・花王院・毛利伊州より、伊州より小室多仲と申仁之届状来、神田図書引合之事申来也、右届則今日橋町四丁目大屋平兵衛方へ相届、兩國橋横山町之近所也

一夕飯後往于松や伊織方借店之義相尋之処、諸具少々相添文武両一分二可相旨先方より申越由也、夫より往于平八方、大学・平八共二面話、左近將監公当五日代参有之、奥稻荷と申義申来候義相尋手筋之事示談、愛染寺方より申触し候敷甚難心得妄説、是全惑諸人妄説也、一件之義等雜談入夜帰春木町也

一今日在満秋田朴翁方へ訪訊之序、予頼遣上野円珠院之義、委示談之由朴翁領掌之由也

一十七日、晴、今日到于【阿】(阿)部益庵方、白砂糖一曲持参面話一件之義示談、牧野公愛染寺内々取入候哉不審之意味申談、何とそ内々聞合給義且稲垣氏も此段被相達、越牧公へも御直二社中滅却仕難義之訳共被達御聞給候様二被相通可給旨頼置也、右一件之義耳示談、帰去

一往進藤源之允方面話、当廿一日大坂へ発足之由故為暇乞餞別・奥秘之神封・持扇三柄遣之、京都へも可被立寄之由故荷山へ之伝言頼置也、夫より到于小林儀右衛門方、他行、子息へ持遊物干菓子等少遣之也、口上申置、夫より波多人郎兵衛方へ相尋、他行故申置也、帰路春田丹波方寄客来之体故申置之処、高宮民部被出面話、先日之一礼申置及暮帰宿矣

一十八日、晴、今朝長尾分哲老息全庵書通、満願寺酒壺樽贈之、今夕参度旨申遣、昼之内は他行暮時分帰宅之由、必可罷越旨返酬来也

一大学方へ書通書付認之義頼遣也、岡部三四来入、根本氏より昨日之返事来、且杉浦与三兵衛内意之義伝言申来、其後土方七郎右衛門杉浦氏へ実

事内意被相尋之処、与三兵衛云、実事之内意は申出兼被居由、如何は兎角井上公之時之首尾とハ甚相違、役人中之沙汰は、唯一之社二坊主ヲ差置勸化等之義ヲ為勤、社之造栄ヲ為願、社家は平生楽ヲいたし今更坊主ヲ可取退との義不埒之事、其上先奉行之書付を請、其後又和順書遣いたし置候義難心得事、愛染寺も社中へ証文出し置、自分二寺号を称義不埒之事、双方共勝劣難分五分〳〵之義故、所詮引しらひ被置、何方二も不調法出来候を被相待、其越度ヲ以一方へ品ヲ付裁判可有之旨之由役人被申との事也、且井上公御聞濟之義は十分社中利順之様子二被申聞候へ共、引渡之帳面曾、左様は無之、井上公も勝劣不相分之趣、被引渡候由也

一今日橋や宗七方より手代宇兵衛来云、当月二日積出之大廻し船今日着津仕候之由、荷物目拾四貫目有之ニ付人夫兩人計可差遣旨申来也

一今酉刻計長尾分哲老方参面話一件之義申談之処、兎角松左近將監公御相談諸事御差図之由、荷山之一件も相手方より將監公へ取入候哉難計、兎角越牧公之御口振五分々之様子、先達相聞之旨也、役人方申分は愛染寺事去宮様よりも頼来之由也、此度被召寄之事甚社中難義之至極之訳、何とそ又被申入被下候様二頼入也、種々酒肴等被勸馳走懇切之義共也、戊刻計帰宅矣

一今日在満小林儀右衛門方へ訪訊二付書通、昨日相尋候旨趣之義此節一件向之事申達之処委細承諾、稲垣氏・波多氏へも演説可給旨返酬来也

一十九日、晴、今日神田新道之家主婦国二付彼家買取、諸道具少々疊拾疊共文金式両壹分、鈴木平八買主相求也、松屋伊織深切之世話之由、平八来入合承知也、今日繕普請等松や方大工雇木板等調被致世話由二付、家来兩人差遣也、夕飯後予も往令見分之処、松や父子・平八・松や家来兩人迄打集掃除繕等相濟也、便所口勝手予不心故明日一日大工雇

引直筥也、伊織皆済之世話頼置帰也、右家代金等松屋方^三而^二当分相扣被呉也

今朝長尾分哲老へ昨夕之礼状遣之

一今日橋や宗七方^江船荷物取二遣、目録之通無相違到着也、藤之進方へも諸道具書物等来也

一今日京都へ書状出ス、橋やへ頼、母人・弁・出羽守・豊前守へ各一通宛、出羽守方へ追訴書付下向之輩道中熟覽之義可有之旨別通遣、豊前守方へ安鎮御璽物之事、本略式共以上三通来月中二可差下旨申遣也、毛利伊賀へ返状遣、大屋平兵衛届状之請取も遣也

一廿日、雨、朝飯後新道之家繕見分二往、松や伊織・鈴木平八先達^而被参居便所引直之差図等致被呉、松や方家来手伝大工老人雇也、予終日罷在二付主従二人共松や屋方二昼飯夕飯共被振舞、無謂世話深切之義也、入夜帰本郷也

一廿一日、陰天、新道之家^江兩人之家来遣、戸障子等為洗、一階之目*強為仕也、夕飯後予も往、松屋伊織も被参居也、及暮帰宿矣

*目(もく)：建築や器具の用材。『日本国語大辞典』

一廿二日、雨、新道^江家来共遣、夕飯後予往、大工之仕事先今日迄^三而^二仕舞入夜帰宅

一今日平八・大学来会面話、大学へ頼置書付未出来故明日明後日之内出来候義頼置也

一今日從荷山十五日出之飛札到来、初午兩日快晴之悦申越、当一日之状十一日二相達旨申来也、母人・弁・豊前守夫婦より計書状来、井出半兵衛殿・奈佐清大夫殿より書状来也

一廿三日、晴、今日長沢殿用人^江書通、豊前守より之状相達也、大岡助七郎殿より年始状来正月廿一日之日付也、新道^江往繕等未出来入夜帰宿矣

一廿四日、陰天、往于新道之家諸道具松や伊織へ頼相調也、大学来入障子張付等手伝也、下ノ間繕大方出来予不快及暮帰宅、悪風発熱頭痛甚因散薬等服用也

一今日杉浦修理亮より書状来、十四日出也、当八日帰着之由也

一廿五日、雨降、予不快未治因飲煎湯、朝飯後より漸熱解也、終日不為他行、從大藏卿*書通、文字考源之義頼来、明朝在滿より芦田氏へ之書状可遣之旨返答了

一今日新道之家繕戸障子仕組等申付大工一人雇、幸助・吉平共差遣、大学被見舞由也、兩人之家来今夜令宿也

*大藏卿：鳳閣寺門弟、鳳閣寺息女の夫。『江府要門之日記』B 11-183(25) 七 元文二年五月十七日・廿四日の条

一廿六日、晴、予不快相治今朝鳳閣寺へ書通、先日從最采女被贈与内侍所御供物之菓子少贈之也、大藏卿^江昨日約諾之在滿手紙為持遣也、兩人共即答来也

一今日新道家^江往、昨日申付繕等之事見分、甚不応愚慮不了簡之仕組也、於彼処夕飯食、其後往松屋方疊之縁替之事聞合之義頼置也、夫より平八不快之由故為見舞罷越、平八・大学共面話、平八不快、一般之時花風也、被勸酒肴、岡部三四来尋面話、近日万葉会可相始旨申談入夜帰宿、今夜丑刻計本郷六町目辺火災、余程之大火也、寅刻過相鎮也

一今日留主之内大八木伝庵殿来尋之由也

一今日在滿方へ大西相模守より書通、一条家諸大夫入江某水戸殿^江為年礼使参府之便宜二付、在滿計^江道員殿頼之下シ物被差越也、然安田大学事当正月十五日死去之由示来旨也、一件之訴状名印相加之者早速寺社奉行所へ死亡之義可相断之処、荷山之輩不考之義、為寛当地之様子乍存知予方^江不告来事不覚悟之義共不及是非也

一廿七日、晴、今朝大八木伝庵老へ使札遣、昨日来尋之挨拶申遣也、今日当番故無返事、明後日非番日之由也、大学来会、在満二代実録校合也、及暮歸去也

一大藏卿へ昨日之返状遣、文匣返す也

一今日直女・楓林女・長二郎同伴上野辺花見物ニ出ル、過半落花故見物不群集、帰路不忍池之弁天茶店ニ休息^ニ及暮歸春木町也

一廿八日、晴、例之通近所神社參詣到于芝崎氏方於部屋平馬面話、一学より京着之便通有之哉否之義問之、答云、十四日自勢州之書状十七日自荷山之書状先日相達之由、無難ニ京着之旨申来由也、一件之義等示談^ニ直ニ往新道之家、夕飯於彼方食之、鈴木平八来入、在満方令義解会日之出掛也

一今日大八木伝庵殿へ昨日来入之挨拶状遣也、然処又本郷^江来入之由急々面談有之度旨^ニ手紙認被置ニ付、自直女方新道之家為持越也、今夕夜ニ入共可令来入旨細々示来也、因歸本郷也

一酉ノ刻許到于大八木伝庵殿方一時許相待之処面会、一件之義有増始終之訳令物語也、然処被申談云、今度長浜町稻荷社神位之事年来被心掛候処、吉田家より近年は猥ニ不被授ニ付寺社奉行所へ添【□】(簡)之義雖願之無例事故不被出、望絶之処根本大炊頭取次^ニ本山より許容之筋有之由、自分之弟子其社之神主森村撰津守隣町^ニ泷底被聞之由、右根本氏事予方之門人之由ニ被聞及候、芝崎宮内^江も被相尋之処、宮内大輔も能存知之仁、羽倉家門弟との事ニ候、弥其通ニ候哉、就夫幸予在府之事ニ候条、加納遠州殿之用人金子文次郎本庄辺ニ信仰之稻荷社有之、此神位之事年来雖為懇望寺社奉行所之添簡無之^ニは不能成との事故、是以相滯有之候条、何とそ神位之相授^{*}遣候ハ、一件之次無此上手筋ニ存之間此義相談申度故可令来入旨被示聞との事也、予答、懇志之段不知所謝候、抑神位

之事吉田家より被授との事一向絶言語私事不及論義、一天下之官位勿論神位等之事從朝廷不被下義決^レ無之、外家より授与許容と申義は一向無之事ニ候、況以稻荷之神位社司より奉授と申義無沙汰も□事ニ候、其義は自古来本山之神靈安鎮を希義有之、御神靈之御靈物修封之伝来有之、諸国所々より願之相授来候、元来本山正二位之神故其御神靈ヲ奉安鎮ヲ以則正一位之御神德勸請と申義ニて、官位ヲ昇進之様ニ相心得諸方より願来事ニ候、右安鎮之義は本山ニ限之伝来、他家之知義^ニ無之候、今度根本氏本山へ頼被遣候義も右之通ニ候、日本國中稻荷と申社は荷山之末社、荷山より発興之社号神靈ニ候故、其本山より神靈奉安鎮義其由来慥成ヲ以神位も御昇進同事之義故、諸人願之候事本山より神位ヲ授候事^レ曾^レ無之旨申聞之処、尤至極之義曾^レ左様之訳不相弃故是迄吉田家之許容之事被経、奏聞候事と被存候之由也、扱右金子氏方之事下官も懇意ニ候へとも、惣^レ下官義大切之願ニ付出府在留之中、左様之外事ニ名ヲ頭流布之事一向相慎罷在候、右大炊頭頼之安鎮之義も先達^ニ令承知候へ共下官は領掌不仕、親類共方へ被申達候様成義ニ候へハ先は遠慮仕旨断ヲ述、不令領掌之旨申答候処、尤至極之義とて甚感心之趣也、夜食酒肴等被振舞也、亥ノ刻計歸宿矣、扇子五本持参之也

一今日申ノ刻計從荷山出羽守飛札到来候、十四日之御差紙之飛札廿二日朝到着之由^ニ参府人之事備後守・下総守・伊豆守・宮内、四人出府之覚悟、廿七日比發足道中十日ニ指急可有看府三月六日江戸入之積、旅金も凡三十金は相調候、其旨申来、扱々安堵之義也、下総守御所御暇之義殊外首尾能、出入之内御暇可被下之旨久我大納言殿・庭田大納言殿伝、奏代之節故御内意も有之由、甚安悦之旨申来也、今日良辰旁令安堵悦也

*正一位の神階の授与：関東とその周辺の地域では、吉田家神祇官領長上家や白川家神祇伯王殿家、伏見稻荷大社、妻恋稻荷、王子稻荷の五ヶ所から稻荷の勸

請証書が發給されている。吉田家と白川家は諸神に正一位を授与するが、伏見稲荷と妻恋稲荷は稲荷の勸請時に限り正一位を授けた。原則として神階は勸請に基づくものに限られ、白川家や伏見稲荷からの勸請も、本来の神階を倣つて授与され、神階に似た性格と機能を持つ私的な神階であった。(榎本直樹『正一位稲荷大明神』一九九七年、岩田書院)

一廿九日、晴陰不決申刻より雨降、今日牧野越公へ昨日京都飛札到着御差紙之通奉畏候旨申越候為御届伺公、新井伊左衛門面談、口上一通相述、從京都之返簡為念差出之処、念入候との事^三一覽有之、予云、大学義正月十五日、日比之長病不得快氣相果申候、侘も至^三幼稚二候へハ御召之事故親類共之内名代出府可仕哉、ケ様之義是迄覚悟不仕社司共故諸事無案内二候、如何様共可蒙御差函旨申入之処、新井答之、訴状二被加名印候仁故被呼候事二候へ共、死去之事二候へハ最早夫迄二は及間敷候、乍然念入候段ハ一応可申聞、其上若相替品も有之候ハ、追々自是可申入との事也、予云、先日差上候書付等御一覽被下候哉、其義二付若御不審等之義も御座候ハ、被仰聞可被下、且出府之者共到着前下拙者人^三可相濟筋之御吟味も有之候ハ、何とそ御吟味被下候様二奉願候旨申入之処、成程少成共早ク事落着之義は此方二も願事二候故、吟味等も無由断何^三も不捨置事二候へ□、段々差掛之急用共追々出来之事故不及其沙汰候、殊四月は 有章院様御法事*掛り被 仰付候故、夫より前可濟義は相仕舞候様二と心掛候へ共、追々用向差支候故取込之事二候、尚又其段も可申聞之旨返答也、京都返状は一覽之上被戻故請取退出仕也、今日大八木氏へ昨夜之礼状□也

一京都よりハ出羽守一人之飛札内用之義相混申來、中々表向難差出紙面故予差心得、神主方・祢宜祝方・内藏助連名^三無別^三返書相認持參仕也、荷山之輩是等之事無覚悟段表向之首尾相互之事不考之事耳令痛心氣計也、

今日持參之返書等一社之外聞万事僂末二不仕段役人共存入も甚宜義不相考、不覚悟之社中之心底無是非也、右返状筆者奈須春悦能書故頼之也

一今日帰路新宅^江寄纏等申付、松や伊織対談、出府之者共急々到着之義且諸買物之事并家代等之金子之義、出府之輩到着迄扣給候様二申談也、明日亦大工一人雇義申付及暮帰本郷春木町也

*有章院法事…元文三年四月廿五日、有章院(家繼)廿三回忌御法会増上寺にて行はる(『徳川実紀』)。

一晦日、晴、朝飯後往于新宅、壁腰張取繕等之義大□相調也、松屋伊織被參手伝也、大学來入明日手伝可給旨申約也

一今日從荷山十九日出・廿一日出兩通之状同日二相達也、自此方十三日出之状十九日相達之由申來ル、母人公・弁・出羽守・豊前守より計也、下向人備後守・伊豆守・宮内三人之由申來也、十九日之状二文金卷兩二分下ス也

一今度当月十七日下神主親友上階、正祢宜正四位、権祢宜祝四位從、上中社祝為雄五位加級等同時二相濟之由延武より申越也、親友上階古今之初例一社之大慶也、雖然予一人大願之一件二近年投身命、四品之願も不過本懐、如此他人は稀有初例副相叶之処如此予一人患難勞瘁何等神罰故歟、所詮神忠誠勤も却^三而不心神慮、予之不運遺恨之第一也、一向大義も打捨落髮可令逃世歟、荷家之沈淪日相増不堪悲歎令秋鬱許也

三月大朔日癸丑

一朔日、晴陰不決、今朝在滿云、昨晦日於途中高宮民部面會、伝言云、此間春田丹波兼田二左衛門對話之処、先達^三之書付去方^江相達之処首尾能趣^三定^三能筋^三可有之間可令安心旨被談之由、且兼田氏云、大岡越前守公へも別懇二候間可頼遣旨深切之伝言之由春田氏民部^江演說二付、右之段為

知可給覺悟^二而出宅之処、在滿被出合^二付右之段被申聞之旨也、先々安堵之至少散鬱胸也

一 今朝鳳閣寺^江昨日之返礼状大藏卿へ文字考源之義^二付書通、即酬来也、

今日本庄松山義伯お房より書通、草餅十三枚来也、直方より書状遣、雖菓子之小折わかさき拾把遣也

一 夕飯後例之通近所諸社参詣到于芝崎氏方、平馬對話自京都便有之、一学事為寛方^江滞留之旨申来段申達也、夫より往于新宅松屋伊織方へ寄面話、疊之事四日^二可取寄旨令約諾、腰張掃除等悉出来也、申刻許雨降因帰春木町也

一 予帰宅之跡大学来由、今日手伝可参之処平八散々風氣平臥之由故無其義旨断申置由也

一 二日、雨終日大雨、因不令他行也、及晚景平八方^江為見舞幸助遣書通、返事明朝可令持参旨申渡直^二新宅へ遣令宿也

一 三日、晴、今日明石勝右衛門方^江書通、例之通息女^江人形一宮・榮螺十五貝贈遣、即答来也

一 今朝向坂新五兵衛方より書状、榮螺十五被贈越也、午ノ刻計芝崎宮内大輔より書状、菱餅二枚被贈、直方へ妹より提重御酒等被贈也、晚景近所諸社^江参詣到于芝崎氏方当日之祝詞申述、預祝物謝礼申述帰也

一 四日、晴、今日春田丹波・高宮民部方へ書通音物等遣、兼田三左衛門方取持之謝礼申遣也、他行無返事、大八木伝庵老より先日之返事来、一件之義深切^二申来也

一 宮内大輔より手紙来、舎弟一学より書状到来之由^二、荷山之輩先月晦日發足之旨申来由被申聞也

一 今日荷山へ書状出ス、橘やへ頼大西近江守・同肥前守へ位階相濟悦状遣也、母人公・弁へ一通、出羽守・豊前守へ連名、出羽守へ別書遣、先月

十五日已来之状無相違相達旨申遣也

一 五日、晴申刻より雨降、新宅へ見舞^二階之疊敷也、松屋伊織被見舞、一兩日中先子引移之披露可致、近所^江家移之祝義等可遣旨相談也、及暮帰春木町、大学来会、在滿三代実録之校合有之酉刻計帰去也

一 六日、陰天、未刻許氷降大雷鳴三四度稀有之時令俄余寒烈発也

一 今日從荷山出羽守先月廿八日出之飛札到来、参府之輩晦日出足之由、到着九日十日比之旨申来也、弥四人下向家来兩人、以上六人下向之旨也、幸手や茂兵へ来尋、堀家氏へ之書状之事頼、酒一献振舞一件之事共雜談^而帰去矣

一 今日終日山本左右太方へ遣一件之要目書付相認、因不為他行也

一 七日、晴、朝飯往新宅、明後九日京都之輩到着之支度之用意等申付、二階之欄干掃除等申付也、奈須春悦養子原求馬新宅^江来尋初^而面謁、居宅之義^二付有子細^而来尋也、一件之義等雜談^而帰去也、入夜帰春木町、奈須春悦来入、上野御門主御不例^{*}甚御大切之由流布之通実説^二、此間薨去之由也、因両伝 奏今日御發駕、近年無例御早出也、是上野之御大變故之沙汰也

* 上野御門主御不例：元文三年三月九日、日光門主公寛法親王隱退給公遵法親王為日光門主給。同十六日、前日光門主公寛法親王薨。(徳川実紀)

一 八日、陰天、今日新宅移徙之分^二、長屋中へ相届、地主大坂屋(原文空白)初^而面話也、大屋清五郎案内也、且家移之祝義松や父子・家来源兵衛・大屋清五郎親子三人小豆粥肴令招請也、明日之支度等申付終日新宅在留及暮帰春木町也、長二郎同道仕也、店中・地主へ小豆粥配也

一 九日、陰天、今早朝美介品川迄令出向、朝飯後往于新宅、松屋伊織父子・大学被見舞也、大学^江書付之義頼也、申下刻計本郷在滿より使札来、出府之輩自道中之飛札到着^二、右書状被差越也、江戸着之事明十日^二可仕旨

申來、當五日大井川無為二越候旨^三而即日之書狀也、入夜幸介帰、明日早天又品川迄可罷出旨申渡帰春木町也

一今日芝崎宮内大輔より兩度書通、初度は出府人到着哉否尋來、後度は為寬道中よりの書狀被届也、予新宅二有之不及即酬也

一十日、陰天夜二入雷雨、今早朝品川迄幸助差出、予朝飯後往于新宅、各到着之支度等申付也、大屋清五郎へ乗物置所之事等頼也

一芝崎宮内大輔より使來、出府之輩到着候哉否本郷^江尋二遣之処、予他行之由故新宅へ使被越也、仍昨日兩度之返事差遣畢

一今未刻許荷山之輩到着、中神主親冬・中社祢宜親方・上社祢宜為寛・祓川宮内親直・青侍老人・僕老人、乗掛二疋・乗物老挺^三而新道之新宅へ到着、三人之輩へは四年來之面会、古郷之義亡子信章事心中二相泣、双方共及落涙也、荷山之委事演説、此度出府之相談金子之調達等甚手番能次第、四人上下共駄路無事二到着大慶、予大安氣令歡躍也、明日奉行所へも相達之義令示談也

一今日迄之雜用予老人之賄也、別居暮方等之事申談也、荷山より之書狀届物等數十ヶ条有之也、宮内少々不快故不模金立かけ服用之事令示教、予家來兩人先当分新宅残置也、夜二入帰春木町

一大学見舞暮時分歸去也

一今夕京都^江飛札出ス、各無事二到着之義只一筆出羽守・豊前守へ申達也、

下向之輩四人より之状も登ス、十七屋へ申付本七日切京払

一十一日、晴、今日牧野公・大岡公・松紀公^江四人之輩同道^二而昨日參着之御届ニ參、牧野公へ八四人之職名書一列ニ一紙、予別ニ手札計、外ニ予共五人連名之手札、奥ニ神田鍛冶町式丁目松屋伊方^江ニ旅宿仕旨書付持參、例之通於玄關取次へ予手札計相渡し乞新井伊左衛門面話之処、何も銘々之名可申入旨被申、則四人連名之手札相渡之処旅宿之義被尋、則書付差

出広間へ通居之処、早速伊左衛門被出向一通口上申述、四人連名職付之手札相渡し銘々引合也、宮内事安田大学親類共故代りニ參府仕旨相斷、備後守・豆州も一通自分之挨拶有之也、予云、御召之義故御所御暇之義も早速被下置、御暇被下候後其儘出足仕候、兼^而存候より御暇之義早速相濟大慶仕候、乍此上大勢在府仕義何共迷惑仕候、御憐愍ヲ以何とそ一日も早く御吟味等之義奉願候、且備後守義元來中症^三而言舌不自由ニ御座候へハ、諸事不都合不調法勝二可有御座、此段兼^而宜御取成頼存旨申入、旅宿之義得度申談退出仕也

一大岡公へ參上、先予手札指出山本左右太乞面話、早速被出向ニ付此度仲間之者共牧野公より御召ニ付昨日到着仕候、因為御届參上仕候、御序之節宜御披露可被下旨申入、四人連名之手札ニ旅宿書付差出之処、遠方大義之出府長々之出入可為難義旨^三而、帳面ニ記置可被申達旨念比ニ挨拶有之、如何之様子ニ歎玄關迄送被出也、夫より松紀伊守公へ參、大岡公之通也、役人大橋九郎右衛門被出申達、旅宿書付等相渡退出仕也、夫より亦新道へ帰、明日之工面諸方達方之事等示談、夕飯於新道相認也、京都より之届状音物等請取也、数通状共到来也、親冬・親方は上野御門主^江伺公、此度荷札も藤野井遠江働ヲ以、准后宮之御家來荷札^三而下向也、兼^而御出入之義旁故參着之義御届窺御機嫌旁今日參上、両宮^江昆布五十本宛献上之処、大御門主ニは御不例至極御大切故御隱居御願昨日被為相濟ニ付、献上物等一切新門主計^江御請之由^三而、大門主^江之献上物ハ不被上由也、親直事少々不快故平八方へ遣服薬為致也、則平八・大学為見舞來入故為致同道也、扱予ハ本郷へ帰向後旅宿仕賄之事為寛へ引渡ス也、旅用金文八両予方へ可被相渡旨荷山より封之儘持參之処、先為寛方ニ可被差置斷申不請取、予ハ在満方ニ寄宿之覚悟申談、尤一兩日は兩人之家來先新道ニ差置也、明日は親方同道ニて長沢殿へ可參旨令約諾帰本郷也

一 從鳳閣寺書狀來出府之輩到着否相尋來、令口答也

一 今日山本左右太へ兼頼置相渡書付等大學書認頼之処不殘出來也、一件之要目書并二 勅裁編旨之写・御代々御朱印之写・小出氏下知狀之写

請証文共、愛染寺証文之写初中終三通、右写共ハ美濃紙帳二閉、要目書ハ奉書半切二認也、明日在滿持參給答也

一 荷山よりの書狀音信物、母人公・弁・豊前守夫婦・お富・伏見左仲・肥前守内室・毛利三河守・安田長門守・同周防・接拙・毛利伊州より各音物之義は別帳二記也、大西近江守父子より伝言も不申來事一社之上首此節肝要之場、礼節も可有之義言語道断之義也

一 十二日、陰天、巳ノ刻過親方來入、予未令支度暫為待勸酒之処新道より來、只今牧野公より召狀到來之旨為寬より被申越、因不取敢親方同道往新道之処、親冬・親方・親直三人計被相尋義有之間、今八時可被相越旨越中守被申付候との例之通之文法而來也、親冬他行故無是非、親方・親直兩人ニ為寬相添伺公、備後守義持病牽差發故參上不仕旨相断之処、然は追病氣快復之節可相窺、尤從彼方御左右も可有之旨空掃宅也、今日愛染寺も窺ニ罷出候由出合居候旨也、申下刻計備後守掃宅、今日之始末申聞明朝親方ヲ以病氣快旨相届答也、且御尋之義返答之事等令示談也

一 今日山本左右太へ頼在滿一件之要目書且 勅裁御朱印之写等不殘差遣之処、在滿対談得度被頼込也、山本氏隨分深切之挨拶大岡公へ委細被申入可給旨也、是第一之大安堵也

一 今日京都へ書狀出ス、橘屋へ頼、今日御召之義等申達、如此速ニ御吟味ニ及段為安堵一筆出羽守・豊前守方へ申遣、親方・為寬・親直書狀も差登ス也、明日之義共示談、今夜ニ入帰本郷也

一 十三日、陰天、今巳刻計親直來入云、今朝親方牧野公同伺公、親冬所勞

快氣之段新井氏被申達之処、明十四日八時親冬・親方・親直三人計可罷出、予・内藏助は先達尋之義一通相濟二付不致參上之旨被申渡之由也

一 午ノ刻過親方來入、今朝之様子直談也、兩人共此方夕飯饗応、其後親方同道長沢志岐守殿へ參、則御逢一件之義共御面話也、牧野公へも御懇意之由故先達も御頼被下由、此度御召之事も先達越牧公御噂御聞之由御深切之御物語也、一件之義耳御頼申退出

一 長田山城守殿へ兩人共御見舞申口上一通申述、親方は持參物式品有之、用人瀬戸繁右衛門被出面話、山城守殿より御深切之御返答也、一件之義耳申談歸去仕也

一 申刻計親冬來入、在滿家内・直女初面会也、勸酒、黄昏之比親冬・親方・直親同道歸于新道之旅宿也

一 今月四日出之狀到着無難之旨申來也、信舎・延武兩人、母人・弁より之狀計也、尤四人之輩へも宿所より銘々書狀來也、先月廿九日夜出羽守方騷動之様子申來、翌日奉行所相届之処不得見分相濟也、盜賊之所為二不可有之非人之悪行之趣之由二候、聞所之流布は全坊主方日勸進之者之所為と相疑之沙汰專之由也、裏之隠居屋へも仕掛候由、翌日相願之由、因茲嚴敷夜番等申付、昼夜不寢之番差置御社加番も申付之旨申來也

一 十四日、雨、今朝飯後往于新道各今日牧野公同伺公、御尋之返答之示談、午刻過親冬・親方・直親三人同道牧野公參上之処、越牧公御直尋可有之処二三日御病氣二付御登、城も無之ニ付役人新井伊左衛門并執筆人と兩人與座敷尋共有之也、旧冬予・為寬兩人へ御尋之通之義、外二西光寺・淨安寺兩寺之訳、弘法大師へ三月廿一日毛利家・大西家より供物有之義共被尋之処、一々返答無滞被相答由也、肝要之義は元禄之請証文又子ノ年和順之義、何分社司之越度難逃趣也、是迄勤來候古式之義は押相破候義、証明ニは難成との伊左衛門申分之由、如何共難心得首尾、

何も令痛肺肝計也、何分小出之下知状可被相立趣ニ相聞之由也、向後即日之召ニは巳ノ刻迄ニ召状可被出、翌日之召ニは前日召状可被出之間、四ツ時迄候ハ、他行も可仕旨被申聞之旨也、暮時分歸去

一今日芝崎宮内大輔旅宿見舞也、須臾物語歸去也、仍歸路之節今日之首尾之義口上ニ申達也

*西光寺・浄安寺両寺之訳：支配^ニも無之宗旨帳面ニ記載迄之義、全支配^ニは無之候へ共触流し下知之義は社中より申渡ス也(江府要門之日記B一丁八九一五三九) 元文三年八月九日の条。

一十五日、終日雨、因不為他行且不快故新道へも不及出会也、今朝新道へ書通、宮内方へ葉遣也、鳳閣寺へ昨日之返状遣并音信返謝、刻こんふ・干菓子・干蕪等遣之也、再酬来也

一十六日、晴烈風吹、昨日近所社參不參故今朝飯後參詣、到于芝崎氏方宮内大輔面話、茶菓子被出一件之義物語^ニ往于新道、然処從牧野公今日八ツ時五人御召状来由^ニ予方・宮内方へ人来之由也、宮内米沢町ニ止宿故遣呼帰宅之処、顔色以之外不勝故今日不參可然旨各申談參上之義相止也

一午ノ半刻許親冬・予・親方・為寛同道^ニ參于牧野公、新井氏被出向宮内病氣之断ヲ述、御用繁之処早速及御沙汰候段難在旨申述、伊左衛門云、此間三人之衆中相尋候義定^ニ可有伝達、相替義も無之哉との尋也、御尋之趣承知仕候、何之替品無之旨相答、愛染寺も伴僧召連罷出七ツ半比例之通御吟味所へ罷出、今日は愛染寺先へ出也、此方四人故座列相詰故歎一越州公御尋仰云、備後・下総先達^ニ撰津守・内蔵助申趣は、稻荷唯一之社之処、元禄七年小出淡路守新規之定書差出之処、唯一之社法混雜故難請度断候へ共、不請は遠嶋流罪^ニも可申付との事故無是非先請候由申候、是は何として請問敷と存定書請候哉との御尋也、備後守聞違候歎御当地御願申度奉存と被申ニ付予差押、小出殿へ御下知状之義御尋、総州御返

答可被申旨目くはせず、親方進出申上云、其義は社司共この外迷惑ニ奉存候へ共御請不申上者ハ遠嶋流罪^ニも可被仰付との御事、御修理最中之義秀無是非先御請申、其後霜月廿日淡路守様御社參之節、社中罷出御断申上候へハ御聞届之上、社中了簡之上如何様共古法之通可相勤旨被仰渡候故、其後御在役之内より古法之通相勤申候と答

仰云、其段は先達^ニ撰津守・内蔵助も其通ヲ申候へ共、其断ヲ立候証拠之書付無之口上計^ニは難相立、仮令如何様ニ申付とも社法立^ニ社職も相立事、然^レ乍請只今と成願候事不立義、其時不請も今願出候も裁許破同事之義、何^レも其後不相守と申書付証明無之候^ニは何分右之定書は不被破との御意也、予申、当社之義上七社第六之大社、社家計^ニ自往古無事静謐ニ相立来候、社法式御定被遊候義乍恐御諸司様御同役様御評定之上之義、然^レは其旨御役所之帳面等^ニも被記置可有御座、然^レ処小笠原佐渡守様*・淡路守様御在役之内元禄七年八年九年共ニ御諸司様より之御公用等之義は、元禄七年已前古法之通^ニ被察付社中より其節相勤候義ニ付、差出候書付等も古法之通^ニ差上候へ共、何之御さつとも無之、去子年迄三十年来古法之通相勤来、勿論愛染寺も無違背相勤申候義は御断り申候故之証明と奉存候と申、其義は松茸立松等之事歎との仰、其通と申、其書付等如何と被仰、親方申、御奉行之請取立合連判之帳面御座と申、京奉行之印有之歎との仰故、予申、御諸司様より之役人中与力・同心・目付迄之印形と申、役人之印は奉行所之印同前との仰^ニ、則社中立合之帳面等出ル、御覽之上此義は何方へ立合□□の仰也、予申正官五人之内年番ヲ定其□御役人・社家中諸役人・地下百姓共迄不殘立合申候、元禄七年已来去子ノ年迄一度も愛染寺為立合候義無之候旨申、仰云、愛染寺彼通歎と御尋、龍山申、松茸之義は成程社中より不交候故無是非立合不申候、御立松之義は私方へ御役人中御出故社家共私立合申候と申、予申、

曾^ニ左様^ニハ無御座候、会所之義故御公用等之節何事^ニも本願所へ相集申候二付、愛染寺も罷出候へ共御公義^ニ差上書付等二は曾^ニ名も載不申候、三輪七之助殿より之請取書も社家中計^ニ立当所^ニ候と申、為寛申、境内之立札等二も彼者之名は不相記候、座次連名之義も毎年宗門御改帳諸役人之末二書列申候旨申、其帳面御覽之上奥之五人・愛染寺・一藤連判之処御覽被成、此義は寺院之分ハ一列二書、社家ハ一列二書立候へハ次第之連名ニハ罷成、奥二連判六人仕上は定書之通との仰故、座次連名之訳社中愛染寺□相列候節之次第之事、親方・為寛・予共くり返し申候へハ、近年混雜之帳面と御引合御覽^ニ御得心被成也、為寛申、小出様之定書ニ祢宜・祝・氏人、社頭之義二付^ニのケ条之事申候へハ、定書御覽之上此義は祢宜・祝之上二不列訳ハ不見との仰也、愛染寺^ニ御尋、立札ニ今迄連名不仕敷との仰也、成程不仕候、夫故御下知状ニ自然と相背候義は相改可申との和順書相判仕、其後は連名仕候と申、仰云、定書六人立合と有之上は元禄七年已来も連名可仕処何通不仕哉、此義も不相濟事との仰也、仰云、子ノ年和順之事從奉行所押^ニ和順申付候との事無証拠申分、奉行所より和談申付義は無之候、我等共納得之上印形仕置奉行所之不吟味之様ニ申成、無証拠義は不相立旨仰也、予・親方・為寛三人共申上、其段本多筑後守様^ニ被仰付、何分和順難仕旨一札迄差上候へ共、筑後守様御憐愍之趣^ニ、重御方より御差函之義、是非和順不仕候ハ、社職被取放流罪追放ニ罷成、是迄連綿之社司共左様ニ成候^ニは家系滅亡仕段笑止ニ被思召被下候との御異見迄被成下、社司共何共可仕様無御座、左候^ニは御当地^ニ參府仕義罷成、勿論御添簡も不被下候へハ御当地^ニ御取上不被下由故、無是非不得心之和順仕候旨申、仰云愛染寺彼之通敷と御尋、龍山中、曾^ニ左様^ニハ無御座段々御吟味之上既及御裁許候処、社家方より乞和順候と申、為寛云、彼者申上処皆偽^ニ御座候と申、予申上、

右出入之義子ノ正月廿一日長田越中守様^ニ願出候へハ、即日愛染寺被召出返答書可差上旨被仰付候処、三月十一日迄病氣と申立引籠罷在候、越中守様二月十三日御參府被成御役替被成、其後本多筑後守様^ニ只一度御吟味被成候迄之義^ニ和順被仰付候故、和順無是非仕候へ共何分納得難仕義故其後再訴仕、御当地迄參府仕御歎申上候と申、其段は京都へ尋ニ遣其方共申所相違有之は重^ニ急度申付様有之候、社司之身、愛染寺も出家之身として偽は申間敷、奉行所は何方も同事之義左様ニ押付ケ間敷事可有之様無之、淡路守時も左様ニ社家不殘取放候ものニも無之候との仰故、予申、其節賀茂松尾之社家御取替可被成趣之御沙汰有之由故、社司共失十方、元禄之節も先御請申上候、社家不殘被相放候へハ彼老人ニ罷成、一山之義彼者一人ニ執行仕候義何□歎ケ敷義ニ奉存、其時之者共先御請は申上候、自往古社司計^ニ數百年來無事諍論ニ立來候当社之法式、何等之故ヲ以御改被成愛染寺は被召加候哉、乍恐此段愛染寺へ御吟味可被成下と申上、仰云、其儀は唯一之社ニ不謂坊主ヲ我等ケ方より差置候故之事、不願ニ定書を出と申、奉行所より定書ヲ出事願^ニ出事は無之、淡路守何とぞ存寄有之^ニ可差出候義^ニ可有之、其義ヲたとひいか様ニ成候へハ□請候義可有之事ニあらず、社法有之^ニ之社職、然^ニ請置四十來過今更社法不相立御朱印ニ相違仕との事、何分難相立義其方共より社法ヲ亂置奉行所之不吟味之様ニ申成、我等申所は兎角淡路守定書新法と申立候へ共、一度請置候上は其通ニ不相守は裁許破と申もの、其時破も今申立も同事之義、已前は掃除坊主ニもあれ何ニもせよ一度定書ニ書加候上は最早相改候義、其上御修理之御札ニも御目見迄仕、我等仲間之内兩人しかも其者共より上座ニ御札相勤候、此方帳面ニ有之との仰也、予・親方・為寛一度ニ申上、右御札之義は古今ニ只一度之例、曾^ニ先格先例無御座義ニ候と申、又仰云、無先例は御札勤義罷成義、当地之奉行所之

吟味之上帳面ニも記置候事、無先格候^ニは不罷成事との仰也、予申上、其段は淡路守様御在府一式御取計御差図之義御当地之御奉行表御帳面之義も悉淡路守様御取計之義ニ御座候へハ、乍恐社司共之力^ニは何と違背可仕様無御座、乍恐愛染寺杯御目通へ罷出候者^ニは無御座者ニ候処、右之御札之義奉絶言語候義、社司共之非歎可申上様も無之候へ共、ケ様之義何分淡路守様御取計之義ニ候へハ不及是非候、先例無御座義は愛染寺へ御尋可被成下、古今二只一度之例^ニ御座候旨申上、仰云、愛染寺新法之義ヲ仕との義は何ヲ新法之義仕候哉、其証明有之哉との御尋也、予申上、其義は七年已前子ノ年京都^ニ訴出申候^ニ諸国へ御札ヲ賦り似せ板行ヲ許置運上ヲ取候義、或門外之供へやニ仏象ヲ出し候義、又は御札諸売人木板置候様之義數多御座候、則ケ条書ニ書付差上置申候、証拠之義は上方^ニ差上置申候と申、然は其証明は当地へは持参不仕歎、夫らもなを証拠あらハ可指出義との仰也、予申上、元來社司共之御願之義は子ノ年和順之義^ニ御座候、新規新法之儀共は子ノ年和順^ニ事済申候事故其義ヲ改候願^ニは無御座、社法混雜之御歎^ニ御座と申、仰云、我等は申分ハ淡路守定書新法と心得、其義を改度との事、其段は我等和順仕置候^ニの事得心之上印形仕置今更願出候事難相立事共、何とぞ定書和順書打破証明之物無之候^ニは何分先奉行之定置候事ハ不被改候、我等其分^ニ定書可被改と存候哉、其義は不罷成殊當時は先奉行之裁判容易ニは難改訳有之ニ付、定書和順書共被改候義は難成との仰也、何も申、何とも御朱印之表難相立候義社司共迷惑ニ奉歎と申、其段は御朱印ニは愛染寺ハ不載、唯一□なれとも其後淡路守定書出し候^ニは兩部と申もの、本唯一^ニも末^ニ兩部ニ成候所も有之候、外ニ証明有之候ハ、可出、今一度も吟味之上口書取合裁許之間、其時請問敷との事は不成間其旨可心得、此義も前申間ス、爰許^ニは裁許不請候へハ其申候ハ、誠之流罪遠嶋ニも申付、外ニ証

明は無之哉、幾度も聞^ニも其通之義歎との仰也、予申上、証明と申^ニ外ニは無御座、御朱印ニ通之証文^ニ御座候と申上、仰云、愛染寺は外ニ何之証明之事も無之歎、定書之後証文仕置候へハ其方も定書違背と申ものとの仰也、坊主申上、其義ハ自然と相背候義は直ニ相改可申と申、相証文仕候上はニ通之証文は反古と奉存候と申上、仰云、其義は反古とハ被云間敷、和順書之義ハ此方より出候書付より堅所も雖有之、彼証文之義は反古とハ不成候間、其義も左様ニ可相心得、先今晚は可罷立追^ニ今一応も吟味之上可致裁許との仰^ニ、何も退出仕也、今日之首尾無取所次第絶言語失十方計也

(欄外)

「仰ニ云、備後其方ハ一言も不申上ニ居押たまり居候、如何仕候哉と仰也、予申、近年中症相煩罷在、言語不自由ニ御座候、則先達^ニ御役人中へも御断申上候と申、仰云拙者共之申通か否、備後守申、成程何も申上義ニ毛頭相違無御座と申也」

夜亥ノ刻計歸春木町、余遲歸故在滿無心元存下町辺迄迎ニ被出、途中ニ出合同道^ニ歸宿、今日之始終令演說之処、在滿云、越公之御吟味無理成義不相聞、左耳不首尾と申□も無之、其程之義は是非可被押事、何分御朱印之処証文之訳は相立、定書ニ差略可有之と存旨也、予は越牧公之御口振全定書和順書共不被破趣ニ聞取心氣甚勞煩如刻肺肝也

一今日長尾分哲殿へ書通、干菓子一箱子息左門丈へ贈、無返事、一件之義ニ付乞面話遣之処他行之由也、大八木伝庵殿より返状來、深切之紙面、今夕在宿之由無差合候ハ、可参旨申來也、大木正因よりも書状來、何も留主之内也

*1小笠原佐渡守長重…三河吉田藩四万石。元禄四年閏八月二十六日から元禄十年四月十九日まで京都所司代。従四位侍従。前職奏者番兼寺社奉行。後職老

中。享保十七年八月朔日卒す。『寛政譜』三卷四〇六頁。

*2本多筑後守忠英：京都町奉行。布衣。従五位下。采地九〇〇石。元文四年六月十三日死す。七十二『寛政譜』一一卷二五四頁。

*3長田越中守元隣：京都町奉行。布衣。従五位下。下総国香取・海上・豊田の内に采地九六〇石。享保十七年十二月二十五日死す。五十五『寛政譜』一一卷二二七頁。

一十七日、晴、京都へ書状出ス、十七屋へ申付本七日切京払、出羽守・豊前守計へ連名、大変之首尾申遣也、新道之輩よりも各被登也、為寛来入一件之義示談、兎角今一度書付差出し可申旨相談也、午ノ刻計被帰新道旅宿也、平八・大学来入、昨日之首尾申談、何も驚、予愁鬱之段可存明旨被加異見也

一今日宮内病氣甚快旨大学演説令安堵也、曾無氣遣趣也、川崎作左衛門江書通、京都より之下し物相達也

一十八日、雨、今日荷山神幸之神事慕意頗也、親冬・親方・為寛来入、先自是書状来、為寛案【要】(作)之書付為見二来、予彼方へ可令来会旨示来、即酬遣、予亦書付綴未調出来次第可参旨相答、然処未刻計三人共来入終日一件之義相談也、勸酒、入夜各被帰旅、書付之義予草案之通夜中可令精作旨^三綴之、在満示談之上夜中相認也、京都^二差出候和順書之断之書付之留差出候筈也

一今日菱田甚右衛門訪訊一件之義申談之処、深切二氣之毒かり也

一十九日、陰雨、昨夜中書付出来今朝直女令清書、奉書横折外二子ノ年於京都差出し候和順【也】(断)書之留相認新道へ為持遣、今日差上可然旨申遣、書付各一覽之上存寄候ハ、可被相改旨書通遣也、即刻親方来入、書付之趣同意之由一兩字誤字有之ニ付直女書改也、予夜通二罷故心氣勞疲頭痛腰痛ニ付、今日出勤之義頼申遣之処親方帰宿之上為寛持参之由、

役人新井氏へ面談委曲存分之義共被申談之由也、下知状和順書難改口振社は唯一、境内は習合之地之由被申之趣、難心得義共也、民部卿*制札之写宗成訴状之案も被差出候由也、未ノ刻計為寛来入、右之通今日之首尾被申聞也、直親気分宜故同道^三来入一宿也、戌刻計為寛帰宿矣

*民部卿：前田德善院民部卿玄以。『江戶在府之日記』B 1181 (二五二六) 元文二年三月廿日の条に「天正十六年前田德善院民部卿玄以法印之制札之写」とある。

一廿日、晴、今日侍在満深谷一郎右衛門・山本左右太方へ遣、山本左右太隙入有之不能面話之由、因明早天可参旨被申置之旨也、深谷氏は面会一件之様子示談、且口書等之節之様子委細示談之由、何分下知状之表差略可有之旨一郎右衛門は被申談由也

一今日稲垣太郎左衛門方へ参、他行、帰宅之時刻相尋、不知由故明夕可参旨申置也、阿部益庵方へ寄面話、一件不首尾之様子申談、太郎左衛門江頼之義頼置也、夫より波多八郎兵衛方へ参之面話、則面談一件之義承合之処頃日種村氏病氣見舞旁用向ニ付面会之処、兎角社中之願難相立趣物語之由、乍然未致決着兎角御窺ニ可罷出との事也、予此節絶命之場千歳已来之当社全習合之神社と相成候義歎ニも余有之義、何とそ越牧公御憐愍被存被成候筋も有之、責習合ニ落不切様御救ヒ御憐愍は無御座御事二候半哉、此段種村氏へ今一応此上之処頼込可給旨令示談之処、深切之申分共何分成不成申達可給之間、其趣書中ニ認明日ニも可差遣旨也、黄昏之比迄一件之義耳示談^二入夜帰宅矣

一廿一日、晴、今早天在満山本左右太方へ被参面話之処、十八日内寄合之節越牧公荷山之一式双方之書付不殘御持せ被成御評談有之処、越牧公ニも社司之申分道理至極ニ被思召候へとも、小出之下知状何分難被破、其上七年已前之和順書何分ニも難被破、奉行所より押^二被申付候証拠無之、

且四年已前御触ニ七分の無理之捌迄ハ先奉行之捌可被立との被仰出故、

兎角和順之通ニ御裁判可被成之趣御相談之由、越牧公ニは全社司共之申分不便ニ被思召候趣之由被申談、越前守公之御挨拶之義は何とも不被□

由也、兎角跡ニ出候証明相立候事故小出之定書御朱印ニは不被障旨左右

太も被申由、御朱印ニ不被載候も定書ニ被加候上は不被用候は不叶趣、

其上ニ和順書又相重り候得は何分社司之方理は相立候へ共、大裁之上ニ

は不相立旨也、口書証文ニ可被相濟哉之趣ニ被申、在満云、然は社司之

丸負無取所義何とも難義之旨被申之処、いまた不相決義何と可成も不知

旨被申聞之由也、扱々無是非次第由、予心底無明暗之差別如刻胸肝也

一今朝稲垣太郎左衛門より使札来、明日七ツ時在宿之由、夫迄他行候間後

予参候ハ、七ツ時分可罷越旨示来、即答、七ツ時可参旨申越也

一今日上野御門主様へ御機嫌ニ親冬・予・親方同道ニ参也、准后宮様御薨

去*ニ付御門主様奉窺御機嫌候旨申入也

一夕飯後稲垣太郎左衛門方へ参、先新道へ寄親冬・親方面話、大学事松左

近公御手医者芝田玄三方へ遣、予近日致面話度旨頼遣之処、領掌之旨大

学より新道迄手紙来也、七ツ時過稲垣太郎左衛門方へ参面話、酒餅等被

勸也、一件之事此間用向ニ付牧野越州公へ被参奥用人之物語被聞之処、

兎角何共不埒之由、兎角習合之社ニ極り候趣、越州公役人中ニも社司之

申分明白ニ候へとも、小出之定書七分三分之無差別何分難被改、其上和

順書之処難被改との沙汰被聞及、如何計氣之毒ニ存給候由、其所へ昨日

予相尋候故定此義ニ付之事と存、今朝時刻之義被申越候との事也、

近々国元へ重用ニ付発足、ことの外取込之由也、予頼之義共委細申談之

処得心ニ明日幸用事ニ付被参候間、用人方へ何とぞ越州公御憐愍ニ可成

筋少ニも有之候ハ、千歳已来之社此度習合ニ落切義余リニ歎ケ敷事ニ

候間、何とぞ各別ニ願之筋も有之間敷哉、御憐愍ニ可成筋候ハ、撰津守

既一命ヲ捨候成共社格相立候様ニ歎候趣被申達可給旨懇切之領掌、予同道ニ氣之毒之旨被申聞也、入夜帰去寄新道、為寛ハ神田明神へ被参三人之輩へ示談帰宅矣

*准后宮様御薨去…元文三年三月十六日、前日光門主公寛法親王薨(徳川実紀)。

一廿二日、晴、今日在満長尾分折殿へ頼遣、田安歸路之節被立寄之処面話

之由、兎角越牧公之方下知状不被改和順之通之由也、社頭諸宮山林境内

之ケ条被相除被下候様ニとの其ケ条計拔予書付可遣、其義は願可叶事と

被申之由予へ申談候上可差遣旨ニ在満帰宿、右之段演説也

一今朝稲垣氏へ昨日之礼状并餞別扇五本遣也、即答、波多八郎兵衛よりも

返状来也、磯野八郎兵衛より勝見木工之助状被届、幸便書状遣一件不首

尾之段申遣也

一夕飯後往于新宅、先正因方へ立寄一件之義示談、口書之義等公辺之様子

相尋也、到于新道各一件之義耳対論、口書印形之節予・為寛は何分得心

不仕、印形は不捺覺悟之旨申約、親冬・親方は可被捺との申分、予兩人

へ段々異見共被申、親方は何分可捺旨色々被申立也、予云、兎角一社惣

代は兩人、先達より在府之身ニ候へハ雖被為禁獄納得不仕義は捺間敷

旨申切也、苦々敷評議無念口惜次第落涙之外無他事也、鬱散之為乞酒、

各飲酒散暫時之鬱愁、予心底如断腸也、明日為窺親冬・親方可被参との

相談也、雨天ニ候ハ、親方・直親可被参との事也、予入夜帰宿、在満

対話、今日口書印形之節之評論申談入籠之節之事等聞合之処、飯事は揚

り舍も手前より持通由也、ケ様之事ニ可罷成筋夢々不存寄義、尤可有

之事とも不存候へ共、先令評談之事口惜苦々敷次第也、三人は印形、兩

人は印形不仕之在満了簡不決節重山本左右太へ聞合可申旨也

一廿三日、陰天、夜二人雨降、今日牧野公へ親方・直親御窺参、田中小右

衛門対話、御窺之趣被申入之処新井伊左衛門は吟味事ニ掛り被居由

小右衛門云、何も之出入は町人百姓等金銀杯之義とハ違ことの外六ヶ敷義、御同役中^江も御相談之上裁許二も及候事故、中々存様ニ急々ニは相濟間敷旨被申談由也、伊左衛門へも御窺之段可被申達との事^三退出之由^二、午ノ下刻計予方へ被參途中^二、右之段被申聞、予は一件之義ニ付柳橋磯野八郎兵衛方へ行也、今朝磯野氏より使札来、一件之義ニ付相談之事有之間、今日八ツ時前後柳橋迄可罷越、宇佐大官司至津兵部少輔へも一件之義申談之処、相働可給筋も有之旨懇切ニ申来也、因茲午ノ下刻計到于磯野氏方面会、一件之次第申談之処兎角牧野公へ之手寄之義至津氏^江相談可頼旨示談也、至津氏来入初^二面談、一件之義ニ人評論、至津氏二も出情可給旨^三、先牧野公側用人寺社方之惣宰芥川健次郎無^二之醫師有之間、此仁へ至津氏無^二之間故可頼込との義^三、則今日其醫師方へ示談可給旨^三直^二退散、磯野氏云、渋谷泉州公之權勢甚盛也、兼々御懇意之事^二候間、投掛御頼可申入との示訓也、申ノ下刻計歸去、歸路鳳閣寺^江立寄師弟共面談、一件不首尾之様子申談、口書之節印形之覚悟之事申談也、一致一統不仕候^二は中々事遂間敷、愛染寺方より牧野家^江取入候と相聞旨色々存寄共示談、実義正統計^三は中々當時は不相濟、右一件之始終も兎角愛染寺謀計賄賂之働^三如此交替と被存旨也、葛餅酒等被振舞夜ニ入歸宅矣

一今日留主之内明石勝右衛門来尋之由、在満面会一件之様子被申談之処、疾ニも可為知之義、泉州公ニも兼^二御世話ニ思召之処扱々延引之義難心得旨深切之挨拶之由也、在満相頼被與趣は、何とそ泉州公へ宜被申上、何とそ御言葉も被為添被下候義頼入之旨被申談之処、早速被申上可給之由也、先々万之義令安悦

一廿四日、雨降、今朝渋谷和泉守公家老明石勝右衛門方へ書通、昨日之謝礼并平目一枚進上仕旨追付御安否窺旁參上之旨申遣、追付參上仕也、御

見舞之一通申上之処用人中村皆右衛門被出挨拶也、一件之義ニ付当春已来不得寸暇御無沙汰仕候段御断申上也、明石氏被出面会、扱昨日来尋歸宅之刻早速一件之義被申上給候処、殊外御苦勞ニ思召被下、今朝既ニ明石氏より下官ニ可參旨書状被差出之処、予方より參上之義申来之由故、重過之義先可申上之旨^三、則被申上之処、泉州公御逢可被下之処御登城掛御心急被成間無御逢候、一件之義疾ニも御知せ可申義何とそ御了簡も被遊可被下之処、延引之義却^二御不審ニ思召被下候との御懇切之御意、殊予存寄之趣井上公之御吟味之筋と牧野公之御吟味之筋相違之誤、要門之所計書拔明石氏へ可相渡との御事也、仍明石氏往于長屋右之書付相認也、清書は明石氏執筆之筈也、草案如左

一京稻荷社出入之義去卯ノ年五月廿七日・同七月廿日兩度迄対決被仰付、段々御吟味之上井上河内守様被仰渡候御意之趣

一和順之義納得不仕故遠国より御当地迄出府仕願候ニ付、御取上御吟味被成下候との御事

一御代々之御朱印社家中^江被下置愛染寺義ハ一粒之配当も不仕、社中へ預り証文差出し罷在候者、何等之由来因縁有之小出淡路守様御一判之御定書ハ被書加候哉、其由来之証拠愛染寺より不差出候^二は公儀露頭之御定書とハ不被決候との御事

一御朱印本と申義有之、社家へ 御朱印被下置候へハ、別当社僧^三も社家之下知ニ從候筈之御大法ニ候処、其方義は別当社僧^三も無之、本願と申^二も至^二末様之者之義、本寺基立も無之、私ニ寺号ヲ名乗候義御大法ニ背義、何分社家之下知を請間敷との事ハ不能成義、追^二御しらへの御裁判可被出候へとも先此段急度左様ニ可相心得再三被仰渡候事

右井上河内守様御吟味之趣如此^三御座候

一去巳極月十九日・當三月十六日牧野越中守様^ニ兩度対決之節被仰出候御趣 御朱印之義社家中へ被下置候へとも、其後小出淡路守様御定書被出候へハ、同 御朱印之御表ニ相違とも難被立との御事、一度和順之印形仕置候上は、納得不仕証拠無之候故、兎角和順之通ニ可被仰付との御事

右之通御奉行様思召寄^ニ、御吟味之筋本末相違、御大法も相極り不申、社司共之御願一向御取上不被成下御趣、然は千歳已來無事静謐ニ社司計^ニ相立來候唯一之社法、今度滅亡仕候段、社司共何分領掌難歎ケ敷次第二奉存候、何とぞ御慈悲ヲ以歴代連綿之社家惣中御救と被為思召被下聞召、被為分被下 御朱印之通當社境内之支配社司計^ニ進止仕り、愛染寺義は只今迄之通、社司之下知ニ相從候様ニ御下知御加被成下候様ニ奉願候、淡路守様御定書悉御改被下候様ニと奉願義ニは無御座候事

右之通明石氏清書いたし泉州公へ今暮六つ時迄ニ 御城へ向被差上給筈也、何とぞ思召寄有之、何方へも御頼可被下趣也、不思議之御縁如此之御懇切之御義流感涙恭悦仕計也、餅菓子吸物御酒等被振舞也

一坂下之御息女來月御臨月之由、安産神封之義申請度旨明石氏被申聞也、未ノ刻過歸去

一今日細井藤左衛門殿へ今度小普請奉行ニ被仰付候為悦參申置也、御養母心涼院殿へも申入歸也

一申ノ刻計磯野氏より使札來、昨夕至津氏齋藤立昌方へ被參委曲被頼込給候由、立昌ニも領掌之由也、牧野公へハ彼御家之護持僧ニ不動院と申^而、則下屋敷之不動堂預り居住之坊主ヲ頼申込候由、立昌申被聞之由也、牧野公之御様子全御内縁より申込之趣ニ相聞候処、相中り扱々無心元義也
一今朝松平備後守殿より藤之進方へ書狀來、直女事此間橋宗仙院へ御噂之

処、筆跡被見度由、明日迄ニ何^ニも封書物之歌類認可遣旨申來也
一廿五日、晴、今朝洪谷御家老明石勝右衛門・用人中村皆右衛門へ昨日之札狀遣、明石氏より返事來也、中村氏は明日 御成ニ付御用筋ニ取込之由故無返事旨申來也

一今日松井豊太より書狀來ル、兼^而被頼置候故御本丸奥御祐筆大谷木吉之丞殿へ、一件之事予罷越頼可申旨吉之丞殿家來塩谷丹治方より申來由ニ付、今日之内予可罷越、然は晚方七ツ時過可參旨申來也、即答、明晚方可參旨申答也

一今日磯野八郎兵衛・至津兵部少輔方へ參、一昨日之礼且明日齋藤立昌方へ予可參之間、立昌へ之申方等為示談罷越之処、兩人共本庄一ツ目八幡宮之地内參会之由^ニ他行也、仍彼所へ尋往之処兩人共面話明日可罷越立昌へは年來之懇意之様子候ハ、申談、芥川健次郎へ之頼込之義は追^而至津氏相談可給旨也、先年於荷山逢候塩あくや九兵衛在府^ニ、彼所ニ集會令面話也、至津氏へは扇子三本令持參也、歸路米沢町平八方へ寄、大宇在宿、親方・直親も出會也、須臾雜談^而歸本郷也、兩人は被歸新道之旅宿也

一今日於新道當十日出為寛方より便之狀被達、豊前守より壹通差越也

一廿六日、晴、今早朝先往于旅宿各面會、幸介召連齋藤立昌方^江參、扇子三本持參、則面會一件之義一通始終之要門申聞ス也、芥川健次郎へ之頼込之義は至津氏より可被申談之旨申述之処、益ニ成不成は不知候へとも先領掌之由、何とぞ健一郎へ可申達との事也、須臾一件之義示談^而歸去、新道へ寄一件之義相談之処、第一旅用最早払底之旨各被申ニ付、近々京狀可遣旨申談也、然処從牧野公召狀到來之由^ニ松屋より使來、親方被出返狀被遣也、御召狀如左

被相達義有之候間、今日昼迄之内御老人申合可被相越旨、越中守被

申候、已上

三月廿六日

表書 安田備後殿

羽倉撰津殿

大西下総殿

松本内蔵助殿

祓川宮内殿

田中小右衛門

中川善左衛門

新井伊左衛門

右之通申来二付、予直ニ参上、新井氏被出被申渡、明廿七日大岡越前守公御内寄合へ可罷出、時刻は五ツ時過可罷越、愛染寺も先程窺ニ出候故其段被申渡候との事也、仍今日御着帳ニ参上可仕哉否相尋之処、成程自是直ニ罷越者之旨可申入との事故退出、直ニ大岡公へ参山本氏へ乞面談処、吟味ニ取掛被居之由、差掛候義ニ候ハ、可申聞との事故、取次酒井源大夫へ明日参上之着帳之義申入之処何人出候哉被尋、以上五人参上仕候、当十一日御届ニ参仕候名前之者参上之旨申入之処、帳面ニ記可被置旨、且山本氏へも其段可申達との事ニ退出、酒井氏へは初近付ニ成也一今日於牧野公新井氏一通歎趣委申述也、数ヶ条之口故不記之、明日御立合之場も其趣随分可申との事也、新井氏口振兎角定書は難被破旨、何と裁判可被成も曾其意味不相知口振也、午ノ刻過帰旅宿、右之次第申談明日御尋之返答之義等令相談也、夕飯相認申ノ刻計帰春木町、然処今日松井豊太より書状来、大谷木吉之丞殿へ予罷越義今日は隙入有之由、明日可参旨塩谷丹治より申来、其手東直ニ被差越也、因茲大谷木氏之義令延引也

一今日於途中【大谷木】中川長古ニ出合、今朝罷越候段申談一件之首尾之義申談、加納公へ之義磯野氏相談給急々通達之事頼之処承諾、磯野氏

へも示談之上竟書も認吉川氏・金子氏ニ頼可申旨也

一廿七日、晴、卯刻計往于仲間之旅宿、各支度同道大岡公へ参、五人之名札取次へ渡し惣席へ通居也、愛染寺も伴僧召連出ル、伴僧之断昨日着帳仕候哉否之義於玄関相尋之処不断趣也、仍伴僧は吟味之場へ不被出也一午ノ刻計公事訴訟始ル、先列席之輩出勤之目見相濟、次訴訟之輩順々ニ相濟終ハ此方計、双方出ル、牧野越中守公・松平紀伊守公・大岡越前守公御列座、例之通縁側へ五人共次第第二出ル、愛染寺と此方之間へ役人相交居也、牧野公一件之通双方之申分御申出し之処、越前公仰、唯一之社地ニ何とて坊主は差置候哉、其由来之始可申との義也、親冬無言故牧野公仰ニ撰津守可申と再三仰也、時ニ予申上、口上申上候義は、前後仕不調法者共ニ候へハ詳ニ多々申上候、先達委細以書付申上置候通之義ニ御座候、口申上前後いたし候も不苦何分ニも口上一通可申上との御事故、社中会所ヲ本願所と申候有之候、右為留守居文禄年中初剃髮之者一人指置申候、坊主ヲ差置候義は俗人ニは妻子ヲ持候故、小知之社故助成之義無御座ニ付坊主ヲ差置候、其上氏子中毎日勸進仕らせ其寄附物ヲ以社辺之掃除土手溝之繕等并本願所之役義相勤させ申候と申、其始社家より置始候大成誤、其時両部之社ニ社家より仕候、上より被置候者ニ候へハ、願ニ依取除候事も可成候へ共、其方より唯一之社ヲ乱置今更唯一之社法と申立候事不相立義と、其より段々社中之申分御遣し故、予申上、乍恐申上候、社辺堂塔寺院有之候も唯一習合之差別ニは相拘り候義無之候、伊勢・賀茂・松尾社等ニも悉堂社寺院等有之候旨申上、越前公、社地境内ニは無之賀茂之社も御吟味被置候との御事故、松尾社神前之例有之旨申上、其義は訳有之之事なるへしとの御事ニて、社中之申義悉御権柄ニ御遣し、夫より元禄之一巻和順之印形之義、越中守公・越前守公共段々御しかり社司之申分一言も不相立、于時予申上、

社司共唯一習合之義申上義ニは曾無御座候、御代々之御朱印之表相立候様ニと奉願義ニ御座候と申、其御朱印之表不相立とハ如何との大岡公御尋、其義ニ御座候、明神被成下候境内等社家中進止可仕旨御朱印之御文言ニ候処、一粒之配当も不仕社中へ証文差出し罷在候愛染寺、正官之列へ加り支配仕候義何分御朱印之御表相違仕候、兎角御朱印境内ニ差置候者之義ニ候へは社司之下知ヲ請候様ニ奉願旨何も一同ニ申上之処、大岡公仰云、然は愛染寺は御朱印配当も不仕哉、左候ハ、社家中支配仕候義、其中へ坊主相加り候義はまた付之事、有間敷義、其訳元禄之時急度申立候ハ、其も淡路守何とて定書可出様無之候との仰也、于時予申上、淡路守様御定書御朱印之表ニ相違仕候義を社司共達御断不申尽、一度領掌仕候義は全御上ヲ恐重候之不調法可申上様も無御座候、然は其不調法之段今度参府仕候五人之社司共、いか様之御とかめを被仰付遠嶋流罪ニ被仰付被下候成共、何とそ御朱印之御表相立社法式古法之通ニ被為仰付被下候様奉願候と申上ル、大岡公其りつは成口上なせ元禄之時不申出と御あたり故、何も兎角社司共奉願義は御朱印之御文言之通相立候様ニ奉願旨申上候へハ、御朱印之御文言之義牧野公へ御尋之処、牧野公ニも社家中進止御座候ニ付今日写も致持参候、此処少六ヶ敷との仰、越前守公ニも如何様■御朱印之処六ヶ敷候、此義は追御吟味可被成之間、先可罷立との御事、時ニ越前守公仰ニは、淡路守一判之定書は同役は無之故敷との御尋故、御同役松前伊豆守公*御在京之内と申、愛染寺申、其時分御兩奉行一年代ニ御参府、伊豆守様御在府之内、御座候、其外御一判被出候例京都も因幡堂杯ニも其例御座候と申、何も申上、御在京御座候、其前御参府被成候へ共其節は御帰京御座候、御当地之御帳面等御吟味可被成下旨申上之処、牧野公此方尚又吟味可申付、先罷立候様ニとの御事何も退出、御列座之前ハにしり退也、大岡公之

門ヲ出一町計過立帰今日御列席へ被召出難在奉存旨御礼申上ル、取次ニ申置帰也

一 牧野公へも五人共参り、今日御列席へ被召出候段御礼申上罷帰也、今日之首尾如何共難心得、始終社中之申分ハ一向御取敢無之只一向之御けし口計一言も不被申様ニ御押付之処、終之処彼方より御朱印之処六ヶ敷と被仰出、大岡公之御意社司之愁歎之一心も能御聞込、社家中進止と有之中へ坊主ヲ指交候はまた付候義、其訳達申立候ハ、押可申付様可有之哉との仰等、全躰之筋は御聞届之様ニも相聞之処、始は一向一言も御云せ無之事、如何之訳ニや、牧野公ニも和順之通可被仰付との御意も無之也、未ノ刻計相済罷帰也

一 今夕御本丸御祐筆大谷木吉之丞殿へ初参、扇子二本持参則面会一件之義始終之次第有増申談、何とそ牧野公へ社司共廢亡ニ罷成候段至極之歎、下官二度帰京難仕趣ヲ以、何とそ御奉行之御了簡ヲ以御朱印之御文言相立候様ニ御頼入給候様ニ頼也、兼牧野公御懇意之由故先達松井豊太ヲ以家来塩谷丹治へ申通今日初参也、一件一通之書付先月十三日差出し候追訴等持参被留置一覽之上、越牧公へ被申込可給旨也、述謝礼退去矣一 今夕鳳閣寺より今日之首尾尋ニ来、有増申遣也、神田明神芝崎氏へは以使口上ニ首尾能旨申遣也

* 松前伊豆守嘉広：京都町奉行。采地一〇〇石。布衣。從五位下。元禄九年二月二日伏見を支配することを兼ねる。『寛政譜』三卷二〇三頁。

一 廿八日、晴、夜ニ入雨降、今朝渋谷公家老明石氏へ書通、昨日之首尾申遣也、取込無返事旨断申来也、磯野氏方へも申達至津氏へも相達し可給旨且廿六日立昌へ面談之趣も申遣也、即答来也

一 至津兵部少輔来入面話、一昨日立昌へ面談之義昨日之首尾共申談之処、立昌へは今日ニも被参相談之上健二郎へ被頼込給様ニとの事也、扱兵部

少輔ニも予方へ頼之事有之、配下百姓之出入松紀伊守公掛り之処未相濟
二付、何とそ一日も早く相濟候様松備後守殿へ頼入吳候様ニとの頼也、
藤之進へ可申談旨相答歸去也

一今日荷山へ書状出ス、昨日之首尾申遣、本七日切、出羽守・豊前守へ連
名一通、母公・弁へ一通、四人之衆中へ書状、且社務へ親冬・予連名ニ而
旅金之事申遣也、外之書状共数多有之故老封ハ橘やへも頼遣也

一今夕飯後近所社参到于芝崎氏方、四人之輩先刻より来会ニ而夕飯被振舞、
丁寧之饗心濃茶迄被出也、夜二入歸春木町、宮内同道一宿為仕也

一今日松や伊織方へ新宅世話之礼状音信等遣之也、他行故無返事

一今日在滿大嶋近江守殿*へ被参、終日御談話ニ而御内々之御聞合々之義有之、
堂上方昇進之次第數十ヶ条之御尋之趣也、実兄梅溪家昇進格御改御取立
之御内意有之故右之次第も御尋御内々ニ而御聞合候趣之由也、当社一件之
事も在滿有増噂被申之趣、一向御取合無之由、乍然御大法之者大寺等は
両方ヲ被立候事一起不発為之御掟之由、荷山杯唯十七人之社職杯は不及
其御沙汰義、高野・兩本願寺等之類皆其御制法之旨江州殿御物語之由也

*大嶋近江守以興：『江戸在府之日記』元文元年七月十日の条*3を参照のこと。

一廿九日、晴、今朝芝崎氏方へ昨夕之礼状遣、且松井豊太方より大谷木吉
之丞殿へ逢候義一礼申遣也、午ノ刻計直親同道新道へ往、途中ニ而親方・
為寛出合、因予一人新道ニ往、三人は湯嶋辺見物可被致旨申談相別也、
到于新道旅宿親冬對話須臾物語ニ而往于松屋方、借蚊屋之事示談、夫より
到于平八方、大学共ニ他行少之間休息、往于磯野氏方、他行不能面話、
歸路湯嶋天神開帳之設等見物、申ノ刻計歸春木町也

一晦日、晴、今朝飯後往于秋田朴翁方、干菓子・太々・昆布等持参乞面話、
則面話一件之義耳示談、上野円珠院へ之頼之義頼込也、承諾之旨也、午
ノ刻計歸春木町、平八来入金子之義無心之事示談、夕飯後歸去也

一今日從荷山十九日出之飛札来、母人公・弁・延武夫婦より、大西三位・
大西肥州より返状来也、十八日神幸之神事両儀無事ニ相濟旨申来也、各
着之状相達旨申来也

一今夕又廿四日本六日切之飛札到来、十七日之状相達ニ付各覺悟之義示来
也、信舎・親定・親茂・延武・治建・飯田左近連名一通、此外之輩へは
一件不首尾之義不相洩之旨、且此之各心得之義示来也、不首尾之一向無
周章何分御朱印之表之義一筋ニ可申立と頼母敷心底申来、何も感心令安
堵也、仍往新道之旅宿、親冬他行、三人之輩京状渡各安心勇氣進発、金
子之義も廿七日廿八日之比□金可差下旨申来故弥令安悦也、芝崎宮内大
輔旅宿へ被見舞須臾雜談ニ而同道ニ而歸也

(文中No.は『近世国学の展開と荷田春満の史料的研究』東羽倉家文書目録番号である。)

元治元年

秘記

解題

根岸茂夫

元治元年（一八六四）『秘記』は、稲荷社の御殿預であった羽倉撰津守信義（東羽倉家）の家来前田健蔵が作成した史料で、御殿預家を中心とした伏見稲荷社の年中行事と、伏見稲荷社の信仰圏を示す記録である。

本書は二六、一×一七、八cmの堅冊、表紙が縹色で格子に花菱紋が型押しされており、表紙左には白紙の題簽（二二、一×八、九cm）が貼付され「秘記 前田健蔵正隆（花押）」と墨書がある。本文六四丁で、元治元年の記事を基本に神事や羽倉家の年中行事、神供の膳部調進、氏子への頒布の品など豊富な挿絵があるのが特徴である。表紙の見返しから二丁にわたり目次が記され、正月の神事から順に記事が並んでおり、しばしば貼紙によって加筆した部分が見える。

最初に目次があり七〇項目にわたるが、ここに示されるのは、第一に神事時の神供の調進や調進品の記録、第二に朝廷・公家、所司代・京都町奉行・伏見奉行など幕府諸機関および諸大名への神札や進物の記事、第三に、京・伏見・大坂・伊丹・尼崎・池田など京阪地域の氏子への配札や供物・土産などの配布、第四に御殿預家の内部の年中行事である。目次の項目は数丁に及ぶものもあれば、一行しか記されていないものもあり、本文のなかには目次に示されない内容も含まれている。本文の巻頭には一年間に本社に調進する神供の社家の分担一覧が記されているが、目次には掲げられていない。また正月に神人などが御殿預家に年賀に参上する記事や、そのときの料理なども、目次には現れていない。また、本文の順と目次が一致していない箇所も見られる。

挿絵は、神事・御殿預家の行事などと、神札・幣や神饌・調度などであり、時に淡い彩色がある。神事を描いた図は、正月十二日の奉射の図、五月節句の藤森神社神輿渡御のとき稲荷社正官から膳・酒を奏進する図、六月晦日の祓川名越祈禱の図であり、十月十七日禁裏御所より献米五十石が奉納された図、大神供に祠官が参上する時の装束と供揃えの図、文久三年（一八六三）七月二十日から始まった社頭の犬を追い払う図もある。御殿預家の行事図としては、正月元旦に当主から侍や下男・下女に祝いの昆布を渡す図、七夕に御殿預から膳部を社務へ膳部を贈る図、節分の豆まきの図、大晦日の祝儀蕎麦の図が描かれている。絵はやや稚拙であるが、顔などは一見鳥羽絵風でほほえましい描画である。神事の図では、社殿内部における神事や所作は全く描かれず、人々の目にさらされた場面だけを描写しており、著者の前田健蔵が御殿預家の家来として実見できたもののみを描いたものといえる。それは、御殿預家の行事も同様であり、その意味で描写は信用できるものであろう。

なお、藤森神社神輿渡御の図では、楼門の前に正官五人が並び、石段の下を神輿に奏進する前部・酒を神人などが運ぶ図があるが、描いた人物七人のうち最後の一人を紙を貼付して抹消している。本文を見ると、御殿預家からは膳部二膳・酒一膳を奏進することになっているが、この挿絵では酒二膳を描いてしまったため、酒一膳を持つ袴姿の侍を抹消したのである。ここからも、正確な絵を描こうとした意図とともに、挿絵が御殿預家の動向を中心に描かれていることが分かる。

また、神札・幣や神饌・調度などの挿絵は、本文の説明と合わせて参照できるようにになっているが、その多くは御殿預家が用意するものであり、稲荷社全体としての神供の手配や調進ではないようである。ただ初午や例大祭・神幸など重要な神事にどのような神供や調度が用意され、その調進

がいかに大変なものだったかは、本書のさまざまな図や本文の入用品の記事から判明する。それとともに、描かれたものを御殿預家で用意し、その調達を手配し自ら作業していたのが著者の前田であったことは容易に推測しえよう。

それは配札や氏子への供物配布についてもいえる。正月七日に親王家・門跡・公家や幕府諸機関に御殿預家から年賀に参上し神札を贈っているが、参上したのは京都所司代・京都東町奉行、伏見宮・閑院宮、梶井宮、白川神祇伯家、九条・一条・鷹司・菊亭・万里小路家のみである。他の親王家・公家などには、別の稲荷社社家が年賀に参上したのである。氏子への配札も同様である。正月元日には京町中の氏子三八軒に神札と神供下り物を羽倉信義の書状を添えて贈り、二日には六軒、三日には一〇軒、五日には五軒に神札と熨斗を書状を添えて贈っているが、これも御殿預家の氏子である。同家が正月に神札を配布した氏子は、京町中五九軒、伏見に二三軒、醍醐三軒、小栗栖に一軒と記されている。これらの氏子がほとんど町人で占められるところに、商売繁盛の神としての稲荷社の特徴も見えよう。

氏子は、京だけでなく大阪など各地に散在しており、講を結成している所もあった。そこを廻って神札・供物などの配布も社家の役割であった。元治元年正月十八日、著者の前田健蔵は下男を連れて両掛を担わせ伏見寺田屋に赴き、夜中に淀川を下って翌朝大坂に着き、それより大坂・伊丹・尼崎・池田を巡回している。また初午には女院御所はじめ各所に「初午漬」の樽を、夏には氏子に団扇を配るなど、氏子への配り物は御殿預家の大きな仕事の一つであり、その実施の中心に前田がいたのである。

なお諸大名や藩士への配札も注目される。福岡藩黒田家・津藩藤堂家・土佐藩山内家・大和郡山藩柳沢家・備中松山藩板倉家やその家中などに配札しており、江戸の旗本にも送付している。旗本の中には、一族で代官・

勘定吟味役を歴任し儒学者としても名高かった羽倉簡堂の家も見えている。本書に見える氏子の範囲は、稲荷社全体を示すものではない。もちろん近世の神社では神社全体で統一的に社殿・財政・社領・氏子などを管轄していたのではなく、社家がそれぞれ役割や権益を分担していたから、そのほかの社家も独自の氏子を持っていたはずである。そのため氏子の地域的な分布や信仰圏の全体は本書だけでは不明であるが、稲荷社の社殿や財政の管理にあたっていた御殿預家が最も多く氏子を掌握していたことは推測できる。

ところで、本書は元治元年の年中行事が中心になっているが、本文の中には「当亥年」と記されている箇所があり、前年の文久三年から作成を始めていたことが窺える。また作成時に余白を設けて書き継いだようであり、余白がないときには、料紙を挿入して綴じ直したり、紙を貼付して書き継いだりした様子である。本文中には、六月晦日名越神事に、明治二年（一八六九）の記事が見え、数年書き継がれながら増補されていたことが判明する。かつ、巻頭の目次の中に「三月朔日 二宅源蔵退供」とみえるが、この記事が本文中では貼紙となっており、のちに増補された記事を含めて目次を作成しており、目次は作成当初に作成されたものではなく、後に作成したものを本書に加え綴じ直したものであると推定できる。余白への加筆などによって順が錯綜したが、目次が必ずしも記事の順にはなっていない理由であろう。

この元治元年『秘記』を前田健蔵がなぜ作成したのが、この史料の性格にとって大きな問題といえる。それは第一に、当時の御殿預家の事情があると考えられる。同家では、先代の羽倉撰津守信純が万延元年（一八六〇）に六二歳で死去し、子の信義がわずか五歳で御殿預を相続し、元治元年には九歳であった。幼年のため、本書には正月の公家などへの年賀を、

一族の羽倉伊勢守信可（京羽倉家）が代行し、前田健蔵が供をしている記事が見える。かかる状況のなかで、幼年の当主信義に御殿預家の職務を伝え、信義を稲荷社の御殿預として育て上げることが、家来としての前田健蔵の最も大きな課題であったのである。ほほえましい挿絵は少年の信義に対する教育的配慮とも考えられるし、御殿預を描いた図が子供ではなく成人となっているのは、信義の成長を心待ちにしていた前田の心情の表れかもしれない。

作成の事情の第二は、幕末の政治状況にある。文久期に朝幕関係の変化で朝廷の政治的地位が上昇し、朝廷の神社への崇敬が形に現れるようになった。本書にも三月の稲荷社の神幸について、文久三年から「勅裁」の神事となったため、警備が村の人足ではなく京都町奉行の与力・同心が担当するようになったと記されている。また文久三年から、諸大名の家臣が初穂を奉納する事例が見えるのも、京都の政治的地位が上昇し諸大名が上洛するようになったことが影響しているであろう。幕末・維新期の激動の時代の中で、羽倉撰津守信義が稲荷社の御殿預として成長することを願う、前田健蔵は本書『秘記』を作成し増補したと推測できよう。

なお元治元年における稲荷社の祠官は、以下のとおりである。社務・下社神主松本三位為綱、中社神主大西親典、上社神主松本讃岐守為名、御殿預羽倉撰津守信義（東羽倉家）、目代羽倉伯耆守信度（西羽倉家）の五人が正官であり、その下の神職として正禰宜松本筑後守為名、正祝大西相模守親篤、権禰宜祓川佐渡守親敬、権祝大西下総守親禎、新権禰宜鳥居南和泉守高胤、新権祝安田大和守親和、中社禰宜祓川壱岐守親恕（八月に安田安芸守永親）、上社禰宜安田安芸守永親（八月に中津瀬壱岐守忠勝）、中社祝中津瀬壱岐守忠勝（八月に松本能登守為成）、上社祝松本能登守為成（八月に松本但馬守為鎮）、田中社祝松本但馬守為鎮（八月に鳥居南土佐守高理）

が奉仕していた。また愛染寺には舜雄が在寺し、氏人としては、しばしば信義の代理を務めた羽倉伊勢守信可（京羽倉家）のほか、羽倉石見守信平（北羽倉家）、安田阿波守親俊、大西播磨守親愛、毛利出雲守公恭、森三河守公種がおり、正官の下で稲荷社の社務に奉仕していたのである。

(表紙題箋)

〔秘記〕 前田健蔵正隆 (花押) 〕

(挿入紙・木板 一八、〇×二九、五センチメートル)

〔正一位稻荷大明神 御安鎮幣料定式

一大々祀式 金貳拾兩

御供料 金三兩

一大祀式 同七兩貳歩

右同断 同壹兩

一本祀式 同三兩

右同断 同三歩

一中祀式 同貳兩

右同断 同貳歩

一小祀式 同壹兩壹歩

右同断 同壹歩

一略祀式 同三歩

右同断 同貳鉢

一大略祀式 同貳歩

右同断 同貳鉢

以上

本宮 正官御殿預 羽倉家 神役人

元治元年甲子二月 一社中改正

『〇』正月申中神式 『〇』正月京都伏見札賦 『〇』正月五日武辺出
 札 『〇』正月年始状 大名方夫々 『〇』正月分藤堂金七 『〇』
 大坂・伊丹・尼ヶ崎・池田 順行【初】用物 『〇』二月初午神式 『〇』
 女御御所・堂上方願主 初午漬賦名前 『〇』神事方用 民^(氏之)子神事料
 納之節式 『〇』三月朔日 三宅源蔵退供 『〇』神幸前手管事 『〇』
 神幸当日万論 『〇』三月廿一日 大師備物 『〇』御旅中 『〇』
 還幸前手管事 『〇』還幸当日 『〇』四月下旬 神事鯖賦 『〇』
 禁裏御所毎月御祈 『〇』五月差入 伏見奉行公用人例年神事義願置
 『〇』五月朔日御膳 願主名前 『〇』五月四日夜宮神供 『〇』五
 月節句 神式 『〇』五月分 藤堂金七 『〇』神事方権 五月廿二
 日神酒神供同買もの 『〇』女御御所正五九月御祈 御札献上当方分
 『〇』六月朔日 氷朔日言神式 『〇』神事方 六月初旬 民^(氏之)子名越用
 持廻る 『〇』名越用手管事之事 『〇』六月晦日名越神式 『〇』
 市中暑中見舞 団扇賦 『〇』伏見・醍醐・小栗栖暑中団扇賦り 『〇』
 大坂・伊丹・尼ヶ崎・池田暑中見舞団扇賦り 『〇』七月朔日神供 『〇』
 七夕前買物手管事 『〇』七月七日神式 『〇』神事方暑中見舞之分
 『〇』大坂・伊丹・尼ヶ崎御札下シもの 『〇』丹州和田村御札下シも
 の 『〇』八月十五日芋名月式 『〇』七月十七日紅屋講 双林寺閑
 阿弥方迄退供為持遣ス 『〇』市中願主 竹の子進物分 『〇』十一
 月火焚前手管事 『〇』十一月八日神式 『〇』十一月晦日犬吠式
 『〇』十二月四日 御奉射年貢納 『〇』十二月日限不定 当家分年貢
 納 『〇』十二月申ノ日御煤払 『〇』十二月十三日荷田祭 御幣立
 拝メ繩仕拝 『〇』十二月廿一日餅つき 『〇』十二月廿四日・廿五
 日本社始夫々砂持 『〇』節分神式 家内豆祝 『〇』十二月晦日祝
 義 そは凶 『〇』御ミす仕拝 『〇』御湯割方 入用もの 『〇』

御札立拝 『○』御袋分 『○』北の光桑坊 御初尾 『○』伏見
 帯刀町 丸屋甚兵衛退供 『○』神樂割方 『○』臨時御祈 神酒神
 供調進 『○』神箱寸法分 『○』幣料分 『○』社頭犬追 『○』
 毎月朔日神供入用もの 『○』社司官位 『○』九月份御膳名前 『○』
 毎月御祈禱割 『○』河内田口村講中運名 『○』証書控 『○』
 御証数 『○』子四月廿四日御官幣使

(貼紙)

「正月元日神供入用

ハンカケ三十

間ノもの六十

平 百七十三枚

小 貳百七十二枚

外盃 三枚

一多そ 六十枚

一手長多ひ十五

代かます

伊勢海老十四本

一するめ 上廿枚

一塩引 大壺本

一たこ 中二はい

一からすミ 上貳本

一【鯛】〔鮒〕 四ツ

一小鯛 十五枚

一千鯛 塩小鯛四枚

一大魚 壺貫目計

一長いも 二本

ふり 大半分

小壺本

一かき 十五

一くり 生十

一ところ 少廿メ計

一白豆 壺合 カチクリ貳合

一ところ 少廿メ計

一白豆 壺合

一せり	式わ	一大こん 大二本
一ゆり	八	一上せん 十五メ
一白箸	十五膳	一くろとう 二枚
一わらひ	十六匁	あらめ
正月元日	本神供	御殿預 正月二日 中神主
正月三日		上神主 正月七日 惣目代
正月御奉射	十【五】〔弐〕日	正官五軒廻り
正月十五日	新神供	松本筑後守
二月初日	新神供	羽倉伯耆守
二月初午	新神供	毛利本家
三月初日	新神供	竈家
三月三日	大神供	目代
三月神幸	新神供	【毛利】〔森〕家
四月還幸	新神供	神樂預家
四月初日	同	両家順番 コ目 子年東ト竈
五月初日	同	竈家
五月四日	夜宮神供	御殿預
五月五日	大神供	中神主
五月五日	藤森祭礼之節	竈家
六月初日	新神供	神樂預家
六月晦日	新神供	同
七月初日	同	目代家
七月七日	大神供	御殿預

八月朔日 新神供

九月朔日 同 御殿預

九月九日 大神供

十月朔日 新神供

十一月朔日 同

十一月七日 同

十一月八日 同

閏月 同

同 神樂預家

冬至 新神供

十二月朔日 同

十二月 御煤払

松本 鳥居南

御殿預

上神主

御殿預家

同

毛利本家

神樂預家

御殿預・目代

神樂預家

目代家

御殿預家

目代家

大土器

みみ 二百枚

小土器 二百十二枚

間もの 百枚

毎朔日新神供買もの

一餅九斗五合 凡一分百文迄

一かき 十五

一ゆり 八

一せり

一くり 八

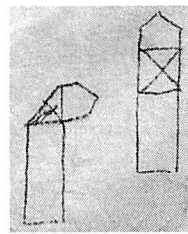
一御飯用白米 九升

一とり粉 壺升三合

一大根

一ところ

此内ニたんご取



とりのこ

一長いも 一本 青ものを凡三百匁程

正月元日神供奉進之事

正月元日、暁七ツ時・明月六ツ時一同相祝申候事

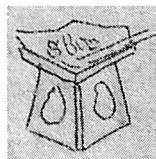
右、当日挨拶上向江相達候、上下向夫々相祝可申候事

社中年始、御礼、御口祝

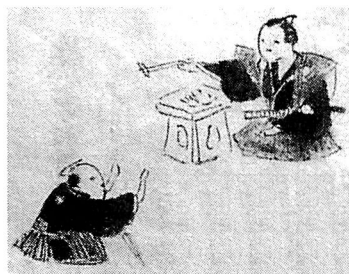
こんぶ

かちくり

かや



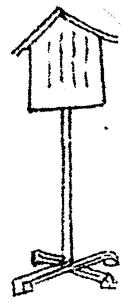
元日、本殿以下星付鏡供進



元朝新年挨拶述

主人より口祝昆布壺ツ被下之

先侍始、下男女夫々之事



右、三ノ日神供中、当番より石壇脇立置、尼僧参詣止、麻上下着、警固いたし候

定

神供厭上之間、宮中江僧尼之輩不可来入者也、仍如件

慶長六年辛丑正月日

正月二日

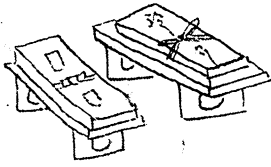
右同断

正月三日 神供始、右同断

正月三日昼後早々、伏見御奉行所・芸州御屋敷・藤ノ森神主へ年礼

長札箱

扇子桐箱三本入



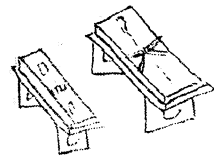
亥年前田健蔵勤る、子年同人
伏見御奉行所大玄関より相通、玄関番、麻上下着、公用人江相渡
口上、稻荷社羽倉撰津守、如例年御祈祷之札献上いたし申候、宜敷願上候
名前札

羽倉撰津守名代

何某

長札箱

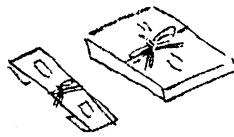
扇子桐箱三本入



伏見京橋向芸州御屋敷留主居玄関江相通候、如例年御祈祷札御城主へ【差上付】
【献上】事申候、宜敷願入候

芸州御留主居【主】三上勘兵衛役宅玄関二而御城主献上分相渡候上、右之御札包扇一本入一、留主居進上いたし

半札箱老包扇一本入



藤ノ森神主

包扇老本人

旧例二本入候へ共当年有合一本入差遣ス

右之通、前田健蔵麻上下着、下男看板着供つれ

御膳調進如例年

豊後はし 伊丹屋久兵衛

京町 するかや
立石 高井武右衛門

正月神人一同年礼 六帖敷通、口取こんぶ進る
神人銘々より富へきニのせ献上いたス、其節茶なし



右、銘々一ツ宛持参

正月三日御旅所神人年礼 玄関^ニ受茶・田葉粉盆なし

正月三日社務居鏡壺重進る



くしかき・みかん一、木具膳ニのせ
侍麻上下着、持参、勇蔵勤る

正月 社務^ニよ^リ始

伊勢守殿出頭、下男壺人箱燈灯持迎ひ遣ス、

社司次上下烏帽子着

同日 四日職事出礼神人一萬【年礼】(勤)、富壺対持参

六帖敷通 組重・水菜・雑煮差出ス

祝義 一菱餅 拾式枚 一高盛 二ツ

一御饗 一本 一串柿 壺本

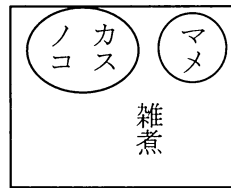
組重^ニ酒出ス

当時入台ニ付包雑煮出ス

餅二切・半紙二包・コマメ二ツ

供 包雑煮出

或ハ鏡開之雑煮出ス



蛤吸もの

正月五日 大山参向巳ノ刻

中くみ人料錫二本箱二入

榊葉五十枚

右半紙^ニ包

社務方へ為持遣スル事

同日 注連繩 四五三 三張

幣 相添

尤片なかれ三四十枚計

右人足方鍵長^江相渡ス、右大山ニ付山内へ張



大山参向催、社務より出ス、麻上下着帯刀人
巳ノ刻已下より社務ニ尋合、揃之上参向御膳饗ニ社務始正官向より御神酒
奏進

尤羽倉両家白酒・榊奏進

神人一臈相勤可申候事

右大山無【扱】〔滞〕奏進、下向之節殿上ニ社司神人雑煮出る

愛染寺催

正月七日神供奉進之事

正月七日堂上方武家へ当家より年礼、伊勢守殿勤役人健蔵

御所司代 長札箱計

東町奉行 長札箱計 中ノ口江廻る

伏見殿

九条殿

一条殿

鷹司殿

閑院殿

菊亭殿

万里小路殿

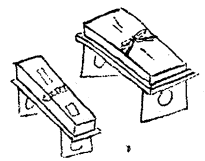
白殿 百疋

雑掌銀壱両
外長札箱台共・扇箱台共

外申込計

日光宮殿

梶井宮殿



扇子三本入桐箱入、台付

入用数

長札箱【九】〔十〕台共

扇子箱八

台 八

目録台一

へき 一

奉書三ツ折

目録台二載

のしナシ

	金口百疋	
--	------	--

雑掌中

杉原ニ對へキニノル

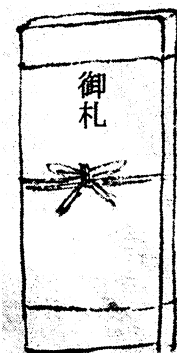
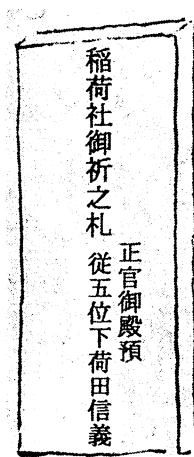
銀壱両

のしナシ

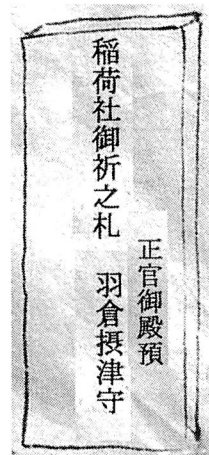
右伊勢守殿【次】〔麻〕上下出勤、侍袴羽折、下男壱人

尤、両掛二入持参、神泉苑町鍵屋方ニ支度いたス

堂上方左ノ通 数八つ



武家方左ノ通 式つ



正月十二日、御奉射神供奉進、上神主南松本催、昼後七ツ時奏進、

当家より催

富十七対片 三宝二戴殿上へ出ス

弓 壹対

矢 四本

松明 貳本 尾崎吉右衛門

麻上下勤る

一白木綿 六尺源左衛門渡

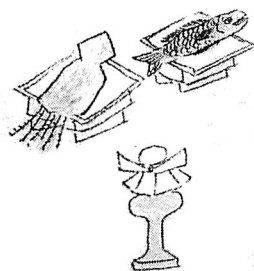
一俵こも 四枚

一御先払 右神供所へ出ス

神供奉進後、左之通当家へ下る

ぼら

鯛



一塩太夫出勤 左之通差出ス

一奉書

壹状

一のり

廿メ

一笹竹

貳本

一半紙

十折

一美濃紙

一帖

都合九品

一けすり墨 五十匁計

一あらそ

八十メ計

一はけ

貳本

一弓木

七尺五寸貳本

一まと六尺 壹

ノ

一檜木 二本

一むしろ 四枚

一矢竹 三ノ四本

一灰墨 五十匁

一あらそ 五十匁

一松明 貳本

一はけ 二本

一かこ 四つ

一わら 三丸

一とみ 十七対半

一大石より

八寸へき 三十六

六寸へき 四十六

小角 一

縁高 十

神人一藤より一同神酒頂戴被致候、夫より一藤より一同かしの木弓始る、

二本宛ゆい、右仕舞竈家催、本弓二本神人兩人二本宛ゆい、右弓中社司中

取口相廻る

右無滞相濟口上 尾崎吉右衛門

夕飯遣スル事

御奉射神供買もの

一つしませるめ 二十

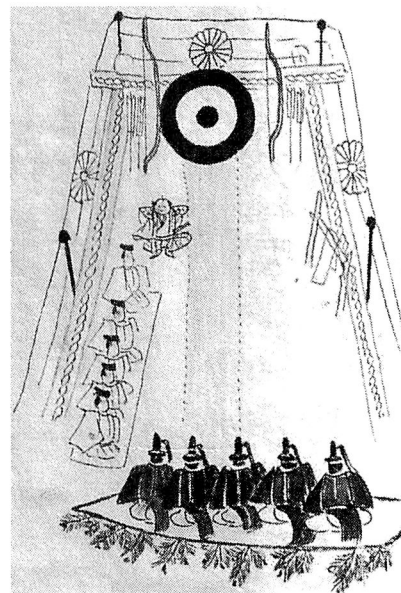
一するめ 六十枚

一はし

一かき

一組

十



一カマス 廿五枚 一長いも 二本
 一海老 大三つ 一ゆり 八つ
 一サケ 大一本 一せり 百匁
 一小鯛 十五枚 一せうせん 廿四匁
 一あわひかい 中二つ 一なら 百匁
 一ふき鯛 中四枚耆尺計
 一こい 中四本
 ほろこ

正月元日、翠簾越御膳調進ニ付御下ケ遣ス

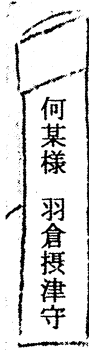
外年始状相添

新年之御吉慶申納候、弥御安健可被成候、御越年目出度御義ニ御座候、然ハ如例年礼神前御家内安全繁栄長久之遂祈啓勤行、依之御祈禱之御札神供物等致贈進之候、幾久敷御受納可被下候、猶期永日之時候、恐惶謹言

【羽倉撰津】守

信義(花押)

何某様



大杉原ニ認

うら書

元日

寺町高辻 万屋勘右衛門
 榎木町烏丸西 綿屋徳兵衛

本町式丁目 水口讚岐守
 中筋魚棚 たんはや奥香
 竹屋八左衛門
 和泉屋音吉

三文字屋久兵衛
 寢覚屋長兵衛
 宇野喜左衛門
 尾崎甚之丞
 本町耆丁目年寄

元日

大黒町五条上ル 八文字屋小兵衛
 祇園新地富永町 八 百 豊
 寺町松原下ル町 みのや善三郎
 麩屋町松原下ル 上 鱗 形 町
 西洞院松原下ル 亀屋治三郎
 西洞院せつたや丁角 近江屋佐兵衛
 西洞院五条上ル 近江屋吉兵衛
 西洞院松原上 亀屋次郎左衛門
 室町丸太町上ル 中村屋善兵衛
 下立売室町東入 松屋伝右衛門
 仏具屋町万寿寺 福田三郎ノ介
 正面下ル 荒物や庄兵衛
 五条若宮八まん前 袋 中 庵
 松原高瀬東江入丁 精進 紙屋長兵衛本供、中盛切身
 御幸町五条上ル丁 御札十五枚 安 土 町

同丁

仏具屋町五条下ル

西洞院五条上ル

西洞院松原下

醒井五条下ル二丁目 長札箱・富

下立売室町東江入

綾小路室町西江入

綾小路西洞院東江入

来ル五日大山中くみ願追而取二遣ス 壹升

蛸薬師高倉西江入

【烏丸押小路下ル丁】〔柳馬場六角下ル〕

老貫町松原下ル

室町二条下ル丁

中村屋徳兵衛

毘沙門町

竹屋茂兵衛

鍵屋源兵衛

堺屋治兵衛

灰屋孫兵衛

伊勢屋嘉介

桑名屋半兵衛

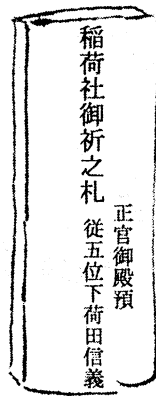
海道七条下ル 沢屋次兵衛

近江屋松之介

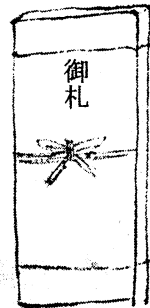
濱名改小平

平野屋弥兵衛

丹羽小兵衛



台二ノル



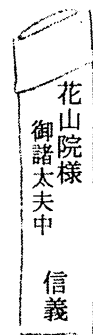
正月二日

花山院殿

大神供 一 二 三 八種

御箱札台共

御富老対



新年之御嘉祥不可有尽期御座候、先以

悦之至奉存候、然ハ如嘉例年始御祈禱遂勤行候、元旦直会之神饗一具

御札御富奉差上候条宜御披露奉願候、猶期永陽後喜之時候、恐惶謹言、

正月二日

信義(花押)

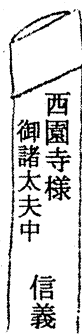
正月二日

西園寺殿

御箱札台共

長のし台共

式把



中奉書

新年之御嘉祥不可有尽期御座候、先以

悦之至奉存候、然ハ如嘉例年始御祈禱遂勤行候、御札長熨斗奉差上候

条宜御披露奉願候、猶期永陽後喜之時候、恐惶謹言

正月二日

信義(花押)

正月二日

麩屋町松原下ル
 五条御幸町西入
 行方不知【麩屋町松原下ル】
 五条新丁西^江入
 松原醒井
 富小路五条上ル
 美濃屋喜兵衛
 糍屋与兵衛
 和久屋源七
 紅屋次郎右衛門
 美濃屋半兵衛
 糍屋四郎兵衛

正月三日

大仏正面前下ル町
 鞘屋町七条上ル 廿枚
 高倉五条下ル二丁目
 七条大宮東入
 堺町六角上ル
 伏見海道正面前下
 万寿寺烏丸西
 高倉五条上ル
 東九条烏丸
 東九条
 本町五丁目御年寄
 上堀詰町
 堺町中御年寄
 龜屋重兵衛
 清 呷 堂
 五丁目御年寄
 白木屋九右衛門
 富屋町御年寄
 石羽七左衛門
 長谷川又左衛門

正月五日

万寿寺新丁西
 南 金上澄丁
 綾小路室町西入南北会所
 右^上澄丁へ二膳分遣ス
 北 同上澄丁 右二膳分遣ス

同日

綾小路室町西入 二膳遣ス
 大仏
 御千度之節鍵袋出ス、御膳一通・錫一對
 上澄屋長兵衛
 上澄屋半六
 本町老丁目

同八日

上下
 紅屋 講 中

御膳御札廿枚

錫 老対

右双林寺閑阿弥為持遣ス

毎年正月八日東羽倉、七月十七日松本家

同十日

御膳一通
 箱札老 包札三十枚
 錫老対
 油付かわらけ卅枚
 右町計当番方へ為持遣ス事 麻上下着 侍老入・下男老入
 酒出る
 前 之 町

同十六日

御膳一通
 札三枚
 酒老升樽二入
 本町一丁目 武田作右衛門
 十六日

室町中長者町

佐藤源兵衛

同

室町竹屋町上ル

浜口三左衛門

正月六日

奥田仁左衛門

出礼来ル

組重

水菜

雑煮

吸もの

(貼紙)

「六日

一諸司代・両町奉行・方内上下

東西組

公事方 勘定方 目付方

証文方 与力計 同心目付

新屋敷松茸掛上下五人、同与力目付、同人目付、手札持参之事

一出頭惣代社司老人、愛染寺神人老人

供青侍老人

村人足老人

一五本入桐扇子箱

二組入用也

右東西奉行所へ差出候

但、諸司代ハ玄関江申置候事

尤組屋敷之義は茶番ニ為致、案内可申候事

村方人足料正官より白米貳合ツ、遣ス旧例」

市中年礼札納連名日限見計

扇 大仏正面西入

堺屋久兵衛

扇 伏見海道五条下ル

武田作右衛門

扇 大黒町五条上ル

八文字屋小兵衛

御幸町押小路上ル

枅屋茂兵衛

寺町松原下ル

美のや善三郎

扇 富小路四条上ル丁

ならや与兵衛

扇 東洞院三条下ル

吉野や茂兵衛

扇 綾小路新町東入

帯屋七兵衛

扇 烏丸仏光寺上ル

ならや久兵衛

扇 烏丸押小路上ル

井筒屋善介

右南部弥六郎殿行、長札箱願置事

扇 問屋町

柏原孫左衛門

大仏桜町

焼吹屋佐兵衛

扇 祇園富永町

八 百 と よ

寺町松原下ル

大文字や平兵衛

柳馬場三条上ル

槌屋四郎左衛門

扇 東洞院四条下ル

芸州御屋敷

扇 新町六角下ル

箔屋長兵衛

扇 東堀川三条上ル

板倉御屋敷

周防守殿献上長札箱願置候事

扇 榎木町烏丸西入

綿屋徳兵衛

扇 室町竹屋町上ル
 扇 上立売室町西入
 御幸町三条上ル
 手紙・扇 小川出水上ル丁
 同 大宮御池上ル丁
 扇 室町押小路下ル丁
 【二条衣棚西^江入
 西洞院二条下ル丁
 油小路三条上ル丁
 二条油小路西^江入
 扇 四条新丁東^江入
 扇 万寿寺新丁西^江入
 室町下長者町上ル
 葭屋町下立売上
 扇 同あらし丸太町下
 扇 寺之内妙蓮寺前
 衣棚夷川上ル丁
 扇 衣棚御池下ル丁
 浅田六兵衛殿行、願置候事
 扇 新丁御池下ル丁
 夷川油小路西入
 御鏡二 烏丸二条下東側
 富小路二条下ル
 油小路六角下ル
 御鏡老・扇・札 万寿寺新町西入

浜口三左衛門
 筑州御屋敷
 鍵屋四郎兵衛
 中島四郎治郎
 若狭や八兵衛
 奥田仁左衛門
 井筒屋和介
 三文字屋九兵衛
 近江屋長兵衛
 藤田吉兵衛
 岩城店
 月見町
 万屋源兵衛
 鍵屋清兵衛
 一文字屋清兵衛
 八文字や勘六
 笹屋弥兵衛
 蛭子屋八郎右衛門
 上田徳太郎
 玉屋伊兵衛
 速水喜三郎
 野原十左衛門
 河内屋市兵衛
 上澄屋長兵衛

御鏡 室町松原下ル丁
 万寿寺烏丸西入
 仏具屋町魚棚上ル丁
 東九条塩小路村
 扇 東九条烏丸
 西洞院松原下ル
 扇・鏡 室町二条下ル
 柳馬場松原角
 麩屋町高辻上ル
 扇 東洞院五条上ル
 綾小路新丁西入
 仏具屋町五条上ル
 扇 東九条烏丸
 扇 中筋魚棚
 仏具屋町魚棚下
 扇・かゝみ 松原西洞院東入
 新町押小路上
 井筒屋和介替名
 五十九軒
 入用物
 御札 五十九枚
 扇子 四拾本
 供もつ 四十七
 御鏡 七

寅屋甚右衛門
 白木屋九右衛門
 井筒屋六右衛門
 若山要介
 石羽七左衛門
 鍵屋源兵衛
 丹羽小兵衛
 河内屋へ願置候
 井上寿一郎殿行
 原豊三郎
 銅壺屋喜兵衛
 奈良屋新右衛門
 井筒屋孫兵衛
 太田清右衛門
 丹波屋奥香
 仏具屋源兵衛
 山崎屋長兵衛
 丹波や幸兵へ
 子年二月大祀式受

伏見年礼札納

京町大手筋上	大橋新次郎
京町幸筋下ル	駿河屋善右衛門
大手筋下ル丁	薬屋庄兵衛
同立石	高井四郎兵衛
油掛町	津島屋弥兵衛
京橋町	紙屋与右衛門
馬借まへ	高井武右衛門
京橋東浜	大塚屋小右衛門
京橋東浜	丹波屋長兵衛
同	木津屋与左衛門
同	丸山瀬平
同西浜	八百左
西浜	大佐
同 伏奉行所年礼之節立寄 役船之義兼而相願置候事	新船番所
京橋	松屋伊兵衛
同	北国屋七兵衛
同	野村五左衛門
同	大仏屋四郎兵衛
同	醍醐屋八兵衛
同	水六
同	小部屋弥兵衛
同	鍋島屋七右衛門
青殿橋上ル問屋町	伊原伝兵衛
京橋向	焼灯屋八兵衛

廿三軒

御札 廿三枚	内海数馬	同札辻留	下村良介
扇 拾本	大津屋忠兵衛	小栗栖村	清左衛門
箸 十七	一 箸	四膳	
供物 廿三	一 醍醐		
	一同		
	長札箱 一	箸	四膳
	包札 三	供物	四
	扇 五本		
	京都伏見醍醐小栗栖札賦		
	惣入用高		
	長札箱		
	包札 八十五枚		
	釧先 七十四枚		
	箸 廿一膳		
	扇子 五拾四本	但、四本もの持御添	
	御鏡		
	書状 壹通		
	板倉周防守殿	長札箱・書面	堀川三条上ル丁御屋敷
	井上寿一郎殿	用意麩や町高辻上ル【豊】	
	役人角替角藏	子年大祀式受	同 原豊三郎 柳馬場松原角河内や願置候

松平土佐守殿 御留守居 中島小膳・【武山吉平】武山吉平

改春之御吉慶不可有蓋期御座候、先以 殿様益御機嫌能為遊御
越歳恐悅至極奉存候、随而如例年御武運長久御安全之祈啓勤行仕、御
祈禱之御札奉指上候、年始御祝詞申上度、各様迄捧愚札候、御序之
刻宜御披露奉願候、猶期永日之時候、恐惶謹言

正月二日

羽倉撰津守信義

板倉周防守様

御用人中

(墨書抹消)

「新年之御慶賀候、不可有休期御座候、先以 殿様倍御安泰可被
成御越年恐悅之至奉存候、随而如例年御武運長久御【繁栄】〔安全〕
之祈啓勤行仕、御祈禱之御札奉指上候、年始御祝詞申上度如斯御
座候、御序之砌宜御披露奉願候、猶期永日之時候、恐惶謹言

正月

羽倉撰津守信義

何守様

御用人中

新年之御吉慶不可有休期御座候、先以 弥御安康可被成御越歳珍
重之至奉存候、随而如例年於 神前御武運長久【御繁栄】〔御家内安全〕
之祈啓勤行仕、御祈禱之御札奉差上候、年始御祝詞申上度如斯御座
候、猶期永日之時候、恐【惶】〔惶〕謹言

正月

羽倉撰津守信義

南部弥六郎様

右鳥丸押小路升善願置

新年之御吉慶申納候、弥御安健可被成御越年目出度御義二御座候、

然ハ如例年於神前御家内安全長久御繁栄之遂祈啓勤行、依之御祈禱
之御札神供物等致贈進之候、幾久敷御受納可被下候、猶期永日時候、
恐惶謹言

正月

羽倉撰津守信義

中島四郎次郎様

小川出水上ル丁

上立亮室町西入、屋敷願置

筑前福岡家中

勢州桑名

札供物・書面 久野外記

札供状

南部一道

同

勢州桑名

同 野村新右衛門

同

山田彦右衛門

ノ

同 藤之介

江戸下谷東坂下与力丁

勢州朝明

同 祢津新之介

同

伊藤伝左衛門

江戸芝神明社同

同所桑名

同 杉本要人

同

竹内弥兵衛

右東洞院三条上飛脚屋出ス

濃州中島郡須賀村

和州郡山

同 加納久之進

同

浅沼三郎右衛門

江戸新橋

同

大庄屋衆中

同 浅田六兵衛

同

惣代【衆】中

半箱札

同 右蛭子や八郎右衛門方願置候

同

下谷和泉橋藤堂和泉守殿裏門前

土佐

下谷和泉橋藤堂和泉守殿裏門前

半箱札 長瀬順次 同親類 羽倉外記

土佐屋敷へ願候

当亥年次百足来子年より毎年正月金廿五足釣鐘札供物差遣ス

尾州大津町下辻番より下三軒目東側 牧儀 十郎

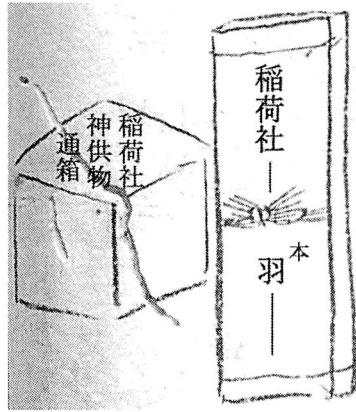
毎年金廿五足ツ、奉納、毎年供物札差遣ス、南部一道殿迄出ス

桑名南部一道方行 水谷 太兵衛

当亥年八月より毎年毎月朔日・十五日・未午日本社へ御供調進、御供料一ヶ年分金五百疋、白狐社・命婦社金貳百疋、右年々冬分ニ奉納相成候事、御下り正五九月ニ飛脚を以遣ス

伊賀上野 藤堂 金七

右文通名当 藤堂金七内 竹岡久之丞



奉書一ツ折、左之通認、神供物ニ添而遣ス

一筆致啓上候、冷氣相催候処、愈御安康被成御座珍重奉賀候、然は毎月朔日・十五日・未午日、於神前御武運長久御家内安全繁榮之遂祈啓勤行、依之御祈禱之御札・神供物等致贈進之候、幾久敷御受納可被下候、恐々謹言

九月十五日

羽倉撰津守内

前田健藏

藤堂金七様御内

竹岡久之丞様

正月十八日夜より出船、大坂・伊丹・池田・尼ヶ崎順行

役人 前田健藏

兩掛持下男 弥介

伏見寺田屋方着、新船番所方江役船拾人前宜敷御取計之義願出候、差控居候、追而役所より沙汰有之候事、

大坂八軒家京屋方着船、朝支度いたし、夫より大坂順行、万人講元播磨屋清兵衛方着、伊勢屋惣介方挨拶【相】(罷越、其上御神物等相渡、其上は講元差図次第相まかせ可申事、大坂用済次第尼ヶ崎講元(原文空白)罷越、神物等相渡、其上差図次第可致候、

尼ヶ崎用済次第、伊丹稲内講元豊島屋伊七・丹波屋伊介兩家罷越、右止宿之義講元差図次第取計、追而講元旅宿へ罷越候節、神物等引渡候事、講内順行之義は差図次第第二可致候事、右稲内講用済次第、同所稲榮講元吉田三柳・山村伝一郎方罷越候、年札被述候、右止宿之義順替被致候事、何分先方差図次第可致候事、

御札・扇子・はし 京屋忠兵衛 長札箱・扇一對 内山彦次郎
長札・扇二 古屋源之祐 長札箱・扇壹 丹羽欣次郎
同 大森権兵衛 半札・扇一・はし 関弥次右衛門
半札箱・扇・はし 衣笠才右衛門 札・供・はし・扇 万 宝 院
天満東寺町前

同・扇 同鳥居筋東入南側 同表門筋立田町 大和屋文次郎 札・供・はし・扇 番箱屋四郎兵衛

同筋九丁目下駄や

山田屋五郎兵衛

西川屋太介

天満十一町樋上町

牛尾右京

津島屋藤藏

中ノ島肥後はし北詰

なんば

添二委敷認有之 岡御屋敷

松本はる

なんば新地

平の町一丁目

同 金ヶ崎

浜屋源兵衛

平の町一丁目

今橋通尼ヶ崎丁二丁目

同 日野屋作五郎

松屋吉兵衛

道修町一丁目浜

あんとしはし南詰

同 河辺七兵衛

川崎屋太介

今橋老丁目

西横堀京町はし

吉見俊造

櫻屋卯八

長札箱

四ツ

半札箱

式ツ

劔先

三十

御札

三十

札供物

五ツ

扇子一对包

四

扇 四十本

万人講

伊勢屋惣介

はりま屋清兵衛

大狐 式対

小狐 式対

御札

小茶 拾三本 但、一袋二付五分かへ

大茶 式本 但、一袋二付壹匁かへ

扇子 一对宛 兩人

大麻間情 壹社

伊丹稻内講 豊島や伊七

たんはや伊介

大茶 式本

扇子 二本宛二包

守 式ツ

小茶 十式

尼ヶ崎 弥右衛門

大物村 弥次兵衛

大茶 式

扇子 式本宛

小茶 十四

扇子 拾本

箸 甘膳

南堀江黒金はし

同栄寿講 伊丹 吉田三柳
山村伝次郎

大茶 式本

扇子 式本苑二包

小茶 十

池田講中 蜜柑屋源兵衛

大茶 一袋

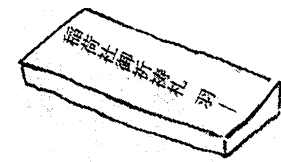
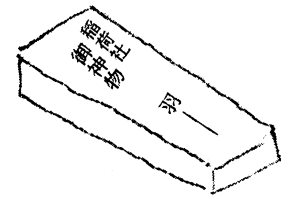
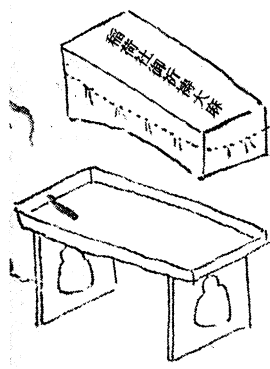
扇子 式本

中川修理大夫殿献上
大茶 一袋

右用人行

外箱 杉

中箱 長札箱 檜

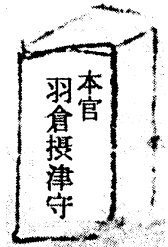
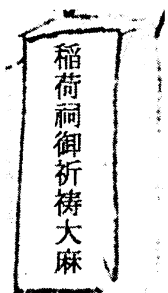
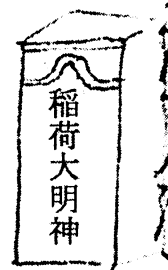


右大坂屋敷持参、玄関通案内いたし、取次之者相渡、名前承り可申候
事

大坂万人講行大麻

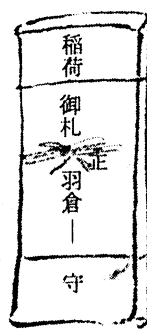
外箱 桐

中箱 小鷹張、みの紙二上包、四赤水引カケル



稲荷社御祈禱大麻

大坂御留守居行
長札箱



二月朔日神供奉進

二月五日・六日初午

四日より御社廻備柳取入

御社かり家建、夫々手筈可致候事

御本社番 尾崎 外記

上御殿 尾崎 右内

尾崎 主税

若宮御殿 尾崎 要人

白狐社 尾崎権之介

加入 清蔵

玄関番 大石長兵衛

経師 次介

榊方 左吉
取持方 翠 広吉

左官
大石為二郎
本社財錢方

十日・十一日・十二日

子年二月初午巳午未

金貳朱

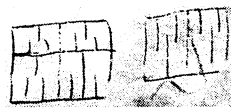
当百三貫八百文 銅錢拾貫文

文久 四文錢六十式貫文 小錢百八十七貫貳百文

錫 四文錢廿貫文 二朱分 二百七十九文

二月初午神供奉進

青山飾
本殿四枚切



本社兩脇台提灯貳本
白狐社前 壺本
小社前 壺本
門前 貳本
燈籠向一式

本社かり家渡道具類
壺 三帖 白狐社 兩宮
屏風 壺双 荷田社 相殿
火鉢 壺 門面 小社
土瓶 壺 杉原 四枚切
茶碗 右權太夫幣タテ
炭灼 炭入 祝義貳百文遣ス

二月初午前々日、尼ヶ崎講中より魚類奉納上京被致候、止宿石川ヤへ遣ス、
初午前日、伊丹古講參詣被致候、御神酒二月初旬二着可致約定、止宿石川

屋差遣ス、当夜当家より酒肴持參、役人挨拶罷越候

初午当日、当家^ニ神酒・赤飯頂戴被致候、引次酒肴差進可申候事

右取持方權之介相勤可申候ニ付、別段会積金五十疋差進候事

伊丹連中ハ何れも酒肴ニ付席なかへ何分酒御希宜敷候事

池田講中兩人參詣被致候御初穂金 壺貫文 番人 八兵衛

八百文 尚回覽出勤料八兵衛より渡ス

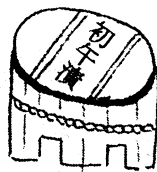
右前同様下宿差向、右同様取あつか可致候事

貳百文 初午夜別段見廻り^ニ八兵衛遣ス

右兩日共參詣立寄候人、赤飯酒差遣ス

女御御所 初午漬献上

台のし



書状なし

此樽海道七条下ルおけや^ニ拵、代四百文計

名代伊勢守殿出願有之候事

堂上方初午漬

九條様御諸太夫中

鷹司様御諸太夫中

西園寺様御諸太夫中

花山院様御諸太夫中

書状付 貳重

書状付 二重

同 壺重

同 壺重

白川様御雑掌中

同 式重

内一重ハ雑掌中へ進る、都合二重

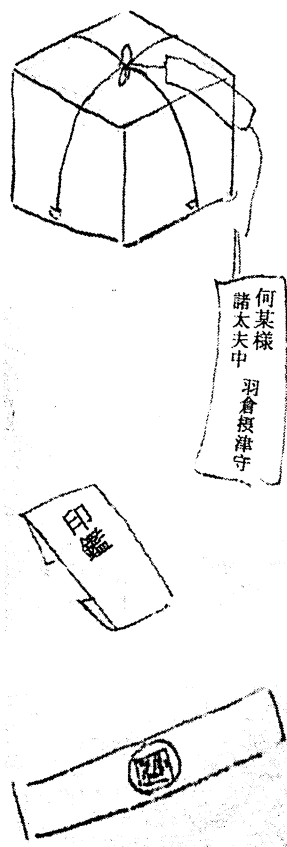
今出川様局江

是ハ奥様より書状付 老重

万里小路様御雑掌中

書状付 老重

右何れ重箱ニ入、外箱付、ひもむすび、半紙左之通切、まん中ニ印おし、右ニ封いたス、外ニ半紙さしゆき切、左之印おし印鑑ニ一札宛【印】付而半紙ニ札付スのしなし



書状文言

一簡啓上仕候、余寒之節ニ御座候得共、先以 益御機嫌能被遊御座奉恐悦候、随而如嘉例初午漬献上之仕候、御序之砌宜御披露可被下奉願候、猶期後慶之時候、恐惶謹言

『近來文言改 年中執事書、半切認』

正月 羽倉撰津守信義

何様 御諸太夫中

(貼紙前出「書状文言」の上に貼付)

「半切認草崩封

以手紙得御意候、追々春暖相催候処、

弥御安康奉珍賀候、然は如

嘉例初午漬献上仕候、最御序之砌宜御披露奉願上候、已上
何様 御諸太夫中

市中初午漬賦運名

大仏正面下ル丁

同

大仏正面

鞘町七条上ル

大仏正面西入

伏見海道五条下

大仏

問屋町五条

御幸町五条下ル

大黒町五条上ル

五条若宮八まん前

木屋町松原下

寺町松原下ル丁

同丁

【同丁】〔河原町〕 松原上ル

御幸町五条上ル

御幸町五条下ル

同

同丁

同

【麩屋町松原下ル】〔御幸町万寿寺下ル〕 井筒屋忠蔵

本町五丁目

新五丁目

荒物屋庄兵衛

上堀 詰町

堺屋久兵衛

武田作右衛門

本町老丁目

柏原孫右衛門

今津屋藤吉

八文字や小兵衛

袋 中 庵

灰屋孫兵衛

美濃屋善三郎

大文字や平兵衛

吉本二右衛門

安 土 町

河内屋新兵衛

信濃屋伊右衛門

伊予屋庄兵衛

大 久

麩屋町松原下ル	上鱗形屋町
同	【翠広】〔すみや〕屋善兵衛
同	伊予屋嘉兵へ
麩屋町高辻上ル	原 豊 三 郎
麩屋町松原下ル丁	美濃屋喜兵衛
同	近江屋万右衛門
同	中村屋徳兵衛
土佐御屋敷	御留主居【長瀬】〔中嶋小鉄、武山吉平〕
祇園町	八 百 と よ
三条縄手東入	みのや徳右衛門
御幸町三条	鍵屋四郎兵衛
堺町御地	越前や弥右衛門
寺町姉小路上ル丁	水口屋佐次右衛門
富小路四条下ル	ならや与兵衛
高倉仏光寺上ル	加賀屋喜六
柳馬橋蛸葉師	吉野や太介
綾小路新町東 ^江 入	ならや新右衛門
四条新丁東入	岩 城 店
高倉五条下二丁目	富 屋 町
高倉五条	堺 町 中
大仏八丁目	万屋清兵衛
大仏八丁目	松屋利兵衛
大仏【小川小門前】〔桜町建仁寺東入〕 三 宅	
○麩屋町松原下	近江や万右衛門
東洞院松原上	飛騨や彦兵衛

鳥丸二条下ル	丹羽小兵衛
御幸町六角	松屋吉兵衛
二条室町東入	小田原屋善兵衛
大仏	沢屋次兵衛
祇園	竹 の 坊
万寿寺烏丸	白木屋九右衛門
万寿新丁	宝 光 院
万寿寺新町	月 見 町
仏具屋町松原下	上澄屋長兵衛
西洞院松原下ル	井筒屋三郎介
屋町松原下ル	鍵屋喜右衛門
寺町高辻下ル	寅屋甚右衛門
室町押小路	元 兩 替 町
古屋敷	万屋勘右衛門
御地屋敷	播磨屋源兵衛
同	下 田 耕 介
御室御所坊間	上 田 鉄 之 介
同	草 間 列 五 郎
室町二条下ル	芝 築 地
六条	石 崎 鎌 三 郎
丸山	三 浦
○	丹羽小兵衛
	山かへしおろし
	うたの
	正 阿 弥

室町
鳥丸四条
伏見初午漬賦運名
下町
京町大手筋
京町大手筋下ル
同丁
【立石】
油掛町
京はし
馬借まへ
京はし

円何左衛門
山 森
つゑの
大橋新次郎
駿河屋善右衛門
薬屋庄兵衛
【高井武右衛門 (四郎兵へ)】
津島屋弥兵衛
紙屋与右衛門
高井武右衛門
大塚小右衛門
たんはや長兵衛
木津や与左衛門
丸山瀬平
八百左
松屋伊兵衛
北国屋七兵衛
野村五左衛門
大仏屋四郎兵衛
醍醐ヤ八兵衛
水 六
小道具弥兵衛
鍋島屋七右衛門

青殿橋上ル川内丁

【京橋向】

だいこ
だいこ
小栗栖村
だいこ
伏見帯刀町

伊原伝兵衛

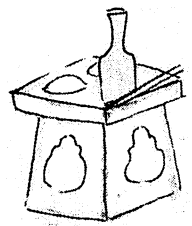
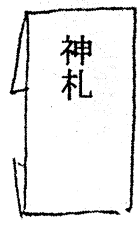
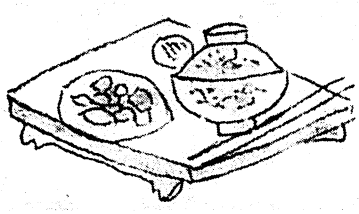
【桃灯屋八兵衛】

内海数馬
下村良介
清左衛門
大津屋忠兵衛
丸屋甚兵へ

神事方

毎年二月廿四日より廿【四】(八)日中迄日数五日之間、京都氏子町々より神馬料奉納罷越候、其節座敷江相通、神酒遣ス、引次酒肴遣ス
社司一同立合有之

神札一枚宛遣ス
両替方松原麩屋町東入銭屋喜太郎手代出勤有之、為出勤料金百疋遣ス



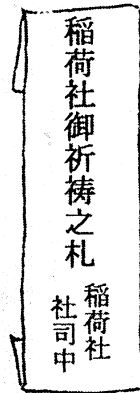
皿盛 たこ
蒲鉾
くわへ
みかん
紅生姜
吸もの 白豆腐
味噌汁
あちやら漬
ほし大根
昆布
とからし

神酒
昆布
鯛

御神事方

引盃

二月廿六日、五条橋詰町江左之包札三十三枚供物札為持遣ス



(貼紙)

三月朔日

宮津飛脚 室町松原上ル 宮津定宿 三本木宮津屋敷

亥十一月相改

御留守居預ニ下役局へ願置候

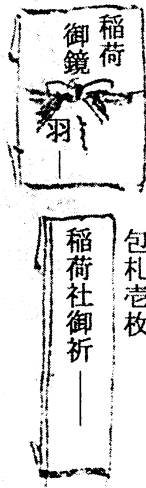
金三兩収納

宮津家中 三宅源藏

十二月朔日より五ヶ年之間、毎月朔日献上、年々三月朔日退供

願主へ罷遣ス、神供御鏡壹重

御鏡一重



一筆致啓上候、——愈御安康被成御座珍重奉賀候、然処昨朔日於 神前

御武運長久御家内安全之祈啓勤行仕并御供献上、則退供御鏡壹重御祈禱

書御札差上候間、目出度御受納可被下候、已上

三月四日

羽倉撰津守内 前田健藏

三宅源藏様

三月朔日 神供奉進之事

三月三日 神供奉進之事

三月朔日退供鏡遣ス

宮津 三宅源藏

三本木宮津屋敷願置

三十九才

金三兩

当亥十一月より毎【年】(月)朔日献上、毎年三月朔日退供遣ス、五ヶ年之間

メ

神事方

三月神幸前、大仏当町より幣杉葉榊台受取来る

榊台 壹 幣立下行

幣 白銀四匁三分当町より持参

外美濃紙幣 杉葉

御札三十五枚



神幸分

三月末ノ午、御神幸神供奉進 但、早朝御鍵代官出頭、夫より内陳ニ而御

搦有之、夫より神供奉進相成、夫より五ヶ村相揃、諸人夫々相揃上、御

輿御写有之、夫より社司夫々下殿

当日早朝、御本社【備】(構)夫々掃除可致候事

ご壹枚本社前板間ニ敷置、社務拜有之事

『神幸』

当日早朝

神璽御劔御袋箱入之俣

文庫 奉書

ほたん 杉原三十計

みの紙
硯箱老組 はさみ入

神馬老疋 馬吉より引込

『鏡 轡 備用

竹屋町 烏丸 升喜』

馬具一式

白絹菊紋付

木綿腹帯

白房

たち義々

すゞ

縄三ツ 内こなわ一有

馬部 わらんじ二足当家より催

御社より前日参ル

右之つゞらニ在中

神馬老疋

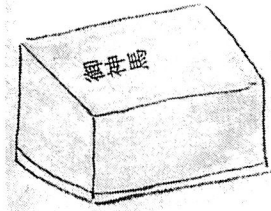
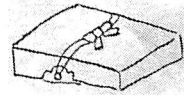
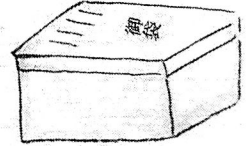
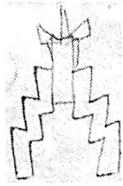
馬部 式人 五右衛門

『口付』源三

外二口付老人 馬吉より神馬添来ル

沓籠持老人 御社より

奉書四枚



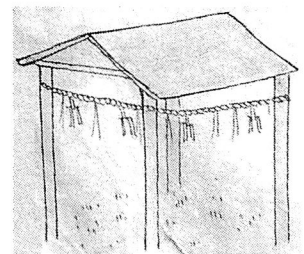
当門内ニ神馬小屋

右前日ニ建置

馬損料 子年増老貫文 一疋二付式貫百文宛

神幸後、馬損料老貫百五拾文馬吉渡ス

但、口付老人共



一御旅所神人休所之義、旧例南【右雨庇ニ】(廻廊ニ)幕張休所致居候処、近年当家座敷貸遣シ候処、近年無案内ニ罷越候二付、当年右引合いたし休所相断申入候処、神人銘々当家門前溜、殊雨天ニ付甚ニ困居候、無程生島右京之介出頭被致候、段々相断被申候二付聞濟、是迄之通座敷通シ遣ス、已来以前相願罷越候訳堅右京之介殿へ引合致置候

生島右京之介

田中兵部

中村右近

一九条村以前相願罷越候二付例通貸遣ス 健藏出頭

当年今夜丁向けんくわ等いたし、門戸打勝手之取計被致、猶玄関へ土足

ニ通、甚々不法之義被致候二付、三月廿八日庄や田中氏へ罷越面会、已

来相断可申由申述候処、何れ跡より御返事ニ可及候由二付被引取

神事方催 甘本之内、神幸之節五本人用神人受取参る

一松明甘本 衛士 彦介 一社二付一本宛大鳥居より

右ハ毎年以前鳥目式百文半紙一折遣ス、牽候節申付候事神事方催

『時ノ正祢宜勤仕、不参時ハ祝也』

一輪旨御請 大西相模守殿

廿四日晝八ツ時出頭、同日六ツ半時御社納

当家座敷備

大台茶わん

風呂土ひん
玄関北ノ間ニ置

廿四日夜

廿四日夜

一本社両脇台焼灯式本

門前両脇台焼灯式本

但、廿三日夜又は廿四日朝なし

但、廿三日夜・廿四日朝なし

一御出輿之上日供相備可申候事

当年ハ昼後八ツ半時御出立、夜五ツ半時御社納可有之候事

一御引取前かまへ置

中門石壇下南方ニ水桶差出置

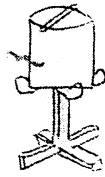
此桶御社より受取

右御社より分役正介へ申付置

但、手ふきなし

御入社前正介より出ス

夕刻ニ出置



一神事方 (山掛之カ) □ 節は、当日早朝門前両脇台焼灯式本火入

神事方

一番人八兵衛夜廻り、尚百三枚蠟燭拾叒掛六丁程相渡

神事方

一拝殿四角高張四本出ス、蠟燭夜通し凡三丁当、合十二挺

一拝殿幕張之義右御何れも前日より差出ス、御輿番五ヶ村廿三日夕飯・

廿四日朝共飯切手廿枚渡

但し、御輿一社ニ付式人宛番人之積り

廿三日

一神事方江社司一同・神人・衛士・行列方・村方・人足方召出、神幸ニ付

万事氣お付心得違もの無之様、銘々へ申渡し有之、其節清火ニ茶火何れ

も別火ニ有之候事

一御神幸之節、東西奉行組与力同心警固辻固等出役場所へ行列書差出候事
『文久三亥年ヨリ 勅裁之神事修行方へ被 仰出、依之出勤挨拶、并行列
衛士不用也』

但、東西組立合出役場所ハ二通差出ス 先凡九通入用意共十通認

一神事方より

雜式上下兩人酒三升樽ニ入

見座
中座 酒式升樽

下部 右下宿愛染寺へ為持遣ス事

一沓籠持老人 殿・目兩祭順番

一弁当一組 大石長兵衛 造酒

酒たんほ 長谷川權太夫 木工

一 一弁当 馬部【弍】(弍)人 五左衛門

口付老人 源三

本口老人 既より

神幸三月末午

還幸四月卯

三月廿一日

白豆腐二丁 西大西家 子年大西

大師備 森家

釜數入



右前夕ニ為持遣ス

子年東・丑年西

一四月朔日神供奉進

御旅所中十二之ほらトいか三はい備 日限見計

還幸前表馬場掃除日限見計 当家より式人・愛染寺式人

但、都合四人之处下男共申合せ式人^ニ廻る、老人分式百文酒代^ニ致ス、右二付式百文遣ス

亥年四月九日 当家勇藏・愛染寺左吉相勤メる

一 四月御【遷】『遷』幸、卯ノ日当年十五日早朝あおいの催松本家より出る、引続御鍵

【神供】奏進、御輪^(マ)旨始神宝神馬社司夫々旅所^江御出、朝四ツ時

卯ノ日夜二入御帰りの節は門前両脇台焼灯式本 玄関行燈出し置

本社両脇式本台焼灯差出ス 茶田葉粉皿、神幸之通いたし置

白狐社老本・荷田社老本 旅所神人九条村休所

手水桶 神幸之通出し置 御社より分役正介へ申付候事

四月還幸伏見丸屋甚兵へ老斗^ニ五重鏡備

御神馬 馬部 五左衛門・源三 わらんじ二足、杵籠持人足方より

御輿 御輪^(マ)旨御入社之上

神供調進之事 松本家催

年還幸人足請負方 今出川烏丸角 鍵屋新兵衛

侍七百五拾文・平人五百四拾八文

表馬場先台焼灯

一 正官始御残之方、御輿御帰り迄拝殿^ニ御尋^(マ)受之事

夕刻御からと御鍵代官

一 四月廿七日進物

藤ノ森神事二付鯖相賦

白河殿 鯖二本

御池 上田鉄之介殿 鯖二本

古玉室 下田耕介殿 鯖二本

雑掌中 鯖二本 三条 三浦錦次郎殿 鯖二本
右例年相送る 右例年相送る

禁裏御所毎月御祈祷

『十四日触出し』

右毎月十六日御祈いたし

廿八日二大麻献上、社司相勤

『献上日限前以相伺事』

入用もの 越前奉書老枚・美の紙二枚・麻櫛 八本

一 五月朔日神供奏進

五月朔日御膳調進願置

本町 武田作右衛門 麩や町 中徳

祇園町 八百とよ 柳馬場三条上ル 浜名翠

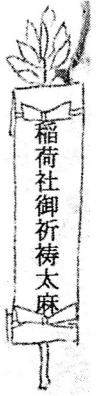
万寿寺新町 同宮町 下百老人室町西入 灰源

同町 上澄や長兵へ

五月朔日比日限見計、伏見奉行罷出、大玄関より罷通り、御用人衆へ御目二懸り度旨申入候、取次之もの寺社方間へ相通し、無程御用人衆出合、来五日藤ノ森神事二付、今四丁向らん法致間敷様五ヶ村へ御申付被下置祈願所之達を以夫々へ御申付被下度願上候

一 五月四日夜宮神供奏進

申ノ刻、御殿預・目代御兩人ニテ御勤、神人一臈老人相勤可申候事



『越前中奉書也』
上包【台】「小」鷹紙中ニ大麻神を本さす

三度

神酒土器

八脚

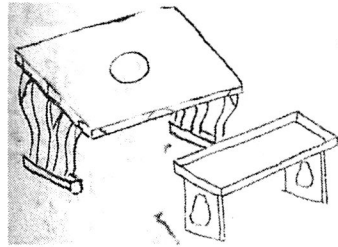
土器

一枚のせ

両脇

田中社

四王大神

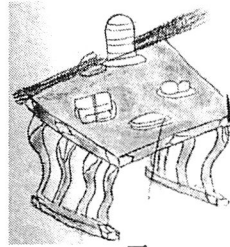


本社三膳

下社

中社

上社



三度

三度

千卷

御飯

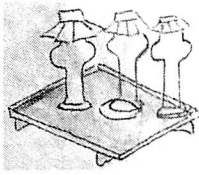
ふとまがりだんご

もち 二

かわらけ【三】「巻」枚

右之通御本社三膳備

右何れも柿の葉引

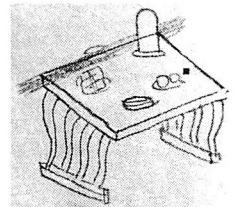
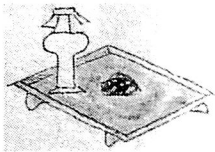


御本社分

白狐社

御膳并神酒奏進

此分当家へ下る



だんご米五合

八兵衛五日夕飯料百文遣ス

菖蒲【生】 本社五社備二本宛 よもき一本添

都合拾五本

蒲生 人料四拾式本 よもきなし

本社・白狐社小社廻り相備

門前・玄関夫々屋根へ

菖蒲六百把 子年七百年

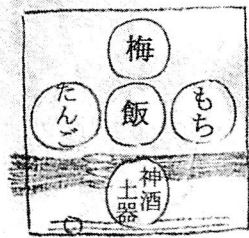
よもき六六把

代五百文

五月節句、大神供奉進 中神主

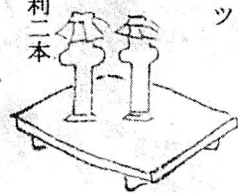
五月節句、藤森神事ニ付御興進奏進

二膳



巻ッ

徳利二本



持寄奏進

御飯

餅

千卷

神酒

目代 六

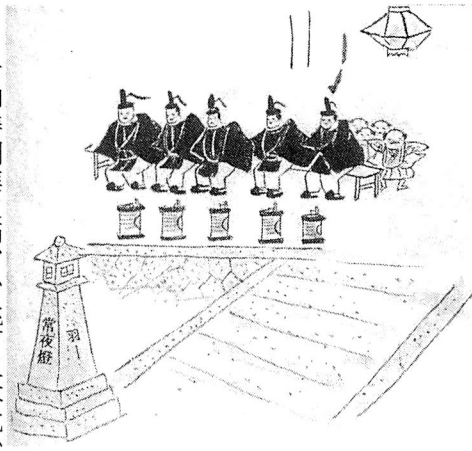
上神主【甘本】【十二】

社務 五ツ入四本

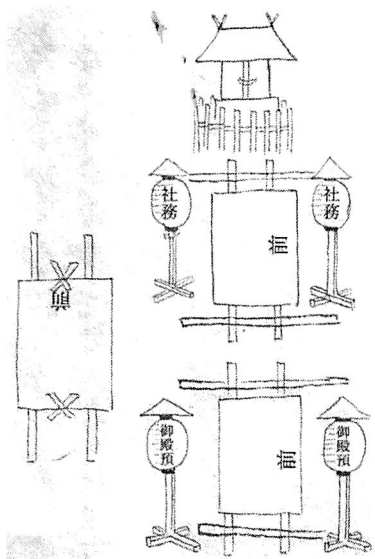
中社 六本 三ツ入式本

千巻口伝廿六

楼門前



右御膳調進之節、台焼灯二本此台の前二直し、此所^二而調進



藤ノ森御輿へ御膳奏進之事

【神酒】



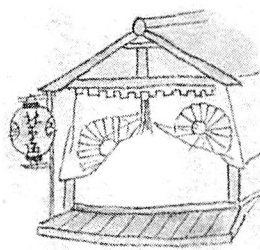
- 一 五月五日夜当家門前両脇台焼灯式本
- 一 御本社両脇 当時なし
- 一 白狐社小社廻り なし
- 一 同夜藤ノ森御輿藤ノ社へ御越之上、正官五人出頭有之、当家より神酒・御膳奏進いたス

毎月朔日・十五日・未・午ノ日、白狐社・命婦社毎月朔日・十五日

五月分 伊賀上野 藤堂金七 五月分御供遣ス
 五月廿二日、神事方催
 神酒神供調進有之、神事当町出勤被致候、銀三枚奉納之處、近年金四百疋奉納有之候事、

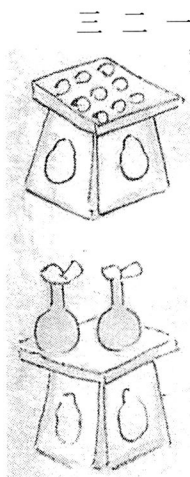
氏子参詣人休所会所^二所翌日より掃除可致候、

右玄関二菊の幕張、神事方高張式本建、一本ハ前見
 通し、一本は入口二建
 右奏進之節、御社前二是なし
 しよぎ二三脚相構置、右処^三而拜致之



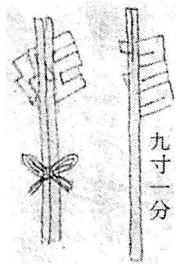
御膳三通

御神酒二対



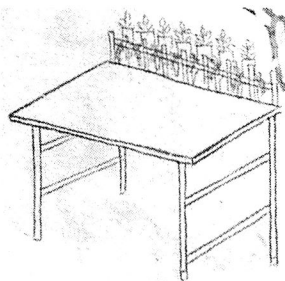
右神事講へ相下る
 会所迄為持遣ス事
 右神事講神供二付御文庫より出る
 幕老張・鈴德利一箱二本入・
 高張式本・氏子連名帳

二本くゝり貫赤水引三くゝり一筋二ツ折



九寸二分

麻八本 長サ三尺計



外二一組

同捧台長サ二尺計

当時なし

当時なし

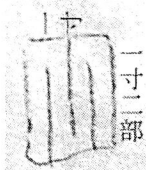


幣仕様之事

此数十六本

美濃紙左之通折、中二付木一枚入る、しのぶ竹

口上

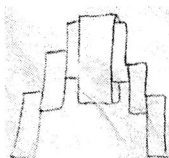


一寸二部

二枚ツ、挟

長サ六寸

巾二寸



幣奉書一枚八ツ切

四枚かさね

一於当社例年之通六月晦日名越大祓祓執行候二付、御祓麻人形進之候間、

御願望之方ニ【は】〔右〕祓麻串ニ、何才之男何才女と夫々ニ御記置可被

成候、右祓麻を以御祈祷致執行候、尤当月十五日後取集役人差出候間、

其節御渡可被成候、右之趣御町内御披露承頼入存候、已上

六月

稻荷本社社司中

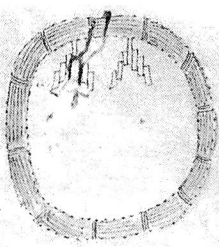
御年寄

御町中

追而御奉納物之義は十二銅二不限御志次第第二御座候事

名越繪

分役 右正介へ申付候事

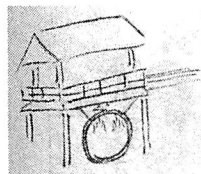


六月晦日名越神供調進 東松本家催

昼後八ツ時比調進之事

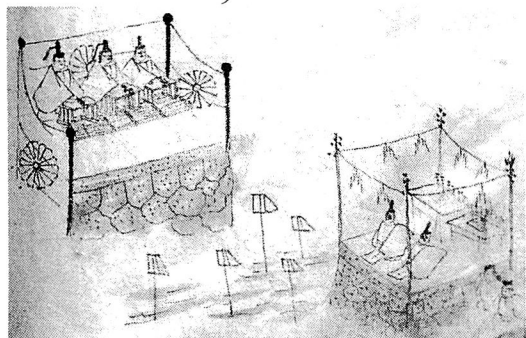
祓川祈祷詩待合絵馬堂下二

出頭待合揃之上名越祓取掛り



祓川名越祈祷有之

正官始夫々出頭御勤有之候事



神事方催以下男白丁差出ス

祓川掃除之義、六月廿五日過勝手ニ手伝方・鍵師方申付例年之通可致候

市中暑中見舞日限見計

伏見海道五条下ル

團扇二本 武田作右衛門

取合

御幸町五条上ル

元政団式本 安土町年寄

スキヤ二本 五人組 信濃屋

蛤形 壹本 伊予屋

ズ二本宛

同丁伊 津 忠

三本宛 大 久

麩屋町松原下ル

上三本宛 上鱗形町年寄

五人組 近 万

中 德

外 みの喜

柳馬場六角【下ル】〔上ル〕

上二本 烏丸押小路下ル

浜 名 政 年

新町御池下ル

並三本 上 田 徳 太 郎

室町竹屋町上

上二本

浜口三左衛門

取合五本 伊勢屋久左衛門

○並二本

麩屋町高辻上ル

○同三本

原 豊 三 郎

富小路四条上ル

同二本

寺町錦小路上ル

水口屋佐治右衛門

中二本

御幸町三条上ル

並三本

鍵屋四郎兵衛

御幸町三条上ル

取合三本

松屋 吉兵衛

東洞院三条下ル

榎木町小川角

三本

伊勢屋喜右衛門

大宮御池上ル

三本

若狭屋八兵衛

大宮三条上ル

鳥丸竹屋町上ル

近江屋与右衛門

蛸薬師大宮東江入

○並二本

新町寺之内上ル東江入

○同三本

岡本伝七郎

右道正庵役人

寺内大宮東江入

八文字屋勘六

元誓願寺知恵光院西入

上二本

三 弘屋長兵衛

同二本

日暮丸太町上ル

宮 崎 鶴 吉

日くらし丸太町下ル

一文字屋清兵衛

東中魚棚上ル

万寿寺新町西入

上澄屋長兵衛

下珠数屋町東洞院西入

駒井屋新兵衛

猪熊丸太町上ル丁

鈴木

伏見海道五条下ル

同

北 沢 出 雲

同

六角堀川東へ入

三本

箱 市

三条通小川東江入

上二本

小 嶋 喜 介

四 条 新 町 東 江 入

岩 城 庄

烏丸綾小路上ル

ならや忠兵衛

綾小路新町東入

同

綾小路新町西入

同

同五本

○ 八 田 き く

きおん丁

近 江 や 常 吉

東洞院五条上ル

銅壺屋喜兵衛

高倉濟光寺上ル

同

加 賀 屋 喜 六

下珠数屋町東洞院西入

同

丁子屋九郎兵衛

問屋町

同	本町老丁目年寄	同	柏原孫右衛門
同	松原西洞院		
同	山崎屋長兵衛		
(貼紙、下部切断)			
三	上田		
竹の坊			
沢次			
京都分	四拾六軒		
百三拾四本			
改	二本宛九十二本		
外	祇園丁みよと裏		
二本	鈴木くま		
	高瀬松原西		
二本	尾張や平兵衛		
	室町二条下ル		
二本	丹羽小兵衛		
	大宮松原入ル		
別納	伊賀や治郎兵衛		
子年より右官情取次二付			
	麩や町松原下ル		
二本	みのや喜兵へ		
五月廿九日、源左衛門江鯉為持遣ス、前々控有之			
四十九軒	九十八本		
		伏見之分	
		京はし	
		水	六
		京町大手筋	
		駿河屋善右衛門	
		上三本	
		京町大手筋	
		二本	
		薬屋庄兵衛	
		鳥居まへ	
		高井武右衛門	
		京はし	
		丸山五兵衛	
		京はし向	
		醍醐屋八兵衛	
		同	
		野村五左衛門	
		上三本	
		京はし	
		鍋島御屋敷	
		同	
		松屋伊兵衛	
		新番所	
		阿波殿ばし	
		伊原伝兵衛	
		京はし	
		鍋嶋屋七右衛門	
		二本	
		豊後はし	
		此分亥年ハ見合	
		京はし北江入	
		針屋庄九郎	
		京はし	
		此分差返し	
		水	六
		京はし北江入	
		小道具屋弥兵衛	
		京はし北詰	
		山形屋市兵衛	
		京はし北浜	
		大塚小右衛門	
		京町大手筋上ル	
		大橋新次郎	
		京はし向	
		大仏屋四郎兵衛	
		京はし	
		大	佐
		京はし西浜	
		北国屋七之介	
		京はし北浜	
		たんはや仁兵衛	
		廿老軒	六拾七本

二本 伊丹屋久兵衛 亥年 改二本宛 四十二本 外拾軒 二本宛廿本 合三拾本
 上三本 三軒 大澤屋忠兵衛 同 内海 数 馬 伊丹永寿講 池田講
 同 下村良介 〆廿四軒 亥年改四十八本 三 吉田 三柳 三本 三本 三本 三本
 〆五本 式本 茅野屋

大坂暑中見舞団扇賦

高来はしすし平之町老丁目 今橋一丁目 吉見俊造 北原物 清右衛門 三 五本 山村伝次郎
 備後町老丁目東入 今橋通尼ヶ崎町二丁目 外 六軒二本宛 拾式本 合廿二本 〆五本
 三本 〇 淀屋源兵衛 五本 〇 松屋吉兵衛 外 六軒二本宛 拾式本 合廿二本

中ノ嶋筑前はし 西横堀斎藤町 尼ヶ崎稻栄講 〆大坂・伊丹・池田・尼ヶ崎
 三本 〇 津寫屋藤藏 三本 〇 大和屋林藏 三 弥次兵衛 合 上 廿六本
 道修町老丁目浜 日吉ばし坂本町 三 弥右衛門 中 六拾本
 三本 〇 河辺七兵衛 三本 〇 大和屋嘉藏 五本 弥次兵衛 下 五拾九本

中ノ嶋湊はし北詰東江入 藤や太兵衛 五本 弥次兵衛 〆 百四拾五本
 (貼紙) 大坂今橋一丁目 吉見俊造 外 八軒二本宛 〆 拾六本 一京都分 百三拾四本
 一伏見醍醐 六拾七本

〔中張式〕 西横堀京町はし 櫻や卯八 内 上元政五十六本五拾文かへ 蒲団 団扇惣入用高 三百四拾九本
 八月七日京橋 小張式被受 八寸ぬり百六本廿文かへ 八寸ぬり取合式百拾本十五文かへ
 スキヤ 七寸ぬり取合式百拾本十五文かへ

万人講 〇 南堀江黒金はし 伊丹稻荷講 戊年分 団代 〆 高九貫八百廿式文 小丸屋払
 上二本 伊勢屋惣介 三本 豊嶋屋伊七 代金壹兩貳分貳百文渡
 中二本 上二本 はりまや清兵衛 外拾二軒 廿四本但二本宛 (貼紙)
 中二本 中三本 合三拾本 〔亥年団扇上物二付老本二付三十式文、数三百本仕入、代九貫六百文〕

京都正介老人、持錢百文渡、伏見醍醐勇藏老人
京都何れも大小式本宛

伏見醍醐大小式本宛、内海三本・下村三本・大津三本

大坂・伊丹・池田・尼ヶ崎

六月朔日夜より勇藏遣ス、持錢二朱ト五百文渡ス

同四日朝引取

伊丹古講^ニ世話相成久越屋方寵越し一宿致^レ

一 京都團賦正介老人

ふしミ醍醐團扇賦正介老人

一 伊丹・尼ヶ崎・池田・大坂團賦

七月九日夜、船^ニ出立、十一日夕引取

戊年 勇藏遣ス

右前書蒲団為持遣ス

持錢金式朱五百文遣ス

大神供ニ付催触なし

七月朔日、神供奏進之事

七月七夕、朝五ツ時、神供奏進之事

神供相濟候上、殿上^ニ社司一同神人迄頂戴之事

数十八

数十八

十一【一】八

十一【六】八

赤べに

浅瓜

さつき

なすび

葉引



そうめん

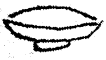
十八

そうめん



猪口

外皿か五ツ



同様

大五枚・小十五・へキ廿枚、祢且^⑤江前日申入置候

三々七枚

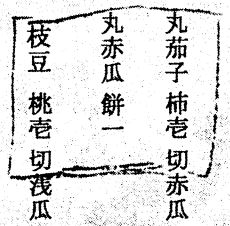
右何れも三々土器

三々七枚

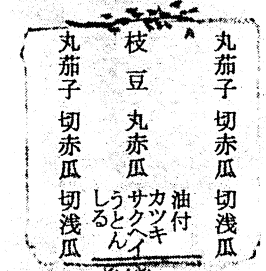
油付一枚

殿上社司

神人江計



丸茄子 柿 切赤瓜
丸赤瓜 餅一
枝豆 桃 壳 切浅瓜



丸茄子 切赤瓜 切浅瓜
枝豆 丸赤瓜
丸茄子 切赤瓜 切浅瓜

小神二ノ御膳
丸赤瓜 落子
其余八同様

右拾八職分

但、戊年御殿預・目代兩人不參ニ付数十六出ス

右殿上^ニ神人迄被下之、当家催

七夕神供買もの

- 一百十六文 【そは粉壺升】「うとん粉壺升」 亥年九十
- 一百廿文 小まくわ 七十 但、壺ツ六文ツ、
- 一式百四十文 大まくわ 十 壺ツ廿四文ツ、
- 一百三十式文 さや豆 四把

一百五拾文 りんご 十五

鯉節

柿 九十

ゆ 十

一百五十文 【中】〔白〕みそ

二百八拾文 なすび 百五十 内、神用八十四

一百六拾文 浅瓜 十本

一百文 白箸

一百六拾文 も、百【六】〔十〕

但、老ッ八文・六文位 内、神用八十四

一 上麦 壹升

一 式百五十文 さゝき 十把

一 からし

一 二文もち 八十四 万平江申付置、前日より

世話方

宇野 喜 六 九郎兵へ おみつ

三文字や久兵へ 辰 吉 おもと

出入方 玉や平右衛門 おとみ

紀伊国や市兵へ 勝右衛門老母およそ

〔頭書〕 亥年、七条新地

大まくわ十五 増やいと

小まくわ九十 増やみね

小内十五計 取調ノ者遣ス

左之通こんだてニ而社司一同神人膳当家催ニ付、座敷ニ而差出ス
取扱方 長兵衛・為二郎・清蔵

(貼紙)

「七夕買もの 八百や喜介

一 式百五十文 中なすび 百五十

一 百五十文 大 五十

一 五百八十文 大まくわ 十五

一 四百五十文 小同 九十

一 百六十文 さゝき 廿把

一 三十文 さや豆 四把

一 三百文 も、百

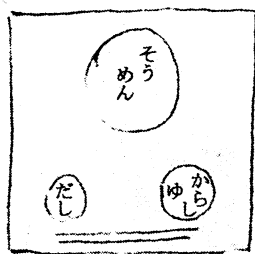
一 百文 同大 十五

一 百八十文 浅瓜 十五

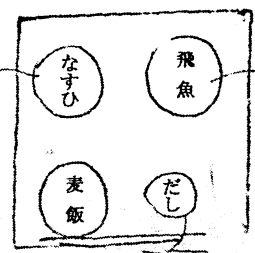
一 式貫式百廿文

一 百文 外宛 かき 九十

前出る



後出る 飛魚むしか、瓦かつを



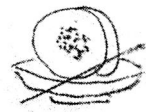
なすび・さゝき・白こましたし

菓子代

まくわ二切宛

まくわ

かへ

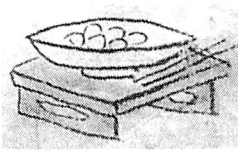
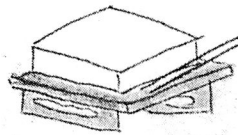
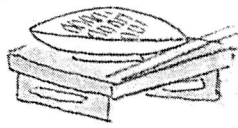


一さし鯖水つけ

二なすび・さゝき

三水もの りんご・もゝわ切・

浅瓜



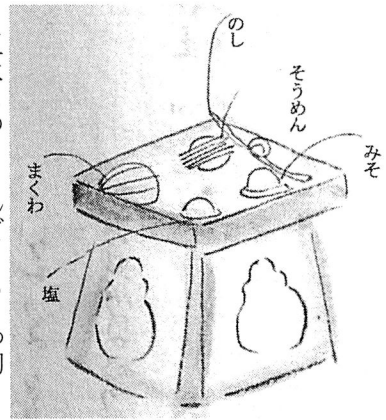
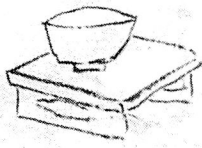
したし

四奈良漬・浅瓜・なすび

七夕 御殿預家より社務取送る、

麻上下着

使者



神事方暑中見舞分

大仏廿八町組当町

進物なし 戌 正面町

同 西 橋本上之町

同 亥 山崎町

下之町 年寄 伊勢屋喜兵衛

團扇三本宛 組 鍵屋甚兵衛

三軒 外

寺町仏光寺上ル 川合 八 蔵

新町四条上ル 高宮屋仁兵衛

烏丸綾小路上ル ならや治兵衛

寺町五条上二丁目 年寄 平井 権 七

團扇八寸七寸

スキヤ 三本

同 組役 大坂屋甚右衛門

同 岡田長右衛門

同 紙屋恒次郎

堺町蛸薬師上ル 久岡仁左衛門

團扇進もつ之方 拾壹軒三本宛

團扇数三拾三本分

亥年申込

寺町仏光寺上 川合 徳 蔵

仏光寺柳馬場西 板屋五郎兵衛 六角室町東入 近江や八兵衛

高辻富小路東 河内や茂兵衛

室町六角下ル丁 近江や利兵衛 三条室町東入 梓屋源介
三条烏丸西入 梓屋久兵衛 三条高倉西入 広田屋彦次郎
高倉六角東入 八文字や丈三郎 六角富小路西 山城屋宗三郎
堺町蛸薬師上 柳屋新介 堺町蛸薬師上 久岡仁兵衛
御池柳馬場東入 河崎や清兵衛
右之通、三日ニ見【申】舞、又は冬季宜敷願入置、尤神【人】〔事〕方
当人廻る

毎年冬分二大坂・伊丹・尼ヶ崎・池田講中江来春御札下シ置、十月・十一月・十二月之内、下男老人遣ス、持錢式朱ト五百文

万人講

大坂南堀江黒金はし

包札 式百枚 劍先 式百枚 伊勢や惣介
白箸 式百枚ヲマシ 四本もの扇子 五拾本 はりまや清兵へ
御供物 三合 大狐 二対
小狐 二対
添もの 大式ツ 本仕立曆式ツ 壹ツ六十四文
小 十三 長曆 十 壹ツ三拾式文

伊丹 稲内講

近年 百枚宛

包札 百五十枚 劍先 百五十枚
白箸 百五十膳 四本もの扇子 四拾本

供物 式合

添もの 大二 本曆式・小八 長曆八

伊丹 永寿講

包札 百枚 劍先 百数
四本もの扇子 三拾本 供もつ式合
白箸 百膳 添もの大二・小六〔本曆式・長曆六〕

池田講中

包札 廿枚 劍先 廿枚
白箸 廿膳 六本もの扇子 拾本
供もつ 半合 添もの 大一

亥年分買もの

御願堂 持阿弥

三貫文 扇子四本物 百廿本
三百三十五文 同 三本物 十本
壹貫文 六本物 六拾本
一壹貫五百四十文 こよみ 本九 六四
一壹貫三百四十文 長 三十三
一壹貫二百四十文 色箸 四百五十膳 百五十文かへ

尼ヶ崎 稲栄講

尼ヶ崎 扇子十六文かへ五拾本

是迄四本もの廿四本遣シ居候処、兎角数不足ニ付、六本ものニいたし五十本遣ス

包札 百枚 劍先 百枚
白箸 百膳 六本もの扇子 廿四本 五十本
供物 式合 添もの大二 小六

亥年 大分六十四文かへ本曆耆つツ、小分三十式文かへ長曆一枚ツ、十月遣ス

包札五百七拾数 劍先五百七拾数

白箸五百七拾膳 扇子百五拾四本

供もつ 耆升 狐大小 四対

添もの 大九・小三十

一 正月年礼之節、御札持参高

大麻 包札 式百枚 大坂市中分并用意分

狐四対 劍先 式百枚 同

白箸 式百枚 同

供もつ 式合 同

供もつ札 十 大坂市中

扇子 五拾本

添もの

惣御札入用高 包札 七百七拾数 劍先 七百七拾数

白箸 七百七拾膳 供もつ 耆升式合

供物札 式百三十数 扇子 式百四本

【添もの 大】

一 【池田】 札供物式百廿枚 丹州氷上郡和田

鯛屋 久次郎

鉄屋 弥吉

右松原西洞院東入山崎屋長兵衛方願置

外二 京都伏見札高

包札 八十五枚 劍先 七十四数

箸 廿一膳 扇子 五拾五本 入用

京都伏見・大坂・伊丹・池田・尼ヶ崎・丹州

右年々定式

御札入用高合

包札 八百五拾五数 劍先 八百四拾四数

白箸 七百九拾耆対 供もつ 耆升五合

供物札 式百三十包 扇子 式百六拾本

【九】(八) 月十五日芋名月 芋十二、たんこ十二 いも形三冊

但閏月有之候節八十三宛門内鎮守中様へ備

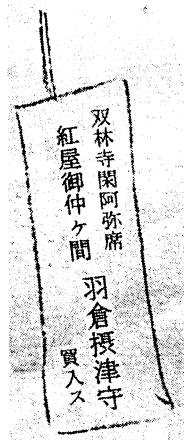
九月分 伊賀上野 藤堂金七、正五九月御供遣ス

七月十七日

御札廿枚・御膳一通・御神酒耆対、双林寺閑阿弥為持遣ス

紅屋仲ヶ間

春 羽倉より為持遣ス 十式匁・式匁



秋 松本より為持遣ヌ 十式匆・式匆

右両家へ同様ニ持参被致候

御初穂十式匆御供料

式匆 御札料

右両家へ左之通ニ而持参、但、前日

亥年より相改竹の賦

烏丸綾小路

ならや忠兵衛

○三条小川行当

小嶋 幸介

○猪熊丸太町上ル

鈴木

二条烏丸東へ入

近江屋徳右衛門

東洞院二条上ル

井筒屋甚兵衛

富小路四条上ル

ならや与兵衛

烏丸竹屋町上ル

近江や与右衛門

高瀬松原角

尾張屋平兵衛

○祇園石壇下北側みよとら 鈴木 おくま

二条宝町

小田 原や

麩屋町高辻上ル

原 豊 三郎

綾小路室町西入

帯屋 七兵衛

室町竹屋町上

浜口三右衛門

堺丁御池上ル

越前屋弥右衛門

○三条縄手東入

美のや徳右衛門

柳馬場錦小路上

大坂や七郎右衛門

烏丸仏光寺下ル

東洞院仏光寺上 肥前や久次郎

東洞院松原上 飛騨や彦兵衛

寺町五条上ル 【益】〔藤〕屋清左衛門

綾小路新町西入 ならや新右衛門

○蛸薬師大宮 北沢 おもと

右三月中旬相賦り申候事 但、老軒ニ付老貫目程

(挿入紙)

〔同 小神供〕

八月朔日、神供奉進

九月朔日、神供奉進

九月九日、神供奉進

十月朔日、神供奉進

十一月朔日、神供奉進 本社・白狐社・小社廻り燈籠晝七ツ時朝式燈門前両脇

十一月七日、同 森家

十一月八日、神供奉進

火焚前ふしミ昼後だし、伊丹屋久兵衛へみかん一籠奉納ニ付前々ニ受取遣ヌ

一火焚前紀州伊都郡麻生津 赤坂定右エ門

みかん一箱奉納有之候事

同郡同所 山城屋伝兵衛 伏見堀詰笠理へ着

十一月八日未ノ刻 神酒神供冬祭

神事方催

十一月八日、冬祭講中より神酒神供奉進

戌年ハ御神樂有之候ニ付神事方催、冬祭講中座敷罷見へ御神樂拝見之事、

夕七ツ時より献上、暁七ツ時相濟、四角幕張參詣留いたし、神事方座敷
ニ講中支度休足いたス、仕出し方竹屋講中、麻上下着

(貼紙、三枚)

「来八日、御神樂執行候ニ付冬季祭神供未刻相催候、万端昨年之通御心得
無遅之御参社可被成候也

十一月六日

為縞

右之通社務達有之

十一月七日朝、ふしミ伊丹屋久兵衛蜜柑老籠取ニ遣ス

一七日朝、森家神供調進

一七日昼後、本社かり家建る

一七日昼後、本社・白狐社・小社台焼灯出し置

一七日、本社掃除いたス

一七日、諸弘事廿日払

一七日、神楽頭松本家御物師

一七日、本社翠簾かけかへ

一七日夕、玄閑行燈出し置

一八日、暁八ツ時、目明

本社御燈、白狐社・荷田社御燈、諸燈籠・御燈、本社あみ行燈

台焼灯 本社式本・白狐社老本・荷田社老本・門前式本

「八日朝、玄閑行燈出し出入

八日朝、本社構ごさきり すゝの尾掛かへ

八日朝、神供催来る、案内触来る

八日五ツ前時、神供調進、夫より日供白狐社・荷田社御膳調進

一八日、ミす越調進

一八日朝、神事方 神酒神供御物師

一昼前、同本社かり家へ、屏風老張、畳三帖、上敷三枚、大和風呂一、

錫台老本、まく老張、土ひん大小式、茶わん五、火鉢一、田葉粉盆老

一神事方八日七ツ時、神供調進

一八日夕、神酒・神供、神供前本社前繩張

(挿入紙)

「撰州尼ヶ崎浜田村田中次兵へ

同 別所村堀川九左衛門」

当社御神之義、往古ハ毎々執行有之候得共、天文十二年已来中

絶ニ相成候処、今度 禁裏御所格別之御思召を以御再興被 仰

下、来ル十一月八日樂所十員参向執行いたし候、此段為御吹聴

如此御座候、以上

戊十月 稻荷社社司中[㊟]

冬季祭 御講中

然は来月八日、当社冬祭例年之通神供備進之後、官裁シ 御神

樂致執行、天下泰平・正体安穩・夷賊掃攘・万民娛樂之御祈

禱相勤候間、例年之通、当日正九ツ時ニ必社頭江御参着御座候

様致度、尤八日 御神樂中ハ中門玉垣之内雜人参詣相止候得共、

御講中ハ格別之御由緒之義ニ付、各々拝見相成候様取計仕候間、

其御心得ニ賑々敷御参詣可被下候、右御案内之為如此御座候、

以上

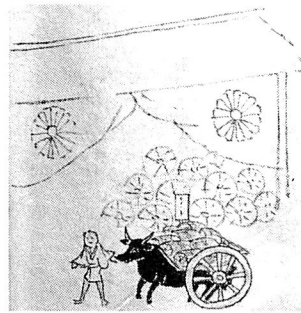
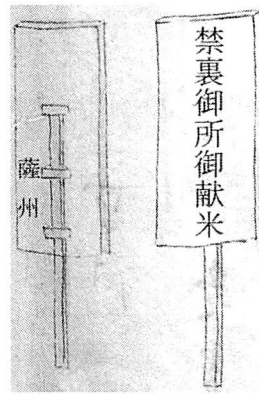
戊十月

稻荷社社司中

講中夫々(マツ) 運名相記

十月十七日

此度禁裏御所より御献米五十石奉納相成候事、
右二付十九日神供奉進之事、当家催ス



十一月晦日、犬吠神事

左の形

一小豆飯 小豆廿 壺斗五升

一蜜柑

一籠

但小豆三升入

右三ツ峯命婦谷江 但、見計供進之事

凡ニキリメシ式ツ三ツ三峯江壺ツ宛

供進後小供へ遣ス、但、門内ニ桐集

戸ヲ開ユクヨリ壺人宛出ス 小豆飯壺ツ・みかん壺ツ宛

家内期深

一汁 一鱈大根

焼もの・干物見計

前日ニ申入置、手伝人九兵衛

十二月

一当年貢上納之節 庄屋・年寄 一汁 一大根ホリタテ

当時賤少三而九斗九升也

一カスカキ 酒出ス

十二月日

一御本社御煤払二付、御殿預家より調進

用意しのぶ竹十六本 但、長壺間半計

十二月申ノ日 亥年十二月十二日当

簾三箒五本 正官五軒分 一同 拾壺本 彌宜・祝中

但、故障有之候節は人数又糺減差出ス、尤万延元年ハ無人ヲ七本出ス

一同 五本 神人分

一わら手箒 五本 一櫻箒 五本

一手桶 壺 一桶 壺

一拭 三ツ

十二月十三日

一荷田祭二付社中神人已下其外出入方以下男令案内

御社司一統神人五人・非役神人

出入方 甚之丞 佐吉 新兵衛 いし

種重 鍋嘉 九兵衛 もと

鍵文 菱卯 源三郎

権太夫 長兵衛 弥四郎

仁兵衛 玉平 喜左衛門

喜平次 たね みつ

一 荷田社神供献上調進、隔年 竈・目代、供進正預勤仕、故障節目代勤仕
御手長・氏人・神人一藤出仕

雑煮・ミカン

当日朝、供進之輩雑煮出ス 戌年 氏人・伊勢守殿・左内・権之介
西 出頭 目代・石見守殿・神人左内

雑色供老人・麻上下老人・下部式人

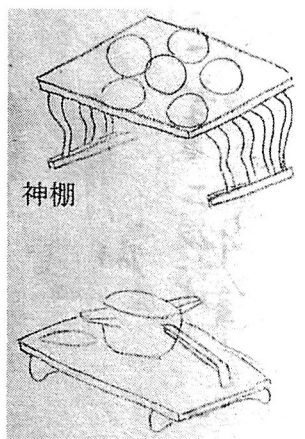
一 汁 押立 一豆腐 一丁四ツ切壺ツ宛入、コセウ粉

大根わ切三ツ 但、替重箱ニ水な計造ラセ出ス

一 鱈 大コン ミカン 一水菜 白ミノアへ、カラシ

カツキ ケン 一引盃

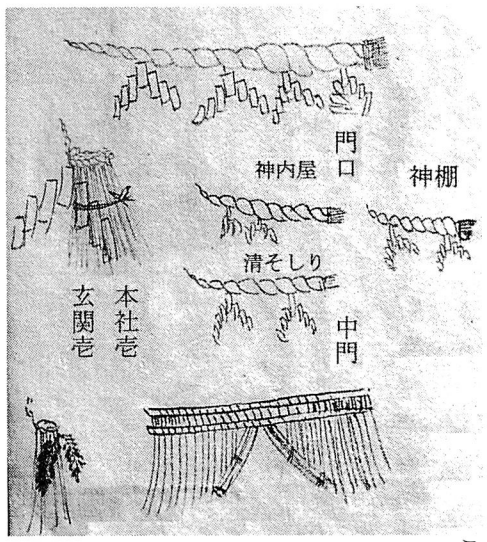
一 盃 つりサイ切三切ツ、 一肴 カスノコ
入る、カスイリニ



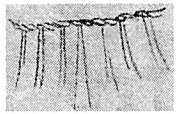
神酒 青侍 左吉老人
御膳 麻上下 勇藏老人
看板着 弥介老人

神人一藤 榊麻付持参
非役 麻 持参行

昆布 壺枚 池田節老本
本俵 壺把 たら 壺
海老 壺 湯う 壺
みかん 壺 かうじ 壺
橘 くしかき壺本



ころ柿凡五ツ



白狐社 白狐社、幣杉原二ツ切
小社 小社・天皇宮、幣杉原四ツ切
天皇宮
門口 杉原八枚重四ツ切



本社玄関 礼奉書八枚重

十二月廿一日、暁七ツ前時、明目餅つき 権之介・源左衛門・おたね
右当家分五ツ過時濟、夫より北羽倉分濟、権之介分都合正九ツ時無滞
相濟、御祝義せんさい
酒肴 かすのこ・くき・酒

一 荒神 壹斗 一 土蔵 五升 一 星付 五升

三合宛十五

一 居鏡 四升 数八ツ

一 社務遣ス 五合三而式枚



一 菱 二枚六升、

一 カキもち 二升五合壹枚

神人用

六月朔日用

十二月十日・十一日

煤払無滞相濟候上、手伝人 権之介・九兵衛代り忠兵へ・源左衛門

祝義 かすのこ 汁

干もの

十二月廿四日・廿五日、所々門口砂持

下男式人 本社両脇

門前両脇

玄関両脇

中門両脇

白狐社両脇

荷田社・小社廻り

北羽倉分

ノ

一 節分夕、御社豆打社司又は氏人之内勤、侍麻上下・下男式人供

一 若宮 目代家より豆打有之、

上 殿社務より豆打有之、小社夫々相濟候

上、家内打寄下部向、夫々年取祝、当家座敷廻り、居間・土蔵・

其外諸間・役所始、下男女部屋・裏小屋至迄麻上下着、福わ内卜

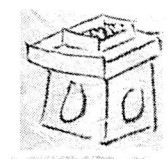
申、豆打其跡【多】〔れ〕ん木持、御尤く卜言、同道行

神前用 右豆打下男申付

神折敷ニ 祝義 百文・

クリ豆 扇子壹本出る

三四合計

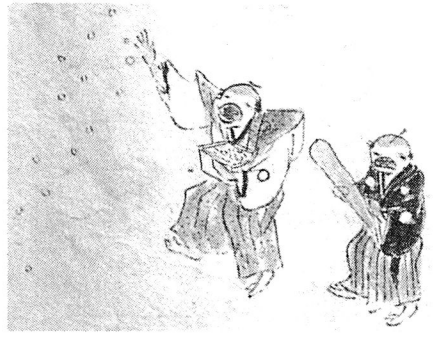


福わうち

神楽所差出ス 二合計

社務差出ス 二合計

十二月晦日夜、祝義そば



下社へり六尺一寸 廿六筋

幅 二寸四分

天地へり七尺五寸 式筋

幅 式寸四分

前垂 七尺式寸 壹枚

幅 五寸五分

長サ正三六尺五寸

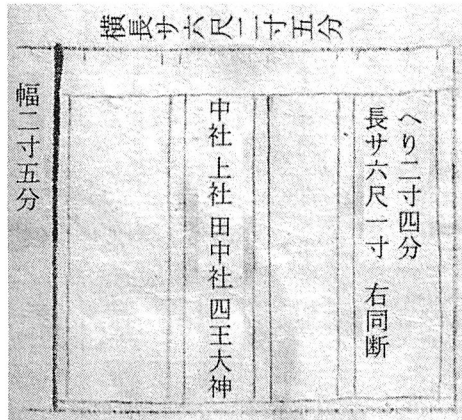
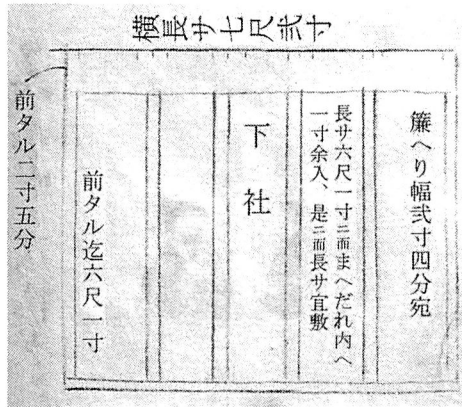
四ヶ所

中社・上社 へり六尺二寸五分 八筋

田中社・四社 天地幅 二寸四分

前垂 六尺二寸五分 四枚

幅 五寸五分



配分割方 一銀廿壹匁三分三厘 社務 一銀廿壹匁 三分三厘 目代

一銀拾貳匁 神樂 松本 一銀 三拾匁 神子筒吹キ

一銀貳匁 衛士^江遣ス 一湯笹片

湯笹片 塩鯛片

次米壹盃 洗米壹盃

昆布壹枚 神酒壹対

三方壹膳

御札 次米壹盃 願主^江遣ス

出勤神子壹人・筒吹壹人・衛士兩人

一前々日、正官等令囃置候、并年預幕壹張御用意申入候

一湯釜敷物等目代へ御用義、申込候事

一前々日位二神樂方米山申進候事

一神樂之義松本へ令沙汰候事

百銅 神樂 割方 社務 拾壹文

御殿預 拾四文

松本家 五十六文

神子 九文

はやし方 六文

御札 杉原壹束・紙敷四百八拾枚

右神札仕上

大札 九百六拾枚 小札 九百六拾枚

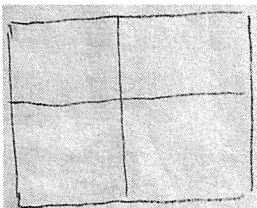
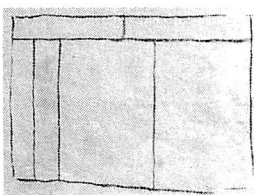
中入小札 九百六拾枚

右出来候事

神札中入

杉原一枚四ツ切

劔先同様之事



- 御湯料 白銀三枚
- 御神楽料 銀拾貳匁
- 一幣 但ミノベ 一湯笹 壹対
- 一塩鯛 壹掛 一昆布 貳枚
- 一三方 四膳 一注繩 三筋
- 一柄杓 壹本 竹 二タケ一、三タケ・六タケ一
- 但力けい 一割木 但松木
- 一次米 貳
- 一神酒 壹対 但すゝ入
- 一竹 二本 但葉付

壹ヶ年札入用

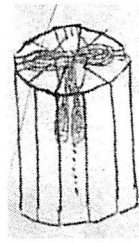
凡 神樂所札 貳千三百対

包札 貳千数

劔先 千数

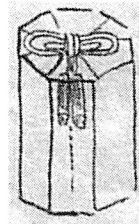
大々祀式御袋

八角 正一位稻荷五社大明神



大祀式

六角 正一位稻荷五社大明神



神札 千貳百対
供物札 千包

本祀式

四角 正一位稻荷大明神



本袋

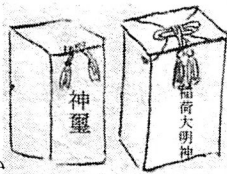
中金上廿九匁五分

かぶせ

中 廿壹匁

中祀式

四角 本袋



本袋 廿六匁

かぶせ十九匁

かぶせ

但 荒絹 壹匁五分上リ

房ヨリ糸代 六匁

房糸 代三匁四分

正一位稻荷大明神与縫いたし候 別段

神号有之候ハ、一字二付五分ツ、上リ

縫一字五分

正五九

一北野光薬坊より御札納

御初穂百銅、御膳料六匁

仍人竹屋庄兵衛

一伏見帯刀町 丸屋甚兵衛

右旧臘 元銀貳貫貳百目 利滞四貫六百八十匁六分 右亥五月迄利滞

此利滞内貳貫百五拾匁まけ二而引

差引利残り二貫五百三拾壹匁六分

外 元銀貳貫貳百目 合銀四貫七百三拾壹匁六分、此銀五拾枚直シ

外 金五兩引当物道具焼失残り直段直シ

右此度收納相成候

示包

正月元日

御神酒

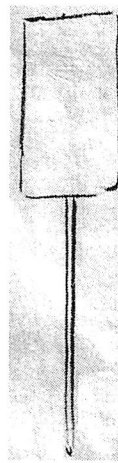
二月初午

御供

四月還幸

御鏡壹斗一重

十一月火焚



(貼紙)

「二筆致啓上候、暖氣相催候処、先以 愈御安健被成御座珍重奉奉賀候、然ハ【今】〔昨〕還幸於 神前二商売繁栄御家内安全之遂祈願勤行并御供 献上、則退供御膳五重御膳一通神酒相添差進候間、目出度御受納可被下候、以上

羽倉撰津守

前田健蔵

丸屋甚兵衛殿

杉原二ツ折」

大神供之節社司之図

新神供浄衣着用之事



【此ひれ】「此裾
こしにはさみ置候

百銅神楽割方

社務拾壹文 松本家 五十六文

御殿預拾四文 神樂子 九文

はやし方六文

子八月廿日

一臨時御祈神供買もの

御膳壹式 十膳

一小鯛 五 一するめ 十 一洗米三合

一ふな 五 一わかめ 廿文 一神酒五合 小重 五十五

一川多ひ 五 一かちくり半合 一はし五 是し掛五

大栗なら廿五

一塩引 めくろ巻 一大根 一本

【かます五】 一まめ 半合

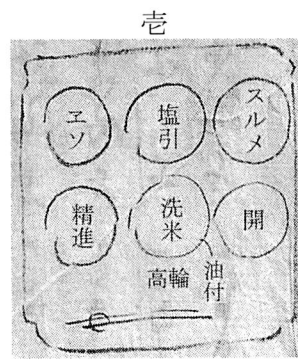
一ゑそ かます五 一かや 半合

(貼紙)

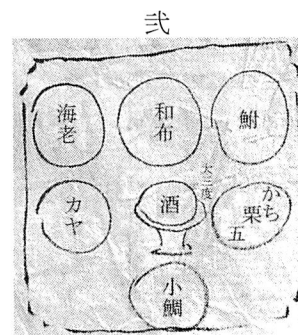
「子八月分

臨時御祈禱御膳竈家調進

拝殿社務始順



買もの入用下ニ委敷印有」



小重五十五

三度 五 早立杉原二枚付

油付 五 但四寸角 百廿枚

官情箱寸法

大々祀式より上ハ箱寸法究なし、如何様ニも出来候事

大々祀式 長サ 幅 一【本】「大」祀式 長サ 壹尺壹寸三分 七寸壹分

本祀式 長サ 幅 一 中祀式 長 九寸八分 七寸式分

小祀式 長サ 幅 一 略祀式 桐落シ 長 八寸四分 四寸

略式組箱 長サ 八寸 奥 三寸九分

略式組箱 長サ 八寸 奥 三寸九分

略式組箱 長サ 八寸 奥 三寸九分

略式組箱 長サ 八寸 奥 三寸九分

略式組箱 長サ 八寸 奥 三寸九分

略式組箱 長サ 八寸 奥 三寸九分

幅 三寸八分
奥 三寸九分

大々祭祀式 金百廿兩
本大祭祀式 金七拾五兩
中大祭祀式 金五拾五兩
小大祭祀式 金廿五兩
大祭祀式 金廿五兩
大々祀式 金十七兩
大祀式 金八兩貳分
本祀式 金五兩三分
中祀式 金三兩貳分
小祀式 金一兩貳分式朱
略祀式 金壹兩
大略式 金貳分式朱

奉願上候口上書

一御社御神用御袋并經師屋相替御用向被 仰付、御蔭を以追々繁栄仕難有奉存候二付、此度相改御加入被為仰付被下度奉願上候、何卒御聞届被為成下候ハ、如何計難有仕合奉存候、依之願書奉差上候、此段奉願上候、以上

文久三年亥八月

寺町仏光寺下ル

經師屋治介〇

稻荷御社御月番

右廻文東大西月番、 八月廿二日伺濟、 札廻り致ス

一札

一此度御当社御袋物經師等御用向御出入、願之通り被 仰付難有奉存候、然ル上は御一社中御用之品も是迄通り随分念入御期定無滞滞調進可仕候、尤御社中方之外他向より御神号繡入之御袋被詔候共、兼々相心得候通、決而受取不申候得共、猶亦此度御改被仰付段承知仕、紛敷商売仕間敷候、万一子孫至り心得違之者有之候ハ、如何様共可被仰付候、仍御受書奉差上候、以上

文久三年八月

經師屋次介〇

稻荷社御月番

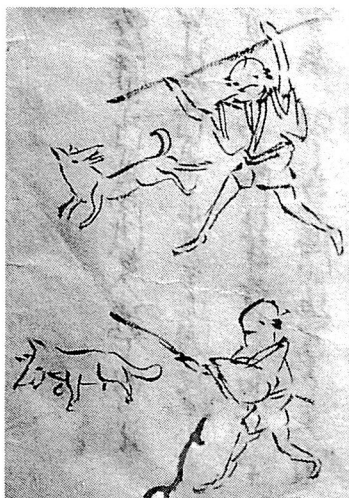
稻荷御社
御神用御袋調進所
嶋津次介

亥七月廿日より社頭犬追相始

社司順廻り

社司下男老入

境内百性老入 貳人宛



〔氏〕正五位下氏人 荷田信可 羽倉伊勢守
正五位下行氏人 荷田信平 羽倉石見守
従五位上行氏人 秦 公恭 毛利出雲守

神人一藤 尾崎左内 二藤 尾崎外記
同 三藤 辻 右 内 四藤 尾崎主税

同 五藤 尾崎要人
非役神人 尾崎作二郎 取次 清水專吾

尾崎菊二郎 前田健藏
尾崎友二郎 武部文作
尾崎權之介 長谷川隼人
大西徳兵衛

御断一札

一先達稻荷村庄屋市郎右衛門始、連印を以御用途金奉拝借罷在候処、此
度証文書役被仰付候付而は、是迄上納之節御下ケニ被成候、御受取書返
上可仕筈紛失仕奉恐入候、以来如何様之書付出候共可為反古候間、此段
御断奉申上候、以上

稻荷社司羽倉撰津守役人

文久三年亥二月

前田健藏

紀州様御役人衆中

九月分定例翠簾越調進願主

此分臨時

ふしみ海道五条上ル

一新宮川町五条上ル二丁目

武田作右衛門

菱や重介

祇園町

八百とよ

一下立売室町東入

日くらし丸太町上ル

灰や孫兵へ

宮崎鶴吉分 一文字や清兵へ

一万寿寺新町西 月見町 くわ前

同丁 上澄や長兵へ 一麩や町仁兵衛 中 徳

十一月火焚

八日献上

ふしみ立石 高井武右衛門

御鏡餅老斗〔老重〕〔五重〕

同豊後はし 伊丹屋久兵衛

包札老枚 伏見帯刀町

蜜柑老籠献上

書状付前ニ書出ス 丸屋 甚兵衛

子年

毎月定式御祈禱構番割

正月 社務 二月 中神主

三月 上神主 四月 御殿預

五月 目代 六月 社務

七月 中神主 八月 上神主

九月 御殿預 十月 目代

十一月 社務 十二月 中神主

河内交野郡田口村講中

七話人 東ノ丁 平兵衛

老軒分白米老升宛奉納

西丁 政右衛門

元七話方 孫右衛門

出屋蔵 七左衛門

庄兵へ

外四十式人

大祀式

正一位稻荷五社大明神安鎮之事

右本官之□秘而不他家之所知故、猥警修封之也、雖然々国々郡村願主

名前書入常崇敬 当社殊于他、且今般請安鎮本山之神靈因、謹而大

祀式修封之嚴璽令授与焉、永奉祭祀無怠者可為家門安全繁栄長久之鎮

護者也

年号何月豊日 從五位下行撰津守荷田信義 正預之印

本祀式

正一位稻荷大明神安鎮之事

右本官之奧秘而所次猥警修封之也、雖然々国々郡々村名ニ常察於

当社殊于他、且今般請安鎮本官之神靈因、謹而本祀式修封之 嚴璽

令授与焉、永奉祭祀無怠者可為家門安全長久繁栄之鎮護者也

惣本宮

正官御殿預

從

中祀式

正一位稻荷大明神安鎮之事

右雖為本官之奧秘、依各別之願望中祀式修封之 嚴璽令授与

焉、祭祀鎮之莫怠也

惣本宮

正官御殿預

從

国々郡々村 何々誰殿

小祀式 同断

略祀式 同断

略式 同断

大祭祀式

正一位稻荷五社大明神安鎮之事

右本官之鄭秘而不他家之所知故、猥警修封之也、雖然何国何郡何村【何

某】之輩常崇敬 当社殊于他、且今般請為何某鎮守鎮本山之神靈因、

謹而大祭祀式修封之、奉勸遷 嚴璽于其清地齋場、其永奉無怠祭祀於

尊信者、可為其所繁栄安全長久幸福之鎮護者也

文久

命婦谷 貳ツ

大神宮前木 壹

神前中門内 北四本 南三本

白狐社金灯籠 貳ツ

石 壹

中門前南 壹本

楼門北前 壹本

荷田社前 壹

中門前南 四本

表馬場 六本

手水洗掛行燈 壹

神幸道 四本

表馬場 六本

内式本【鎮】・式本持參

毎夜火入

白 壹 本社 十一

楼門前壹本

大神 壹

中社 三

表馬場五本

荷田 壹

中門前南壹

神幸 廿本

門内 三

手水鉢壹ツ

外神社十ツ

内 貳

内 貳

門内鎮守 貳ツ
本社 十卷
神小屋 貳ツ
荒神 壹
神棚 貳ツ

〆十八本
惣〆四十五数

今日執奏家より依召目代出頭之處、来廿四日卯之刻、官幣使四辻中将殿
参向之旨被申渡候、雑掌村上出会、別段御請御神楽之義者無之候
一当日伯殿御出候哉、又は雑掌入来候哉、未不相分、尚又跡より可被申も
の也

甲子四月三日 為縞

惣御中

一来二十一日 四辻中将殿午刻出門、内見参向之旨、今日被申達候、仍為
御心得申入候

四月十四日 為縞

(裏表紙扉)

一 羽倉

正隆 (花押)

(裏表紙に墨書)

「前田健蔵

菅原正隆」

東羽倉家文書史料集 一

東丸遺墨

荷田直子・いし・左仲書状集

元文元年 羽倉信名江戸在府日記

元文三年 羽倉信名江戸在府日記

元治元年 秘記

平成二十五年（二〇一三）十一月十五日発行

根岸茂夫（國學院大學文学部教授）

発行 國學院大學文学部 一二〇七研究室

〒一五〇八四四〇

東京都渋谷区東四丁目十番二十八号

印刷 協和オフセット印刷株式会社